



# 山形県公報

令和2年6月9日(火)

号 外 (21)

## 目 次

### 公 告

○包括外部監査結果に関する報告の公表…………… (監査委員) …… 1

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、山形県包括外部監査人柴田真人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年6月9日

山形県監査委員	小	野	幸	作
山形県監査委員	木	村	忠	三
山形県監査委員	武	田	一	夫
山形県監査委員	海	老	名	信

令和2年6月9日印刷  
令和2年6月9日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

令和2年6月9日（火）

山形県公報 号外（21）

令和元年度

## 包括外部監査の結果報告書

（テーマ）補助金に係る事務の執行について

令和2年3月

山形県包括外部監査人

柴 田 真 人

<b>第1章</b>	<b>包括外部監査の概要</b>	<b>1</b>
1	監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	特定の事件を選定した理由について	1
4	包括外部監査の実施期間	1
5	包括外部監査の対象期間	1
6	包括外部監査の方法	2
7	包括外部監査人および補助者の氏名・資格	2
8	利害関係	2
<b>第2章</b>	<b>包括外部監査対象の概要</b>	<b>3</b>
第1	山形県の「負担金、補助及び交付金」の状況	3
1	直近5年間の推移	3
2	平成30年度決算における「負担金、補助及び交付金」の概要	5
第2	補助金等の事務手続	8
1	補助金等の定義	8
2	補助金等の事務手続	8
3	本庁と総合支庁との事務・権限移譲	12
第3	監査の対象とした補助金等	14
1	抽出基準	14
2	監査の対象とした補助金等	15
<b>第3章</b>	<b>包括外部監査手続の概要</b>	<b>19</b>
1	抽出した補助金に対して実施した監査手続	19
2	過年度包括外部監査結果に対する措置状況の確認	23
<b>第4章</b>	<b>包括外部監査の結果</b>	<b>27</b>
1	監査の結果及び意見について	27
2	監査の結果及び意見の全体像	27

3	監査の結果及び意見（総合意見）【意見】	28
4	監査結果及び意見（各補助金に係る指摘事項及び意見の一覧）	38
<b>第5章</b>	<b>監査の結果（各論）</b>	<b>46</b>
第1	事前調査票に基づく分析	46
1	所管部局別内訳	46
2	財源別内訳	47
3	種類別内訳	48
4	存続期間別分析	48
5	終期設定の有無	49
6	成果目標設定の有無	49
7	1 補助金当たりの金額帯別分析	51
8	1 先当たり補助金交付額の内訳別分析	52
第2	抽出した補助金に対する検討	53
1	職員診療所運営費補助金	53
2	山形県私立学校一般補助金	56
3	公益社団法人山形県私学退職基金社団事業費補助金	61
4	山形県軽油引取税特別徴収納税貯蓄組合補助金	62
5	山形県運輸事業振興助成費補助金	64
6	食の安全フォーラム開催費補助金	66
7	再生可能エネルギー発電事業等促進資金利子補助金	67
8	再生可能エネルギー設備導入事業費補助金	70
9	浄化槽整備促進事業費補助金	71
10	やまがた出会いサポートセンター負担金	72
11	私立学校教職員研修事業費補助金	74
12	ひとり親家庭生活応援給付金等事業費補助金	76

13	結核予防費補助金	78
14	新型インフルエンザ患者対応医療機関設備整備費補助金（入院）	79
15	灯油購入費助成事業費補助金	81
16	バリアフリー化推進事業費補助金	84
17	山形県医師会事業費補助金	86
18	軽費老人ホーム事務費補助金	88
19	明るい長寿社会づくり推進事業費補助金	90
20	山形県社会福祉事業団運営費補助金	92
21	移譲社会福祉施設機能強化等支援事業費補助金	94
22	山形県産業賞委員会補助金	96
23	信用保証協会保証料補給補助金	98
24	小規模事業経営支援事業費補助金	101
25	中小企業団体中央会補助金	107
26	経営基盤強化体制整備事業費補助金	110
27	中小企業スーパーTOTALサポ事業費補助金	113
28	小規模事業経営支援事業費補助金	115
29	やまがたチャレンジ創業応援事業費補助金	118
30	企業振興公社運営費補助金	121
31	慶應義塾大学先端生命科学研究教育研究費補助金	125
32	山形県産業技術振興機構運営費補助金	128
33	有機エレクトロニクス実証等事業費補助金	130
34	山形県企業立地促進補助金	133
35	山形県ソフト産業立地促進補助金	136
36	山形県中国ハルビン事務所運営活動費補助金	137
37	輸出支援体制機能強化補助金	139

38	シルバー人材センター連合会支援事業費補助金	142
39	グリーン・ツーリズム推進事業費補助金	143
40	山形県観光物産協会運営費補助金	145
41	ロケ誘致促進事業費補助金	148
42	地域資源活用交流促進事業費補助金	150
43	山形県国際交流協会事業費補助金	151
44	博物館共催事業負担金	155
45	山形県芸文美術館運営費補助金	157
46	芸術文化団体育成費補助金	160
47	県民文化振興事業費補助金	161
48	国民文化祭派遣事業費補助金	163
49	モンテディオ山形ホームタウン活動事業費補助金	164
50	スポーツ振興 21 世紀協会運営体制強化事業費補助金	167
51	公益財団法人やまがた農業支援センター活動強化事業費補助金	172
52	山形県農業法人人材確保・育成支援事業費補助金	176
53	学校給食における地産地消推進事業費補助金	179
54	食産業王国やまがた推進事業費補助金	182
55	やまがた食産業クラスター協議会運営費補助金	187
56	米需給調整推進費補助金	190
57	安全安心エコ農産物認証支援事業費補助金	194
58	有機農業ネットワーク構築支援事業費補助金	197
59	園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金	199
60	山形県和牛繁殖雌牛増頭事業費補助金	205
61	山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金	206
62	公募型支障木伐採事業費補助金	208

63	保安施設検査業務費補助金	211
64	がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金	213
65	住宅リフォーム総合支援事業費補助金	215
66	山形の家づくり利子補給補助金	218
67	むらやま子育てサポートふれあい体験事業費補助金	220
68	山形県離島航路補助金	222
69	山形県県産貝類安全対策事業費補助金	224
70	新聞を活用した教育活動への支援事業補助金	225
71	山形県指定文化財管理費補助金	227
72	山形県中学校体育連盟補助金	228
73	山形県高等学校体育連盟補助金	231
74	山形県体育協会運営費補助金	234
75	山形県競技スポーツ強化費補助金	235
76	山形県競技スポーツ強化費補助金（オフシーズン強化育成事業）	240
77	オリンピックメダリスト育成事業費補助金	243
第3	平成15年度包括外部監査結果に係る措置状況	248
1	一般社団法人山形県農業会議補助金	248
2	農業近代化資金利子補給補助金	249
3	青果物価格安定対策事業費補助金	254
4	死亡牛BSE検査体制支援事業費補助金	258
5	地籍調査事業負担金	261
6	山形県土地改良負担金償還平準化事業利子補給補助金	263
7	園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金	265
第4	平成21年度包括外部監査結果に係る措置状況	270
1	3R研究開発事業費補助金	270

2	やまがた若者チャレンジ応援事業費補助金 .....	273
3	介護のお仕事プロモーション事業費補助金 .....	275
4	NPO活動促進事業費補助金 .....	277
5	元気な6次産業化ステップアップ支援事業費補助金 （小規模6次産業化施設整備支援事業） .....	278
6	元気な6次産業化ステップアップ支援事業費補助金 （6次産業化施設整備支援事業） .....	280
7	元気な6次産業化ステップアップ支援事業費補助金 （スモールビジネス創出支援事業） .....	282
8	元気な6次産業化ステップアップ支援事業費補助金 （商品・販売力向上支援事業） .....	284
9	食産業王国やまがた推進事業費補助金 .....	286
10	農業水利施設保全合理化事業費補助金 .....	287

## 第1章 包括外部監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号。以下、「法」という。）第252条の37第1項および第2項に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件（テーマ）

補助金に係る事務の執行について

### 3 特定の事件を選定した理由について

「山形県財政の中期展望」（平成31年2月）によれば、県の財政は、社会保障関係経費や公債費が高い水準で推移していること等により、多額の財源不足が生じ、財政調整基金を取り崩して収支の均衡を図っている状況である。

県は、厳しい財政状況の中で持続可能な財政基盤を確立するため、「山形県行財政改革推進プラン」（平成29年3月）に基づき、歳入・歳出の両面から財源不足額の解消に向けた対応策を講じている。このうち、歳出の面では、事務事業の見直し・改善の取組みを行っており、平成30年度及び令和元年度は、その一環として、県単独事業として実施している補助金の一部について点検を行っている。

県の平成29年度一般会計歳入歳出決算における歳出合計は5,841億円であり、このうち「負担金、補助及び交付金」の額は1,485億円と全体の25.4%を占めている状況である。

こうした厳しい財政状況の中、歳出の重要な割合を占める補助金の執行状況について、公益性、有効性、合規性等の観点で監査することは意義が大きいと考え、今回の包括外部監査のテーマとして選定した。

### 4 包括外部監査の実施期間

平成31年4月から令和2年3月までの期間、監査を実施した。

### 5 包括外部監査の対象期間

原則として平成30年分の執行分（必要に応じて他の年度分も対象とする。）

## 6 包括外部監査の方法

### (1) 監査の要点

- ① 補助金の目的は明確か、公益上の必要性は認められるか
- ② 補助金が公益目的に適切かつ有効な効果を期待できるか
- ③ 交付先の選定にあたり、公平性・透明性は確保されているか
- ④ 補助金額の算定方法及び交付時期は合理的か
- ⑤ 補助金交付事務手続は、関係法令等に準拠しているか
- ⑥ 補助事業の実績報告及びその審査は適切に行われているか
- ⑦ 補助金の効果測定・評価は適切に行われているか

### (2) 監査手続

- ① 平成 30 年度に県が交付した全補助金についてアンケート調査を実施した。
- ② アンケート調査の結果に基づき手続対象とする補助金を抽出し、所管部局に対して監査要点に基づくヒアリングを実施するとともに、補助申請書類や実績報告資料等について閲覧した。
- ③ 必要に応じて補助金交付団体への往査及び証憑書類の閲覧を検討した。
- ④ 過年度包括外部監査において指摘事項・意見となった事項に対する措置状況を確認した。
- ⑤ その他監査人が必要と判断した手続を実施した。

## 7 包括外部監査人および補助者の氏名・資格

### (1) 包括外部監査人

公認会計士 柴田 真人

### (2) 補助者

公認会計士	吉沢 公人	公認会計士	富樫 研輔
公認会計士	松田 卓也	公認会計士	浅野 和宏
公認会計士	齋藤 翔太		

## 8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人および補助者は、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2章 包括外部監査対象の概要

### 第1 山形県の「負担金、補助及び交付金」の状況

#### 1 直近5年間の推移

県の一般会計歳入歳出決算事項別明細において、「節」区分で公表されている「負担金、補助及び交付金」の平成30年度までの5年間の推移は次のとおりである。

5年平均で歳出予算の24%という高い割合を占める歳出であり、消費税率の上昇や会計処理の変更等による一時的な増減はあるものの、社会保障給付関係の負担増に伴う扶助費や補助負担金の増により、継続的に増加傾向にある。

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
負担金、補助及び交付金(A)	129,804	142,710	145,881	148,507	140,059
対前年度増減額	-	12,905	3,170	2,626	△8,448
対前年度増減率	-	9.94%	2.22%	1.80%	△5.69%
歳出合計(B)	581,392	590,766	591,645	584,100	587,502
A÷B	22.33%	24.16%	24.66%	25.42%	23.84%

(各年度における対前年度増減の主な理由)

#### 【平成26年度(H26)→平成27年度(H27)】

消費税が5%→8%になったことに伴う地方消費税交付金の増  
(H26：12,940百万円→H27：21,225百万円)

#### 【平成27年度(H27)→平成28年度(H28)】

社会保障給付関係の負担増に伴う扶助費や補助負担金の増  
(原因となった主なもの)

##### ①教育・保育給付費に係る負担金及び補助金

(H27：3,189百万円→H28：3,743百万円)

##### ②後期高齢者医療財政安定化対策事業費に係る負担金及び交付金

(H27：2,861百万円→H28：3,352百万円)

##### ③国保財政安定化対策事業費に係る負担金及び交付金

(H27：9,561百万円→H28：9,776百万円)

【平成 28 年度（H28）→平成 29 年度（H29）】

社会保障給付関係の負担増に伴う扶助費や補助負担金の増  
(原因となった主なもの)

①教育・保育給付費に係る負担金及び補助金

(H28 : 3,743 百万円→H29 : 4,413 百万円)

②介護給付費に係る負担金 (H28 : 15,145 百万円→H29 : 15,535 百万円)

③介護・訓練等給付費に係る負担金 (H28 : 4,160 百万円→H29 : 4,458 百万円)

【平成 29 年度（H29）→平成 30 年度（H30）】

国保財政安定化対策事業費（高額医療費共同事業負担金・調整交付金・保険基盤安定制度負担金）の減（H29 : 9,038 百万円→H30 : 3,284 百万円）

※平成 29 年度まで「負担金、補助及び交付金」に計上していたが、平成 30 年度から「繰出金」（国民健康保険特別会計への繰出金）に計上したことによる減

なお、「負担金、補助及び交付金」はさらに「負担金」「補助金」「交付金」の各細節に分けられる。各細節は、「地方財務実務提要」（地方自治制度研究会編集、ぎょうせい）によると次のとおり区分される。

(1) 負担金

法令又は契約等によって地方公共団体が負担することとなるものであり、次のようなものが含まれる。

- ① 特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出する場合
- ② 一定の事業等について財政政策上又はその他の見地からその事業等に要する経費の負担割合が定められているときに、その負担区分により負担する場合  
(国と地方公共団体との間及び地方公共団体相互の間にみられる負担関係)
- ③ 法令上に定められて支出する負担金の他に任意に各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決められた費用を支出する場合

(2) 補助金

一般的には特定の事業、研究等の育成、助長するために地方公共団体が公益上必要と認めた場合に対価なくして支出するものである。

補助金は本来地方公共団体が独自の判断によって支出する直接補助が多いが、一方では国の施策に基づき、国から補助を受けて地方公共団体が間接に補助をする場合もある。

### (3) 交付金

法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務処理の報償として支出するもの。

委託金が法令の規定又は私法上の契約により行政事務執行上の委託であるのに対し、本節はもっぱら報償として一方的に交付される点で異なる。

県でも同じ定義に基づき区分しており、細節別の5年間の推移は次のとおりである。

(単位：百万円)

細節	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
負担金	63,906	65,094	69,547	69,540	69,115
補助金	35,445	34,523	32,348	34,378	31,277
交付金	30,451	43,090	43,984	44,587	39,666

## 2 平成30年度決算における「負担金、補助及び交付金」の概要

平成30年度決算における「負担金、補助及び交付金」の性質別内訳は次のとおりである。

(単位：百万円)

性質別	負担金	補助金	交付金	合計
扶助費	17,710	3,061	156	20,928
補助費等	36,463	16,945	38,491	91,899
公共事業費	1,247	4,670	584	6,501
単独事業費	1,910	6,504	435	8,850
国直轄事業負担金	11,456	0	0	11,456
その他	328	96	0	424
計	69,115	31,277	39,666	140,059

【用語の説明】(出典：「平成31年地方財政白書」)

扶助費 …性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

補助費等 …性質別歳出の一分類で、他の地方公共団体や国、法人等に対する支出のほか、地方公営企業法第17条の2の規定に基づく繰出金も含まれる。

単独事業 …地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

国直轄事業…国が、道路、河川、砂防、港湾等の建設事業及びこれらの施設の災害復旧事業を自ら行う事業。事業の範囲は、それぞれの法律で規定されている。国直轄事業負担金は、法令の規定により、地方公共団体が国直轄事業の経費の一部を負担するもの。

また、決算額5億円以上の具体的な内訳は次のとおりである。なお、法令で県の負担割合が定まっている負担金等については内容の説明を記載し、監査対象として抽出した補助金は、「対象」列に“○”を付している。

《負担金》

(単位：百万円)

名称	決算額	交付先（説明）	対象
介護給付費負担金	15,762	市町村 (介護保険法に基づく県負担割合12.5%を保険者である市町村に交付するもの)	
国直轄事業負担金	10,575	国土交通省	
後期高齢者医療費負担金	12,416	後期高齢者医療広域連合 (高齢者医療確保法に基づく県負担割合1/12を保険者である後期高齢者医療広域連合に交付するもの)	
障がい福祉サービス費等負担金	4,543	市町村 (障害者総合支援法に基づき、市町村が支弁する費用等の25/100を市町村に交付するもの)	
県立病院事業運営費負担金	4,306	山形県病院事業会計	
子どものための教育・保育給付費負担金	4,209	市町村 (子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支弁する費用等の1/4を市町村に交付するもの)	
保険基盤安定制度負担金(国保)	3,284	市町村 (国民健康保険法に基づき、低所得者等の保険料軽減に係る県負担割合3/4を市町村に交付するもの)	
保険基盤安定制度負担金(後期高齢者医療)	2,446	市町村 (高齢者医療確保法に基づき、低所得者等の保険料軽減に係る県負担割合3/4を市町村に交付するもの)	
児童手当給付費負担金	2,323	市町村 (児童手当法に基づく県負担割合1/6(事業主拠出分を除く。)等を市町村に交付するもの)	
置賜広域病院企業団負担金	989	置賜広域病院企業団	
山形県・酒田市病院機構運営費負担金	825	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構	
障がい児通所給付費等負担金	658	市町村：一般会計 (児童福祉法に基づき、市町村が支弁する障害児通所給付費等の1/4を市町村に交付するもの)	
高額医療費負担金	570	後期高齢者医療広域連合 (高齢者医療確保法に基づき、高額医療費負担対象額の1/4を保険者である後期高齢者医療広域連合に交付するもの)	

## 《補助金》

(単位：百万円)

名称	決算額	交付先	対象
私立学校一般補助金	3,436	学校法人、県専修学校	○
企業立地促進補助金	1,762	立地企業	○
山形県社会福祉事業団施設整備支援事業費補助金	1,471	山形県社会福祉事業団	
子育て支援医療給付事業費補助金	1,250	市町村	
小規模事業経営支援事業費補助金	1,144	山形県商工会連合会、県内各商工会議所	○
重度心身障がい(児)者医療給付事業費補助金	1,128	市町村：一般会計	
移譲社会福祉施設機能強化等支援事業費補助金	981	社会福祉法人山形県社会福祉事業団	○
放課後児童健全育成事業費等補助金	938	市町村	
私立学校一般補助金	758	県私立幼稚園協会	
山形大学重粒子線がん治療装置開発整備補助金	600	山形大学	
農業次世代人材投資事業費補助金	591	新規就農者(就農前研修生)	
住宅リフォーム総合支援事業費補助金	569	市町村	○
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費補助金	562	各市町村	
保育対策等促進事業費補助金	515	市町村	

## 《交付金》

(単位：百万円)

名称	決算額	交付先	対象
地方消費税交付金	21,690	市町村 (地方消費税のうち都道府県間で清算後の金額の1/2を県内各市町村に交付するもの)	
多面的機能支払交付金	3,557	市町村	
公立高等学校就学支援金交付金	1,960	県立高校生	
県民税徴収取扱費交付金	1,718	市町村 (地方税法に基づき、個人県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する経費を補償するため、市町村に交付するもの)	
私立高等学校等就学支援金交付金	1,516	各学校法人	
自動車取得税交付金	1,266	市町村 (地方税法に基づき、自動車取得税の一部を市町村に交付するもの)	
中山間地域等直接支払交付金	899	事業実施市町村	
地域支援事業交付金	740	市町村	
公立大学法人山形県立保健医療大学運営費交付金	649	公立大学法人山形県立保険医療大学	
市町村総合交付金	638	市町村	

## 第2 補助金等の事務手続

### 1 補助金等の定義

本報告書において監査の対象とした補助金等とは、「山形県補助金等の適正化に関する規則」（昭和35年8月9日山形県規則第59号）（以下、「適化規則という。」）で定める補助金等をいう。

適化規則では、補助金等とは、「県が国及び都道府県以外の者に対して交付する補助金、負担金、利子補給金、その他相当の反対給付を受けない給付金」と定義されている。（適化規則第2条）

### 2 補助金等の事務手続

補助金等の事務手続は、適化規則及び各補助金交付要綱で定められている。細部は補助金ごとに交付要綱で定められているが、基本的な流れは次のとおりである。

#### (1) 補助金等の交付の申請（適化規則第5条）

補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書に別に定める書類を添え、知事に提出しなければならない。

各補助金の交付要綱において、補助金等交付申請書に添付すべき書類は、各補助金の交付要綱において明示され、通常は最低限、次の書類が示されている。

- 事業計画書
- 収支予算書

#### (2) 補助金の交付の決定（適化規則第6条）

知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、当該申請に係る補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定をするものとする。

#### (3) 決定の通知（適化規則第8条）

知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

#### (4) 補助事業等の遂行等（適化規則第11条）

補助事業者等は、この規則、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件そ

の他この規則に基づく知事の処分に従い善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行なわなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けることになることをいう。）をしてはならない。

(5) 状況報告、補助事業等の遂行等の命令（適化規則第12条、第13条）

知事が必要があると認めて補助事業等の遂行の状況の報告を求めた場合は、補助事業者等は、別に定めるところにより、補助事業等状況報告書に必要な書類を添えて報告しなければならない。

知事は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずるものとする。

知事は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることがある。

(6) 実績報告（適化規則第14条）

補助事業者等は、別に定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

各補助金の交付要綱において、補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、各補助金の交付要綱において明示され、通常は最低限、次の書類が示されている。

- 事業実績書
- 収支決算書

(7) 補助金等の額の確定等（適化規則第15条）

知事は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

また、県では、補助金等に係る事務について、次の2つの総務部長通知により、各所管部局に対して適正な執行を求めている。

「補助金等に係る事務の適正な執行について」（平成20年3月26日財第271号総務部長通知）より抜粋

1 補助金等の交付決定等に係る審査時の徹底等について

補助事業の採択や補助金等の交付決定に当たっては、書類の審査に加え、必要に応じてヒアリングや現地調査等を行い、当該補助事業等が交付の目的に従って適正に執行されるよう審査の徹底を図ること。

なお、補助事業の採択に当たって特に審査の公平性・透明性を確保する必要がある場合には、当該補助事業に係る事業計画の公正な審査を期するため、審査委員会等を設置するなどの措置を講じること。

2 実績報告に係る審査等の徹底について

補助事業等に係る実績報告を受けた際は、原則として全ての補助事業等について、補助事業等実績報告書（以下「報告書」という。）の審査に加え、現地調査又は報告書に添付させた証拠書類等により補助事業等の執行状況を確実に確認すること。

特に、建設工事や機器・備品購入等に係る補助事業等については、現地調査や写真徴収等による現地・現物の確認を必ず行うこと。

また、報告書への添付書類については、添付を求める書類の種類や様式について補助金等の交付に関する規程等に明記するなどの措置を講じること。

3 帳簿の備付等の徹底について

帳簿の備付及び証拠書類の整理保管、並びに財産処分を行う場合の承認手続が確実に行われるよう、補助事業者等に対する指導の徹底を図ること。

「補助金等に係る事務の適正な執行の徹底について」（平成 22 年 3 月 30 日財第 314 号総務部長通知）より抜粋

1 規則の改正について

これまでは補助事業者等に対して補助事業等の遂行状況に関する報告（以下「状況報告」という。）を義務付けていたが、必ずしも状況報告を要しない事業もあることから、必要な場合に状況報告を求めることとしたこと。

このため、補助交付要綱等を制定する際には、状況報告が必要かどうかについて検討し、必要な場合は要綱にその旨規定すること。

2 県単独補助事業に係る適切な補助金交付要綱の制定について

県単独補助事業に係る補助金交付要綱の制定に当たっては、別紙の「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」に沿って事務を進め、不備な点や漏れている事項がないようにすること。

3 補助事業等の実績確認について

補助事業等の実績報告に係る審査等の徹底については、「補助金等に係る事務の適正な執行について」（平成 20 年 3 月 26 日財第 271 号総務部長通知）で通知しているところだが、現地調査による確認等について不十分な面もあるので、一層の徹底を図ること。

なお、証拠書類等の提出により補助事業等の実績を確認できるものについては、必ずしも現地調査を行うことを要しないが、その場合にも事業実績の確認を確実にを行うこと。

4 補助事業の見直しについて

県民ニーズや時代の要請を的確にとらえて事業の見直しに努め、必要により随時内容の変更等を行いながら、効果的な事業の実施に努めること。

5 事務の適正な執行について

補助金等の交付決定や額の確定に長期間を要しているもの、提出期限までに実績報告書の提出がないものなど不適切な事務処理があったことから、補助事業等に係る事務の適正な執行に一層努めること。

### 3 本庁と総合支庁との事務・権限移譲

県では、「総合的な行政の展開」、「県民に分かりやすい行政の展開」、「県民の視点・地域の視点に立った地域づくり」を目指し、地域の自立に向かって責任をもって対応できる組織・機能を備えた総合出先機関として、村山・置賜・最上・庄内の4総合支庁を設置している。（「本庁と総合支庁の役割分担等に関する指針」（平成13年4月1日付け副知事依命通知）第1 基本的な考え方）

上記指針の中で、県は、次の5つを本庁において行う事務と位置付け、総合支庁に対して事務・権限の移譲を行っている。

- (1) 全県的な視点に立った政策の立案・各種政策の調整に関する事務
- (2) 全県を対象とする統一的基準等の策定に関する事務
- (3) 複数の管轄区域に及ぶ事務事業の実施で出先機関相互の調整が困難な事務
- (4) 国・他県との調整を要する事務で、出先機関による調整が困難な事務、二重行政や重複処理を解消することが困難な事務
- (5) 出先機関で実施することが著しく非効率的な事務

平成13年以降、ワンストップサービスの徹底、地域課題の共有と協働の推進のため本庁から総合支庁へ事務・権限を移譲する一方で、非効率事務の解消のため総合支庁から本庁へ事務・権限を移譲する等逐次見直しを行っており、令和2年1月までに延べ926事務・権限を総合支庁に移譲している。

補助金交付等の事務については、当該指針の中で次のとおり規定している。

「本庁と総合支庁の役割分担等に関する指針」（平成13年4月1日付け副知事依命通知）より抜粋

#### 第11 補助金交付等

- (1) 山形県事務代決及び専決事務に関する規程及び出先機関の長限りで交付できる補助金等の指定について（昭和56年4月総務部長通知）に基づき、本庁又は総合支庁のそれぞれが、所管する業務に応じて対応する。
- (2) 本庁から総合支庁に移譲される補助事業に関する交付申請団体等へのヒアリング等は、原則として総合支庁が行うこととし、本庁において照会等必要がある場合は、総合支庁を通じて行う。なお、本庁がヒアリング等を行う場合は、交付申請団体等に対して理由を文書で明示したうえで行う。

総務部長通知「出先機関の長限りで交付できる補助金等の指定について」は、毎年見直されており、直近では令和2年1月22日に発出されている。

現在、次表のとおり、203 の補助金について総合支庁で交付事務が行われており、最も多い所管部局は農林水産部で 120 補助金（全体の 59%）、健康福祉部が 26 補助金（全体の 12%）、子育て推進部が 17 補助金（全体の 8%）と続き、これらの 3 部局で全体の 8 割を占めている。

所管部局	総合支庁で交付事務を行う補助金の数
総務部	2
企画振興部	7
防災くらし安心部	1
環境エネルギー部	4
子育て推進部	17
健康福祉部	26
商工労働部	10
観光文化スポーツ部	6
農林水産部	120
県土整備部	10
合計	203

出典：「出先機関の長限りで交付できる補助金等の指定について」  
（令和 2 年 1 月 22 日総務部長通知人第 485 号）

### 第3 監査の対象とした補助金等

#### 1 抽出基準

平成30年度の適化規則対象補助金等の件数及び決算額は次のとおりである。

(単位：百万円)

	交付金	負担金	補助金	合計
補助金等の件数	24	18	572	614
補助金等の決算額	8,385	9,011	31,055	48,452

当年度の包括外部監査では、このうち次の基準により抽出したものを監査対象とした。なお、平成15年度包括外部監査において、農林水産部における補助金の財務事務をテーマとしているため、農林水産部と農林水産部以外に分けて抽出基準を設定している。

基準	抽出条件
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>①所管部局が農林水産部以外</li> <li>②平成30年度決算額の一般財源が10百万円以上</li> <li>③終期年度が平成30年度及び令和元年度以外</li> <li>④国庫補助（負担）制度に基づく補助を除く</li> <li>⑤扶助費及び補助負担金（国制度に基づくもの）を除く</li> <li>⑥交付先が国及び独立行政法人であるものを除く</li> <li>⑦交付先が市町村である場合に事業実施主体が市町村であるものを除く</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>①所管部局が農林水産部以外</li> <li>②平成30年度決算額の一般財源が10百万円以上</li> <li>③終期年度が平成30年度及び令和元年度以外</li> <li>④国庫補助（負担）制度に基づく補助について県で嵩上げしているもの</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>①所管部局が農林水産部以外</li> <li>②平成30年度決算額の一般財源が5百万円以上10百万円未満</li> <li>③終期年度が平成30年度及び令和元年度以外</li> <li>④創設年度が昭和年代又は事前調査票における県の回答が「創設年度不明」</li> <li>⑤国庫補助（負担）制度に基づく補助を除く</li> <li>⑥交付先が国及び独立行政法人であるものを除く</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>①所管部局が農林水産部</li> <li>②平成30年度決算額の一般財源が10百万円以上</li> <li>③終期年度が平成30年度及び令和元年度以外</li> <li>④創設年度が平成16年度以降</li> </ul>

基準	抽出条件
	⑤国庫補助（負担）制度に基づく補助を除く ⑥①～⑤の抽出結果から証拠書類の保管方法等を考慮して抽出
5	①平成 30 年度決算額 1 百万円未満かつ一般財源が 1 円以上 ②終期末設定 ③創設年度が平成 10 年度以前又は事前調査票における県の回答が「創設年度不明」 ④①～③の抽出結果から各部局 1 件を目安に任意抽出

## 2 監査の対象とした補助金等

No.	所管部局	補助事業所管課	補助金名称	平成 30 年度 決算額(千円)
1	総務部	総務厚生課	職員診療所運営費補助金	8,736
2	総務部	学事文書課	私立学校一般補助金	3,435,782
3	総務部	学事文書課	私学退職基金社団事業費補助金	94,695
4	総務部	税政課	軽油引取税特別徴収納税貯蓄組合 補助金	500
5	企画振興部	総合交通政策課	運輸事業振興助成費補助金	166,000
6	防災くらし安 心部	食品安全衛生課	食の安全フォーラム開催費補助金	225
7	環境エネルギー 一部	エネルギー政策 推進課	再生可能エネルギー発電事業等促 進資金利子補助金	26,541
8	環境エネルギー 一部	エネルギー政策 推進課	再生可能エネルギー設備導入事業 費補助金	132,831
9	環境エネルギー 一部	水大気環境課	浄化槽整備促進事業費補助金	33,133
10	子育て推進部	子育て支援課	やまがた出会いサポートセンター 負担金	48,632
11	子育て推進部	子育て支援課	私立学校教職員研修事業費補助金	266
12	子育て推進部	子ども家庭課	ひとり親家庭生活応援給付金等事 業費補助金	12,410
13	健康福祉部	健康福祉企画課	結核予防費補助金	9,093
14	健康福祉部	健康福祉企画課	新型インフルエンザ患者対応医療 機関設備整備費補助金（入院）	68,970

No.	所管部局	補助事業所管課	補助金名称	平成30年度 決算額(千円)
15	健康福祉部	地域福祉推進課	灯油購入費助成事業費補助金	115,640
16	健康福祉部	地域福祉推進課	バリアフリー化推進事業費補助金	16,917
17	健康福祉部	地域医療対策課	山形県医師会事業費補助金	750
18	健康福祉部	長寿社会政策課	軽費老人ホーム事務費補助金	355,617
19	健康福祉部	長寿社会政策課	明るい長寿社会づくり推進事業費 補助金	21,652
20	健康福祉部	障がい福祉課	山形県社会福祉事業団運営費補助 金	52,572
21	健康福祉部	障がい福祉課	移譲社会福祉施設機能強化等支援 事業費補助金	981,384
22	商工労働部	産業政策課	山形県産業賞委員会補助金	726
23	商工労働部	中小企業振興課	信用保証協会保証料補給補助金	383,332
24	商工労働部	中小企業振興課	小規模事業経営支援事業費補助金	1,144,027
25	商工労働部	中小企業振興課	中小企業団体中央会補助金	119,979
26	商工労働部	中小企業振興課	経営基盤強化体制整備事業費補助金	41,732
27	商工労働部	中小企業振興課	中小企業スーパーTOTALサポ事 業費補助金	267,753
28	商工労働部	中小企業振興課	小規模事業経営支援事業費補助金	25,416
29	商工労働部	中小企業振興課	やまがたチャレンジ創業応援事業 費補助金	33,961
30	商工労働部	中小企業振興課	企業振興公社運営費補助金	84,797
31	商工労働部	工業戦略技術振興課	慶應義塾大学先端生命科学研究 所教育研究費補助金	350,000
32	商工労働部	工業戦略技術振興課	山形県産業技術振興機構運営費補 助金	37,045
33	商工労働部	工業戦略技術振興課	有機エレクトロニクス実証等事業 費補助金	138,537
34	商工労働部	工業戦略技術振興課	企業立地促進補助金	1,744,344
35	商工労働部	工業戦略技術振興課	企業立地促進補助金	18,000
36	商工労働部	貿易振興課	山形県中国ハルビン事務所運営活 動費補助金	16,359
37	商工労働部	貿易振興課	輸出支援体制機能強化補助金	18,098
38	商工労働部	雇用対策課	シルバー人材センター連合会支援 事業費補助金	9,781

No.	所管部局	補助事業所管課	補助金名称	平成30年度 決算額(千円)
39	観光文化スポーツ部	観光立県推進課	グリーン・ツーリズム推進事業費補助金	8,011
40	観光文化スポーツ部	観光立県推進課	山形県観光物産協会運営費補助金	93,758
41	観光文化スポーツ部	観光立県推進課	ロケ誘致促進事業費補助金	20,180
42	観光文化スポーツ部	観光立県推進課	地域資源活用交流促進事業費補助金	15,090
43	観光文化スポーツ部	インバウンド・国際交流推進課	山形県国際交流協会事業費補助金	10,196
44	観光文化スポーツ部	県民文化スポーツ課	博物館共催事業負担金	23,625
45	観光文化スポーツ部	県民文化スポーツ課	山形県芸文美術館運営費補助金	21,952
46	観光文化スポーツ部	県民文化スポーツ課	芸術文化団体育成費補助金	30,000
47	観光文化スポーツ部	県民文化スポーツ課	県民文化振興事業費補助金	5,625
48	観光文化スポーツ部	県民文化スポーツ課	国民文化祭派遣事業費補助金	60
49	観光文化スポーツ部	県民文化スポーツ課	モンテディオ山形ホームタウン活動事業費補助金	40,000
50	観光文化スポーツ部	県民文化スポーツ課	スポーツ振興21世紀協会運営体制強化事業費補助金	15,479
51	農林水産部	農業経営・担い手支援	公益財団法人やまがた農業支援センター活動強化事業費補助金	35,529
52	農林水産部	農業経営・担い手支援	農業法人人材確保・育成支援事業費補助金	10,469
53	農林水産部	6次産業推進課	学校給食における地産地消促進事業費補助金	41,413
54	農林水産部	6次産業推進課	食産業王国やまがた推進事業費補助金	27,000
55	農林水産部	6次産業推進課	やまがた食産業クラスター協議会運営費補助金	31,556
56	農林水産部	県産米ブランド	米需給調整推進費補助金	46,417

No.	所管部局	補助事業所管課	補助金名称	平成30年度 決算額(千円)
		推進課		
57	農林水産部	農業技術環境課	安全安心エコ農産物認証支援事業 費補助金	17,065
58	農林水産部	農業技術環境課	有機農業ネットワーク構築支援事 業費補助金	300
59	農林水産部	園芸農業推進課	園芸大国やまがた産地育成支援事 業費補助金	298,838
60	農林水産部	畜産振興課	和牛繁殖雌牛増頭事業費補助金	16,974
61	農林水産部	森林ノミクス推 進課	山形県県産認証材「やまがたの木」 普及・利用促進事業費補助金	22,000
62	県土整備部	河川課	公募型支障木伐採事業費補助金	11,086
63	県土整備部	空港港湾課	保安施設検査業務費補助金	61,465
64	県土整備部	建築住宅課	がけ地近接等危険住宅移転事業費 補助金	801
65	県土整備部	建築住宅課	住宅リフォーム総合支援事業費補 助金	561,244
66	県土整備部	建築住宅課	山形の家づくり利子補給補助金	208,240
67	村山総合支庁		むらやま子育てサポートふれあい 体験事業費補助金	263
68	庄内総合支庁		山形県離島航路補助金	20,160
69	庄内総合支庁		山形県県産貝類安全対策事業費補 助金	367
70	教育庁	総務課	新聞を活用した教育活動への支援 事業補助金	10,014
71	教育庁	文化財・生涯学習課	県指定文化財管理費補助金	669
72	教育庁	スポーツ保健課	山形県中学校体育連盟補助金	8,212
73	教育庁	スポーツ保健課	山形県高等学校体育連盟補助金	14,696
74	教育庁	スポーツ保健課	山形県体育協会運営費補助金	10,815
75	教育庁	スポーツ保健課	山形県競技スポーツ強化費補助金	39,766
76	教育庁	スポーツ保健課	山形県競技スポーツ強化費補助金 (オフシーズン強化育成事業)	10,000
77	教育庁	スポーツ保健課	オリンピックメダリスト育成事業 費補助金	35,786
合計額				11,833,229

### 第3章 包括外部監査手続の概要

#### 1 抽出した補助金に対して実施した監査手続

##### (1) 事前調査票による質問の実施

平成30年度「負担金、補助及び交付金調書」に掲載されている全ての負担金、補助金及び交付金のうち、適化規則対象の補助金等について、次の調査票による回答を依頼した。個別検討を行う補助金を抽出するため及び全般的な分析を実施するための資料として使用した。

なお、各補助金等の概要説明は、事前調査票の回答結果に基づき作成している。

##### (事前調査票の調査項目)

No.	質問項目	No.	質問項目
1	部局	16	令和元年度予算額
2	所管課等	17	補助率
3	予算科目(款項目)	18	交付先
4	事業名	19	最終受益者
5	補助金等の名称	20	成果を測るための指標の有無
6	補助金交付要綱の名称	21	目標とする指標と直近の実績
7	創設年度	22	成果指標を設定していない理由
8	終期年度	23	補助制度見直しの実施年度
9	性質別細節	24	県と交付先団体との人的関係
10	補助金の分類	25	県から交付先団体に対する業務委託の有無
11	国庫補助(負担)に基づく補助	26	県から交付先に対する他の補助金等の有無
12	嵩上げ	27	交付先の固定化の状況
13	平成28年度決算額及び財源	28	再補助の有無
14	平成29年度決算額及び財源	29	交付事務を実施している所管課
15	平成30年度決算額及び財源	30	補助事業に係る証憑書類の保管状況

##### (2) 事前調査票回答に基づく分析

事前調査票の回答結果(令和元年11月21日現在)に基づき、適化規則対象補助金等について部局別、分類別、存続期間、成果指標の有無等の分析を行い、県の適化規則対象補助金等の全体的な傾向を把握した。

(3) 抽出した補助金に対する個別検討

次の「① 依頼資料」を閲覧するとともに、「② 個別質問事項」に基づきヒアリングを実施した。

① 依頼資料

No.	依頼資料
1	補助金交付要綱、実施要項・要領、規則・規程等
2	(作成している場合) 直近の事業評価個票
3	「事務の適正な執行に向けた緊急プログラムの実施」(平成 20 年 8 月 29 日行改第 38 号総務部長通知) に基づく「事務執行チェックシート」
4	交付申請書および添付資料
5	選考過程及び決定・承認の履歴が分かる書類(審査書類、調書、チェックリスト等)
6	交付団体の決算書類(収支決算書、貸借対照表等)
7	交付決定通知
8	交付請求書
9	(概算払いを行っている場合) 概算払いを必要とする理由書、資金計画書、概算払いが合理的と判断した決裁書類
10	実績報告書および添付資料
11	実績報告の根拠となる証拠書類、元帳等支出の内容が分かる資料
12	実績審査の過程及び結果の承認履歴が分かる書類(審査書類、現地調査調書、調査復命書、チェックリスト等)
13	(補助交付先が補助金を原資として補助事業を行っている場合) 最終交付先が適切に使用しているかを確認した実績審査書類
14	補助金確定通知
15	支出票
16	(交付先が消費税課税事業者の場合) 仕入税額控除と補助金交付が重複しないために実施している確認書類等
17	交付先に対する監査・指導の状況や結果が分かる資料
18	(平成 28 年度～平成 30 年度に会計検査院の検査を受けた場合) 会計検査院からの結果通知、県の回答

## ② 個別質問事項

No.	質問事項
(監査要点1) 補助金の目的は明確か、公益上の必要性は認められるか	
1-1	補助金の目的は公益に寄与していますか。寄与していると考え理由をお教えてください。
1-2	補助金の交付が県の施策上、必要ですか。必要と考える理由をお教えてください。
1-3	【事前調査票回答を踏まえて：補助制度見直しの実施年度】これまでの補助制度見直しの主な内容及び見直す契機となった事項等についてお教えてください。
1-4	【事前調査票回答を踏まえて：終期年度】終期年度が事前調査票の回答年度である理由をお教えてください。終期の設定がない場合、その理由をお教えてください。
1-5	【嵩上げ、国制度補助】「平成31年度予算の編成について（平成30年10月15日財第113号総務部長依命通知）」に基づく見直し状況についてお教えてください。
1-6	【県出資団体への補助】「平成31年度予算の編成について（平成30年10月15日財第113号総務部長依命通知）」に基づく見直し状況についてお教えてください。
1-7	【団体運営費補助金】団体の繰越金の有無などの財務状況を考慮した場合、すでに自立が可能な団体ではありませんか。
1-8	【団体運営費補助金】交付先団体の自主性・独立性を確保し、自立的な経営に向けて育成するため、何らかの取組みを行っている場合、内容をお教えてください。

(監査要点2) 補助金が公益目的に適切かつ有効な効果を期待できるか	
2-1	目標の達成状況に照らして、補助金の交付は県の施策にとって有効ですか。有効と考える理由をお教えてください。
2-2	目標の達成状況を数値指標により効果測定している場合、実績数値の情報収集の方法をお教えてください。
2-3	目標の達成状況を数値化している場合、目標値を見直す頻度及び方法をお教えてください。
2-4	補助対象経費の主要な部分を設備投資または委託が占める場合、当該経費について競争入札・見積合わせ等効率的な調達の手続きは行っていますか。

(監査要点3) 交付先の選定にあたり、公平性・透明性は確保されているか	
3-1	補助金募集の方法について、お教えてください。
3-2	補助金の交付先は公平に選定されていますか。公平であると考え理由をお教えてください。
3-3	申請先数をお教えてください。また、交付されなかった先に対してどのように対応していますか。

No.	質問事項
3-4	【事前調査票回答を踏まえて：交付先の固定化の状況】補助金交付先が固定化している理由についてお教えてください。また、当該応募・選定状況は公平性の観点から問題はありますか。
3-5	「補助金等に係る事務の適正な執行について（平成20年3月26日財第271号総務部長通知）」に基づき、どのように審査を徹底していますか。

(監査要点4) 補助金額の算定方法及び交付時期は合理的か	
4-1	概算払いを行っていますか。行っている場合、交付時期をお教えてください。また、概算払いが必要で、かつ交付時期が合理的と考える理由をお教えてください。
4-2	【事前調査票の回答を踏まえて：県から交付先に対する業務委託/他の補助金等の有無】補助対象経費が他の補助金や業務委託等に係る対象経費と明確に区別されていることを確認していますか。確認方法をお教えてください。
4-3	補助事業に要する経費の配分や事業内容に変更がないか、どのような方法で確認していますか。
4-4	交付先が消費税課税事業者の場合、仕入税額控除と補助金交付額が重複しないようにするため実施している対応についてお教えてください。

(監査要点5) 補助金交付事務手続は、関係法令等に準拠しているか	
5-1	「事務の適正な執行に向けた緊急プログラムの実施」（平成20年8月29日行改第38号総務部長通知）に基づく「事務執行チェックシート」を作成していますか。作成していない場合、どのようにして適正な事務工程の進行管理、処理遅延防止を図っていますか。

(監査要点6) 補助事業の実績報告及びその審査は適切に行われているか	
6-1	実績報告書審査の手順及び具体的な実施手続をお教えてください。
6-2	以下の総務部長通知への対応状況についてお教えてください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「補助金等に係る事務の適正な執行について（平成20年3月26日財第271号総務部長通知）」</li> <li>● 「補助金等に係る事務の適正な執行の徹底について（平成22年3月30日財第314号総務部長通知）」</li> </ul>
6-3	補助対象経費が適切か検討する際、元帳や証憑書類をどのような方法で確認していますか。
6-4	【事前調査票の回答を踏まえて：再補助の有無】補助交付先が補助金を原資として補助事業を行っている場合、最終交付先が適切に使用しているかを確認していますか。確認方法をお教えてください。

No.	質問事項
6-5	補助金交付先に対する指導（帳簿の備付、証拠書類の整理保管、財産処分を行う場合の承認手続の確実な実施等に関する指導）をどのように行っているか教えてください。
6-6	【備品等の取得が補助対象となっている場合】財産の管理状況、処分制限規定の順守状況をどのように管理・点検していますか。

(監査要点7) 補助金の効果測定・評価は適切に行われているか	
7-1	補助金の効果測定及び評価について、毎年どのように行っていますか。時期及び方法等をお教えてください。
7-2	補助金の効果測定・評価結果を踏まえて、今後、当該補助事業について、拡大、維持、縮小、廃止等について、どのように考えていますか。

(その他)	
8-1	【事前調査票の回答を踏まえて：県と交付先団体との人的関わり】関連する人件費について、補助金・給与等何らかの方法で県が負担していますか。負担額の決定方法についてお教えてください。
8-2	補助金の県民に対する情報公開の状況をお教えてください。

## 2 過年度包括外部監査結果に対する措置状況の確認

### (1) 平成15年度包括外部監査結果に対する措置状況

平成15年度包括外部監査のテーマは「農林水産部における補助金の財務事務及び主要な財政援助団体の財務事務と事業の管理について」であった。

県では、当該包括外部監査の結果報告書に係る指摘事項及び意見の措置状況について、平成19年9月18日現在で報告している。

当年度の包括外部監査では、県が措置状況を公表している平成15年度当時の補助金で平成30年度も現存している補助金、後継又は同様の補助金の事務について、平成30年度においても措置が反映されているか質問及び関連資料の閲覧により確かめた。

なお、全ての指摘事項及び意見ではなく、平成30年度決算額が10百万円以上の次の補助金について、措置状況の確認を行った。

No.	所管部局	補助事業所管課	補助金名称	平成 30 年度 決算額(千円)
1	農林水産部	農業経営・担い手 支援課	一般社団法人山形県農業会議補助 金	24,354
2	農林水産部	農業経営・担い手 支援課	農業近代化資金利子補給補助金	32,976
3	農林水産部	園芸農業推進課	青果物価格安定対策事業費補助金	11,498
4	農林水産部	畜産振興課	死亡牛 B S E 検査体制支援事業費 補助金	10,974
5	農林水産部	農村計画課	地籍調査事業負担金	235,607
6	農林水産部	農村計画課	山形県土地改良負担金償還平準化 事業利子補給補助金	10,716
7	農林水産部	園芸農業推進課	園芸大国やまがた産地育成支援事 業費補助金	298,838

(2) 平成 21 年度包括外部監査結果に対する措置状況

平成 21 年度包括外部監査のテーマは「未収金の管理について」であった。

県では、当該包括外部監査の結果報告書に係る指摘事項及び意見の措置状況について、平成 22 年 12 月末現在で報告している。

このうち当年度のテーマと関連する「補助金返還未収金」の措置状況について、特に次の 2 点にポイントを絞り、質問及び関連資料の閲覧により確かめた。

① 審査会開催による交付先の決定

平成 30 年に審査会を開催して交付先を決定した 25 補助金のうち、次の基準により抽出した 10 補助金について、現状把握、措置状況の確認を行った。

(抽出基準)

- 平成 21 年度包括外部監査において意見の対象となった補助金が農林水産部所管だったため、農林水産部所管の補助金は全件抽出した。
- 農林水産部以外の補助金については、次の条件により抽出したもののうち、交付先数等を参考として、各所管部局から 1 件を抽出した。
  - 国庫補助（負担）制度に基づく補助以外
  - 本報告書第 2 章第 3 で抽出した補助金以外

平成 30 年度に審査会を開催して交付先を決定した補助金は次のとおりである。  
 なお、措置状況確認の対象として抽出した補助金は、「対象」列に“○”を付している。

No.	所管部局	補助金名称	平成 30 年度 決算額(千円)	対象
1	環境エネルギー部	環境保全活動支援事業費補助金	149	
2	環境エネルギー部	循環型産業施設整備事業費補助金	45,567	
3	環境エネルギー部	3R 研究開発事業費補助金	11,831	○
4	環境エネルギー部	みどり豊かな森林環境づくり推進事業交付金	113,146	
5	子育て推進部	やまがた若者チャレンジ応援事業費補助金	8,859	○
6	健康福祉部	バリアフリー化推進事業費補助金	16,917	
7	健康福祉部	バリアフリー情報サイト構築事業費補助金	4,066	
8	健康福祉部	介護のお仕事プロモーション事業費補助金	7,190	○
9	健康福祉部	介護事業所を拠点とした地域支援体制整備事業費補助金	612	
10	商工労働部	高度人材確保支援事業費補助金	16,902	
11	商工労働部	バイオ関連地域産業牽引事業費補助金	28,776	
12	商工労働部	企業間連携促進事業費補助金	710	
13	商工労働部	中小企業スーパーTOTALサボ事業費補助金 (設備投資等促進事業)	267,753	
14	商工労働部	中小企業スーパーTOTALサボ事業費補助金 (コンサルティング活用販路開拓等支援事業)		
15	商工労働部	中小企業スーパーTOTALサボ事業費補助金 (小規模事業者持続的発展支援事業)		
16	観光文化スポーツ部	バリアフリー宿泊施設収益アップモデル事業費補助金	20,199	
17	観光文化スポーツ部	ロケ誘致促進事業費補助金	20,180	
18	観光文化スポーツ部	NPO 活動促進事業費補助金	28,317	○
19	農林水産部	元気な 6 次産業化ステップアップ支援事業費補助金 (小規模 6 次産業化施設整備支援事業)	2,137	○
20	農林水産部	元気な 6 次産業化ステップアップ支援事業費補助金 (6 次産業化施設整備支援事業)	81,571	○
21	農林水産部	元気な 6 次産業化ステップアップ支援事業費補助金 (スモールビジネス創出支援事業)	2,627	○
22	農林水産部	元気な 6 次産業化ステップアップ支援事業費補助金 (商品・販売力向上支援事業)	1,220	○

No.	所管部局	補助金名称	平成30年度 決算額(千円)	対象
23	農林水産部	食産業王国やまがた推進事業費補助金	27,000	○
24	最上総合支庁	連携・協働による最上の地域づくり活動支援 事業費補助金	402	
25	置賜総合支庁	農業水利施設保全合理化事業費補助金	77,100	○

## ② 補助金返還未収金の回収状況

過去3年間の補助金返還未収金の状況について質問、関連資料の閲覧により調査を行い、平成21年度包括外部監査以降に発生した補助金返還未収金がある場合、措置状況で記載されている対応がなされていることを確認することとした。

所管部局別の補助金返還未収金及び関連する違約金は、次のとおりである。

所管部局		平成28年度	平成29年度	平成30年度
健康福祉部	(金額：千円)	169,490	169,490	169,490
	(件数：件)	1	1	1
商工労働部	(金額：千円)	1,016	995	962
	(件数：件)	1	1	1
合計	(金額：千円)	170,506	170,485	170,452
	(件数：件)	2	2	2

各補助金の名称、発生年度、当該債権に係る毎年発生している行政コストに関する県の回答は次のとおりである。

所管部局	補助金名称	発生年度	行政コストの発生状況
健康福祉部	社会福祉施設等施設整備費補助金	平成14年度	催告書送付に対する役務費、債権整理簿記入、監査等の対応などの事務負担増
商工労働部	中小企業創造技術研究開発事業費補助金	平成14年度	定期的な連絡、納付書の作成・送付、債権整理簿への記入等

上記のとおり、平成30年度末現在で、平成21年度以降に発生した補助金返還未収金はなく、措置状況の確認対象はなかった。

## 第4章 包括外部監査の結果

### 1 監査の結果及び意見について

監査の結果および意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘事項	現在の法令に照らして違反または不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が改善を要すると判断した事項または検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ現状の多様性からも必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果については、特段の断りがない場合は、令和2年1月末現在での判断に基づき記載している。

### 2 監査の結果及び意見の全体像

監査の要点		指摘事項	意見	関連する 総合意見
①	補助金の目的は明確か、公益上の必要性は認められるか	0件	23件	(3)、(4)
②	補助金が公益目的に適切かつ有効な効果を期待できるか	1件	6件	
③	交付先の選定にあたり、公平性・透明性は確保されているか	2件	1件	
④	補助金額の算定方法及び交付時期は合理的か	4件	5件	(5)
⑤	補助金交付事務手続は、関係法令等に準拠しているか	4件	12件	
⑥	補助事業の実績報告及びその審査は適切に行われているか	3件	17件	(6)、(7)、(8)
⑦	補助金の効果測定・評価は適切に行われているか	1件	33件	(1)、(2)、(9)
合計		15件	97件	9件

### 3 監査の結果及び意見（総合意見）【意見】

総合意見とは、事前調査票分析及び抽出した補助金の個別検討の結果、複数の補助金に共通した意見等を踏まえて、次の2つの観点で重要と考えた事項である。

- 当年度の包括外部監査で抽出しているが、意見を記載していない同種の補助金や、抽出していない補助金においても同様に検討いただきたいと考える事項
- 意見を記載した対象補助金だけではなく、全体で対応することで、より実効的な意見になると考える事項

#### (1) 補助金の効果を測定できる適切な成果指標の設定について

補助金は、「相当の反対給付を受けない給付金」（適化規則第2条）であり、当年度の包括外部監査の対象として抽出したのは、主に国庫補助（負担）制度に基づく補助以外の補助金である。

事前調査票分析「2 財源別内訳」によると、県の国庫補助（負担）制度に基づく補助以外の補助金の主な財源は一般財源であり、全体の8割を占めている。

一般財源は、用途が特定されておらず、県の裁量により使用できる財源であるため、これを特定の交付先に「反対給付なしで行う給付金」である補助金に充当する際は、県民全体の利益に資するという公益性が最も重要となる。

さらに、厳しい財政状況の中、県の財源は有限である以上、公益性がある全てに補助することはできないため、補助が必要な事業に優先的に給付することとなり、補助の必要性が等しくある場合には、より効果的な事業に補助を行うことが必要となる。

よって、補助金を交付するためには、目的の公益性、補助の必要性、有効性が求められる。これらの要件を補助制度創設時だけでなく継続的に満たしていることを確認するためには、補助目的にとって適切な成果指標と目標値を設定した上で、毎年実績値を測定し、目標と実績の比較・原因検証・改善に向けた対応を行うことが必要であると考えられる。

また、成果指標を設定する際、補助の目的と整合していることはもちろん必要であるが、これにより効果測定・評価を行うために、補助金の効果が成果指標に反応する感応度を備えることが重要であると考えられる。

事前調査票分析「6 成果目標設定の有無」において、成果指標を設定しない理由として「運営費（又は人件費）補助であること」「事業の性質から成果目標の設定が困難であること」を理由とする回答が多かった。しかし、運営費補助であっても、補助金である以上、目的の公益性と補助の必要性があるか、補助が有効かどうかについて継続的に評価することが必要であり、その効果を測定するためには定量的な成果指標を目標として設定して毎年比較を行うことが重要である。その場合の成果指標は補

助金ごとに1つということではなく、複数の事業を対象とした補助金や運営費補助であれば事業ごとに複数の成果指標を設定して当然である。

また、「目標は補助事業を含む事業全体で設定しているため、個別に目標は設定していない。」というものがあつた。しかし、補助事業を含む事業（施策）全体で目標を設定し、補助事業個別に目標を設定しない場合、補助事業が有効か評価できず、補助事業ではない別の事業に転換するかを判断することができないため、やはり、感応度を備えた成果指標を設定する必要があると考える。

事前調査票分析「6 成果目標設定の有無」によれば、国庫補助（負担）制度に基づく補助以外の県が主体的に決定する380補助金のうち、49%に相当する189補助金について成果指標が設定されていない。県は、例えば、成果指標による効果測定・評価を行い、有効性について説明責任を果たしている事業から優先的に予算案として承認することで、成果指標の設定を推進することを検討されたい。

## (2) 終期の設定による定期的な公益性・必要性の検証について

事前調査票分析「4 存続期間別分析」によると、国庫補助（負担）制度に基づく補助以外の380補助金のうち、平成30年度までの存続期間が30年超又は創設年度不明と回答があつた補助金は104件、全体の27%であつた。

補助金は目的の公益性と補助の必要性があるため創設されるものであるが、30年以上経過しても創設当時の公益性と補助の必要性が変わらないのか、状況の変化に応じた見直しが必要ないか検討する必要がある。

また、事前調査票分析「5 終期設定の有無」によれば、国庫補助（負担）制度に基づく補助以外の380補助金のうち264件、全体の69%の補助金が終期を設定していない。

終期を設定しない場合、補助の目的達成に向けた計画的な事業実施ではなく、前年踏襲的な作業として既得権化する可能性がある。

個別検討を行った補助金のうち、農林水産部のある補助金の個別ヒアリングにおいて、「当補助金は、県の農林水産業における取組みを示す4カ年の中期計画（第3次農林水産業元気再生戦略）における7つの基本戦略に紐づく20のプロジェクトのうちの1つを構成する事業である。補助金としての終期は設定していないが、中期計画の終了年度（4年後）に、目標とする成果指標の達成度合いや関連する計画の進行状況に基づき、施策の見直し・再構築を検討し、補助金の方向性を検討すべきと考えている。」との回答があつた。

このように、終期を補助制度の終了と否定的に捉えるのではなく、補助目的の公益性、補助の必要性、有効性を検証する区切りと捉えることが重要と考える。そのため、県は、一律で各補助金が紐づく事業や施策の基となっている中期計画等の終了年度を

終期として設定し、ゼロベースで見直しを行うことを検討されたい。

見直した結果として、終期を伸ばす場合には、検証結果により公益性・必要性・有効性を十分に説明することを求めるとともに、次の検証時期を明示することが必要と考える。

### (3) 運営費補助の見直しについて

事前調査票分析「3 種類別内訳」によると、国庫補助（負担）制度に基づく補助以外の 380 補助金のうち、17%に相当する 66 件が団体運営費補助であった。

これらの補助金は、一般財源を主な財源として反対給付なしで行う特定の交付先に対する給付であり、目的の公益性や補助の必要性が求められる。

事業実施に要した経費に補助率を乗じて交付される事業費補助（施設整備補助、その他事業費補助）については、補助の目的とする事業と補助対象経費が明確である。

一方、運営費補助は、団体等の維持・存続を目的とした人件費・運営費等に対する補助である。公益性の検討に当たっては、本来は団体自らの財源で維持・存続すべきところを、なぜ当該団体にのみ交付するのかという観点で団体の存在意義自体を検討することになるが、通常、組織の目的は単一ではなく様々な事業を行っているため、補助の目的と補助対象経費が不明確になりがちであり、補助による効果も見えにくい。また、補助金に依存することで自主性・独立性を確保できず、自立的な経営が阻害される可能性がある。

よって、県は、運営費補助については目的の公益性、補助の必要性及び有効性が明確に評価できるものを除き、原則として事業費補助に転換することを検討されたい。

また、個別検討を行った事業費補助の中には、補助対象経費を定めているが結局毎年定額を補助し、実質的に運営費補助的な性質を有する補助金もあり、これらの補助金についても、事業費補助として補助額を算出する必要がある。具体的には、事業費補助については、適切かつ具体的な補助対象経費を設定して補助金交付要綱に明記し、必要性を検証した補助率を乗じることで算出するものとする。

さらに、目的の公益性、補助の必要性及び有効性が明確に評価できる運営費補助についても、一般財源を主な財源として当該団体にのみ反対給付なしで補助されるものである以上、補助額の算出に当たっては抑制的に検討する必要があると考える。具体的には、次のステップにより、見直しを行うことを検討されたい。

- ① 運営費補助の中に事業費補助として公益性や有効性が認められるものについては、区分して事業費補助として交付する。
- ② 団体の財務状況から自立的な経営を行っており、補助の必要性が認められないものについては、補助事業を終了する。

- ③ 団体自身が自主財源を確保するための取組みや効率的な運営に向けた計画を策定・実行するよう指導する。
- ④ ③によっても団体の維持・存続が困難な場合に、団体の公益性と自立的な経営に向けた取組みの状況を確認しながら、終期（見直し時期）を設定して必要額を交付する。

(4) 役員人件費を補助対象とする必要性、公益性の整理・検討について

個別検討を行った複数の運営費補助金の中には、交付先の役員人件費を補助対象経費としているものがある。

国では、行政改革の取組みとして、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定、平成 18 年 6 月 16 日一部改正）において、公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、特段の理由があるものを除き、一律に廃止することとしている。

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定、平成 18 年 6 月 16 日一部改正）「Ⅲ. 補助金等の見直し」より抜粋

（中略）

3. 役員報酬に対する助成

(1) 基本的考え方

公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、公益法人に対する補助金等による助成は、特段の理由のあるものを除き、一律に廃止するとともに、今後これを行わないこととする。

地方公共団体である県が国の当該計画に直接的に従う義務はないと考える。しかし、運営費補助は、団体の維持・存続が県民全体の利益に資するという公益性があることを前提として、団体の財務状況等から補助の必要性を検討し、かつ、交付先自身が自主財源の確保など自立的な経営に向けた努力を行っていることを確認して必要額の補助を行うべきものである。

そのため、役員人件費に対する補助により自立的経営が阻害され、本来は団体自らの財源で運営費を賄うべきところがインセンティブが働かず、結果として運営費補助が本来の必要額以上となる場合には公益性の観点から問題となるものとする。

よって、運営費補助において役員人件費を補助対象とする必要性、公益性を整理検討するとともに、財務状況等を考慮して補助の必要額を算出することを検討されたい。

(5) 補助金に係る消費税仕入税額控除の確認について

交付先が消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の課税事業者である場合、補助事業等に係る課税仕入れに伴い、消費税仕入控除税額が発生することとなる。そのため、仕入控除税額と補助金交付が重複しないよう、課税仕入れに係る消費税等相当額について、補助対象経費から減額する必要がある。

県は、「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」（平成 22 年 3 月 30 日財第 314 号総務部長通知別紙）において、補助金交付要綱に次のような条項を規定することを注意喚起している。

- ① 交付申請時及び実績報告時に補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、その額を減額して申請又は報告すること。
- ② 実績報告提出後、消費税等の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を速やかに県に報告すること。
- ③ 県は、②の報告があった場合には、消費税等に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

しかし、個別検討を行った多くの補助金では、補助金交付要綱に上記①～③の条項を規定していたが、一部の補助金では補助金交付要綱で上記①～③の全部又は一部を規定せず、かつ、ヒアリング等で補助金に係る仕入控除税額の有無の確認等も行われていなかった。県は、補助金交付要綱へのこれらの条項の整備を徹底する必要がある。

また、このことが徹底されず、補助金に係る消費税仕入控除税額が発生したにもかかわらず交付先から報告されない場合、県は把握することができず、仕入控除税額と補助金交付が重複してしまう可能性がある。

よって、消費税等の申告により返還が必要と確定した場合ではなく、返還の要否にかかわらず必ず消費税等の申告後に所定の報告書を県に提出する仕組みとすることを検討されたい。

なお、所定の報告書として県が使用している様式の例としては、次のようなものがある。

(様式例)
山形県知事 殿
補助事業者 印
平成 30 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書
平成 年 月 日付け 第 号をもって額の確定の通知があった平成 30 年度〇〇

事業について、交付要綱第△条第×項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	山形県補助金等の適正化に関する規則第 15 条の補助金の額の確定額	金	円
2	補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4	補助金返還相当額	金	円

注 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること

(参考) 補助金の返還が必要となる場合とは、次表の最右列「あり」に該当する区分に該当する場合である。

区分					返還	
免税事業者					なし	
納税義務者	簡易課税				なし	
	本則課税	特定収入割合が 5 % 超の法人			なし	
		特定収入割合が 5 % 以下の法人	課税売上割合が 95% 未満	一括比例配分方式		あり
				個別対応方式	補助対象経費が課税売上に要する課税仕入	あり
					補助対象経費が非課税売上に要する課税仕入	なし
					補助対象経費が課税売上と非課税売上に共通して要する課税仕入	あり
課税売上割合が 95% 超				あり		

(6) 処分制限財産の制限期間中の状況確認について

県は、適化規則第 22 条において、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について知事の承認を受けずに目的外使用や処分をすることを制限しており、耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合には制限を除外することとしている。

また、県は「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」（平成 22 年 3 月 30 日財第 314 号総務部長通知別紙）において、補助金交付要綱に次のような条項等を規定することを注意喚起している。

- ① 補助事業者等は、補助対象とした財産について、補助事業完了後も財産管理台帳を整備し、善良な管理者の注意による管理と効率的な運用を図ること。
- ② 処分制限の対象となる財産と制限期間を明記すること
- ③ 適化規則第 22 条の規定により知事が承認する場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を県に納付させることができるものとする。

個別検討を行った施設整備補助金においても、補助金交付要綱に対象等が明記され、実績審査時に財産管理台帳の確認が行われていた。

しかし、これらの補助金に係る財産管理台帳を閲覧したところ、処分制限期間が 7～10 年の財産が多く存在し、一部の補助金（市町村を通した間接補助を含む。）で行われている事業実施後の成果等に関する交付先から県への状況報告期間（3～5 年）よりも長い期間となっている。

確かに、適化規則では県からの積極的な確認等特段の手続は定められておらず、所有者である補助事業者等が責任をもって財産を管理し、処分制限期間にわたり補助金交付要綱等を遵守する必要がある。

一方で、全く確認を行わない場合、処分制限期間内に財産が目的外使用や処分又は遊休化していることを看過し、補助金の効果が失われてしまう可能性がある。

よって、県の事務負担とのバランスを考慮した上で、定期的な利用状況の文書による確認や必要性・重要性に応じた現物調査等の実施、又は処分制限期間経過時点での確認を行うこと等を検討されたい。なお、これらの確認を実施するために、財産管理台帳の集約・データベース化などが考えられる。

(7) 総合支庁における補助金交付事務の見直しと情報共有について

県では、「総合的な行政の展開」、「県民に分かりやすい行政の展開」、「県民の視点・地域の視点に立った地域づくり」を目指し、地域の自立に向かって責任をもって対応できる組織・機能を備えた総合出先機関として総合支庁を設置し、令和 2 年 1 月時点で 203 の補助金に係る交付事務を本庁から総合支庁に事務・権限移譲している。

個別検討を行った補助金の中にも当該補助金があり、各総合支庁における交付事務

を確認したところ、総合支庁間で次の点が異なっていた。

- ① 実績審査や実態調査等の実施人員数や実施時期が、各総合支庁・各補助金で異なり、1名で実施している場合と複数名で実施している場合、完了報告の翌月にすぐ実施する場合と翌1年間をかけて実施する場合等があった。
- ② 事業計画や実績報告に係る審査や完了検査において、所管部局所定の現地調査チェックシートを使用している場合と、使用実施要綱・要領等で定められる詳細な規定や確認項目をまとめたチェックリスト等を独自に作成・運用している場合があった。
- ③ ある総合支庁では、自動計算数式を含むエクセルファイルによる算定シートを独自に開発し、補助額の算定や事業計画添付書類作成を効率的に行っていた。
- ④ ②のチェックリストは独自様式であるため、チェック項目についても同じではなく、特定のチェックを行う総合支庁と行わない総合支庁があった。
- ⑤ 規定上現地確認が必須ではない補助金では、現地確認を行う総合支庁と行わない総合支庁があった。

上記①について、本庁から総合支庁への事務・権限移譲が進められてきている状況において、働き方改革を推進する流れがあるなか、規定として厳格な手続を整備しても、物理的に全てに対応することができず、遅延や確認漏れが生じうるものとする。

よって、人口減少社会の中で働き方改革を実現していくため、本庁の事業所管課が主導し、状況変化に応じて業務上のリスク評価の見直しを行い、その時々々の組織体制で有効性を確保した実績審査や実態調査等を実施できるように、リスクに重点を置いた事務手続の見直しを検討されたい。

上記②～⑤については、審査手続等の交付事務は、所管する総合支庁が異なっても同質・同水準の有効性が必要と考える。また、業務効率化のためのツール作成等の取組みも、同じ補助金であれば他の総合支庁にも転用することが可能であり、県全体としての業務効率化に資するものとする。

よって、本庁の事業所管課が各総合支庁の情報共有の場を設定するとともに、チェック項目が異なる場合等は全体を取りまとめて共通化することを検討されたい。

チェックリストやツールを共通化することでいずれの総合支庁でも同様の事務を実施することになれば、臨時的な人員が不足する場合には他の総合支庁からの応援派遣を行うことができるようになり、審査手続遅延等を防止することができるものとする。

(8) 現地調査要領・チェックリストの部局横断展開について

県は、「補助金等に係る事務の適正な執行について」（平成20年3月26日財第271号総務部長通知）において、実績報告に係る審査を徹底するため現地調査又は報告書に添付させた証拠書類等により補助事業等の執行状況を確実に確認することを各部局に求めている。

この総務部長通知に基づき、農林水産部では、「山形県農林水産部所管補助事業等に係る現地調査要領」（平成20年3月28日農政第703号）を発出している。

さらに、実務的に補完するため、標準的なチェックリストとして具体的な点検項目・ポイント・確認する書類例等を記載した「農林水産部所管補助事業等に係る現地調査チェックシート」を、また、現地調査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするための手引書として「山形県農林水産部所管補助事業等に係る現地調査要領に基づく検査手引き」を整備している。

個別検討を行った農林水産部が所管部局の補助金は、いずれも当該現地調査要領に基づく調査が行われており、具体的な調査方法については、標準チェックリストに基づいて検討する補助金の他、必要に応じて各補助金のために独自でカスタマイズしたチェックリストを作成・運用している補助金もあった。

農林水産部以外の所管部局では、環境エネルギー部が「山形県環境エネルギー部所管補助事業等に係る現地調査要領」及び別紙として「現地調査チェックシート」を整備・運用している他は、部局として要領・標準チェックリストを整備しておらず、一部の課が所管する補助金のために現地調査チェックリストを独自に作成・運用しているのみであった。なお、防災くらし安心部も「山形県防災くらし安心部所管補助事業等に係る現地調査要領」を整備し、平成31年4月から施行している。

いずれの部局でも実績報告に係る審査は当然行われ、現地調査を実施している場合は、現地調査の復命書に閲覧した書類と「適正である」旨の結果が記載されているが、具体的にどのような着眼点でどのような確認を行ったかの記載は見受けられない。調査担当者が必要な確認が漏れないようにするためにも、復命を受ける上席者が内容を確認するためにも、チェックリスト等によりチェック項目が可視化されていることは重要であると考えられる。

県は、全ての部局において現地調査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするため、農林水産部が整備・運用している部所管補助事業に係る現地調査要領や現地調査チェックシートの部局横断的な展開を検討されたい。

(9) 補助金等の情報開示について

補助金等の情報について、県のホームページで見ることができるのは、利用対象者向けの補助事業概要や支援内容、募集期間等の情報のみである。

歳入歳出決算事項別明細書でも行政目的別の「負担金、補助及び交付金」の合計金額を見ることはできるが、補助金毎の金額・交付先等の内容を見ることはできない。

「負担金、補助及び交付金」は、県の平成 30 年度一般会計決算の歳出規模 5,875 億円のうち 23% (1,400 億円) を占めている。このうち適化規則の対象となる補助金が 484 億円で、その主な財源は一般財源である。このように県の歳出の重要な割合を占める補助金について、県民に対して、内容や金額、交付先等の情報を一覧として開示することは説明責任を果たすことになると思う。

また、県が成果指標や終期を設定して補助目的の公益性、補助の必要性、有効性を定期的に見直しを行っていく際に、県民の目に触れることで、より県民にとって必要な補助金を把握することができるものと思う。

他県・他都市においても、東京都、神奈川県、大阪市、川崎市、福岡市、宮崎市等が補助金等の一覧をホームページで開示しており、これらを参考にして、所管部局、補助金の名称、内容、交付先、予算額（決算額）、補助率、創設年度等の情報を一覧として開示することを検討されたい。

#### 4 監査結果及び意見（各補助金に係る指摘事項及び意見の一覧）

##### (1) 指摘事項の一覧

（監査要点①）補助金の目的は明確か、公益上の必要性は認められるか  
該当なし。

（監査要点②）補助金が公益目的に適切かつ有効な効果を期待できるか

補助金の名称	指摘事項の表題	参照頁
16 バリアフリー化推進事業費補助金	(1) 見積り合わせの実施について	p. 85

（監査要点③）交付先の選定にあたり、公平性・透明性は確保されているか

補助金の名称	指摘事項の表題	参照頁
34 山形県企業立地促進補助金	(1) 交付対象選定時の審査について	p. 134
35 山形県ソフト産業立地促進補助金	(1) 交付対象選定時の審査について	p. 137

（監査要点④）補助金額の算定方法及び交付時期は合理的か

補助金の名称	指摘事項の表題	参照頁
2 山形県私立学校一般補助金	(1) 消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定に伴う県への報告について	p. 59
51 公益財団法人やまがた農業支援センター活動強化事業費補助金	(2) 補助金に係る消費税仕入控除税額の確認について	p. 174
52 山形県農業法人人材確保・育成支援事業費補助金	(2) 補助金に係る消費税仕入控除税額の確認について	p. 178
59 園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金	(1) 補助金額の算出方法に係る各総合支庁の取扱いの共通化について	p. 201

（監査要点⑤）補助金交付事務手続は、関係法令等に準拠しているか

補助金の名称	指摘事項の表題	参照頁
5 山形県運輸事業振興助成費補助金	(1) 事務執行チェックシートによる事務の執行管理について	p. 66
53 学校給食における地産地消推進事業費補助金	(1) 実績報告の期限内提出について	p. 181

補助金の名称	指摘事項の表題	参照頁
59 園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金	(3) 実績報告の期限内提出について	p. 202
73 山形県高等学校体育連盟補助金	(1) 補助事業実施状況報告書の提出期限の遵守について	p. 233

(監査要点⑥) 補助事業の実績報告及びその審査は適切に行われているか

補助金の名称	指摘事項の表題	参照頁
56 米需給調整推進費補助金	(2) 補助対象経費の適切な解釈運用について	p. 191
62 公募型支障木伐採事業費補助金	(1) 実績報告における収支報告書添付の徹底	p. 209
H15 措置2 農業近代化資金利子補給補助金	(1) 事業完了報告に係る実態調査の適切な実施について	p. 252

(監査要点⑦) 補助金の効果測定・評価は適切に行われているか

補助金の名称	指摘事項の表題	参照頁
28 小規模事業経営支援事業費補助金	(1) 成果指標の測定単位の明確化	p. 117

## (2) 意見の一覧

(監査要点①) 補助金の目的は明確か、公益上の必要性は認められるか

補助金の名称	意見の表題	参照頁
7 再生可能エネルギー発電事業等促進資金利子補助金	(2) 中小水力発電に係る目標設定について	p. 69
17 山形県医師会事業費補助金	(1) 補助の必要性について	p. 87
20 山形県社会福祉事業団運営費補助金	(1) 事業団の経営状況を勘案した補助額の妥当性の検討	p. 93
21 移譲社会福祉施設機能強化等支援事業費補助金	(1) 事業団の自立的経営に向けた進捗状況確認の必要性	p. 96
24 小規模事業経営支援事業費補助金	(5) 役員人件費を補助対象とする必要性、公益性の整理・検討について	p. 106

補助金の名称	意見の表題	参照頁
25 中小企業団体中央会補助金	(1) 役員人件費を補助対象とする必要性、公益性の整理・検討について	p. 109
30 企業振興公社運営費補助金	(1) 役員人件費を補助対象とする必要性、公益性の整理・検討について	p. 123
37 輸出支援体制機能強化補助金	(1) 補助金額の水準について	p. 140
39 グリーン・ツーリズム推進事業費補助金	(1) 先進事例を活用したモデルケース形成について	p. 144
40 山形県観光物産協会運営費補助金	(2) 今後の協会のあり方に関する検討について	p. 147
43 山形県国際交流協会事業費補助金	(2) 役員人件費を補助対象とする必要性、公益性の整理・検討について	p. 154
43 山形県国際交流協会事業費補助金	(3) 自主財源の確保について	p. 155
45 山形県芸文美術館運営費補助金	(1) 使用料収入の増大に向けて	p. 158
47 県民文化振興事業費補助金	(1) 使用料収入の増大に向けて	p. 162
49 モンテディオ山形ホームタウン活動事業費補助金	(1) 運営経費部分に対する補助の見直し	p. 166
49 モンテディオ山形ホームタウン活動事業費補助金	(2) 交付先の自主財源確保に向けた検討の指導について	p. 167
50 スポーツ振興 21 世紀協会運営体制強化事業費補助金	(1) 21 世紀協会の経営状況について	p. 169
55 やまがた食産業クラスター協議会運営費補助金	(2) 自立的な経営に向けた助言指導の実施について	p. 189
56 米需給調整推進費補助金	(1) 定額補助の見直しについて	p. 191
57 安全安心エコ農産物認証支援事業費補助金	(1) 定額補助の見直しについて	p. 196
57 安全安心エコ農産物認証支援事業費補助金	(2) 持続可能な業務体制に係る支援について	p. 197
75 山形県競技スポーツ強化費補助金	(1) 交付先団体の財務状況のモニタリングについて	p. 237
H15 措置 3 青果物価格安定対策事業費補助金	(1) 補助金交付団体の財務状況を根拠とした事業費補助の補助率変更について	p. 258

(監査要点②) 補助金が公益目的に適切かつ有効な効果を期待できるか

補助金の名称	意見の表題	参照頁
11 私立学校教職員研修事業費補助金	(1) 有効性・公平性の検証について	p. 75
54 食産業王国やまがた推進事業費補助金	(1) 一者随意契約による調達に係る理由の相当性検討及び事前承認の必要性	p. 184
60 山形県和牛繁殖雌牛増頭事業費補助金	(1) 自家保留牛に係る交付対象要件見直しの検討について	p. 206
64 がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金	(1) 移転未了物件数の把握と危険住宅に係るリスク管理の必要性	p. 215
66 山形の家づくり利子補給補助金	(1) 予算の柔軟かつ有効な利用の検討	p. 220
72 山形県中学校体育連盟補助金	(2) 交付申請時に添付する収支予算書の作成指導について	p. 230

(監査要点③) 交付先の選定にあたり、公平性・透明性は確保されているか

補助金の名称	意見の表題	参照頁
H21 措置1 3R研究開発事業費補助金	(1) 評価委員に利害関係がある場合の評価委員会運営について	p. 272

(監査要点④) 補助金額の算定方法及び交付時期は合理的か

補助金の名称	意見の表題	参照頁
12 ひとり親家庭生活応援給付金等事業費補助金	(1) 補助額算定根拠の妥当性について	p. 77
16 バリアフリー化推進事業費補助金	(2) 漏れの無い仕入控除税額の報告の検討	p. 85
40 山形県観光物産協会運営費補助金	(1) 事業費の区分について	p. 147
59 園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金	(2) 消費税本則課税事業者の確認結果の明記について	p. 202
67 むらやま子育てサポートふれあい体験事業費補助金	(1) 補助金交付要綱への仕入控除税額の確認に関する条項の追加について	p. 222

(監査要点⑤) 補助金交付事務手続は、関係法令等に準拠しているか

補助金の名称	意見の表題	参照頁
1 職員診療所運営費補助金	(1) 事務執行チェックシートによる執行状況の確認の徹底について	p. 54
1 職員診療所運営費補助金	(2) 補助金交付要綱記載事項の不備について	p. 56
23 信用保証協会保証料補給補助金	(1) 補助金交付の除外要件に関する必要性の検討	p. 100
24 小規模事業経営支援事業費補助金	(1) 補助対象とする予定のリース契約締結に関する事前承認について	p. 103
51 公益財団法人やまがた農業支援センター活動強化事業費補助金	(3) 消費税仕入控除税額に係る事項の補助金交付要綱への明記について	p. 176
52 山形県農業法人人材確保・育成支援事業費補助金	(3) 消費税仕入控除税額に係る事項の補助金交付要綱への明記について	p. 179
56 米需給調整推進費補助金	(3) ソフトウェアの財産管理に係る条項の補助金交付要綱への追加について	p. 192
65 住宅リフォーム総合支援事業費補助金	(1) 補助金交付の除外要件に関する必要性の検討	p. 217
72 山形県中学校体育連盟補助金	(3) 軽微な変更の判定基準の補助金交付要綱への記載について	p. 231
73 山形県高等学校体育連盟補助金	(2) 交付先を通じた最終受益者に対する速やかな事業実施報告の指導について	p. 233
75 山形県競技スポーツ強化費補助金	(3) 軽微な変更の判定基準の補助金交付要綱への記載について	p. 239
H15 措置4 死亡牛BSE検査体制支援事業費補助金	(1) 補助金交付要綱への仕入控除税額の確認に関する条項の追加について	p. 261

(監査要点⑥) 補助事業の実績報告及びその審査は適切に行われているか

補助金の名称	意見の表題	参照頁
14 新型インフルエンザ患者対応医療機関整備補助金 (入院)	(1) 設備利用状況の確認についての業務フロー確立	p. 80
18 軽費老人ホーム事務費補助金	(2) 統一されたチェックリストなどの利用の検討	p. 89

補助金の名称	意見の表題	参照頁
24 小規模事業経営支援事業費補助金	(2) 実施報告審査に係る現地調査実施体制の検討	p. 103
24 小規模事業経営支援事業費補助金	(3) 実績報告審査に係る検査及び報告統一化の検討	p. 104
29 やまがたチャレンジ創業応援事業費補助金	(1) 補助金の実施報告に関する補助金交付要綱整備の検討	p. 120
31 慶應義塾大学先端生命科学研究 所教育研究費補助金	(1) 現地調査の実施方法について	p. 127
39 グリーン・ツーリズム推進事業 費補助金	(2) 実績報告の審査について	p. 145
40 山形県観光物産協会運営費補助 金	(3) 現地調査の実施方法について	p. 148
50 スポーツ振興 21 世紀協会運営 体制強化事業費補助金	(3) 実績確認時における証憑書類の検 証について	p. 172
54 食産業王国やまがた推進事業費 補助金	(3) 処分制限の対象となる財産の確認 について	p. 185
56 米需給調整推進費補助金	(4) 実績報告書に係る深度ある確認検 査の実施について	p. 194
59 園芸大国やまがた産地育成支援 事業費補助金	(4) 処分制限の対象となる財産の確認 について	p. 203
59 園芸大国やまがた産地育成支援 事業費補助金	(5) 各総合支庁が開発した交付事務に 係るツール等の情報共有について	p. 203
65 住宅リフォーム総合支援事業費 補助金	(2) 補助金の現地調査に関する網羅性 の検討	p. 218
75 山形県競技スポーツ強化費補助 金	(2) 交付先団体に対する現地調査の実 施及び調査結果の文書化について	p. 238
76 山形県競技スポーツ強化費補助 金（オフシーズン強化育成事 業）	(1) 交付先団体に対する現地調査の実 施及び調査結果の文書化について	p. 242
H15 措置 2 農業近代化資金利子補 給補助金	(2) 各総合支庁の実態調査方法に関す る情報共有と手続共通化について	p. 253

(監査要点⑦) 補助金の効果測定・評価は適切に行われているか

補助金の名称	意見の表題	参照頁
3 公益社団法人山形県私学退職基金社団事業費補助金	(1) 達成すべき成果指標の再検討について	p. 62
4 山形県軽油引取税特別徴収納税貯蓄組合補助金	(1) 補助金交付の効果測定に係る成果指標の設定の検討について	p. 64
7 再生可能エネルギー発電事業等促進資金利子補助金	(1) 成果指標の見直し	p. 69
10 やまがた出会いサポートセンター負担金	(1) 深度のある効果測定実施の検討	p. 73
12 ひとり親家庭生活応援給付金等事業費補助金	(2) 成果指標の設定について	p. 77
15 灯油購入費助成事業費補助金	(1) 成果指標の設定について	p. 82
17 山形県医師会事業費補助金	(2) 成果指標の設定について	p. 87
18 軽費老人ホーム事務費補助金	(1) 深度のある効果測定実施の検討	p. 89
19 明るい長寿社会づくり推進事業費補助金	(1) 成果指標の設定について	p. 91
22 山形県産業賞委員会補助金	(2) 補助金効果測定について必要性の検討	p. 98
23 信用保証協会保証料補給補助金	(2) 適時に測定できない成果指標の見直しについて	p. 101
24 小規模事業経営支援事業費補助金	(4) 補助金の効果測定における分析単位の検討	p. 104
26 経営基盤強化体制整備事業費補助金	(1) 補助金の効果測定における成果指標の検討	p. 112
27 中小企業スーパーTOTALサポート事業費補助金	(1) 補助金の効果測定における成果指標の検討	p. 115
32 山形県産業技術振興機構運営費補助金	(1) 成果指標の設定について	p. 130
33 有機エレクトロニクス実証等事業費補助金	(1) 事業成果の明確化について	p. 132
33 有機エレクトロニクス実証等事業費補助金	(1) 事業成果の明確化について	p. 132
42 地域資源活用交流促進事業費補助金	(1) 成果指標の見直しについて	p. 151

補助金の名称	意見の表題	参照頁
43 山形県国際交流協会事業費補助金	(1) 成果指標の設定について	p. 153
44 博物館共催事業負担金	(1) 適切な成果指標の設定について	p. 157
45 山形県芸文美術館運営費補助金	(2) 適切な成果指標の設定について	p. 159
46 芸術文化団体育成費補助金	(1) 適切な成果指標の設定について	p. 161
47 県民文化振興事業費補助金	(2) 適切な成果指標の設定について	p. 162
50 スポーツ振興 21 世紀協会運営体制強化事業費補助金	(2) 成果指標の設定について	p. 171
51 公益財団法人やまがた農業支援センター活動強化事業費補助金	(1) 成果指標の設定について	p. 174
52 山形県農業法人人材確保・育成支援事業費補助金	(1) 成果指標の設定について	p. 178
54 食産業王国やまがた推進事業費補助金	(2) 成果指標の設定について	p. 185
55 やまがた食産業クラスター協議会運営費補助金	(1) 成果指標の設定について	p. 189
58 有機農業ネットワーク構築支援事業費補助金	(1) 成果指標の見直しについて	p. 198
62 公募型支障木伐採事業費補助金	(2) 補助金効果測定について必要性の検討	p. 211
63 保安施設検査業務費補助金	(1) 補助金の効果測定における成果指標の検討	p. 213
68 山形県離島航路補助金	(1) 成果指標の設定について	p. 224
72 山形県中学校体育連盟補助金	(1) 補助金交付の効果測定に係る成果指標の設定の検討について	p. 230

## 第5章 監査の結果（各論）

### 第1 事前調査票に基づく分析

事前調査票により回答を入手した平成30年度の適化規則対象補助金等の細節ごとの件数、決算額は次のとおりである。（再掲）

（単位：百万円）

	交付金	負担金	補助金	合計
補助金等の件数	24	18	572	614
補助金等の決算額	8,385	9,011	31,055	48,452

以下では、適化規則対象補助金等のうち件数及び決算額が最も多い「細節：補助金」に絞り、事前調査票の回答に基づき、様々な観点から分析を行った。

#### 1 所管部局別内訳

《合計決算額が多い順》

（単位：件、百万円）

部局	合計		国庫補助（負担） 制度に基づく補助		左記補助金以外	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
農林水産部	162	7,735	70	6,300	92	1,435
健康福祉部	107	6,637	43	980	64	5,657
商工労働部	60	5,220	19	416	41	4,803
子育て推進部	57	4,877	30	3,121	27	1,756
総務部	16	4,048	4	3,769	12	278
県土整備部	22	973	2	20	20	953
環境エネルギー部	25	434	3	82	22	352
観光文化スポーツ部	34	373	2	24	32	349
教育庁	47	361	11	188	36	173
企画振興部	14	288	4	111	10	177
防災くらし安心部	12	72	4	54	8	18
庄内総合支庁	6	26	-	-	6	26
県警本部	3	6	-	-	3	6
置賜総合支庁	4	4	-	-	4	4
村山総合支庁	2	1	-	-	2	1
最上総合支庁	1	0	-	-	1	0

合計	572	31,055	192	15,066	380	15,989
----	-----	--------	-----	--------	-----	--------

所管部局別にみると、合計額では件数、決算額ともに農林水産部が最も多く、全体に占める割合は件数で28.3%、決算額で24.9%となっている。

しかし、農林水産部の補助金77億円のうち8割(63億円)が国庫補助(負担)制度に基づく補助であり、それ以外の県が主体的に決定する補助金では、件数は92件と部局中第1位は変わらないが決算額ベースでは14億円と部局中第4位となる。

県が主体的に決定する補助金では、農林水産部に代わって健康福祉部が最も決算額が多く、商工労働部、子育て推進部と続き、3部局合計で、全体の76%を占めている。

## 2 財源別内訳

(単位：件、百万円)

財源		合計		国庫補助(負担)制度に基づく補助		左記補助金以外	
		件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
補助金等		572	31,055	192	15,066	380	15,989
財源別内訳	一般財源	20,081		7,218		12,863	
	国庫補助	6,738		6,685		53	
	諸収入	921		912		9	
	その他	3,314		251		3,063	

【用語の説明】(出典：「平成31年地方財政白書」)

一般財源 …地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額。

財源別にみると、一般財源が最も多く全体の64%を占め、次いで国庫補助、その他財源(基金、起債等)と続いている。

国庫補助(負担)制度に基づく補助以外の県が主体的に決定する補助金のみを見た場合も、一般財源が最も多く全体の8割を占めている。

なお、当分析結果を含む総合意見を本報告書第4章2「監査の結果及び意見(事前調査票分析及び抽出した補助金の個別検討を踏まえた総合意見)」に記載している。

### 3 種類別内訳

(単位：件、百万円)

種類別	合計		国庫補助（負担） 制度に基づく補助		左記補助金以外	
	件数	決算額	件数	件数	件数	決算額
団体運営費補助	88	9,301	22	5,971	66	3,330
施設整備補助	61	6,153	24	2,530	37	3,623
その他事業費補助	414	14,958	144	6,185	270	8,773
上記以外	9	642	2	379	7	263
合計	572	31,055	192	15,066	380	15,989

種類別にみると、その他事業費補助が最も件数が多く、全体に対する割合は72%を占めている。次いで団体運営費補助、施設整備補助と続き、件数ベースの構成割合はそれぞれ15%、10%を占めている。

国庫補助（負担）制度に基づく補助以外の県が主体的に決定する補助金のみを見た場合もその傾向は変わらず、特に、団体運営費補助は66件と件数ベースで全体の17%を占めている。

なお、当分析結果を含む総合意見を本報告書第4章2「監査の結果及び意見（事前調査票分析及び抽出した補助金の個別検討を踏まえた総合意見）」に記載している。

### 4 存続期間別分析

(単位：件、百万円)

存続期間 (※1)	合計		国庫補助（負担） 制度に基づく補助		左記補助金以外	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
不明(※2)	102	7,515	36	2,851	66	4,664
51年～60年	17	4,784	6	4,072	11	712
41年～50年	28	3,482	8	562	20	2,920
31年～40年	10	120	3	102	7	18
21年～30年	21	2,244	3	176	18	2,068
11年～20年	68	1,890	18	585	50	1,305
1年～10年	326	11,020	118	6,718	208	4,302
合計	572	31,055	192	15,066	380	15,989

(※1) 存続期間とは、創設年度から平成30年度までの年数である。

(※2) 事前調査票における県の回答が「創設年度不明」の補助金である。

存続期間別にみると、10年以下が最も多く全体の56%を占めている。一方で、30年超のものや創設年度が不明との回答であった補助金（その多くが、回答に当たり平成年代を調査して不明だったもの）は合計で157件あり、全体の27%を占めている。

国庫補助（負担）制度に基づく補助金の存続・廃止は県の立場からコントロールすることができないため、それ以外の補助金について見た場合もほぼ同じ傾向であり、10年以下が最も多く全体の54%を占め、30年超と創設年度不明補助金の合計は104件で全体の27%となっている。

なお、当分析結果を含む総合意見を本報告書第4章2「監査の結果及び意見（事前調査票分析及び抽出した補助金の個別検討を踏まえた総合意見）」に記載している。

## 5 終期設定の有無

（単位：件、百万円）

終期の設定	合計		国庫補助（負担） 制度に基づく補助		左記補助金以外	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
あり	157	5,463	41	2,372	116	3,091
なし	415	25,591	151	12,693	264	12,898
合計	572	31,055	192	15,066	380	15,989

終期の設定状況をみると、終期を設定していない補助金が全体の72%を占めている。国庫補助（負担）制度に基づく補助金の存続・廃止は県の立場からコントロールすることができないため、それ以外の補助金について見た場合も同様の傾向であり、380件中264件、全体の69%の補助金が、終期を設定していないとの回答であった。

なお、当分析結果を含む総合意見を本報告書第4章2「監査の結果及び意見（事前調査票分析及び抽出した補助金の個別検討を踏まえた総合意見）」に記載している。

## 6 成果目標設定の有無

（単位：件、百万円）

成果目標 の設定	合計		国庫補助（負担） 制度に基づく補助		左記補助金以外	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
あり	281	18,155	90	9,033	191	9,122
なし	291	12,900	102	6,033	189	6,867
合計	572	31,055	192	15,066	380	15,989

成果目標の設定状況をみると、成果目標を設定していない補助金が 572 件中 291 件と全体の 50%を占めている。

国庫補助（負担）制度に基づく補助以外の県が主体的に決定する補助金のみを見た場合もその傾向は変わらず、380 件中 189 件、全体の 49%の補助金が、成果目標を設定していないとの回答であった。

また、国庫補助（負担）制度に基づく補助以外の補助金について、成果目標を設定していない理由をまとめると、次のとおりである。

（事前調査票における「成果目標を設定していない理由」に係る主な回答）

- ① 運営費（又は人件費）補助であり、成果目標の設定が困難又は馴染まない。
- ② 市町村が実施主体である事業に対する補助であるため。
- ③ 災害対策事業であるため。
- ④ イベント開催への支援のため。
- ⑤ 利子補給に対する補助であるため。
- ⑥ 事業の性質上、成果目標の設定が困難又は馴染まない（扶助費、福祉の向上、環境対策、表彰事業、文化財保護）。
- ⑦ 成果を数値化することが困難である。
- ⑧ 複数の事業が含まれており、県全体としての成果目標の設定は困難である。
- ⑨ 事業目的が広範囲に及ぶため、交付に当たっての目標設定はしていない。
- ⑩ 目標は補助事業を含む事業全体で設定しているため、個別に目標は設定していない。

特に、①運営費（又は人件費）補助であること、②市町村が実施主体であること、⑥事業の性質から成果目標の設定が困難であることを理由とする回答が多かった。

なお、当分析結果を含む総合意見を本報告書第 4 章 2 「監査の結果及び意見（事前調査票分析及び抽出した補助金の個別検討を踏まえた総合意見）」に記載している。

## 7 1 補助金当たりの金額帯別分析

(単位：件、百万円)

金額帯		件数	件数 構成比	決算額	決算額 構成比
1円以上	100千円未満	29	5.1%	2	0.0%
100千円以上	500千円未満	82	14.3%	23	0.1%
500千円以上	1,000千円未満	45	7.9%	31	0.1%
1,000千円以上	5,000千円未満	148	25.9%	404	1.3%
5,000千円以上	10,000千円未満	63	11.0%	471	1.5%
10,000千円以上	50,000千円未満	119	20.8%	2,623	8.4%
50,000千円以上	100,000千円未満	31	5.4%	2,207	7.1%
100,000千円以上	500,000千円未満	40	7.0%	9,176	29.6%
500,000千円以上	1,000,000千円未満	9	1.6%	5,945	19.1%
1,000,000千円以上	5,000,000千円未満	6	1.0%	10,173	32.8%
合計		572	100.0%	31,055	100.0%

1 補助金当たりの金額帯別にみると、1百万円未満の比較的少額の補助金が156件と全体の27%を占めている。ただし、決算額ベースで見ると、1百万円未満の補助金の合計は56百万円であり、全体の0.2%程度となっている。

補助金は目的の公益性と補助の必要性があるため創設されるものであるが、一般的に少額の補助金は効果が限定的で、事務コストに見合っていないことも考えられる。また、少額の補助により実施できる事業であれば、自主財源により実施できる可能性も考えられる。

よって、少額の補助金は、目的の公益性と同じくらい、有効性と補助の必要性について検討することが重要である。特に補助金が有効かどうかを評価するため、成果指標を設定し、定期的に効果測定を行うことが必要と考える。

8 1 先当たり補助金交付額の金額帯別分析

(単位：件)

金額帯		補助金 件数	件数 構成比	交付先数	交付先数 構成比
1 円以上	100 千円未満	65	11.4%	2,977	38.2%
100 千円以上	500 千円未満	137	24.0%	2,289	29.4%
500 千円以上	1,000 千円未満	54	9.4%	405	5.2%
1,000 千円以上	5,000 千円未満	151	26.4%	1,154	14.8%
5,000 千円以上	10,000 千円未満	55	9.6%	408	5.3%
10,000 千円以上	50,000 千円未満	74	12.9%	451	5.8%
50,000 千円以上	100,000 千円未満	18	3.1%	48	0.6%
100,000 千円以上	500,000 千円未満	15	2.6%	54	0.7%
500,000 千円以上	1,000,000 千円未満	2	0.4%	2	0.0%
1,000,000 千円以上	5,000,000 千円未満	1	0.2%	1	0.0%
合計		572	100.0%	7,789	100.0%

(※) 1 先当たり交付額は、平成 30 年度決算額を交付先数で除した金額である。

1 先当たり補助金交付額の金額帯別にみると、「1 円以上かつ 100 千円未満」「100 千円以上かつ 500 千円未満」「1,000 千円以上かつ 5,000 千円未満」の金額帯で交付先数が 1,000 先を超えている。これらの区分において、交付先数 1,000 先を超えている個別の補助金は次のとおりである。

(単位：件、千円)

所管部局	所管課	補助金の名称	平成 30 年度 決算額	交付 先数	1 先当たり 交付額
環境エネルギー部	エネルギー政策推進課	再生可能エネルギー設備導入事業費補助金	132,831	1,145	116
県土整備部	建築住宅課	山形の家づくり利子補給補助金	208,240	2,364	88

交付先数が多い補助金の場合、交付事務が膨大な量となるため、できるだけ効率的な方法・仕組みを検討する必要がある。

## 第2 抽出した補助金に対する検討

### 1 職員診療所運営費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県職員診療所運営費補助金			
所管部課	総務部総務厚生課			
創設年度	不明			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	県職員及びその家族の疾病予防と疾病の早期発見、早期治療を図ることにより、健康の維持増進に寄与することを目的とする			
補助対象事業の概要	(1) 診療事業 医師1名、看護師2名を配置し、内科を中心とする一般診療に関する事業 (2) 健康診断事業 山形県職員安全衛生規程に基づく健康診断について、委託を受けて実施する事業			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県職員診療所運営費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	地方職員共済組合山形県支部			
補助金等の算出方法	職員診療所運営事業に要する経費から収入を差し引いた額又は8,736千円のいずれか低い額			
補助対象経費	診療所職員の人件費及び診療事業、健康診断事業に要する経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額(※)	8,736	8,736	8,736	8,736
決算額	8,736	8,736	8,736	—
(財源)				
一般財源	8,736	8,736	8,736	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	8,736	8,736	8,736	—

(※) 平成28年度から平成30年度については最終予算額、令和元年度については当初予算額及び前年度繰越額の合計額を記載している。(以下、各「補助金等の概要」において同じ。)

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	—	—
	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	数値目標を設定することが困難なため			

(監査の結果)

(1) 事務執行チェックシートによる執行状況の確認の徹底について

県では、事務の適正な執行を確保するため、「事務の適正な執行に向けた緊急プログラム」(平成 20 年 8 月 29 日行改第 38 号総務部長通知)(以下「緊急プログラム」という。)を策定し、県政に対する県民の信頼に応えられる正確かつ迅速な事務処理体制の構築を目指して、全庁をあげて取り組むこととし、緊急プログラムの中に事務の執行管理について次のように示している。

「緊急プログラム」より抜粋

②事務執行チェックシートによる事務の執行管理

条例・規則の改正等に係る事務や補助金等の交付関連事務など所属長が指定する重要な事務について、適正な事務工程の確認と進行管理及び処理の遅延等の防止を図るため、「事務執行チェックシート」(別紙)を作成し、以下により当該事務の執行状況を点検・管理すること。

- ア 事務主任者は、当該事務に係る一連の事務手続を処理手順に沿って一覧化するとともに、それぞれの事務処理のおおよその執行時期を記載すること。
- イ 上記により作成した事務執行チェックシートは 2 部作成し、1 部を起案文書に添付し、残り 1 部を業務総括者に提出すること。
- ウ 業務総括者は、一覧の事務手続のそれぞれの事務処理の決裁の回議の際に、事務執行チェックシートにより当該事務全体の進捗状況等を確認すること。

## 事務執行チェックシート

【事務の名称：〇〇補助金】

〈事務主任者 職・氏名：主査 ◇◇ □□〉

事務手続	執行予定時期	執行日	確認欄 (業務総括者)
補助金交付要綱の制定	4月上旬	4/10	㊟
交付要綱の周知	4月上旬	4/11	㊟
申請書受理	4月下旬	4/30	㊟
交付決定に係る審査	5月上旬	5/2	㊟
交付決定	5月上旬	5/10	㊟
状況報告受理	10月中旬		
補助金の概算払い	10月下旬		
実績報告書受理	2月下旬		
実績報告に係る現地確認	3月上旬		
補助金額の確定	3月上旬		
補助金の精算払	3月中旬		

決裁の際、内容を確認・審査の上、押印すること。

事務主任者が、決裁を経て当該事務を執行した後、執行日を記載すること。

- 1 本チェックシートは、条例・規則の改正等に係る事務や補助金等の交付関連事務など所属長が指定する重要な事務について、適正な事務工程の確認と進行管理及び処理の遅延防止を図ることを目的として作成するものであり、各所属の事務の実態に応じて、この様式及び手順に必要な工夫を加え、改編することができるものとする。
- 2 事務主任者は、当該事務に係る一連の事務手続を処理手順に沿って一覧化するとともに、それぞれの事務処理の執行予定時期を記載すること。
- 3 本チェックシートは2部作成し、うち1部をそれぞれの事務処理の起案文書にそのつど添付することとし、残り1部を業務総括者が保管すること。
- 4 起案文書に添付するチェックシートについては、決裁・合議のつど、業務総括者が内容を確認して、「確認欄」に押印すること。また、事務主任者は、当該事務を執行した後、「執行日欄」に執行日を記載すること。
- 5 業務総括者が保管するチェックシートについては、事務処理に係る決裁・合議のつど、「確認欄」に確認日を記載し、当該業務全体の進捗状況を把握し管理すること。
- 6 所属の実態により業務総括者を置かない場合には、業務総括者に代わって直属系統の上司が、上記3から5までの業務総括者の役割を行うものであること。

当補助金事務についても、事務執行チェックシートを作成し、その執行状況を点検・管理している。平成 30 年度の事務執行チェックシートを閲覧したところ、申請書受理の執行日欄に「平成 30 年 4 月 3 日」と記載され、確認欄には業務総括者の印鑑が押されていた。補助金交付要綱第 3 条によれば、当補助金の交付申請書の提出期限は平成 30 年 4 月 2 日であり、申請書の受理が事務執行チェックシート記載のとおり平成 30 年 4 月 3 日である場合、提出期限を経過した後の提出ということになり、それを承知の上で業務総括者による確認印が押印されていたとした場合、事務の執行状況を点検・管理し、適正な事務工程の確認と進行管理及び処理の遅延等の防止を図るという事務執行チェックシートの作成目的が達成されていないということになる。

実際、申請書を受理したのは平成 30 年 4 月 2 日であり、補助金交付要綱に定める提出期限までに提出がなされていたが、事務主任者による事務執行チェックシートの執行日欄の誤記及びそれを鵜呑みにした業務総括者の確認欄への押印という事実は、事務執行チェックシートの作成による適時、適正な事務の執行管理という観点からは問題がある。

県は、事務主任者による執行日欄への正確な日付の記載及び業務総括者による事務執行状況の確認を徹底するよう指導していく必要がある。【意見】

## (2) 補助金交付要綱記載事項の不備について

当補助金の交付要綱の別紙様式第 2 号の注書きには以下のような記載がある。

「収支予算書の提出にあたっては、予定損益計算書等関係書類を添付すること。収支精算書の提出にあたっては、貸貸対照表及び損益計算書等関係書類を添付すること。」

収支精算書提出にあたって、県が求めているのは交付先の財政状態及び経営成績を把握するための貸借対照表及び損益計算書であり、補助金交付要綱に記載されている「貸貸対照表」というのは、明らかな誤記である。

実際、交付先より提出を受けているのは貸借対照表であり、実害は生じていないが、補助金交付要綱において添付すべき書類を貸借対照表へ改めるとともに、補助金交付要綱の制定に際しては、誤字脱字等について細心の注意を払うことが求められる。【意見】

## 2 山形県私立学校一般補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県私立学校一般補助金
所管部課	総務部学事文書課
創設年度	昭和 28 年
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし

補助金等の目的	私立学校の振興、教育水準の維持向上を図るとともに、私立学校の運営の健全性を高めることを目的とするもの								
補助対象事業の概要	私立学校の振興、教育水準の維持向上を図るため、私立学校の経常的経費について補助金を交付するもの								
補助金等の分類	団体運営費補助 (国庫補助制度に基づく補助)								
根拠法令・交付要綱等の名称	私立学校振興助成法 山形県私立学校一般補助金（高等学校分）交付要綱 山形県私立学校一般補助金（専修学校・各種学校分）交付要綱 山形県私立専修学校・各種学校一般補助金（非学法分）交付要綱								
補助金等の交付先(最終交付先)	県内学校法人 一般社団法人山形県専修学校各種学校協会								
補助金等の算出方法	<p>(1) 高等学校</p> <p>①全日制</p> <p>ア. 一般分 公立学校の数値をもとに積算した標準運営費(学校割、学級割、教職員割、生徒割)を補助基準額とし、教育条件等による調整係数、収容定員超過係数等により補正した額</p> <p>イ. 特色分 各学校において、特色のある教育を行っている場合、その取り組みに応じて加算</p> <p>②高等学校（通信制） 予算単価に生徒数を乗じて得た額</p> <p>(2) 専修学校・各種学校 学校数、生徒数、専任教職員数を基礎として算定した額に、若者定着に関する特色加算額を加えた額</p> <table border="1" data-bbox="683 1845 1331 1989"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>補助金の額</th> <th colspan="2">補助単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校数</td> <td>右欄の補助単価に掲げる額</td> <td>専修学校</td> <td>264,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	補助金の額	補助単価		学校数	右欄の補助単価に掲げる額	専修学校	264,000 円
項目	補助金の額	補助単価							
学校数	右欄の補助単価に掲げる額	専修学校	264,000 円						

		ただし、基準日現在において生徒が在籍している場合に限る。	各種学校	66,000円	
	生徒数割	右欄の補助単価に補助対象生徒数を乗じて得た額	専修学校 指定高等課程	22,800円	
			専修学校 指定高等課程以外	15,000円	
			各種学校	6,000円	
専任教職員数割	右欄の補助単価に基準専任教員数及び基準専任職員数の合計を乗じて得た額	全学校	238,700円		
(3) 非学校法人 山形県専修学校各種学校協会が各学校に交付した補助金の合計額と予算単価に対象生徒数を乗じて得た額のいずれか低い額					
補助対象経費	(1) 高等学校 専任教員人件費、専任職員人件費、教育経常経費（教育研究経費、管理経費、設備費） (2) 専修学校・各種学校 専任教員人件費、専任職員人件費、教育経常経費（教育研究経費、管理経費） (3) 非学校法人 経常的経費（専任教員人件費、光熱水費、修繕費）				
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
予算額	3,448,688	3,494,641	3,435,782	3,777,210	
決算額	3,448,688	3,494,641	3,435,782	—	
(財源)	一般財源	2,951,841	2,989,388	2,928,014	—
	国庫	496,847	505,253	507,768	—
	その他	—	—	—	—
交付先数	26	27	27	—	
決算額÷交付先数	132,641	129,431	127,251	—	

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成28年度	平成29年度	平成30年度

	目標値	—	—	—
	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	数値目標を設定することが困難なため			

(監査の結果)

(1) 消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定に伴う県への報告について

補助対象事業が営利企業のような消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の課税事業者である場合、売上げに係る消費税等から仕入れに係る消費税等を控除して納付税額を計算するため、経費支払時に発生した消費税等は企業が自己負担しないこととなる。そのため、交付先が営利企業である場合、県は消費税等を除いた税抜きの金額を補助対象経費としている。

他方、学校法人のように交付先が営利企業でない場合、消費税等を含めた税込みの金額を補助対象経費としている。そのため、一定の場合には、経費支払時に発生した消費税等について、補助金として受領するとともに、消費税等の納付税額の計算の際、仕入控除税額として控除することにより、補助金交付と仕入控除税額が重複することとなる。

そこで、県では「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」(平成22年3月総務部)により、交付先等が消費税等の課税事業者である場合の留意点として、以下のように、補助金交付要綱へ規定すべき事項を挙げている。

**【規定例】**

(交付の申請)

第〇条 省 略

2 補助事業者等は、前項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第〇条 補助事業者等は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額(実績報告の規定により減額した補助事業者等

については、その金額を減じた額を上回る部分の金額)を別記様式△号により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

しかし、当補助金の交付要綱には、上記のような定めはなく、そもそも交付先が消費税等の課税事業者に該当するの否かについて、県では把握していないという状況であった。このような場合、交付先が補助金に係る仕入れ控除税額が確定したにもかかわらず、県はその事実を知りえず、結果として補助金を過大支給してしまうことになりかねない。

県では、当補助金は補助対象経費(人件費、教育経常経費等)の実支出額を積み上げた額に応じて補助金額を算出しているものではなく、生徒数や教職員数等を基準とした定額の補助となっていること、また、交付される補助金が、消費税等の課税対象とならない人件費を上回ることは想定されず、教育経常経費等のような消費税等の課税対象となる補助対象経費から仕入れ控除税額相当額を減額する必要はないと考えているとのことであった。

しかし、補助金の算出方法が補助対象経費の実支出額を積み上げたものではない定額の補助であっても、補助対象経費には消費税等の課税対象となる教育経常経費も含まれている。また、交付される補助金が、人件費の実支出額を上回ることは想定されないため、補助対象経費から仕入れ控除税額相当額を減額する必要がないという県の見解は、交付された補助金の全額が人件費に充当されているということを前提としたものであり、交付された補助金が実際に何れの補助対象経費に充当されているのかを判別することはできない。仮に、消費税等の課税対象となる教育経常経費に充当されているものと考えた場合、補助金交付と仕入れ控除税額が重複することになってしまう。

交付先となる県内学校法人については、消費税等の課税事業者に該当する法人が相当数あるものと推察する。交付先が簡易課税制度を適用している場合や原則課税を適用している場合で、かつ、特定収入割合が5%を超えている場合等の例外もあり、必ずしも消費税の課税事業者に該当する法人のすべてにおいて、消費税等の仕入れ控除税額の確定による補助金の返還が生じるものとはいえないが、少なくとも交付先が消費税等の課税事業者に該当するの否かについて、また消費税の申告方法として原則課税制度を適用しているのか、簡易課税制度を適用しているのか等については、ヒアリング又は書面により確認するとともに、補助金交付要綱において、消費税等の仕入れ控除税額が確定した場合には、速やかに県へ報告する旨の定めを設けるべきである。【指摘事項】

### 3 公益社団法人山形県私学退職基金社団事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	公益社団法人山形県私学退職基金社団事業費補助金			
所管部課	総務部学事文書課			
創設年度	昭和 42 年			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	私立学校に勤務する教職員の福祉を増進し、私立学校教育の振興を図るもの			
補助対象事業の概要	公益社団法人山形県私学退職基金社団が、県内私立学校に対し、退職した教職員への退職金に係る資金を給付する事業			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	公益社団法人山形県私学退職基金社団事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	公益社団法人山形県私学退職基金社団			
補助金等の算出方法	平成 30 年度における退職事業積立資産の積立額又は 94,695,000 円(平成 30 年度当初予算額)のいずれか低い額 (平成 30 年度当初予算額の積算) 会員の標準給与月額(平成 29 年 10 月 1 日現在) ×12 月×補助率 17.6/1,000			
補助対象経費	退職事業積立資産の積立に要する経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	89,650	91,080	94,695	95,416
決算額	89,650	91,080	94,695	—
(財源)				
一般財源	89,650	91,080	94,695	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	89,650	91,080	94,695	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	退職事業引当金(会員がすべて退職した場合に必
-----------	------------------------

	要な退職金の額) に対する退職事業積立資産の充足率			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	42.6%	41.8%	43.7%
	成果実績	42.6%	41.8%	43.7%

(監査の結果)

(1) 達成すべき成果指標の再検討について

補助金交付による効果を測定するためには、具体的な成果指標を設定する必要があり、当該指標の設定により、補助金交付の有効性や必要性の検証が可能となる。

当補助金については、達成すべき成果指標として、退職事業引当金(会員がすべて退職した場合に必要な退職金の額)に対する退職事業積立資産の充足率を掲げている。この場合、会員がすべて退職するということを前提にした成果指標となっており、私立学校に勤務する教職員の福祉を増進し私立学校教育の振興を図るといふ、当補助金の目的から相反する成果指標となっている。

確かに、退職した私立学校教職員への退職資金の造成を図るとともに、健全財政を確保するためには、退職事業引当金に対する退職事業積立資産の充足率を高く維持しておくといふことは非常に重要なことである。

しかし、それは交付先である公益社団法人山形県私学退職基金団の運営上の目標であって、補助金交付による効果を測定するための成果指標としては馴染まない。むしろ、公益社団法人山形県私学退職基金団が会員の退職資金の造成を図りつつ、健全財政を確保することで、会員の勤続を奨励するとともに、待遇の安定と改善が図られ、結果として優秀な教職員の確保と定着につながり、本県私立学校教育の振興を図るといふ当補助金の目的が達成されるものと考えられる。

例えば、「教職員の離職率」といふような指標を当補助金の達成すべき成果指標とすることを検討されたい。【意見】

4 山形県軽油引取税特別徴収納税貯蓄組合補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県軽油引取税特別徴収納税貯蓄組合補助金
所管部課	総務部税政課
創設年度	昭和 59 年
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	平成 10 年度、平成 11 年度、平成 12 年度、平成 17 年度、平成 18 年度、平成 19 年度、平成 20 年度

補助金等の目的	軽油引取税の特別徴収制度の適正かつ円滑な推進を図るもの			
補助対象事業の概要	(1) 納税推進事業 軽油引取税の特別徴収義務者及びその他の石油製品販売業者に対する特別徴収制度の周知及び期限内申告納入の指導に関する事業 (2) 消費者啓発事業 消費者に対する軽油引取税の広報活動に関する事業			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県軽油引取税特別徴収納税貯蓄組合補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	山形県軽油引取税特別徴収納税貯蓄組合			
補助金等の算出方法	補助事業に要する経費の合計額又は 500 千円のいずれか低い額			
補助対象経費	納税推進事業及び消費者啓発事業に要する経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	500	500	500	500
決算額	500	500	500	—
(財源)				
一般財源	500	500	500	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	500	500	500	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値		—	—	—
成果実績		—	—	—
成果目標を設定していない理由	数値目標を設定することが困難なため			

(監査の結果)

(1) 補助金交付の効果測定に係る成果指標の設定の検討について

補助金交付による効果を測定するためには、具体的な成果指標を設定する必要があり、当該指標の設定により、補助金交付の有効性や必要性の検証が可能となる。

当補助金については、具体的な成果指標は特に設定していない。県では、当補助金は、軽油引取税に係る適正な申告制度の維持と不正軽油事案の発生防止に大きく貢献しており、軽油引取税の特別徴収制度の適正かつ円滑な推進が図られていると考えてはいるが、補助事業の内容が主に啓発活動であり、具体的な成果指標を設定し効果測定することは困難と考えている。

しかし、補助金交付による費用対効果を重視する観点からは、原則として補助効果測定のための成果指標を調査・設定し、補助金交付による効果の把握に努める必要がある。

県は、補助金の交付により補助目的が達成又は推進されたことを具体的に示す成果指標を設定する、あるいは直接の補助効果を把握することは困難であっても、間接的・部分的に補助効果を示すと考えられる成果指標を設定し、補助金交付の有効性・必要性について検証していくことが望ましい。【意見】

5 山形県運輸事業振興助成費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県運輸事業振興助成費補助金
所管部課	企画振興部総合交通政策課
創設年度	昭和 52 年
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	公共輸送機関の輸送力の確保及び輸送コストの上昇抑制等を図るもの
補助対象事業の概要	(1) 軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業（以下「特定運輸事業」という。）を行う者が行う旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業 (2) 特定運輸事業に係るサービスの改善及び向上に関する事業 (3) 特定運輸事業に係る公害の防止、地球温暖化の防止その他の環境の保全に関する事業 (4) 特定運輸事業の適正化に関する事業 (5) 特定運輸事業を営む者の共同利用に供する施

	<p>設の設置又は運営に関する事業</p> <p>(6) 特定運輸事業を営む者が震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備に関する事業</p> <p>(7) 特定運輸事業を営む者の経営の安定化に寄与する事業（当該事業に要する費用に充てるための基金を設けて行われるものに限る。）</p> <p>(8) 全国を単位とする一般社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第38条の規定による改正前の民法第34条の規定により設立された社団法人であったものに限る。）であって(1)から(7)に掲げる事業を行う者に対し、当該事業に要する資金の出えんを行う事業（当該一般社団法人が出えんを行う者を社員とする場合に限る。）</p>			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	運輸事業の振興の助成に関する法律 山形県運輸事業振興助成費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	一般社団法人山形県バス協会 公益社団法人山形県トラック協会			
補助金等の算出方法	補助対象事業の実施に要する経費又は166,000千円のいずれか低い額			
補助対象経費	補助対象事業の概要に掲げる事業に要する経費ただし、(1)から(6)の事業に要する経費については、4月1日以降の事業に係るすべての経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	175,000	164,000	166,000	172,000
決算額	175,000	164,000	166,000	—
(財源)				
一般財源	175,000	164,000	166,000	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	2	2	2	—
決算額÷交付先数	87,500	80,500	83,000	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	一般社団法人山形県バス協会、公益社団法人山形県トラック協会所属車両の登録台数			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	対前年比 95%以上	対前年比 95%以上	対前年比 95%以上
	成果実績	99.44%	100.60%	100.30%

(監査の結果)

(1) 事務執行チェックシートによる事務の執行管理について

県では、緊急プログラム (No. 1 「職員診療所運営費補助金」参照) に基づき、条例・規則の改正等に係る事務や補助金等の交付関連事務など所属長が指定する重要な事務について、適正な事務工程の確認と進行管理及び処理の遅延等の防止を図るため、「事務執行チェックシート」を作成し、当該事務の執行状況を点検・管理することとしている。

平成 30 年度の当補助金に係る事務の執行に関する資料を閲覧したところ、「事務執行チェックシート」は作成されておらず、かつ、当該チェックシートに代わる取組みや自主的なツールの使用についても特になされていない。

事務執行チェックシートは、事務の執行状況について、事務主任者及び業務総括者が適時に点検・管理することにより、適正な事務工程の確認と進行管理及び処理の遅延防止を図ることを目的するものである。

県は、県政に対する県民の信頼に応えられる正確かつ迅速な事務処理体制の構築を図るため、事務執行チェックシートを作成し、適時、適正な事務の執行管理に努めるべきである。【指摘事項】

6 食の安全フォーラム開催費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	食の安全フォーラム開催費補助金
所管部課	食品安全衛生課
創設年度	不明
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	平成 17 年度
補助金等の目的	食の安全フォーラムの恒常的な開催を目的とする。
補助対象事業の概要	食の安全・安心の確保に係る的確な情報提供及び

	関係者間の相互交流等の場として、食品関連事業者、関係団体、一般県民を対象とした講演や意見交換会等を実施する。			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度食の安全フォーラム開催費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	公益社団法人山形県食品衛生協会			
補助金等の算出方法	当該事業に要する経費に相当する額または 225 千円のいずれか低い額			
補助対象経費	「食の安全フォーラム」の開催に要する経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	225	225	225	225
決算額	225	225	225	—
(財源)	一般財源	225	225	225
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	225	225	225	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	アンケート結果 (満足度)		
目標値及び成果実績	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値	—	—	100%
成果実績	—	—	93.5%

(監査の結果)

該当なし

7 再生可能エネルギー発電事業等促進資金利子補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	再生可能エネルギー発電事業等促進資金利子補助金
所管部課	環境エネルギー部エネルギー政策推進課
創設年度	平成 24 年度

終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	平成 30 年度まで毎年のように見直しを行っている。 発電事業ごとの普及率や社会情勢の変化等を受け、太陽光発電を平成 28 年度で除外し、バイオマス発電を平成 29 年度で除外した。 また、補助割合についても平成 29 年度までは 10 分の 10 が補助対象だったところ 2 分の 1 に縮減し、対象とする事業者も県内に本社を有する者(当該事業のために新たに設立された特定目的会社等の場合は、県内に本社を有する企業又は団体、県内自治体、県民等の出資割合が 2 分の 1 以上の場合に限る)に限定した。			
補助金等の目的	民間の再生可能エネルギーの導入事業を促進するため、事業者が金融機関から山形県商工業振興資金を借り入れた場合に利子補助金を交付するもの			
補助対象事業の概要	補助事業者は、山形県商工業振興資金の融資を受けて、県内で再生可能エネルギー発電設備又は再生可能エネルギー熱利用設備の導入を行う事業者で、資金について金融機関と締結した貸借契約による約定償還元金を償還し、かつ、約定利子を支払っている者である。			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県再生可能エネルギー発電事業等資金利子補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	地域資源開発(株)、(株)鶴電工業、(株)マツイ、(株)ゆざウインドファーム			
補助金等の算出方法	山形県商工業振興資金に係る約定利子のうち補助対象資金の割合と 2 分の 1 を乗じた額以内(平成 29 年度末までに借入手続きを開始している場合にあっては 10 分の 10)			
補助対象経費	補助金等の算出方法参照			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	918	598	27,069	37,037
決算額	758	570	26,541	—
(財源) 一般財源	758	570	26,541	—

	国庫	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	交付先数	2	3	7	—
	決算額÷交付先数	379	190	3,791	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	再生可能エネルギー等新たなエネルギーの開発量			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	52.3 万 kw	57.4 万 kw
	成果実績	47.4 万 kw	49.9 万 kw	53.6 万 kw

(監査の結果)

(1) 成果指標の見直し

当補助金については、これまでも電源や熱源ごとの目標達成率や状況変化を受けて、対象事業や補助割合、対象事業者を毎年のように見直しており、公益性・有効性・効率性を求める姿勢が伺われる。

しかし、全国で当該補助を行っているのが本県を含めて7県であることを考慮すると、現在成果指標として設定している「再生可能エネルギー等新たなエネルギーの開発量」のみでは、再生可能エネルギー普及に向けた世界的な潮流の中で、当補助金がどの程度影響して開発量が増加したのか測定することは難しい。

例えば補助対象としている電源につき、補助を行っていない県の開発の進捗率との比較等、本県での補助の有効性を検証する他の成果指標の設定が必要と考える。【意見】

(2) 中小水力発電に係る目標設定について

中小水力発電は、環境省の調査によって高い導入ポテンシャルを有していることが判明し、また、流量調査や導水ルートを検討等開発に要する期間が長く、発電出力に対して整備費も割高であることから、適切な支援により導入を促進することが必要であること等の理由から、平成 28 年度より当補助金の対象事業に加えられている。

しかし、県のエネルギー戦略の開発目標における、中小水力発電の令和 12 年度時点の開発目標 2.0 万 kw について、平成 30 年度末で進捗率 100%を達成しており、当該分野の補助目標は達成したとも考えられる。今後も中小水力発電を補助対象とする場合、中小水力発電としてどの程度開発し、どの程度の補助金額が必要となるのか、目標を設定することが必要であると考え。【意見】

## 8 再生可能エネルギー設備導入事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	再生可能エネルギー設備導入事業費補助金			
所管部課	環境エネルギー部エネルギー政策推進課			
創設年度	平成 24 年度			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	家庭等における再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、温室効果ガス排出量の削減を図る			
補助対象事業の概要	<p>家庭等における再生可能エネルギー等設備の設置が補助の対象となる。再生可能エネルギー等設備とは要綱の別表にて定められている太陽光発電設備、蓄電池設備、木質バイオマス燃焼機器等である。</p> <p>なお、当該事務作業については書類審査及び実施調査等の業務量が膨大であり、県職員では対応できないため業務委託を行っており、平成 30 年度は 9,218 千円を支払っている。</p>			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県再生可能エネルギー等設備導入事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	県民、民間事業者			
補助金等の算出方法	補助対象設備ごとに、別表にて補助対象経費の内容、上限額を定めており、その範囲内での所要額			
補助対象経費	設備ごとに別表で定められた、再生可能エネルギー等設備の設置に直接必要な経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	179,109	160,385	163,835	107,703
決算額	141,117	119,751	132,831	—
(財源)				
一般財源	103,517	86,567	100,231	—
国庫	—	—	—	—
その他	37,600	33,184	32,600	—
交付先数	1,186	1,064	1,145	—
決算額÷交付先数	118	112	116	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	再生可能エネルギーの開発量			
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値及び成果実績 (単位：kW)	目標値	8,616	8,100	7,978
	成果実績	7,502	7,557	6,644

(監査の結果)

該当なし。

## 9 浄化槽整備促進事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	浄化槽整備促進事業費補助金
所管部課	環境エネルギー部水大気環境課
創設年度	平成 28 年度
終期年度	令和 7 年度
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	下水道等の集合処理の整備が適さない山間部等では個別処理施設が整備されるが、生活雑排水をそのまま放流する既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進することにより、生活雑排水による県内の公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るもの
補助対象事業の概要	(1) 個人設置型浄化槽転換事業費補助事業 平成 30 年度において、個人設置型浄化槽転換事業を行う者に対して、市町村が別途定める基本額以上の補助金を交付する事業 (2) 市町村設置型浄化槽転換事業費補助事業 平成 30 年度において、分担金（平成 30 年度の市町村設置型浄化槽転換事業に係るものに限る。）の納付義務者に対して、市町村が補助金を交付する事業
補助金等の分類	施設整備費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県浄化槽整備促進事業費補助金交付要綱

補助金等の交付先(最終交付先)	市町村			
補助金等の算出方法	補助金交付要綱の別表にて、補助対象事業ごとに浄化槽の規模に応じて補助金の額を規定			
補助対象経費	合併処理浄化槽の設置工事に要する設計費、本工事費及び工事監理費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	52,708	40,629	36,854	60,511
決算額	40,643	36,382	33,133	—
(財源) 一般財源	40,643	36,382	33,133	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	26	27	27	—
決算額÷交付先数	1,563	1,347	1,227	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	生活排水処理施設普及率			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	8.0%	8.1%	8.2%
	成果実績	7.9%	8.2%	8.3%

(監査の結果)

該当なし。

## 10 やまがた出会いサポートセンター負担金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	やまがた出会いサポートセンター負担金
所管部課	子育て推進部子育て支援課
創設年度	平成 30 年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	少子化等に伴う人口減少に歯止めをかける趣旨で、やまがた出会いサポートセンターが結婚支援の一層の充実・強化を行う場合に要する経費を負担することを目的とする。

補助対象事業の概要	マッチングや企業間交流など、主として県内の結婚を望む独身の方への、出会いの機会を作る事業。			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県出会いサポートセンター負担金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	やまがた出会いサポートセンター			
補助金等の算出方法	交付の対象となる経費の額(ただし、上限は 48,632 千円)			
補助対象経費	(1) 出会い支援サービス事業に要する経費 (2) サポート機能強化事業に要する経費 (3) 婚活力向上支援事業に要する経費 (4) 企業間交流促進事業に要する経費 (5) 結婚機運醸成・センター認知度向上事業に要する経費 (6) その他目的を達成するために知事が必要と認める経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	60,834	48,549	48,632	52,300
決算額	60,834	48,549	48,632	—
(財源)				
一般財源	46,695	46,695	47,753	—
国庫	14,139	2,054	879	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	60,834	48,549	48,632	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	やまがた出会いサポートセンター登録会員数		
目標値及び成果実績	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値	1,500	1,500	1,750
成果実績	1,318	1,335	1,357

(監査の結果)

(1) 深度のある効果測定実施の検討

当補助金は、平成 29 年度に策定された第 3 次山形県総合発展計画短期アクションプランに基づき、目標値としてサポートシステムへの会員登録数を設定している。その目標値は、上図の通り（平成 28 年 1,500 人、平成 29 年 1,500 人、平成 30 年 1,750 人）

である。また、その他にも成果目標として、下表のようにお見合い組数や成婚組数を掲げている。

	平成 30 年度目標	平成 30 年度実績	達成率
システム利用者のお見合い組数	700 組	633 組	90.4%
各種サービス利用の成婚組数	50 組	66 組	132%

当補助金の最終目的は、上表のように県内男女の成婚組数の増加であると考えている。会員登録数も重要であるが、減少したとしても、成婚に至って退会している可能性もある。従って、会員登録については増減の内訳を分析する必要がある。成婚し退会したのか、サポートに不満があり退会したのか、理由は様々であり、この点の分析が県でなされていない。この事業内容がどれだけ目標（＝成婚組数）に対して有効であるかの検証と、それを踏まえた補助額の検討が必要である。現状は成婚数が増えており補助額は一定水準を維持しているが、登録会員及び退会者の声（アンケートなど）をしっかりと分析の上、不要な部分が無いのか、新たに必要な部分が無いのかを議論することにより、補助金をより効果的なものとするのが望まれる。【意見】

なお、当サポートセンターを利用して、成婚に至った組数の推移は、以下のとおりである。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当サポートセンターを利用して成婚に至った組数	45 組	51 組	66 組

#### 11 私立学校教職員研修事業費補助金 (補助金等の概要)

補助金等の名称	私立学校教職員研修事業費補助金
所管部課	子育て推進部子育て支援課
創設年度	不明
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	県内私立学校教職員の資質向上を目的とする。
補助対象事業の概要	公益社団法人山形県私立幼稚園・認定こども園協会が実施する一定の研修事業。
補助金等の分類	その他事業費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県私立学校教職員研修事業費補助金交付要綱
補助金等の交付先(最終交付先)	(公社) 山形県私立幼稚園・認定こども園協会

補助金等の算出方法	交付の対象となる経費の額(ただし、上限は266千円)			
補助対象経費	(1) 講師依頼に伴う謝金、交通費、食事代に係る経費 (2) 研修会場の使用に係る経費 (3) 資料・報告書等の作成及び発送等に係る経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	266	266	266	266
決算額	266	266	266	—
(財源) 一般財源	266	266	266	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	266	266	266	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	目標値	—	—	—
	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	教職員の人数等により変動するため。			

(監査の結果)

(1) 有効性・公平性の検証について

当補助金は、県内全域の私立幼稚園等の教職員を対象とする研修事業に対する補助であり、その目的は、県内教職員全員の資質向上にある。この点について、公益性があることは疑いがない。

一方で、補助金の有効性や公平性を検討するには、実際行われている事業の効果を検証する必要がある。平成30年度に実施された講習・講義は以下のとおりである。

回数	対象	実施場所	計画人数	参加人数	うち、庄内地方人数
1回目	新任教職員	山形市	70人	61人	6人
2回目	新任教職員	山形市	70人	70人	13人
3回目	中堅教職員	山形市	70人	55人	6人
4回目	中堅教職員	山形市	70人	47人	8人

計4回実施されており、全て山形市を開催地として行われていた。交通などの利便性の観点から、山形市で行うことは理解できるが、参加している教職員の内訳を見ると、庄内地方の教職員の数が少なかった。これは県内全域の教職員の資質向上という観点からは、有効性や公平性に欠けるおそれがある。

ここ数年、補助額が一定であるが、この補助額で実施可能な研修回数によって公平性が保てないのであれば、増額などの議論も行った上で、より目的達成に近づけるような補助金とすることが望まれる。【意見】

12 ひとり親家庭生活応援給付金等事業費補助金  
(補助金等の概要)

補助金等の名称	ひとり親家庭生活応援給付金等事業費補助金			
所管部課	子育て推進部子ども家庭課			
創設年度	平成28年			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	県内の母子家庭及び父子家庭の福祉向上を目的とする。			
補助対象事業の概要	ひとり親家庭の親への就業を支援する。			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成30年度山形県ひとり親家庭生活応援給付金及び住まい応援給付金事業実施要項			
補助金等の交付先(最終交付先)	山形県内各市町村 (高等職業訓練促進給付金:高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者) (住まい応援給付金:高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者で、民間賃貸住宅に住民登録があり、他の公的制度による家賃補助を受けない者)			
補助金等の算出方法	(生活応援給付金)月額5万円 (住まい応援給付金)月額2万円			
補助対象経費	—			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	7,020	10,790	14,840	15,120
決算額	6,760	10,535	12,410	—
(財源) 一般財源	6,760	10,535	12,410	—

	国庫	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	交付先数	7	7	12	—
	決算額÷交付先数	965	1,505	1,034	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	—	—
	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	事業目標を設定すべき性質の事業ではないため。			

(監査の結果)

(1) 補助額算定根拠の妥当性について

当補助金は平成 28 年に新設されたものであり、当時（平成 27 年）のひとり親の支出・収入の状況を検証し補助額を算定している。

算定根拠によれば、対象となる資格取得者の 9 割弱が看護師や准看護師の資格取得に取り組む方であるため、山形厚生看護学校に通うケースをモデルケースとしており、試算した当補助金を導入すれば、一般的なひとり親家庭の支出と収入がバランスするとの論拠から、金額が決定されている。

これに対し、この補助額が平成 30 年現在妥当であるか否かを検証している資料を確認したところ、収支のバランスはとられ、一定の合理性があるように見受けられた。しかし、当時と現在の経済状況は異なっているため、新たな支出・収入項目や金額の変動があるのは当然だが、平成 27 年の収支を算定した際の項目と、平成 30 年に算定した際の項目に差異があるなど、単純に比較できない状況となっている。

ひとり親の就業を支援し、安定し自立した生活につなげるのがこの補助金の目的であり、公益性があるものではあるが、補助額については試算の方法を再考し、この補助目的を達成する必要額を、再度算定することが望まれる。【意見】

(2) 成果指標の設定について

目標を設定すべき性質の事業でないとの理由から効果測定のための目標値が設定されていないが、当補助金についてはひとり親の方に最終的に資格を取って、就職していただくという明確な目的のある補助金である。

県は市町村へ補助金を交付し、市町村から最終受給者へ支給される流れであり、支給された人数は市町村からの報告により把握できている。しかしながら、最終的に補助金が有効であったか否かを判断できるのは資格取得率、就職率などの指標であると考える。

これらを目標値として定めて市町村から報告を受け、補助金の効果測定を行っていくことが望まれる。【意見】

13 結核予防費補助金  
(補助金等の概要)

補助金等の名称	結核予防費補助金			
所管部課	(事業) 健康福祉部健康福祉企画課 (交付事務) 各総合支庁保健企画課等			
創設年度	昭和 36 年			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	結核集団感染の防止を目的とする。			
補助対象事業の概要	学校・施設等における定期的健康診断に対して、一定額を補助する。			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 山形県結核予防費補助金交付規程			
補助金等の交付先(最終交付先)	私立学校及び社会福祉法人等施設			
補助金等の算出方法	総事業費から寄付金等の収入を引いた額と、検診対象人数に基準単価を乗じて得た金額のいずれか低い方の 2 / 3			
補助対象経費	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 53 条の 2 第 1 項の規定による健康診断のために必要な経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	8,773	8,905	9,093	9,057
決算額	8,773	8,905	9,093	—
(財源)				
一般財源	8,773	8,905	9,093	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	105	105	105	—
決算額÷交付先数	83	84	86	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	結核罹患率 (人口 10 万対)		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値及び成果実績	7 以下	7 以下	7 以下
目標値	7. 2	7. 4	6. 0
成果実績			

(監査の結果)

該当なし

14 新型インフルエンザ患者対応医療機関設備整備費補助金 (入院)

(補助金等の概要)

補助金等の名称	新型インフルエンザ患者対応医療機関設備整備費補助金 (入院)		
所管部課	健康福祉部健康福祉企画課		
創設年度	平成 30 年		
終期年度	令和 2 年		
補助金見直しを行った年度	該当なし		
補助金等の目的	新型インフルエンザ発生時には、医療資機材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療ができなくなるおそれがあることから、医療資機材をあらかじめ整備し、医療体制の強化を図ることを目的とする。		
補助対象事業の概要	新型インフルエンザの発生に備え、医療機関が患者の治療や感染拡大防止のために必要な医療資機材をあらかじめ整備するもの。		
補助金等の分類	施設整備費補助 (国庫補助制度に基づく補助)		
根拠法令・交付要綱等の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法 平成 30 年山形県新型インフルエンザ患者対応医療機関設備整備費補助金交付要綱		
補助金等の交付先(最終交付先)	新型インフルエンザ発生時に患者対応に協力可能な医療機関		
補助金等の算出方法	対象経費の実支出額と、以下の補助基準額を比較し、いずれか低い額		
	対象経費	対象設備	補助基準額
	新型インフルエ	人口呼吸器及び	1 台につき、

	ンザ患者対応医療機関が入院患者に医療を提供するために必要な医療資器材の設備購入費	付帯備品	2,221,000 円	
		個人防護具	1 セット当たり 3,100 円	
		簡易陰圧装置(設置に必要な個人費等、購入費以外の費用を除く)	1 台につき、 2,052,000 円	
		簡易ベッド	1 台につき、 30,900 円	
補助対象経費	新型インフルエンザ患者対応医療機関が入院患者に医療を提供するために必要な医療資器材の設備購入費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	—	—	68,970	67,940
決算額	—	—	68,970	—
(財源)	一般財源	—	34,490	—
	国庫	—	34,480	—
	その他	—	—	—
交付先数	—	—	27	—
決算額÷交付先数	—	—	2,554	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	—	—
	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	目標設定になじまないため。			

(監査の結果)

(1) 設備利用状況の確認に係る業務フローの確立

当補助金の交付要綱第 8 条(財産処分の制限)の項で、「補助事業者は、補助事業で取得した設備を、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し又は廃棄してはならない」と定められている。

当補助金は、大型の設備投資補助であるため、県は要綱に沿って該当する設備が継続して適切に管理・運用されているかを定期的に確認する必要がある。

この点、平成 30 年度の設備導入時において現地確認を行っていたものの、令和元年度については、その後の利用状況確認を行っていなかった。現在確認作業の流れを検討中であるとの回答を得たが、今後、業務効率を考慮しながら、対象設備の利用状況の確認に係る業務フローを確立する必要がある。【意見】

15 灯油購入費助成事業費補助金  
(補助金等の概要)

補助金等の名称	灯油購入費助成事業費補助金			
所管部課	健康福祉部地域福祉推進課			
創設年度	平成 19 年			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	生活困窮世帯の生活の安定と経済的負担を軽減することを目的とする。			
補助対象事業の概要	住民税非課税世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯などの灯油購入費を支援する。			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度灯油購入費助成事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	市町村 (高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯など)			
補助金等の算出方法	対象世帯×5,000 円			
補助対象経費	冬季の暖房のための灯油購入費用			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	124,491	136,022	133,688	133,993
決算額	104,062	110,712	115,640	—
(財源)				
一般財源	104,062	110,712	115,640	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	33	34	35	—
決算額÷交付先数	3,153	3,256	3,304	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	—	—
	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	成果目標を設定するような事業ではないため。			

(監査の結果)

(1) 成果指標の設定について

費用対効果を重視する観点からは、県は補助金の効果を測定する成果指標を設定することを徹底する必要があるが、補助効果を把握できる定量的な成果指標が存在しない補助金については、定性的な情報による分析を行うか、もしくは補助効果が明確に把握できないにもかかわらず補助を実施・継続する合理的理由を整理し、文書化する必要がある。

当補助金については、成果目標を設定するような事業でないため、目標設定をしていないとのことであるが、生活困窮世帯の生活の安定と経済的負担の軽減という明確な目的がある以上、有効性を考える上で目的を達成しているかどうかの検証を行うことが重要である。

数値的な成果指標の設定が難しくとも、例えば市町村を通じて受給者からのアンケートを収集して分析を行うなど、当補助金が有効に利用されているかどうかについての分析を行うことや、公平性の観点からは、補助を行う全ての市町村の該当者へ分け隔てなく情報が行き届いているかを確認するため、交付率を検証していくことが望まれる。【意見】

なお、県から入手した資料によれば、平成 30 年度の市町村ごとの支給件数は次表のとおりである。

平成30年度灯油購入費助成事業費補助金状況(確定)

	総事業費 (円)	補助金交付額 (円)	実施期間	市町村支給対象者 内訳							支給金品	
				受給 世帯数 (世帯)	住民税非課税世帯				東日本大震災 避難世帯	住民税非課 税世帯に準 じる世帯	灯油券	現金
					高齢者 世帯	障がい者 世帯	ひとり親 世帯	その他				
山形市	59,815,000	29,907,000	12/19~3/31	11,963	9,629	1,480	854				○	
米沢市	20,335,000	10,167,000	1/11~3/31	4,067	3,556	181	330				○	
鶴岡市	28,520,000	14,260,000	1/15~3/16	5,704	4,732	475	356	141			○	
酒田市	32,960,000	16,480,000	1/10~3/31	6,592	5,853	268	419	52			○	
新庄市	4,729,000	2,364,000	1/4~3/31	950	826	61	63			○		
寒河江市	6,405,000	3,202,000	12/25~3/31	1,281	1,136	73	72				○	
上山市	7,760,000	3,880,000	12/18~3/31	1,552	1,278	216	58				○	
村山市	5,043,000	2,521,000	1/15~3/31	1,017	673	299	39		6	○		
長井市	4,825,000	2,412,000	1/15~3/31	965	804	62	99				○	
天童市	10,310,000	5,155,000	12/1~3/31	2,062	1,701	118	210		33		○	
東根市	5,000,000	2,500,000	1/7~2/28	1,000	877	70	40		13		○	
尾花沢市	3,120,000	1,560,000	12/14~3/31	624	600	3	21			○		
南陽市	5,584,000	2,792,000	1/15~3/31	1,126	1,033	65	28				○	
山辺町	1,226,000	613,000	12/1~3/29	246	228	14	4				○	
中山町	1,620,000	810,000	1/1~3/31	324	294	15	15				○	
河北町	3,093,000	1,546,000	12/1~3/31	620	542	36	38	4		○		
西川町	1,340,000	670,000	12/1~3/31	268	259	7	2				○	
朝日町	1,750,000	875,000	1/29~3/31	360	332	19	9				○	
大江町	893,520	446,000	12/7~3/31	179	164	6	9				○	
大石田町	715,000	357,000	12/1~3/31	143	115	10	13	5			○	
金山町	955,000	477,000	12/10~3/31	191	156	17	15	3		○		
最上町	1,593,000	796,000	1/8~3/31	328	301	4	13	10		○		
舟形町	1,155,000	577,000	12/6~3/31	231	182	27	6	16		○		
真室川町	1,847,000	923,000	12/12~3/31	371	345	8	10	8		○		
大蔵村	530,000	265,000	12/19~3/31	106	99		7			○		
鮭川村	805,000	402,000	12/12~3/31	161	138	15	7	1		○		
戸沢村	848,000	424,000	12/17~3/31	170	161	3	6			○		
高畠町	3,420,000	1,710,000	12/1~3/31	684	605	39	40				○	
川西町	2,345,000	1,172,000	12/18~3/31	471	442	17	12			○		
小国町	1,895,000	947,000	12/1~3/31	379	358	10	5	6			○	
白鷹町	2,308,392	1,154,000	12/6~3/31	464	401	38	24	1		○		
飯豊町	1,620,000	810,000	1/1~3/31	324	298	19	3	4			○	
庄内町	3,005,000	1,502,000	1/4~3/31	601	514	47	40			○		
三川町	925,000	462,000	1/4~3/31	185	175	6	4			○		
遊佐町	3,005,000	1,502,000	12/1~3/30	602	543	31	28			○		
合計	231,299,912	115,640,000		46,311	39,350	3,759	2,899	251	0	52	19	

16 バリアフリー化推進事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	バリアフリー化推進事業費補助金			
所管部課	健康福祉部地域福祉推進課			
創設年度	平成 30 年			
終期年度	令和元年			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	子ども、障がい者及び外国人等が安心して快適に山形県に滞在していただくことを目的とする。			
補助対象事業の概要	観光施設や、スポーツ・文化施設等、不特定多数の人が利用するトイレを整備すること。			
補助金等の分類	施設整備費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県バリアフリー化推進事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	市町村			
補助金等の算出方法	補助対象経費の 1 / 3 に相当する額と 2 0 0 万円 のいずれか低い額			
補助対象経費	対象施設のバリアフリー化に係る修繕費等			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	—	—	19,200	3,600
決算額	—	—	16,917	—
(財源)				
一般財源	—	—	16,917	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	—	—	11	—
決算額÷交付先数	—	—	1,537	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	—	—
	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	成果目標を設定するような事業ではないため。			

(監査の結果)

(1) 見積り合わせの実施について

当補助金は施設整備費補助であり、施設整備に係る調達コストが低ければ補助金額も下がり、効率的な補助が可能となる。県は、申請時に業者からの見積書提出を求めているが、現状は一社のみの見積りをもって申請を受け付け、見積り合わせが行われているかどうかの確認ができていないケースが見られた。また、見積り合わせを行わず一者随意契約により契約を締結することについて、合理的な理由書を記載した文書を入手して内容の検討・承認を行う等の対応も行っていなかった。

補助金の有効性、効率性をより高めるため、県は、施設整備費補助にあたり原則として、競争入札又は見積り合わせによる調達を交付先に指導するべきである。もし、実施できない合理的な理由がある場合には、随意契約理由書の作成を求め、内容の検討・承認を行う必要がある。**【指摘事項】**

(2) 漏れの無い仕入控除税額の報告の検討

補助事業者が消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の課税事業者である場合、補助事業等に係る課税仕入れに伴い、消費税仕入控除税額が発生することとなる。そのため、仕入控除税額と補助金交付が重複しないよう、課税仕入れに係る消費税等相当額について、補助対象経費から減額する必要がある。

当補助金の交付要綱第5条（交付申請書）の項に、「市町村は、前項の補助金の交付の申請に当たって、民間事業者について当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（中略）を減額して交付申請しなければならない。」と定められている。

また、補助金交付要綱第10条（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）の項では、「市町村は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れ控除額が確定した場合には、その金額（中略）を様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。」と定められている。

現状、県ではこの要綱に従い、補助金に係る消費税等の仕入控除税額があった場合のみ、定められた様式によってその事実を報告するよう義務付けているが、消費税等の税込み金額を補助対象経費とした場合には、現在のように補助金に係る仕入控除税額が確定した場合に県に報告するのではなく、受けたか否かにかかわらず、補助金に係る仕入控除税額が発生したかどうかについて事後的に必ず県に報告する仕組みとする必要があると考えられる。**【意見】**

17 山形県医師会事業費補助金  
(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県医師会事業費補助金			
所管部課	健康福祉部地域医療対策課			
創設年度	昭和 44 年			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	平成 18 年			
補助金等の目的	一般社団法人山形県医師会の会員の学術の振興、 県の公衆衛生の推進と医療の確保及び救急医療の 円滑な運営を図るため。			
補助対象事業の概要	(1) 県医師会会員の学術の振興を図るために必要 な研究及び研修会の開催事業 (2) 公衆衛生の推進と医療の確保に関する事業 (3) 救急医療の円滑な運営を図るための事業			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県医師会事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	一般社団法人山形県医師会			
補助金等の算出方法	事業に要する経費の 1 / 2 に相当する額または 750,000 円のいずれか低い方			
補助対象経費	(1) 学術振興費 (2) 公衆衛生推進費 (3) 救急医療費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	750	750	750	750
決算額	750	750	750	—
(財源)				
一般財源	750	750	750	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	750	750	750	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値		—	—	—

	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	事業目的が広範囲に及ぶため、交付に当たっての目標設定はしていない。			

(監査の結果)

(1) 補助の必要性について

当補助金の補助額は、近年金額の見直しが行われているものの、ここ数年は毎年上限額が支給されており、固定化に近い状況になっている。

当補助金は、一般社団法人山形県医師会（以下、医師会）での補習教育事業等に対して支給される補助金であり、その最終目的は県民の保健医療向上である。この点について公益性があることに疑いはない。しかしながら、補助対象事業に公益性があるからといって無条件に補助金が交付できるわけではないし、効果的に目標を達成するために必要かつ十分な額を算定する必要がある。

毎年度、交付先である医師会の収支状況や事業の実施状況について報告を受け、これを踏まえた補助上限額の検討がなされているものの、医師会の正味財産は平成30年度末で457,995千円あり、交付先の規模に比して少額の補助であるともいえる。正味財産増減額（企業における利益に当たる）はマイナスのため一概に言えないが、医師会の収支の中で事業が実施できないか、補助の必要性について検討されたい。【意見】

(2) 成果指標の設定について

費用対効果を重視する観点からは、県は補助金の効果を測定する成果指標を設定することを徹底する必要がある。補助効果を把握できる定量的な成果指標が存在しない補助金については、定性的な情報による分析を行うか、もしくは補助効果が明確に把握できないにもかかわらず補助を実施・継続する合理的理由を整理し、文書化する必要がある。

当補助金については、事業目的が広範囲に及ぶため、目標設定をしていないとのことであるが、補助対象事業は山形県医師会における一部事業に限定していることから、医師の研修事業に対する満足度や意見などのアンケートを収集し、県ではこれを分析して効果を測るなど、補助対象事業に応じた成果指標を設定することを検討されたい。そうでなければ、補助金を継続する合理的な理由を、文書として残すことを検討されたい。

【意見】

18 軽費老人ホーム事務費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	軽費老人ホーム事務費補助金			
所管部課	(事業) 健康福祉部 長寿社会政策課 (交付事務) 各総合支庁地域健康福祉課			
創設年度	不明			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	平成 29 年			
補助金等の目的	県内軽費老人ホームが安定的に継続、運営されることを目的とする。			
補助対象事業の概要	県内軽費老人ホームの運営。			
補助金等の分類	団体運営費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	軽費老人ホーム運営法人(社会福祉法人)			
補助金等の算出方法	補助対象事業の経費と、事務費基準額を比較していずれか低い額から、事務費本人徴収額を控除した額			
補助対象経費	軽費老人ホームの運営に必要な経費のうち、職員の俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業主負担金、旅費、庁費、修繕費、委託費、利用者保健衛生費、備品購入費等、人件費積立金、施設整備等積立金			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	346,394	357,607	358,277	251,428
決算額	346,083	356,144	355,617	—
(財源)				
一般財源	346,083	356,144	355,617	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	12	12	12	—
決算額÷交付先数	28,840	29,676	29,634	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	各施設の資金収支計算書等による当期末支払資金残高がプラスであること。		
目標値及び成果実績	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度

	目標値	100%	100%	100%
	成果実績	100%	100%	100%
成果目標を設定していない理由	—			

(監査の結果)

(1) 深度のある効果測定実施の検討

軽費老人ホームとは、「無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設(老人福祉法 第二十条の六)」と定義されている。

当補助金が、軽費老人ホームへの運営費補助として必要かどうかは、この補助金が交付されることにより県内の軽費老人ホームが正常に運営できているか否かにある。毎年運営状況についての調査を行い、金額の見直しや継続などについて見直しを行っていくべきである。例えば補助対象となる施設の収支決算書を分析して、現状の補助金額の妥当性や有効性を測るなど、補助額の適正性を検証すべきである。【意見】

(2) 統一されたチェックリストなどの利用の検討

交付した補助金が有効、かつ、効率的に実施されているかを確認するためには、交付先において適切に証憑を保管、管理し、県ではこれを現地調査などの形でチェックする必要がある。具体的には、利用料の根拠や、給与台帳、契約書などの証憑が調査の対象となる。これについては各総合支庁において、それぞれに現地検査を行っていた。しかし、現地調査のチェックリストがそれぞれであり、中には使用していない総合支庁もあった。県内での現地検査も同一の水準で行うためには、チェックリスト等を使用するのはもちろんのこと、フォーマットも統一されることが望ましい。【意見】

参考に、村山保健所において利用されていたチェックリストは、下記のようなフォーマットである。

検査するポイント	実績報告書	確保する書類等	確認項目	チェック
階層別・月別利用人員が、事実と相違ないか	<様式2号(2)> 階層別、月別利用人員内訳	・入所者名簿 ・階層決定関係書類 ・利用料を定めた契約書	・階層別利用人員が入所者名簿と一致しているか。 ・契約内容は適切か。 (利用者と運営主体とで締結された契約)	
利用料の徴収額に誤りがないか	<様式2号(3)> 利用料納付額及び事務費基準額内訳	・利用料決定に係る書類	・利用料の決定は適切に行われているか。	
事務費対象経費が事実と相違ないか	<様式2号(1)> 補助事業実施成績書	・決算書類 ・会計伝票等 ・月次試算表	・会計帳簿と領収書等は一致するか。 ・領収書、請求書等の書類が整備されているか。	
職員の給与支払状況が事実と相違ないか	<様式2号(5)> 職員の給与支払状況	・給与台帳 ・本人の領主印 又は確認印等	・給与台帳により事実と相違ないか確認。	
事務費対象経費備品が適正に整備されているか	<様式2号(1)-2> 機器・備品一覧表	・売買契約書 ・現物 ・検収記録 ・備品台帳	・購入した備品(10万円以上)について、備品台帳に載せているか。 ・適正な事務手続き(入札、契約等)を踏んで購入しているか。 ・現物の確認	

19 明るい長寿社会づくり推進事業費補助金  
(補助金等の概要)

補助金等の名称	明るい長寿社会づくり推進事業費補助金									
所管部課	健康福祉部長寿社会政策課									
創設年度	平成 13 年									
終期年度	令和 6 年									
補助金見直しを行った年度	該当なし									
補助金等の目的	高齢者の生きがいと健康づくりの促進を目的とする。									
補助対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シルバー観光ガイド支援事業 高齢者の社会参加促進のため、シルバー観光ガイドの養成や、支援を行う。</li> <li>・健康福祉祭関連事業 山形県健康福祉祭の設営・運営と、選手の選考及び派遣を行う。</li> </ul>									
補助金等の分類	その他事業費補助									
根拠法令・交付要綱等の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年度山形県明るい長寿社会づくり推進事業費補助金（シルバー観光ガイド支援事業）交付要綱</li> <li>・平成 30 年度山形県明るい長寿社会づくり推進事業費補助金（健康福祉祭関連事業）交付要綱</li> </ul>									
補助金等の交付先(最終交付先)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人山形県生涯学習文化財団</li> <li>・社会福祉法人山形県社会福祉協議会</li> </ul>									
補助金等の算出方法	<p>(1)、(2)のうち、いずれか低い額</p> <p>(1) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額</p> <p>(2) 補助対象経費の実支出額または基準額のいずれか低い方</p>									
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シルバー観光ガイド支援事業</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">経費区分</th> <th style="text-align: center;">補助対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シルバー観光ガイド支援事業費</td> <td>共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金</td> </tr> <tr> <td>事務経費</td> <td>旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金</td> </tr> <tr> <td>関係職員設置経費</td> <td>給料、職員手当等、共済費、負担金</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康福祉祭関連事業</li> </ul>		経費区分	補助対象経費	シルバー観光ガイド支援事業費	共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	事務経費	旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金	関係職員設置経費	給料、職員手当等、共済費、負担金
経費区分	補助対象経費									
シルバー観光ガイド支援事業費	共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金									
事務経費	旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金									
関係職員設置経費	給料、職員手当等、共済費、負担金									

	経費区分		補助対象経費		
	山形県健康福祉祭開催事業費並びに全国健康福祉祭の選手の選考及び派遣事業費		共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金		
	事務経費		旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金		
	関係職員設置経費		給料、職員手当等、共済費、負担金		
補助金等の実績と財源(千円)		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額		28,149	26,369	21,652	21,636
決算額		28,149	26,369	21,652	—
(財源)	一般財源	28,149	14,159	12,410	—
	国庫	—	—	—	—
	その他	—	12,210	9,242	—
交付先数		2	2	2	—
決算額÷交付先数		14,074	13,184	10,826	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	—	—
	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	スポーツ・文化活動等を通して、高齢者の社会参加を促進し、地域社会の担い手となる高齢者の育成や高齢者の健康増進、生きがいを図るのが目的のため、数値化することが難しいため。			

(監査の結果)

(1) 成果指標の設定について

費用対効果を重視する観点からは、県は補助金の効果を測定する成果指標を設定することを徹底する必要があるとあり、補助効果を把握できる定量的な成果指標が存在しない補助金については、定性的な情報による分析を行うか、もしくは補助効果が明確に把握できないにもかかわらず補助を実施・継続する合理的理由を整理し、文書化する必要がある。

シルバー観光ガイド支援事業に対する補助金は、県内のシルバー観光ガイド養成と、その活動支援補助のために、公益財団法人山形県生涯学習文化財団（以下、財団）に対して交付されるものであるが、最終目的は高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりである。

この目的に対して当補助金がどれだけ寄与しているか、成果指標を設定した上での効果測定がなされていない。補助金の有効性の観点からは、定性的な情報としてシルバー観光ガイドの活動のモニタリングや、それに対する財団の指導履歴などを検証して、当補助金がどの程度目的達成に寄与しているかを測ることが望まれる。【意見】

20 山形県社会福祉事業団運営費補助金  
(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県社会福祉事業団運営費補助金			
所管部課	健康福祉部障がい福祉課			
創設年度	平成 17 年度			
終期年度	令和 25 年度 (予定)			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	社会福祉法人山形県社会福祉事業団の健全な運営を確保するため			
補助対象事業の概要	平成 18 年 3 月 31 日以前から事業団に在籍している職員に対し、退職手当を支給すること。			
補助金等の分類	団体運営費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年山形県社会福祉事業団運営費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	社会福祉法人山形県社会福祉事業団			
補助金等の算出方法	事業団規程の附則規定による退職手当の額から、社会福祉施設職員等退職手当共済の規定による退職手当金の額を控除した額			
補助対象経費	退職手当			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	109,235	135,362	52,572	63,090
決算額	109,235	135,362	52,572	—
(財源)				
一般財源	109,235	135,362	52,572	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	109,235	135,362	52,572	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	—	—
	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	団体職員の給与・退職金等は県に準じてきたため、指定管理者制度に移行する前年度（平成 17 年度）までの採用者の退職金を補助することが目的であるため。			

(監査の結果)

(1) 事業団の経営状況を勘案した補助額の妥当性の検討

当補助金が創設された経緯は、次のとおりである。

<経緯>

- ① 県社会福祉事業団は、県立社会福祉施設の運営を委託するために、県の全額出資で昭和 40 年に設立した団体である。
- ② 職員の採用は、県立社会福祉施設の新設に合わせて行われるとともに、職員の給与・退職金など処遇については、国の通知により県に準じてきた。
- ③ 退職手当については、従前より、県の施設管理委託料に含めて支出しており、本来、社会福祉法人は、毎年度の経費として退職給与引当金を計上すべきとされるものの、県では退職給与引当金の計上を認めてこなかった。

それまで県により運営されてきた県立社会福祉事業団は、社会福祉法人山形県社会福祉事業団（以下、事業団）として、平成 18 年度以降指定管理者に移行した。しかし平成 17 年度以前に採用された職員に対しては、県の職員と同等の退職手当を支給するため、県からその補填を行うことが、当補助金の目的である。そのため、平成 17 年以前採用の職員が全員退職するまで、当補助金は継続する方針である。

この点、退職金の支給額を決定するのはあくまで独立している事業団であり、県が決定するものではないものの、補助額自体は見直しの議論がなされる必要がある。一方で、現状は県からの全額補助を継続し、当初の方針から変更がなされていない。

当補助金は運営費補助であり、今後事業団の収支状況が改善し、自立経営ができる状況となった暁には、補助額の見直しが検討されるべきことから、No. 21 「移譲社会福祉施設機能強化等支援事業費補助金」で述べる進捗状況を勘案しながら、補助額の検討を行っていくことが望まれる。【意見】

なお、平成 31 年 4 月現在での必要額は、下表の通りである（「差引支払額 A－B (円)」の欄が県の負担額）。

年度別	退職者数 (定年) (名)	退職手当額 A (円)	退職共済制度 B (円)	差引支払額 A-B (円)	退職者1名あたりの平均値			
					勤続年数	退職手当額(円)	退職共済制度(円)	差引支給額(円)
平成31年度	6	119,604,387	83,123,280	36,481,107	37年 2月	19,934,065	13,853,880	6,080,185
令和2年度	15	297,937,201	204,328,548	93,608,653	36年 2月	19,862,481	13,621,904	6,240,577
令和3年度	6	102,704,060	73,466,280	29,237,780	31年 4月	17,117,344	12,244,380	4,872,964
令和4年度	10	184,072,037	130,825,728	53,246,309	32年 1月	18,407,204	13,082,573	5,324,631
令和5年度	15	283,317,993	210,218,100	73,099,893	33年 9月	18,887,867	14,014,540	4,873,327
令和6年度	9	139,143,064	101,866,560	37,276,504	27年 11月	15,460,341	11,318,507	4,141,834
令和7年度	3	46,592,796	34,864,380	11,728,416	29年 3月	15,530,932	11,621,460	3,909,472
令和8年度	5	95,351,592	74,214,480	21,137,112	35年 10月	19,070,319	14,842,896	4,227,423
令和9年度	3	57,502,168	46,510,200	10,991,968	36年 8月	19,167,390	15,503,400	3,663,990
令和10年度	1	20,103,274	16,004,520	4,098,754	38年 0月	20,103,274	16,004,520	4,098,754
令和11年度	7	132,573,884	104,627,940	27,945,944	35年 8月	18,939,127	14,946,849	3,992,278
令和12年度	5	97,626,468	80,219,220	17,407,248	38年 8月	19,525,294	16,043,844	3,481,450
令和13年度	9	172,988,866	141,949,200	31,039,666	37年 11月	19,220,986	15,772,134	3,448,852
令和14年度	5	90,185,717	70,202,040	19,983,677	34年 7月	18,037,144	14,040,408	3,996,736
令和15年度	6	108,928,664	88,499,880	20,428,784	37年 2月	18,154,778	14,749,980	3,404,798
令和16年度	5	93,147,435	80,570,700	12,576,735	39年 10月	18,629,487	16,114,140	2,515,347
令和17年度	1	17,851,830	15,115,380	2,736,450	38年 0月	17,851,830	15,115,380	2,736,450
令和18年度	4	68,860,083	55,652,160	13,207,923	37年 0月	17,215,021	13,913,040	3,301,981
令和19年度	0	0	0	0	0年 0月	-	-	-
令和20年度	2	31,878,241	24,795,000	7,083,241	35年 0月	15,939,121	12,397,500	3,541,621
令和21年度	0	0	0	0	0年 0月	-	-	-
令和22年度	2	31,915,988	26,119,140	5,796,848	39年 0月	15,957,994	13,059,570	2,898,424
令和23年度	0	0	0	0	0年 0月	-	-	-
令和24年度	0	0	0	0	0年 0月	-	-	-
令和25年度	1	15,094,671	12,447,960	2,646,711	38年 10月	15,094,671	12,447,960	2,646,711
合計	120	2,207,380,419	1,675,620,696	531,759,723				

## 21 移譲社会福祉施設機能強化等支援事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	移譲社会福祉施設機能強化等支援事業費補助金
所管部課	健康福祉部障がい福祉課
創設年度	平成28年
終期年度	令和7年
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	社会福祉法人山形県社会福祉事業団に移譲した旧県立社会福祉施設の機能の見直し及び事業団の自主経営の円滑化を図ること。
補助対象事業の概要	県から移譲された、旧県立社会福祉施設の運営。
補助金等の分類	団体運営費補助

根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度移譲社会福祉施設機能強化等支援事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	社会福祉法人山形県社会福祉事業団			
補助金等の算出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移譲円滑化支援（激変緩和）額 736,572 千円（平成 30 年度実績。以降は「監査の結果」参照）</li> <li>・ 機能強化支援（人員体制強化）額 強化人員の俸給と、基準額のいずれか低い額</li> <li>・ 移譲円滑化支援（施設再整備費積立）額 93,713 千円（10 年間固定）</li> </ul>			
補助対象経費	<p>(1) 機能見直しに要する経費（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月末日までの間の直接処遇職員の追加配置に要する経費に限る）</p> <p>(2) 旧県立社会福祉施設移譲後の事業団の自主経営の円滑化に要する経費（移譲された旧県立社会福祉施設の再整備に向けた積立に要する経費を含む）</p>			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	911,676	972,483	981,384	987,955
決算額	911,676	972,483	981,384	—
(財源)				
一般財源	911,676	972,483	981,384	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	911,676	972,483	981,384	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	—	—
	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	「県立障がい者等施設見直し方針」及び「県立障がい者施設見直し工程表」の着実な推進が目的のため、成果等は設定していない。			

(監査の結果)

(1) 事業団の自立的経営に向けた進捗状況確認の必要性

社会福祉法人山形県社会福祉事業団（以下、事業団）は県内各所に障がい者等施設を保有し、運営している。また、旧県営の団体であり、その経緯はNo. 20「山形県社会福祉事業団運営費補助金」の項に記載のとおりである。

当補助金は、事業団が指定管理者制度を離れて自立した運営をしていくために、平成28年に作成されたロードマップに沿って導入された補助金であり、内訳として、「移譲円滑化支援（激変緩和）」、「機能強化支援（人員体制強化）」、「移譲円滑化支援（施設再整備費積立）」がある。

その中で、特に移譲円滑化支援補助（激変緩和）は、補助金導入時に次表のとおり向こう10年間の補助額を定めている。

(単位：千円)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
734,696	688,778	642,859	596,941	551,022
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
459,185	367,348	275,511	183,674	91,837

徐々に補助額を下げながら、事業団が独立に向けて収益性を確保できる体制を整え、最終的には補助を終了するという趣旨になっており、平成30年度についても、この金額を交付している。これに対して県では、事業団の事業計画や、決算書等を取り寄せ、数値や内容の確認を行っていた。

しかし、事業団が自立的な経営が行われているかを把握していく趣旨では、これに留まらず、自立的経営に向けた体制整備に係る進捗状況についてももしっかり確認を行い、当補助金の目的が確実に達成されるように、今後も継続的なモニタリングを実施していくことが必要である。【意見】

## 22 山形県産業賞委員会補助金

(補助金等の概要)

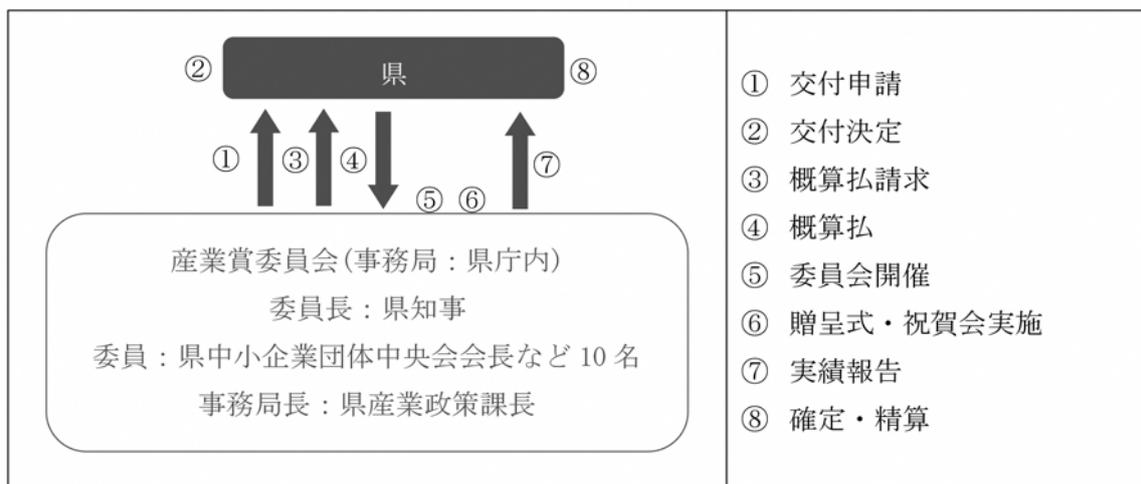
補助金等の名称	山形県産業賞委員会補助金
所管部課	商工労働部産業政策課
創設年度	昭和47年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	平成2年度、平成18年度
補助金等の目的	県の科学の振興、産業の興隆
補助対象事業の概要	県産業賞、県科学技術賞助成事業

補助金等の分類	団体運営費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県産業賞委員会補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	県産業賞委員会			
補助金等の算出方法	補助対象経費の合計額または 855,000 円のいずれか低い額			
補助対象経費	県産業賞、県科学技術賞として、功績ある個人・団体への表彰・贈呈式に係る経費とその選考に係る委員会開催に係る経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	855	855	855	851
決算額	797	709	726	—
(財源)				
一般財源	797	709	726	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	797	709	726	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない		
目標値及び成果実績	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	—
	成果実績	—	—
成果目標を設定していない理由	表彰事業であるため		

(補助金の概略図)



補助金額＝賞贈呈式・祝賀会の経費＋委員会開催報酬等経費

(監査の結果)

(1) 補助金の効果測定の必要性について

本県の産業または科学技術の振興発展に貢献し功績顕著な個人または団体を顕彰するために、知事・県議会議長・県商工労働部長の3名と県産業界外部委員8名とからなる選考委員会(通常4年任期)の開催費用、受賞者への賞贈呈式および祝賀会に係る費用を支弁するための補助金である。

現時点、効果測定が行われていない終期末設定の補助金である。これについて、県は「表彰事業であり、特段の理由がない限り廃止する予定がないため。」と回答している。また、当補助金の効果と考えられる「産業または科学技術の振興発展」について客観的数値による測定が困難としており、特段の効果測定を行っていない。

当補助金は金額的には1百万円に充たない少額ではあるが、昭和47年度から47年余り続いてきたことを考慮すると、表彰事業の補助金としての必要性を立証するため、表彰の対象となった事業規模や従事者数など把握可能な数値による効果測定が行われる必要があると考える。【意見】

23 信用保証協会保証料補給補助金

(補助金等の概要)

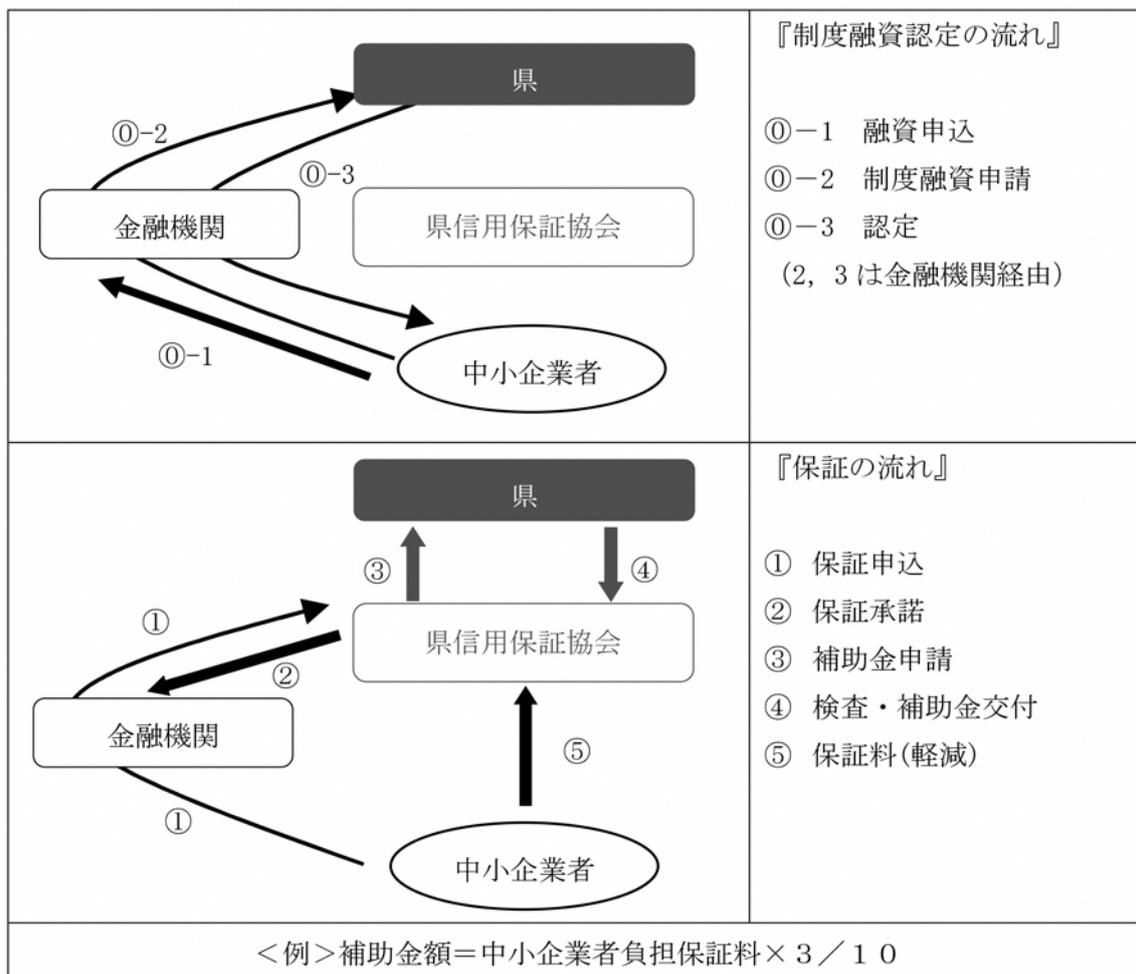
補助金等の名称	信用保証協会保証料補給補助金	
所管部課	商工労働部中小企業振興課	
創設年度	昭和40年度	
終期年度	未設定	
補助金見直しを行った年度	昭和41年度、昭和43年度、昭和45年度、昭和46年度、昭和48年度～昭和55年度、昭和63年度、平成元年度、平成11年度、平成15年度～平成21年度、平成23年度、平成28年度、平成29年度	
補助金等の目的	中小企業者等の金融の円滑化	
補助対象事業の概要	下表に掲げる保証制度について協会が行う債務の保証	
	保証制度	補給割合
	小額融資保証制度	10分の3
	小額零細企業保証制度	10分の3
	近代化資金保証制度	10分の4

	商工業振興資金保証制度	10 分の 4		
	セーフティネット保証制度	100 分の 46 又は 85 分の 39		
	事業再生保証制度	10 分の 4		
	事業再生円滑化関連保証制度	10 分の 4		
	流動資産担保融資保証制度	10 分の 4		
	借換保証制度	10 分の 4		
	事業承継サポート保証制度	10 分の 4		
	専門家派遣付長期設備保証制度	10 分の 4		
	危機関連保証制度	10 分の 4		
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県信用保証協会保証料補給金交付規程			
補助金等の交付先(最終交付先)	県信用保証協会 (中小企業者)			
補助金等の算出方法	前出各保証に係る中小企業者が負担すべき保証料につき、前出補給割合で計算した金額の合計額以内の額 (千円未満は切り捨て)			
補助対象経費	県信用保証協会の保証料			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	515,260	446,000	383,332	579,966
決算額	515,260	446,000	383,332	—
(財源)				
一般財源	515,260	446,000	383,332	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	515,260	446,000	383,332	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	中小企業スーパーTOTALサポ補助金等による支援企業の売上増加額			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	19 億円	15 億円
	成果実績	—	未確定	未確定

(補助金の概略図)



(監査の結果)

(1) 補助金交付の除外要件に関する必要性の検討

当補助金は、県が行う商工業振興資金融資制度を利用する融資、いわゆる県制度融資を受ける中小企業者の県信用保証協会に対する保証料を軽減するためのものである。したがって、県制度融資が前提となっている補助金と考えられるが、補助金交付要綱および県商工業振興資金融資制度要綱集に、県補助金等の適正化に関する規則第6条の2で定める「補助金等の交付の除外要件」いわゆる暴力団排除の条文が規定されていない。

(補助金等の交付の除外要件)

第6条の2 知事は、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがある

と認められるもの  
(3) 法人でその役員のうちに前 2 号のいずれかに該当する者のあるもの

当補助金の入口である制度融資は県による認定を行っていることを考慮すると、よってたつ規則は補助金等の適正化規則ではあるが、県商工業振興資金融資制度要綱において認定の除外要件である暴力団排除の規定を明記する必要があると考える。【意見】

(2) 適時に測定できない成果指標の見直しについて

当補助金の目的は「中小企業者の金融の円滑化」であり、当補助金利用企業に対する直接的な成果指標が望ましい。県が採用している成果指標は他の補助金である「中小企業スーパーTOTALサポ事業費補助金（本報告 No. 27）」利用企業の売上高となっており、前述の直接的な成果指標ではない。また、当該測定値である他の補助金利用企業の売上高は令和元年度に入っても平成 29 年度実績が提示されておらず、効果測定としては適時の測定が行われておらず、成果指標として適切ではないと考える（この点、No. 27 にて詳しく述べる。）。

当補助金は終期末設定であることも考慮すると、直接的かつ適時把握可能な成果指標を設定し効果測定を行う必要があると考える。【意見】

24 小規模事業経営支援事業費補助金  
(補助金等の概要)

補助金等の名称	小規模事業経営支援事業費補助金
所管部課	商工労働部中小企業振興課
創設年度	不明
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度
補助金等の目的	小規模事業の振興
補助対象事業の概要	商工会議所：小規模事業者に対する経営改善普及事業等 県連合会：商工会に対する商工会指導事業及び経営改善普及事業等
補助金等の分類	団体運営費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	商工会法、商工会議所法、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 山形県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱
補助金等の交付先(最終交付先)	県商工会連合会、県内各商工会議所

補助金等の算出方法	補助対象経費の実支出額と補助金交付要綱に定める基準額とのいずれか低い額の合計額			
補助対象経費	商工会議所：対象事業に係る職員人件費・経費、事務局長人件費ほか 県連合会：対象事業に係る職員人件費・経費、専務理事・参事人件費、電子計算機賃借料、大規模修繕積立金等ほか			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	1,155,392	1,152,674	1,149,755	1,143,763
決算額	1,152,709	1,150,716	1,144,027	—
(財源)				
一般財源	1,151,854	1,149,056	1,143,222	—
国庫	—	—	—	—
その他	855	855	805	—
交付先数	8	8	8	—
決算額÷交付先数	144,088	143,839	143,003	—

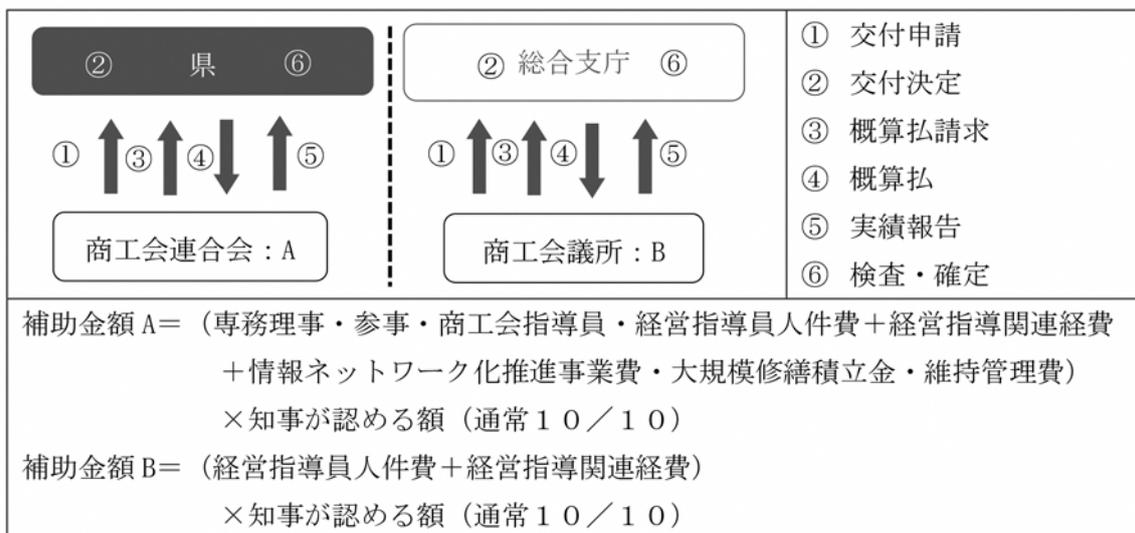
(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	商工会、商工会議所の会員数			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値		26,954	26,864	26,655
成果実績		26,870	26,655	26,307

達成すべき成果指標	巡回・窓口相談件数			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値		100,000	100,000	100,000
成果実績		89,350	88,966	84,251

達成すべき成果指標	経営指導員 1 人当たり巡回・窓口相談件数			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値		1,000	1,000	1,000
成果実績		894	890	851

(補助金の概略図)



(監査の結果)

(1) 補助対象とする予定のリース契約締結に関する事前承認について

当補助金の補助対象経費には、情報ネットワーク化推進事業費として電子計算機賃借料が含まれており、年間のリース料は 10,184 千円であった。当該支出は、新商工会システム機器一式（リース料総額 51,499 千円、リース期間 5 年）に係るリース契約（平成 30 年 6 月締結）に基づくものである。

リース契約は、一旦締結されると原則として中途解約できず、リース期間に渡り支出が固定されるものである。そのため、仮に高額のリース契約を締結後に補助金の審査等により支出内容が不適切と判定され、補助対象経費から除外された場合には、自主財源で賄うことができず、公益性があると判断して補助金を交付した対象事業の持続可能性に疑義が生じるおそれがある。

よって、県は、リース料を補助対象経費に含む予定のリース契約で、リース料総額が重要であるものについては、交付先に対して、契約締結前に当該契約の全体像に関する説明と、リース料を補助対象とすることについて県の事前承認を受けることを求めるべきと考える。【意見】

(2) 実績報告審査に係る現地調査の実施体制について

最上総合支庁では、新庄商工会議所の実績報告書に対する現地調査を担当者 1 名で 1 日のみ実施している。他の総合支庁では複数名（多いところでは 3 名）で行っており、地域間格差が発生している。

この点、補助金交付要綱において、交付先から提出された実績報告に対する検査・調査について特段の規定は設けていない。

しかし、現地調査の実施は、当該補助金に係る支出事務の正確性を検証することは当

然であるが、交付先に対するヒアリングにより情報交換やニーズ把握に繋がるものと考えられ、したがって複数人で行うことが望ましい。

県は、実績報告書に対する現地調査の実効性を高める実施体制を検討すべきである。

【意見】

(3) 総合支庁における実績報告審査の検査及び報告方法の統一化について

実績報告に係る検査・調査について補助金交付要綱に明確な規定や様式が存在しないため、ある総合支庁では確認検査復命書のみ報告であり、他の総合支庁では確認事項26項目にもおよび完了検査チェックシートや確認すべき帳票類など記載されたチェックシートなどを用いているところもあり、総合支庁間で検査実施内容とその報告にばらつきが生じている。

県は、実績報告書に対する現地調査の効率性を高めるため、検査内容及びこれに係る検査報告の統一を検討すべきである。【意見】

(4) 補助金の効果測定における分析単位の検討

当補助金は、県担当課を窓口とする県商工会連合会および各商工会に対する運営費補助金8億余円と、各総合支庁を窓口とする各商工会議所に対する運営費補助金3億円で構成されている。当補助金の効果測定として県は相談件数や一人当たり相談件数を成果指標としているが、商工会と商工会議所の件数を合算したものとなっている。

前出の各成果目標について、商工会と各商工会議所とを部門ごとに記載したものを以下に示す（県に再度依頼し、作成されたものである。）。

表：部門別成果目標一覧

達成すべき成果指標	商工会、商工会議所の会員数			
	目標値	平成28年度	平成29年度	平成30年度
商工会	成果実績	12,779	12,717	12,568
山形商工会議所	成果実績	3,815	3,766	3,714
天童商工会議所	成果実績	1,545	1,560	1,559
新庄商工会議所	成果実績	1,159	1,150	1,134
米沢商工会議所	成果実績	2,571	2,612	2,566
長井商工会議所	成果実績	887	883	874
酒田商工会議所	成果実績	1,983	1,937	1,942
鶴岡商工会議所	成果実績	2,131	2,030	1,950
合計	成果実績	26,870	26,655	26,307

達成すべき成果指標	巡回・窓口相談件数			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	100,000	100,000	100,000
商工会	成果実績	58,862	56,951	54,175
山形商工会議所	成果実績	9,045	9,063	9,115
天童商工会議所	成果実績	3,385	3,355	3,428
新庄商工会議所	成果実績	2,540	2,577	2,586
米沢商工会議所	成果実績	3,947	6,187	6,112
長井商工会議所	成果実績	1,583	1,856	1,357
酒田商工会議所	成果実績	6,439	5,411	3,769
鶴岡商工会議所	成果実績	3,549	3,566	3,709
合 計	成果実績	89,350	88,966	84,251

達成すべき成果指標	経営指導員 1 人当たり巡回・窓口相談件数			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	1,000	1,000	1,000
商工会	成果実績	965	934	888
山形商工会議所	成果実績	696	697	701
天童商工会議所	成果実績	846	839	857
新庄商工会議所	成果実績	847	859	862
米沢商工会議所	成果実績	789	1,237	1,222
長井商工会議所	成果実績	528	619	452
酒田商工会議所	成果実績	1,073	902	754
鶴岡商工会議所	成果実績	710	713	742
平 均	成果実績	894	890	851

(上表すべて、「合計」「平均」が(補助金交付の効果測定)成果実績と一致。)

以上のとおり、商工会と商工会議所とを合算した実績のみを成果指標としてしまうと、実績を上げた部門とそうでない部門とが混在する希薄化効果が発生してしまう。分析上は少なくとも県担当課を窓口とする商工会連合会および各商工会分と各総合支庁を窓口とする各商工会議所分を分けて行い、翌年度以降の効果的な補助金額の算定に反映させるべきである。【意見】

なお参考までに、監査人は部門別に補助金額に対する相談件数 1 件あたりの補助金額を算出する分析を行った(次表参照)。この際、商工会連合会の補助金額には、会計シ

STEMリース料・大規模修繕積立金等の資産関連費用も計上されているため、この部分を除いて単位あたり補助金額を算出している。これにより、経営指導員のみならず後方支援人件費やその他の必要経費も対象とした成果指標となるものとする。

表：部門別 相談一件あたり補助金額

	補助金額(千円) A		巡回・窓口 相談件数 B	相談1件あたり 補助金額 A/B(円/件)
	交付額	資産関連費用 控除後補助金額		
商工会(連合会)	848,727	832,254	54,175	15,362
山形商工会議所	84,880	84,880	9,115	9,312
天童商工会議所	38,911	38,911	3,428	11,350
新庄商工会議所	30,393	30,393	2,586	11,752
米沢商工会議所	41,447	41,447	6,112	6,781
長井商工会議所	29,089	29,089	1,357	21,436
酒田商工会議所	32,739	32,739	3,769	8,686
鶴岡商工会議所	37,838	37,838	3,709	10,201
合計(平均)	1,144,027	1,127,553	84,251	13,383

(5) 役員人件費を補助対象とする必要性、公益性の整理・検討について

当補助金の補助対象経費には、特別指導事業費として商工会連合会の常勤役員である専務理事及び参事の役員人件費が含まれており、平成30年度は当該対象経費に対する補助金として約12百万円が交付されている。

国では、行政改革の取組みとして、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定、平成18年6月16日一部改正)において、公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、特段の理由があるものを除き、一律に廃止することとしている。

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定、平成18年6月16日一部改正)「Ⅲ. 補助金等の見直し」より抜粋

(中略)

3. 役員報酬に対する助成

(1) 基本的考え方

公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、公益法人に対する補助金等による助成は、特段の理由のあるものを除き、一律に廃止するとともに、今後これを行わないこととする。

地方公共団体である県が国の当該計画に直接的に従う義務はないと考える。しかし、運営費補助は、団体の維持・存続が県民全体の利益に資するという公益性があることを前提として、団体の財務状況等から補助の必要性を検討し、かつ、交付先自身が自主財源の確保など自立的な経営に向けた努力を行っていることを確認して必要額の補助を行うべきものである。

そのため、役員人件費に対する補助により自立的経営が阻害され、本来は団体自らの財源で運営費を賄うべきところがインセンティブが働かず、結果として運営費補助が本来の必要額以上となる場合には公益性の観点から問題となるものとする。

よって、運営費補助において役員人件費を補助対象とする必要性、公益性を整理検討するとともに、財務状況等を考慮して補助の必要額を算出することを検討されたい。【意見】

なお、県商工会連合会の経営及び財務状況は次表のとおりであり、平成30年度は3百万円の事業損失を計上しているものの、純資産（固定資産見合いの残高勘定、積立金及び次期繰越収支差額の合計）は360百万円となっている。

収支計算書（要約）		貸借対照表（要約）	
（単位：千円）		（単位：千円）	
科目	決算額	資産の部	決算額
収入合計	254,718	流動資産	10,172
うち特別会計からの繰入収入	148,679	うち現預金	8,955
うち会費収入	50,034	引当資産	57,923
うち受託事業収入	53,794	うち積立預金	36,106
支出合計	257,878	固定資産	320,908
うち指導職員設置費	81,008	うち建物	297,962
うち指導事業費	90,367	資産合計	389,004
うち受託事業費	53,794	負債の部	
収入－支出	△ 3,160	流動負債	6,431
前期繰越収支差額	6,901	引当勘定	57,923
次期繰越収支差額	3,741	うち引当金	21,816
		うち積立金	36,106
		残高勘定	320,908
		負債合計	385,262
		次期繰越収支差額	
		次期繰越収支差額	3,741
		負債及び次期繰越収支差額合計	389,004

## 25 中小企業団体中央会補助金

（補助金等の概要）

補助金等の名称	中小企業団体中央会補助金
所管部課	商工労働部中小企業振興課
創設年度	昭和32年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	平成23年度、平成25年度
補助金等の目的	県中小企業団体中央会の事業活動の促進

補助対象事業の概要	県中小企業団体中央会が行う事務事業			
補助金等の分類	団体運営費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	中小企業等協同組合法 山形県中小企業団体中央会補助金交付規程 山形県中小企業団体中央会補助金交付要領			
補助金等の交付先(最終交付先)	県中小企業団体中央会			
補助金等の算出方法	補助対象経費の10分の10以内の額			
補助対象経費	(1)指導員の設置に要する経費 (2)職員の設置に要する経費 (3)中小企業等協同組合等の組織、事業及び経営の指導事業に要する経費 (4)組合等に関する教育及び情報の提供事業に要する経費 (5)組合等に関する調査及び研究事業に要する経費 (6)その他知事が必要と認める経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	112,183	118,967	122,697	124,782
決算額	111,188	116,866	119,979	—
(財源)				
一般財源	111,188	116,866	119,979	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	111,188	116,866	119,979	—

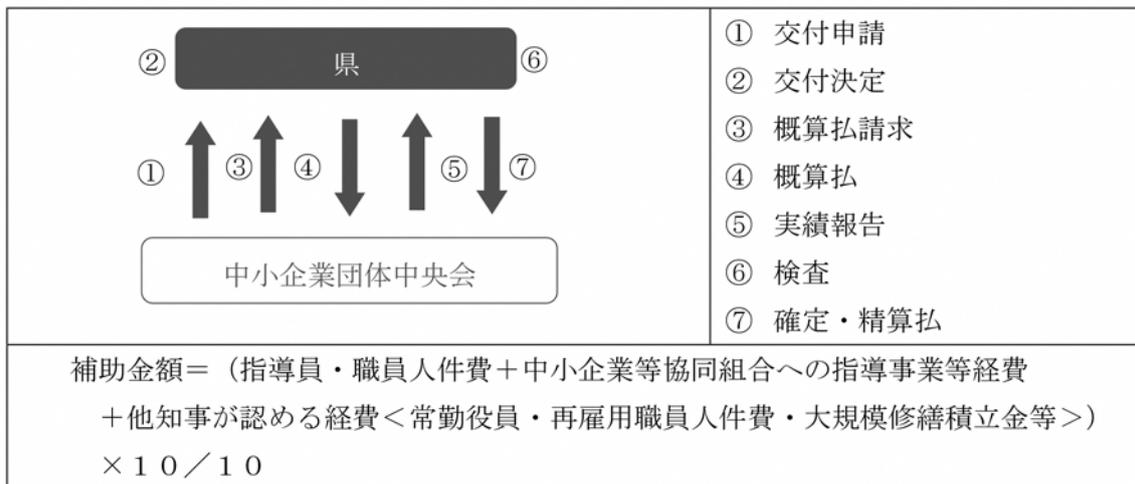
(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	中央会会員数			
目標値及び成果実績		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	目標値	現状維持	現状維持	現状維持
	成果実績	391	383	375

(交付先との関係)

他の補助金等の有無	有	中小企業スーパーTOTALサポ事業費補助金
業務委託契約の有無	有	若者就職支援センター事業他
人的関係の有無	有	県職員の退職者が団体等の役員に就任

(補助金の概略図)



(監査の結果)

(1) 役員人件費を補助対象とする必要性、公益性の整理・検討について

当補助金の補助対象経費には、常勤役員である専務理事の人件費が含まれており、平成 30 年度は当該対象経費に対する補助金として約 6 百万円が交付されている。

国では、行政改革の取組みとして、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定、平成 18 年 6 月 16 日一部改正）において、公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、特段の理由があるものを除き、一律に廃止することとしている。

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定、平成 18 年 6 月 16 日一部改正）「Ⅲ. 補助金等の見直し」より抜粋  
 (中略)  
 3. 役員報酬に対する助成  
 (1) 基本的考え方  
 公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、公益法人に対する補助金等による助成は、特段の理由のあるものを除き、一律に廃止するとともに、今後これを行わないこととする。

地方公共団体である県が国の当該計画に直接的に従う義務はないと考える。しかし、運営費補助は、団体の維持・存続が県民全体の利益に資するという公益性があることを前提として、団体の財務状況等から補助の必要性を検討し、かつ、交付先自身が自主財源の確保など自立的な経営に向けた努力を行っていることを確認して必要額の補助を行うべきものである。

そのため、役員人件費に対する補助により自立的経営が阻害され、本来は団体自らの財源で運営費を賄うべきところがインセンティブが働かず、結果として運営費補助が本来の必要額以上となる場合には公益性の観点から問題となるものとする。

よって、運営費補助において役員人件費を補助対象とする必要性、公益性を整理検討するとともに、財務状況等を考慮して補助の必要額を算出することを検討されたい。【意見】

なお、県中小企業団体中央会の経営及び財務状況は次表のとおりであり、平成30年度は9百万円の運営準備金繰入（一般企業でいう当期純利益）を計上し、純資産は234百万円となっている。

一般会計収支計算書（要約）（単位：千円）		一般会計貸借対照表（要約）（単位：千円）	
科目	決算額	資産の部	決算額
一般収入	267,534	流動資産	257,477
うち賦課金収入	34,219	うち現預金	235,657
うち補助金収入	121,183	固定資産	193,693
うち受託事業収入	83,937	うち建物	188,287
一般支出	258,100	資産合計	451,170
うち中小企業連携組織対策事業	143,741	負債の部	
うち小規模事業者組織化指導事業	1,470	流動負債	42,325
うち受託事業費	83,937	固定負債	174,777
運営準備金繰入（収入－支出）	9,434	うち退職給付引当金	163,277
		負債合計	217,103
		純資産の部	
		資本剰余金	193,667
		運営準備金	40,399
		純資産合計	234,066
		負債及び純資産合計	451,170

## 26 経営基盤強化体制整備事業費補助金 （補助金等の概要）

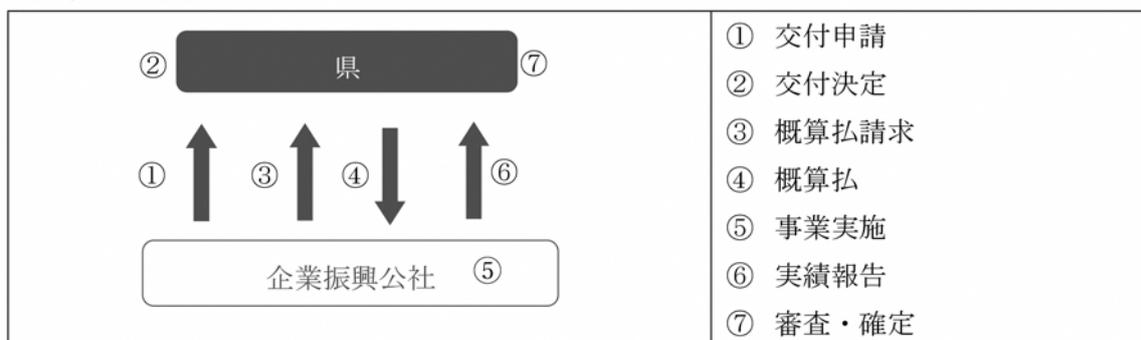
補助金等の名称	経営基盤強化体制整備事業費補助金
所管部課	商工労働部中小企業振興課
創設年度	平成12年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	中小企業者の経営資源の確保等を支援するとともに、県内における新たな事業の創出を促進し、中小企業の振興と経営の安定及び活力ある経済社会の構築に寄与する
補助対象事業の概要	I 新規創業・新分野進出支援事業 II 重点専門分野支援体制整備事業

	Ⅲプラットフォーム事業 Ⅳ専門家派遣事業等 Ⅴ経営革新支援事業			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県経営基盤強化体制整備事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	公益財団法人山形県企業振興公社			
補助金等の算出方法	補助対象経費の10分の10以内			
補助対象経費	補助対象事業を行うために必要な経費 Ⅰ新規創業等支援事業(人件費・経費) Ⅱ～Ⅴ他事業(経費)			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	43,632	46,107	43,281	45,242
決算額	43,898	45,260	41,732	—
(財源)				
一般財源	38,732	45,260	41,732	—
国庫	5,166	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	43,898	45,260	41,732	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	新規創業支援件数および経営革新支援件数		
目標値及び成果実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度
目標値	105	105	105
成果実績	103	119	90
(内、新規創業支援件数)	(21)	(20)	(15)
(内、経営革新支援件数)	(82)	(92)	(75)

(補助金の概略図)



$$\text{補助金額} = \left[ \text{I 新規創業等支援事業 (人件費・経費)} + \text{II} \sim \text{V 其他事業 (経費)} \right] \times 10 / 10 \text{ 以内}$$

(監査の結果)

(1) 補助金の効果測定における成果指標の検討

県による当補助金の成果指標は、新規創業支援件数および経営革新支援件数の合算値としている。一方で、当補助金は次表 I から V の 5 つの補助対象事業で構成されており、その目的と平成 30 年度の補助金実績額をまとめると次表のとおりである。

表：事業区分の事業概要と平成 30 年度補助金実績額

事業区分	事業概要	平成 30 年度 補助金実績額
I 新規創業・新分野 進出支援事業	経営支援アドバイザー・技術顧問の設置、新事業に係る相談の円滑な実施、受発注情報等の機関誌による情報提供	22,662,625 円
II 重点専門分野支援 体制整備事業	事業承継・マーケティングデザイン・食品産業・環境再生可能エネルギーの 4 分野につき支援指導するコーディネーター設置	7,412,000 円
III プラットフォーム 事業	様々な機関とのネットワーク強化を図る「プラットフォームやまがた連絡協議会」の開催	376,000 円
IV 専門家派遣事業等	中小企業等の様々な問題に対し診断・指導・助言を行う専門家派遣	10,625,336 円
V 経営革新支援事業	経営革新計画に係る支援、審査委員会の開催	656,000 円

県は、このうち I 及び III が新規創業支援件数に直接関連し、IV 及び V が経営革新件数に直接関連する数値と考えているが、両者の合算値を全事業区分に対する成果指標として設定している。しかし、合算値を成果指標とすると、それぞれが他の数値の達成率を打ち消し合い、当該指標に直接関連する事業に対する効果が正しく測定できないものとする。

終期設定されていない補助金について、その補助金にかかる対象事業が多岐にわたる場合には、重要な事業ごとの成果指標を複数設定し効果測定を行うことも検討すべきである。【意見】

27 中小企業スーパーTOTALサポ事業費補助金

(補助金等の概要)

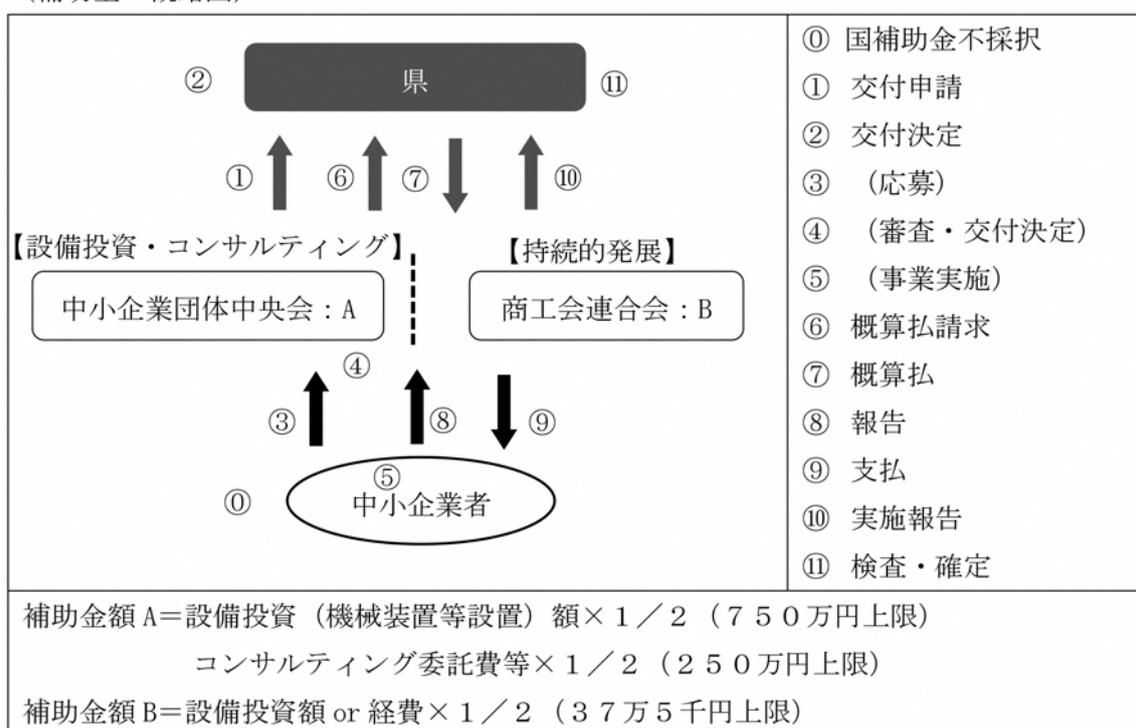
補助金等の名称	中小企業スーパーTOTALサポ補助金				
所管部課	商工労働部中小企業振興課				
創設年度	平成 29 年度				
終期年度	令和 2 年度				
補助金見直しを行った年度	平成 30 年度				
補助金等の目的	①県中小企業団体中央会、②県商工会連合会が中小企業者の競争力強化を推進し付加価値額の増加を図る				
補助対象事業の概要	①県中央会が設備投資または販路拡大等に取り組む中小企業者に補助金を交付する事業 ②県連合会が販路拡大等に取り組む小規模事業者に補助金を交付する事業				
補助金等の分類	その他事業費補助				
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県中小企業スーパーTOTALサポ補助金交付要綱				
補助金等の交付先(最終交付先)	①県中小企業団体中央会、②県商工会連合会 (県内各中小企業)				
補助金等の算出方法	県中央会、県連合会から補助金を受ける事業者(間接補助事業者)の補助事業に要する経費に補助金交付要綱別表1(「補助対象経費」参照)に定める補助率を乗じた額と別表1に定める上限額のいずれか低い方の額の合計額(補助金の概略図、下部参照)				
補助対象経費	補助金交付要綱別表1<抜粋>				
	事業区分	事業類型	対象経費	補助率	補助上限額
	設備投資等促進事業	企業間データ活用型	機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費	1/2	750万円
		一般型		1/3	
		小規模型(設備投資のみ)	375万円		
		小規模型(試作開発等)	上記に加え、原材料費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費		
	コンサルティング活用販路開拓等支		委託費、事業費(旅費、謝金その	1/2	250万円

	援事業	他経費)、外注費		
	小規模事業者持続的発展支援事業	機械装置等	1/2	37万5千円
	審査事務局事業	旅費、審査員謝金、借料、会議費、通信費等、消耗品費、印刷費等	10/10	別途通知する内示額
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	—	570,357	267,753	250,000
決算額	—	570,357	267,753	—
(財源)				
一般財源	—	570,357	267,753	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	—	3	2	—
決算額÷交付先数	—	190,119	133,876	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	当補助金等による支援企業の売上高増加額			
目標値及び成果実績		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	目標値	—	25億円	50億円
	成果実績	—	未確定	未確定

(補助金の概略図)



(監査の結果)

(1) 補助金の効果測定における成果指標の検討

成果指標は当補助金採用企業の売上高増加額であるが、平成 29 年度分が令和元年 12 月時点で未確定の状態であり適時の効果測定が行われていない。

この原因は、県で行う売上高把握の方法にあると考える。県では平成 29 年度分の売上高を年度末である平成 30 年 3 月 31 日時点ではなく、平成 29 年度に補助金交付した企業の補助金交付後最初の事業年度末の売上高を個別に把握しようとしている。そのため、県が平成 29 年度中に補助金交付した企業の決算日が区々であり、全ての企業の売上高が現時点でも把握できていないとのことである。

成果指標の数値について、正確な値の把握は当然重要ではあるが、複数年度に渡る補助金の効果を把握する上では適時での把握を行うことも重要な要素である。また、当補助金の成果指標は他の補助金の成果指標に流用されている(本報告 No. 23 信用保証協会保証料補給補助金)ことを考慮すると、適時把握されないまま経過することで補助金継続の適否についての判断が遅れ、貴重な資金が他の事業等に有効活用されないおそれがある。

県が平成 29 年度策定した短期アクションプランで設定した当補助金に対する 4 年間の目標値(平成 32 年度までに売上高 100 億円増加)に対して、実績値の傾向を適時に把握するためには、例えば年度末である 3 月末ですべての対象について決算値を区切り、4 月以降を決算日とする企業は前年度売上高を採用した暫定値での測定もあわせて行うことが、補助金の効果測定およびその分析として必要ではないかと考える。【意見】

28 小規模事業経営支援事業費補助金

(補助金等の概要)

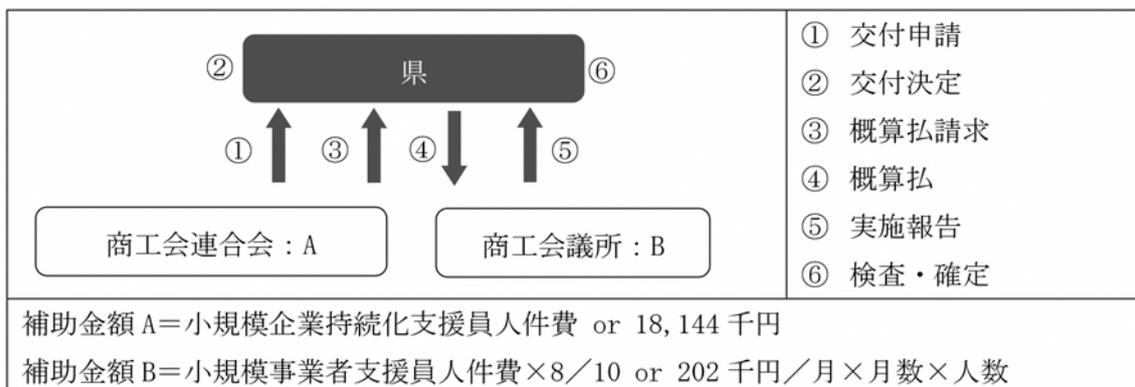
補助金等の名称	小規模事業経営支援事業費補助金
所管部課	商工労働部中小企業振興課
創設年度	平成 27 年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	小規模企業者がその事業の持続的な発展を図るため
補助対象事業の概要	A: 県商工会連合会が行う小規模事業者の持続的な発展を支援する事業 B: 商工会議所が行う経営発達支援事業のために小規模事業者支援員を設置する事業
補助金等の分類	その他事業費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県小規模事業経営支援事業費補助金(小規模企

	業持続化支援員設置事業) 交付要綱 山形県小規模事業経営支援事業費補助金(小規模事業者支援員設置事業) 交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	県商工会連合会、3 商工会議所(酒田、米沢、新庄)			
補助金等の算出方法	A:補助対象経費に要する実支出額と 18,144 千円とのいずれか低い額以内 B:補助対象経費の実支出額に 10 分の 8 を乗じて得た額と、補助金交付要綱別表 2 に定める基準額とのいずれか低い額(補助金の概略図、下部参照)			
補助対象経費	A:小規模企業持続化支援員に対する人件費(報酬、通勤手当) B:小規模事業者支援員の設置にかかる人件費(通勤手当、名称にかかわらず雇い入れに係る手当を含む)			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	25,416	25,416	25,416	25,416
決算額	25,416	25,416	25,416	—
(財源)				
一般財源	25,416	25,416	25,416	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	4	4	4	—
決算額÷交付先数	6,354	6,354	6,354	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	支援員一人当たり支援件数			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	1,000	1,000	1,000
	成果実績	349	380	427

(補助金の概略図)



(監査の結果)

(1) 成果指標の測定単位の明確化

当補助金は終期が設定されていない支援員人件費に対する補助金であり、その持続性を確かめるため補助金の効果測定が重要である。県が設定する効果測定の成果指標は支援員一人当たりの年間支援件数であり、毎年度 1,000 件/人を目標値としている。これは予算要求時の資料における数値であるが、実績値は平成 30 年度で 427 件/人、目標達成率 42%と大幅に目標値を下回っている。

この原因を調査したところ、県商工会連合会と各商工会議所において支援業務内容の何を 1 件とするか、その単位が不明確であり正確な効果測定ができていないことが判明した。県商工会連合会と各商工会議所の事業計画書に記載された支援業務内容と、実績報告書に記載された実績件数とその単位を次表にまとめる。

表：小規模事業者支援員の支援業務内容と実績件数

	支援業務内容	実績件数の単位	実績件数
県商工会連合会	① 小規模事業者への補助金申請に係る支援 ② 販路開拓支援事業の手続等支援 ③ 補助金の連合会事務処理支援 ④ 持続化支援員連絡会議における報告情報共有 ⑤ 経営計画作成等事務処理 ⑥ 他補完業務	左記①～⑥につき実績件数をそれぞれ算出し合計する。	のべ 3,614 件
酒田商工会議所	① 小規模事業者の経営分析 ② 小規模事業者の事業計画策定支援 (連合会⑤に類似)	左記のうち ② 事業計画策定指導した支援者数	64 件 (24 件)
新庄商工会議所	③ 地域経済等の情報収集分析提供		63 件 (30 件)

米沢商工会議所	④ 販路開拓支援事業の手續等支援 (連合会②に類似)	(うち策定者数)	99件 (99件)
合計 件数			3,840件
支援員1人あたり件数 (÷9人)			426.6件/人

商工会連合会の支援業務内容と商工会議所の支援業務内容は部分的に類似するのみであり、実績件数も商工会連合会がすべての支援業務ののべ件数であるのに対し、商工会議所は事業計画策定支援業務のみを対象としているため、これを合計して目標値と比較しても意味がない。

当補助金は過去3期において目標値よりも大幅に下回った実績であるにもかかわらず補助金額は同額かつ上限額での交付となっており、渡し切りの補助金となっていないか、その効果測定における実績値の分析が重要と考える。

県は補助金の正確な効果測定を行うために、目標値および実績値に係る単位は明確にすべきである。【指摘事項】

なお参考までに、監査人は唯一すべての交付先の実績件数が把握できる指標である、事業計画策定にかかる支援者件数を対象として、当補助金の事業計画策定支援者1件あたりの補助金額につき分析を行った(次表参照)。

表：事業計画策定支援者 1件あたり補助金額

	補助金額 (円)	事業計画策定 支援者(件)	一件あたり補助金額 (円/件)
県商工会連合会	18,144,000	602	30,139
酒田商工会議所	2,424,000	64	37,875
新庄商工会議所	2,424,000	63	38,476
米沢商工会議所	2,424,000	99	24,484
合計(平均)	25,416,000	828	30,695

## 29 やまがたチャレンジ創業応援事業費補助金

(補助金等の概要)

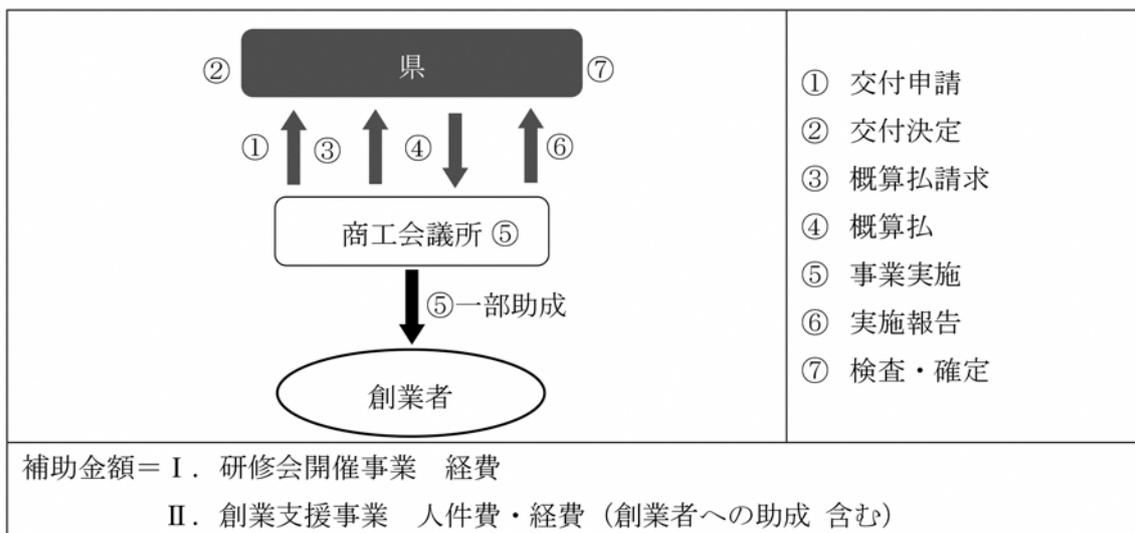
補助金等の名称	やまがたチャレンジ創業応援事業費補助金
所管部課	商工労働部中小企業振興課
創設年度	平成25年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	平成28年度、平成29年度、平成30年度
補助金等の目的	創業支援ネットワーク構築による県内の新規創業者を支援するため

補助対象事業の概要	I 研修会開催事業 II 創業支援事業（一部、創業者への助成事業II①）			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	やまがたチャレンジ創業応援事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	7 商工会議所			
補助金等の算出方法	補助対象経費の10分の10			
補助対象経費	I ①研修会開催事業費（経費） ② 創業支援ネットワーク活動事業費（経費） ③ 創業支援ネットワーク広報費（経費） ④ 事務費（経費） II ①創業経費助成事業費（人件費、設備費、経費） ②審査会開催事業費（経費） ③創業支援事業広報費（経費）			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	35,986	37,647	38,749	39,077
決算額	32,478	31,535	33,961	—
(財源)				
一般財源	17,456	16,856	18,063	—
国庫	15,022	14,679	15,898	—
その他	—	—	—	—
交付先数	8	7	7	—
決算額÷交付先数	4,059	4,505	4,851	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	創業助成金採択件数			
目標値及び成果実績		平成28年度	平成29年度	平成30年度
目標値		65	65	65
成果実績		70	73	62

(補助金の概略図)



(監査の結果)

(1) 補助金の実施報告に関する補助金交付要綱整備の検討

商工会議所から提出された補助事業に係る実施報告書において収支精算書が添付されているが、事業区分ごと金額が記載されているのみであった(下記「記載例」参照。)

「記載例」別記様式第2号 収支精算書(支出の部のみ)

2 支出の部 (単位:円)

区分	予算額	(精算額)	(比較増減)	備考
I 研修会開催事業	1,038,483	1,029,983	△8,500	
II 創業支援事業	11,689,304	11,659,304	△30,000	
合計	12,727,787	12,689,287	△38,500	

一方、補助金交付要綱別表及び同事業実施要領では事業区分経費区分ごとに、どのような内容の経費等が補助金の対象になるか、次のように明記している。

補助金交付要綱 別表より抜粋

事業区分	補助対象経費		補助金の額
	経費区分	内容	
II 創業支援事業	創業経費 助成事業	商工会議所が行う、新規創業者の初期経費に対する助成に要する経費であって、当該実施事業内容から知事が必要と認めた経費	補助対象経費の10分の10

助成対象経費		助成率	助成期間
事業区分	内容		
創業支援事業	創業に必要な公官庁への申請書類作成等に係る経費、人件費、店舗等借入費、リース費、設備費、消耗品費、旅費、市場（マーケティング）調査費、広告宣伝費、委託費及びその他知事が必要と認める経費	①中心商店街空き店舗活用型 助成対象経費の3分の2以内とし、助成上限額は150万円とする。 ②UI ターン型 助成対象経費の3分の2以内とし、助成上限額は100万円とする。 ③女性創業型 助成対象経費の3分の2以内とし、助成上限額は50万円とする。 ④一般型 助成対象経費の2分の1以内とし、助成上限額は75万円とする。	交付決定の日から6箇月以内

補助金交付要綱が求める実施報告書の添付書類である収支精算書（別記様式第2号）は補助対象区分のみの記載を求めているが、それでは1行のみの記載であり交付された補助金に対する用途が具体的な実施報告とはなっていない。

収支精算書には、補助金交付要綱に規定されている経費区分ごとに金額を明記することが必要と考える。【意見】

### 30 企業振興公社運営費補助金 （補助金等の概要）

補助金等の名称	企業振興公社運営費補助金
所管部課	商工労働部中小企業振興課
創設年度	平成6年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	中小企業の総合支援機関である県企業振興公社の事業活動の促進を図るため
補助対象事業の概要	運営に係る人件費・経費
補助金等の分類	団体運営費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県企業振興公社運営費補助金交付要綱

補助金等の交付先(最終交付先)	公益財団法人山形県企業振興公社			
補助金等の算出方法	知事が別に定める補助対象経費ごとの上限額と当該経費の実支出額とのいずれか低い額の合計額			
補助対象経費	(1) 人件費 イ 常勤役員：俸給、期末手当及び福利厚生費 ロ 一般会計に属する補助対象職員：俸給、扶養手当、寒冷地手当、通勤手当、期末手当、超過勤務手当、福利厚生費及び福利環境整備費 (2) 会計処理システムリース料 (3) 大規模修繕積立費 (4) 維持管理経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	84,843	84,440	84,797	84,716
決算額	84,843	84,440	84,797	—
(財源)				
一般財源	84,211	84,440	84,797	—
国庫	—	—	—	—
その他	211	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	84,843	84,440	84,797	—

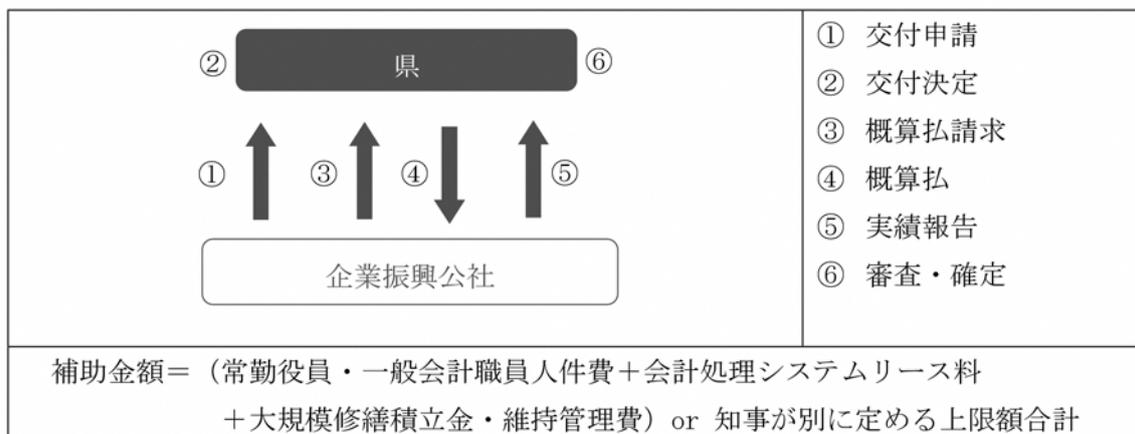
(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	公社の会員数			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	現状維持	現状維持	現状維持
	成果実績	431	425	392

(交付先との関係)

他の補助金等の有無	有	経営基盤強化体制整備事業費補助金他
業務委託契約の有無	有	県産業創造支援センター指定管理他
人的関係の有無	有	県職員の派遣、県職員の退職者が団体等の役員に就任

(補助金の概略図)



(監査の結果)

(1) 役員人件費を補助対象とする必要性、公益性の整理・検討について

当補助金の補助対象経費には、常勤役員である理事長、常務理事及び常勤理事の人件費が含まれており、平成 30 年度は当該対象経費に対する補助金として約 15 百万円が交付されている。

国では、行政改革の取組みとして、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定、平成 18 年 6 月 16 日一部改正）において、公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、特段の理由があるものを除き、一律に廃止することとしている。

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定、平成 18 年 6 月 16 日一部改正）「Ⅲ. 補助金等の見直し」より抜粋  
(中略)

3. 役員報酬に対する助成

(1) 基本的考え方

公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、公益法人に対する補助金等による助成は、特段の理由のあるものを除き、一律に廃止するとともに、今後これを行わないこととする。

地方公共団体である県が国の当該計画に直接的に従う義務はないと考える。しかし、運営費補助は、団体の維持・存続が県民全体の利益に資するという公益性があることを前提として、団体の財務状況等から補助の必要性を検討し、かつ、交付先自身が自主財源の確保など自立的な経営に向けた努力を行っていることを確認して必要額の補助を行うべきものである。

そのため、役員人件費に対する補助により自立的経営が阻害され、本来は団体自らの財源で運営費を賄うべきところがインセンティブが働かず、結果として運営費補助が本来の必要額以上となる場合には公益性の観点から問題となるものとする。

よって、運営費補助において役員人件費を補助対象とする必要性、公益性を整理検討するとともに、財務状況等を考慮して補助の必要額を算出することを検討されたい。【意見】

なお、県企業振興公社の経営及び財務状況は次表のとおりであり、平成30年度は7百万円の一般正味財産増減額（一般企業でいう当期純利益）を計上し、正味財産は1,434百万円となっている。

正味財産増減計算書 (単位：千円)		貸借対照表 (要約) (単位：千円)	
科目	決算額	資産の部	決算額
<b>I 一般正味財産増減の部</b>		<b>流動資産</b>	2,544,636
1. 経常増減の部		うち現預金	768,380
(1) 経常収益計	1,154,409	うち割賦設備	1,355,227
うち事業収益	599,089	<b>固定資産</b>	1,283,155
うち受託収益	324,978	(1) 基本財産	50,000
うち受取補助金等	177,772	(2) 特定資産	520,939
うち受取負担金	34,637	(3) その他固定資産	712,215
(2) 経常費用計	1,162,500	うち建物	168,346
事業費	1,137,791	うち投資有価証券	489,579
管理費	24,709	<b>資産合計</b>	3,827,792
当期経常増減額	△ 8,091	<b>負債の部</b>	
2. 経常外増減の部		<b>流動負債</b>	89,881
(1) 経常外収益計	16,845	<b>固定負債</b>	2,303,501
(2) 経常外費用計	994	うち県借入金	1,502,418
当期経常外増減額	15,851	うち県借入金（機構分）	445,735
当期一般正味財産増減額	7,759	うち退職給付引当金	118,435
<b>II 指定正味財産増減の部</b>		<b>負債合計</b>	2,393,382
当期指定正味財産増減額	-	<b>正味財産の部</b>	
		指定正味財産	175,230
		一般正味財産	1,259,179
		<b>正味財産合計</b>	1,434,409
		<b>負債及び正味財産合計</b>	3,827,792

31 慶應義塾大学先端生命科学研究教育研究費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	慶應義塾大学先端生命科学研究教育研究費補助金		
所管部課	商工労働部工業戦略技術振興課		
創設年度	平成 13 年度		
終期年度	未設定		
補助金見直しを行った年度	平成 18 年度、平成 23 年度		
補助金等の目的	学校法人慶應義塾が山形県鶴岡市に設置している慶應義塾大学先端生命科学研究所（以下、「慶應先端研」という。）の研究教育活動を推進するため		
補助対象事業の概要	<p>(事業の経緯・概要)</p> <p>学校法人慶應義塾、山形県、鶴岡市は、3 者で協定を締結し、慶應先端研のこれまでの研究教育活動の成果を踏まえながら、さらなる地域活性化を目指し、同研究所を核とした研究教育活動プロジェクトを共同で推進するため、慶應先端研が行う地域活性化のための取組みに支援を行っている。</p> <p>慶應先端研は、平成 13 年 4 月の開設以来、世界初となるメタボローム解析技術の開発など、先導的な研究成果を挙げ、同研究所発のベンチャー企業の設定や、県内企業との共同研究等により、事業化に至った事例も出てくるなど、本県産業の活性化に大きく貢献しており、今後の事業展開にも大きな可能性を秘めている。</p> <p>(補助の変遷)</p> <table border="1" data-bbox="699 1467 1332 1993"> <tr> <td>第 1 期： H13～17</td> <td> <p>教育研究基盤形成のための①基金造成、②教育研究費補助を実施。</p> <p>①研究所が継続的に研究教育活動を実施されるよう支援していくとの見地から、「教育研究基金」(総額 35 億円)を造成するため、県と鶴岡市が毎年 7 億円(県：385 百万円、鶴岡市：315 百万円)を、H13～17 までの 5 年間出資</p> <p>②基金造成が完了するまでの間、研究者の人件費の一部を補てんす</p> </td> </tr> </table>	第 1 期： H13～17	<p>教育研究基盤形成のための①基金造成、②教育研究費補助を実施。</p> <p>①研究所が継続的に研究教育活動を実施されるよう支援していくとの見地から、「教育研究基金」(総額 35 億円)を造成するため、県と鶴岡市が毎年 7 億円(県：385 百万円、鶴岡市：315 百万円)を、H13～17 までの 5 年間出資</p> <p>②基金造成が完了するまでの間、研究者の人件費の一部を補てんす</p>
第 1 期： H13～17	<p>教育研究基盤形成のための①基金造成、②教育研究費補助を実施。</p> <p>①研究所が継続的に研究教育活動を実施されるよう支援していくとの見地から、「教育研究基金」(総額 35 億円)を造成するため、県と鶴岡市が毎年 7 億円(県：385 百万円、鶴岡市：315 百万円)を、H13～17 までの 5 年間出資</p> <p>②基金造成が完了するまでの間、研究者の人件費の一部を補てんす</p>		

		るとともに、研究費として、H13～17の5年間で県・鶴岡市合わせて10億3,000万円(県補助金:566.5百万円)を助成			
	第2期: H18～22	県と鶴岡市で年間7億円を助成(県:385百万円、市:315百万円)			
	第3期: H23～25	県と鶴岡市の負担割合を変更(県55:市45⇒県50:市50、県:350百万円、鶴岡市:350百万円)			
	第4期: H26～30				
<p>(平成30年度の研究プロジェクト)</p> <p>本事業は、「応用研究」「基礎研究」「基盤技術開発」「地域の健康への貢献」「人材育成」「国際会議等の開催」の大きく6つに分けられ、合計で24のプロジェクトが実行されている。</p>					
補助金等の分類	その他事業費補助				
根拠法令・交付要綱等の名称	平成30年度慶應義塾大学先端生命科学研究教育研究費補助金交付要綱				
補助金等の交付先(最終交付先)	学校法人慶應義塾				
補助金等の算出方法	補助対象経費の2分の1以内(上限額:350,000千円)				
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備費</li> <li>・消耗品費</li> <li>・教育研究活動費(人件費を含む)</li> <li>・委託費</li> <li>・賃借料</li> <li>・図書資料費</li> <li>・光熱水費</li> <li>・通信運搬費</li> <li>・旅費</li> <li>・その他活動に要する経費として知事が必要と認める経費</li> </ul>				
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
予算額	350,000	350,000	350,000	350,000	
決算額	350,000	350,000	350,000	—	
(財源) 一般財源	350,000	350,000	350,000	—	
国庫	—	—	—	—	
その他	—	—	—	—	
交付先数	1	1	1	—	

	決算額÷交付先数	350,000	350,000	350,000	—
--	----------	---------	---------	---------	---

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	慶應先端研と県内企業等との共同研究等実施数			
目標値及び成果実績		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	目標値	19	19	20
	成果実績	23	19	19

(監査の結果)

(1) 現地調査の実施方法について

当補助金の現地調査は中間検査と確定検査を鶴岡市と共同で実施しており、県と鶴岡市の担当者合計3名で1日間かけて、実績報告書で事業成果等を確認するとともに、補助金で支払った費目一覧に記載されている取引全件に対して、請求書等との突合を実施している。

一方で、県では「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について(平成22年3月)」を作成し、下記の事項を定めている。

<p>「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について(平成22年3月)」より抜粋</p> <p>14 実績報告</p> <p>14-1</p> <p>(補助事業等実績報告)</p> <p>第〇条 補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業完了後△日を経過する日又は平成□年×月◇日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 事業実績書(別記様式第▽号)</p> <p>(2) 収支決算書(別記様式第▲号)</p> <p>⑨1 原則としてすべての補助事業等について、実績報告書の審査に加えて現地調査又は報告書に添付された証拠書類等により、補助事業等の執行状況を確認することとされています。</p> <p>このため、補助事業等実績報告書に添付された証拠書類等により確認を行う場合は、それぞれの補助事業等の実績に応じて必要となる添付書類等を定め、交付要綱に明示する必要があります。</p> <p>この場合、提出を求めている別記様式の備考欄等に、添付すべき書類を明示する方法もあります。</p> <p>なお、現地調査により確認を行う場合は、特に証拠書類等を添付させる必要はありません。</p>
---

ませんが、調査復命書には、照合・確認を行った具体的な証拠書類名等を記載するなど、現地調査による確認が確実に履行されたことが確認できるよう留意する必要があります。

上記に基づき、現地調査の復命書には下記の内容が記載されている。

本補助金に係る復命書「用務（面談・会議）概要」欄より抜粋

標記補助金について、学校法人慶應義塾から提出された実績報告書に基づき、関係書類の検査を鶴岡市と合同で実施した。

検査の結果、実績報告書の内容について適正であると認められた。

○確認書類

支出伝票、請求書、領収書、関係規程 等

本来、交付した補助金が有効、かつ、効率的に実施されているかを確認するためには、交付先においても、県と同様に適正な契約事務が実施されていなければならない。具体的には、入札や見積合せによる調達が行われるように法人内規程等が整備されているか、実際に適正な業者から適正な価格で調達が行われているか、などの執行状況を確認すべきである。

この点に関して、県の他の部では現地調査時のチェックリストを独自で作成し、検査項目及び検査の着眼点、関係書類などをまとめ、現地調査の実効性を担保している。

交付先により、多大な事業成果と地域経済、教育などでの貢献を挙げている補助事業であり、県の補助事業の中でも大規模な補助事業に該当することからも、現地調査は住民が納得する形で厳格に実施する必要がある。その実効性を担保するためにも、他の部を参考にして、当補助金に合った検査・確認項目を記載したチェックリストを作成するなどして、現地調査にあたっていただきたい。【意見】

### 32 山形県産業技術振興機構運営費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県産業技術振興機構運営費補助金
所管部課	商工労働部工業戦略技術振興課
創設年度	不明
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	県内産業の自立的発展を推進するため、産学官連携の促進、研究開発プロジェクトの推進等の事業

	を行う公益財団法人山形県産業技術振興機構の円滑な事業運営を図ることを目的				
補助対象事業の概要	技術支援の専門機関として、県内企業の市場競争力の強化を目指し、産学官連携による技術開発等のコーディネート、研究開発プロジェクトの推進、研究開発成果の事業化支援、高度技術者の養成、工業材料の試験・分析など5つの機能を柱に、県産業技術の振興に取り組む。				
補助金等の分類	団体運営費補助				
根拠法令・交付要綱等の名称	平成30年度山形県産業技術振興機構運営費補助金交付要綱				
補助金等の交付先(最終交付先)	公益財団法人山形県産業技術振興機構				
補助金等の算出方法	補助対象経費の上限額と経費の実支出額のいずれか低い額の合計額				
補助対象経費	補助対象経費		補助金の上限額		
	人件費 理事長、専務理事、プロジェクトマネージャー、総務調整課長、研修課長及び常勤職員2名の給料、手当、福利厚生費、福利環境整備費(福利環境整備費は常勤職員2名の給料月額相当とする。)		33,714,000円		
	管理費 理事長等旅費、会計システム等リース料、会計システム等保守管理料、会計監査人報酬、事務室使用に伴う共益費		6,646,000円		
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
予算額	35,094	37,560	38,958	34,665	
決算額	32,568	35,682	37,045	—	
(財源)	一般財源	32,568	35,682	37,045	—
国庫	—	—	—	—	
その他	—	—	—	—	
交付先数	1	1	1	—	
決算額÷交付先数	32,568	35,682	37,045	—	

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	外部資金の管理法人新規件数			
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値及び成果実績	目標値	1 件	1 件	1 件
	成果実績	0 件	2 件	1 件

(交付先との関係)

他の補助金等の有無	有	有機エレクトロニクス実証等事業費補助金他
業務委託契約の有無	有	あり
人的関係の有無	有	団体等に県職員を派遣、県職員の退職者が団体等の役員に就任又は職員として勤務

(監査の結果)

(1) 成果指標の設定について

当補助金は団体運営費補助であり、直接的な成果はないことから、県では成果指標として、外部資金の管理法人新規件数を設定している。なお、当補助金の交付先には他の補助金も交付されており、他の補助金の成果指標はそれぞれの事業に関連する指標を設定している。

以上に関して、団体運営費補助が交付先の特定の事業の成果には直接つながらないが、交付先の継続的な運営には必要な補助金と考える。また、交付先は県内企業の技術・製品開発力及び付加価値向上を目的として研究開発補助・技術者育成等のため活動している団体であり、当該運営費補助は間接的に貢献しているものとする。

よって、当補助金の成果指標として、他の補助金で設定している成果指標（例えば、補助金 No. 33 の「有機エレクトロニクス関連の製品化に取り組む企業数」など）も当補助金の成果指標として設定することを検討されたい。これにより設定された複数の成果指標をモニタリングし、総合的に当補助金の有効性を検討することが必要と考える。【意見】

33 有機エレクトロニクス実証等事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	有機エレクトロニクス実証等事業費補助金
所管部課	商工労働部工業戦略技術振興課
創設年度	平成 25 年度
終期年度	令和 2 年度
補助金見直しを行った年度	該当なし

補助金等の目的	有機ELディスプレイ等の分野での実証事業及び有機エレクトロニクスの事業化の支援を行うことで、県内における有機エレクトロニクス関連産業の集積を促進するため			
補助対象事業の概要	企業の有機エレクトロニクス分野での事業化に向けた実証事業の用に供するための実証施設を運営するとともに、コーディネータを配置し、実用化で先行する有機EL照明をはじめ、有機太陽電池、有機トランジスタ、蓄電デバイスなどの有機エレクトロニクス分野での県内企業の事業化を支援する。			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成30年度山形県有機エレクトロニクス実証等事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	公益財団法人山形県産業技術振興機構			
補助金等の算出方法	補助対象経費の上限額と経費の実支出額のいずれか低い額の合計額			
補助対象経費	事業区分	補助対象経費	補助金額	
	1. 有機エレクトロニクス事業化実証施設運営事業費	①人件費 ②光熱水費 ③土地建物賃借料 ④施設管理費 ⑤その他知事が必要と認める経費	補助対象経費の合計額と金100,000千円のいずれか低い額	
	2. 有機エレクトロニクス事業化支援事業費	①人件費 ②有機エレクトロニクスの事業化支援に関する業務に要する経費(旅費、会議費等) ③知財管理費 ④事務費 ⑤その他知事が必要と認める経費	補助対象経費の合計額と金40,151千円のいずれか低い額	
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	166,006	171,107	140,151	100,000
決算額	148,790	162,318	138,537	—
(財源)				
一般財源	148,790	162,318	138,537	—
国庫	—	—	—	—

	その他	—	—	—	—
	交付先数	1	1	1	—
	決算額÷交付先数	148,790	162,318	138,537	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	有機エレクトロニクス関連の製品化に取り組む企業数			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	64	67	70
	成果実績	65	69	70

(監査の結果)

(1) 事業成果の明確化について

県の産業において、有機 EL をはじめとする有機エレクトロニクスは、大きな期待を寄せる分野と考える。山形大学工学部の城戸教授などの研究者をはじめ、有機エレクトロニクス関連製品の製造、新たな製品化等に取り組む企業により、日進月歩でこの分野の発展が続いている。

県の施策としても、「山形県ものづくり技術振興計画」を作成し、有機 EL 照明の国内外への提供、有機エレクトロニクス分野の研究促進、県内における有機 EL 照明関連産業の集積などが盛り込まれている。

上記の県の施策を推し進める事業の一つとして、県は公益財団法人山形県産業技術振興機構（以下、「機構」という。）に補助金を交付し、それを財源として、機構では米沢市の八幡原工業団地内に有機エレクトロニクスの事業化に向けた実証施設を設置し、有機エレクトロニクスの事業化に取り組む企業に研究・実証する場を提供している。平成 31 年度においては、有機エレクトロニクス部品製造を目指す県外企業 1 社が施設を利用して、日夜実証を行っている。

監査人としても、こうした先進的な技術の実用化には多額の資金と期間を必要とすることは理解している。また、県内外で有機 EL を使用したテレビや携帯電話、照明器具を見かける機会が増えてきており、急速に製品化まで進んでいると実感している。こうした中で、県の施策を実現するために当補助金も位置付けられていると考えるが、有機 EL をはじめとする有機エレクトロニクス分野の事業の成果が見えにくい状況であると考える。また、当補助金が当該分野に貢献していることを表す成果指標としては、現行の成果指標以外の指標も用いるべきであると考えている。

まず、事業成果が見えにくい状況であることに関して、毎年度、1 億円を超える規模で補助金を一般財源（主に税金）で交付しており、住民に対してより説明が必要であると考えている。具体的には、当補助金で提供している実証施設を利用した企業が、その後、

製品化に成功した製品、導入事例などを県の HP などで紹介し、情報発信の機会を増やすべきである。また、こうした製品化数や導入事例数を成果指標の一つとすることも検討すべきと考える。【意見】

次に、現行の成果指標以外の指標の利用について、現行の成果指標である「有機エレクトロニクス関連の製品化に取り組む企業数」は、関係企業への聞き取りによって把握され、過去から当該分野に取り組む企業を対象としており、当補助金で補助している実証施設の利用の有無には関係ない企業も含まれることとなる。当補助金は県の大きな施策の一つとして位置づけられるため、当該指標も成果指標の一つとすることを否定するものではないが、さらに直接的に当補助金の継続の必要性を検討するためには、例えば「実証施設の稼働率」も成果指標として加え、実証施設自体のニーズの面からも当補助金を評価すべきと考える。【意見】

なお、県は新たな「山形県ものづくり技術振興計画」の策定に合わせ、新しい成果指標を検討する予定としている。

#### 34 山形県企業立地促進補助金 (補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県企業立地促進補助金
所管部課	商工労働部工業戦略技術振興課
創設年度	平成 8 年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	平成 9 年度、平成 16 年度、平成 20～23 年度、平成 25 年度、平成 27～30 年度
補助金等の目的	県内への企業立地を促進し、本件産業の高度化・高付加価値化及び雇用の拡大を図るため
補助対象事業の概要	県内に新たに工場等を設置する企業に対して、その費用の一部補助を行う
補助金等の分類	その他事業費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県企業立地促進補助金交付要綱
補助金等の交付先(最終交付先)	立地企業
補助金等の算出方法	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は上限額 (補助率及び上限額は、交付要綱別表で区分・対象事業者ごとに定められている。)
補助対象経費	交付対象固定資産の取得価額又は交付対象固定資産の賃貸・リースに要する経費

補助金等の実績と財源(千円)		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額		1,263,012	2,193,163	2,014,203	2,746,354
決算額		1,256,131	2,386,325	1,744,344	—
(財源)	一般財源	1,256,131	2,386,325	1,744,344	—
	国庫	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
交付先数		15	19	22	—
決算額÷交付先数		83,742	125,596	79,288	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	企業立地件数 (No. 35 山形県ソフト産業立地促進補助金も含む)			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	19	21	23
	成果実績	21	19	22

(監査の結果)

(1) 交付対象選定時の審査について

当補助金は、県産業の高度化・高付加価値化及び雇用の拡大のため、誘致した企業に対して交付されるものである。交付対象となる経費は、主に県外企業が県内に土地を取得し、工場を建設する場合に、その土地を除く固定資産の取得額の一部が対象となる。同様の補助制度は他県でも行われているが、画一的な制度ではなく、各県により補助対象経費等が異なっている。

しかし、他県では、同様の補助金を悪用し、不正に補助金の交付を受ける事例(次表参照)がある。

交付先	補助金制度	不正手口	補助金額
印刷関連会社 (東京都)	ふくしま産業復興 企業立地補助金	発注書や納品書の 金額水増し	10億7,950万円 (不正受給はこの一部) ⇒受給後に倒産
再生可能エネルギー関連会社 (大阪府)	ふくしま産業復興 企業立地補助金	架空の受注書類の 偽造	約2億5,400万円

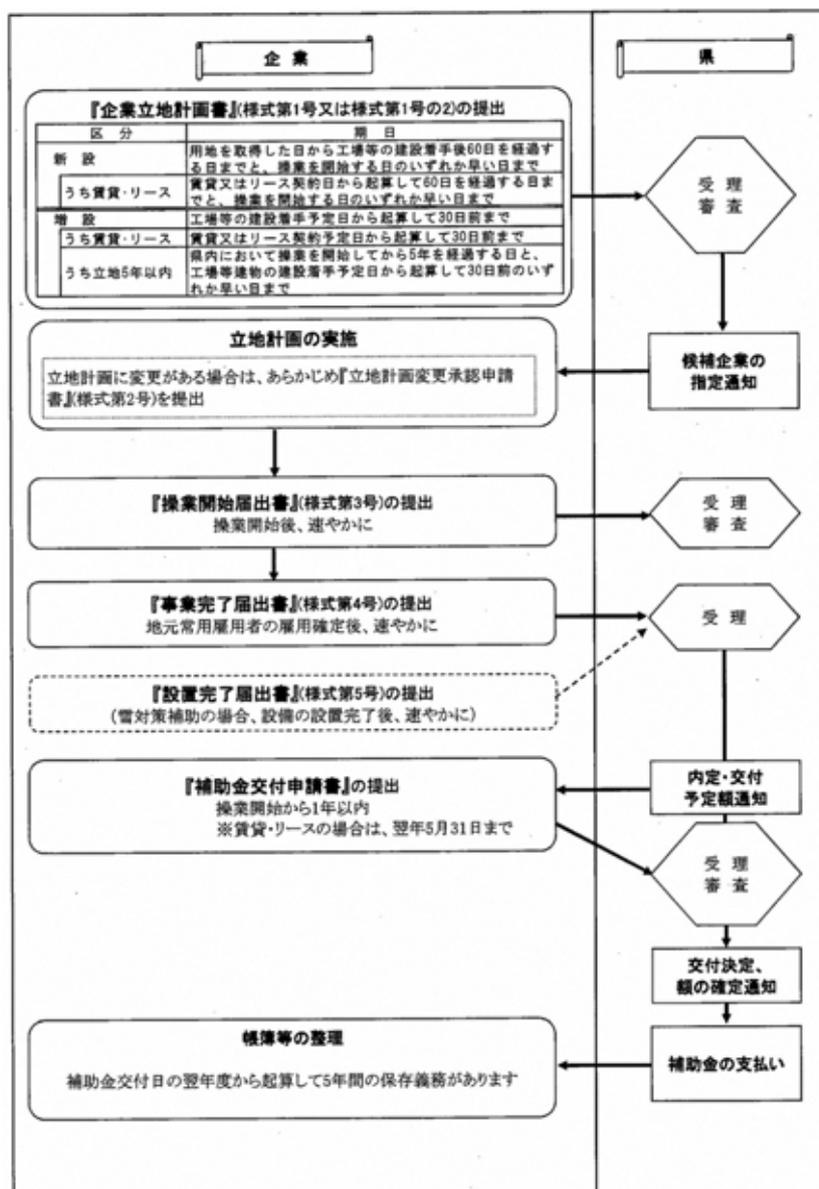
上記のように、補助金の不正受給の手口として、納入業者と結託することによる水増しや架空発注書類の偽造などが代表的な事例として挙げられる。

一方、県における当補助金の交付に係る手続きは次頁のとおりである。固定資産を取得した誘致企業が、設置完了届出書及び補助金交付申請書を県に提出し、県は事業完了

届出書に基づき、交付対象固定資産の支払証憑を確認のうえ、現地検査で交付対象固定資産を確認している。支払証憑の確認は、交付先が保管している納入業者等からの請求書、領収書等との確認にとどまっている。

現状、県が実施している支払証憑の確認や現地検査は、架空発注による不正受給は防止できるが、納入業者と交付先が結託することによる水増し請求には対応できないと考える。

そのため、交付先に対して、調達時の見積り合わせの実施の要請や、納入業者から反社会的勢力ではない旨の誓約書の徴取、交付先と納入業者に同一の役員（親族含む）が就任していないか確認を行うなど、水増し請求防止に必要な審査手続の強化を図るべきである。【指摘事項】



※新設の場合の手続きの流れです。

35 山形県ソフト産業立地促進補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県ソフト産業立地促進補助金			
所管部課	商工労働部工業戦略技術振興課			
創設年度	平成 16 年度			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	平成 20 年度、平成 23 年度、平成 25 年度、平成 29 年度			
補助金等の目的	県内へのソフト産業の立地を促進し、雇用機会の拡大と県民所得の向上を図り、もって本県経済の活性化に資するため、			
補助対象事業の概要	県内に新たにコールセンター等を設置する企業に対して、その費用の一部補助を行う			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県ソフト産業立地促進補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	立地企業			
補助金等の算出方法	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は上限額 (補助率及び上限額は、交付要綱別表で区分・対象事業者ごとに定められている。)			
補助対象経費	事業所賃借料、新(増)設固定資産の取得価額、雇用奨励金、通信回線使用料			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	69,600	40,500	18,000	55,792
決算額	69,600	40,500	18,000	—
(財源)				
一般財源	—	—	—	—
国庫	—	—	—	—
その他	69,600	40,500	18,000	—
交付先数	2	2	1	—
決算額÷交付先数	34,800	20,250	18,000	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	企業立地件数 (No. 34 山形県産業立地促進補助金も含む)			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度

	目標値	19	21	23
	成果実績	21	19	22

(監査の結果)

(1) 交付対象選定時の審査について

当補助金の交付対象選定時の審査に関しては、No. 34 と同様であるため、審査手続の強化を同様に検討されたい。【指摘事項】

### 36 山形県中国ハルビン事務所運営活動費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県中国ハルビン事務所運営活動費補助金		
所管部課	商工労働部貿易振興課		
創設年度	平成 23 年度		
終期年度	未設定		
補助金見直しを行った年度	該当なし		
補助金等の目的	一般社団法人山形県国際経済振興機構が設置する山形県中国ハルビン事務所において、山形県と中国との経済交流、技術・学術・文化交流など多面的な交流連携を図るため		
補助対象事業の概要	山形県中国ハルビン事務所を通じて、県産品輸出の振興や現地事業機会の拡大支援（商談会・見本市など）、技術・学術・文化等の交流の促進（マッチング支援など）、その他本件ゆかりの団体・人材とのネットワークづくりなどを行う		
補助金等の分類	団体運営費補助		
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県中国ハルビン事務所運営活動費等補助金要綱		
補助金等の交付先(最終交付先)	一般社団法人山形県国際経済振興機構		
補助金等の算出方法	補助対象経費の上限額と経費の実支出額のいずれか低い額の合計額		
補助対象経費	補助対象経費	補助対象事業	補助金の額
	山形県中国ハルビン事務所の運営・活動に要する経費	・事務所登記、賃貸借契約等事務所設置及び連絡調整に要する経費及び事務所維持、連絡調整	当該経費に相当する額又は 19,693,000 円のいずれか低い額

		に要する経費 ・職員宿舍借上げ等に要する経費 ・現地職員雇用等に要する経費 ・事務所アドバイザー ンサルタント等に要する経費 ・ホームページ運営、通信交通費等事務所活動及び連絡調整に要する経費			
	中国における経済交流の拡大に要する経費	・中国市場調査・情報収集、県産品プロモーション及び商談の支援等に要する経費			当該経費に相当する額又は1,359,000円のいずれか低い額
補助金等の実績と財源(千円)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額		19,373	19,693	19,693	19,693
決算額		15,418	16,423	16,359	—
(財源)	一般財源	15,418	16,423	16,359	—
	国庫	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
交付先数		1	1	1	—
決算額÷交付先数		15,418	16,423	16,359	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	①海外取引企業数 ②輸出定番化品目数			
目標値及び成果実績		平成28年度	平成29年度	平成30年度
①海外取引企業数	目標値	216	224	232
	成果実績	226	259	調査中
②輸出定番化品目数	目標値	120	130	140
	成果実績	99	116	112

(監査の結果)

該当なし。

### 37 輸出支援体制機能強化補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	輸出支援体制機能強化補助金				
所管部課	商工労働部貿易振興課				
創設年度	平成 24 年度				
終期年度	未設定				
補助金見直しを行った年度	該当なし				
補助金等の目的	山形県国際戦略を推進するにあたり、台湾、香港、中国、A S E A N等との経済交流拡大に向けて、県内企業の海外展開の支援を行うため				
補助対象事業の概要	コーディネーター等の配置や事業展開等の助成、翻訳サービスなどを通じて海外ビジネスの支援を行うとともに、アジア、欧米での県産品の販売プロモーション、海外商談会の開催、海外でのマーケット調査などを実施する				
補助金等の分類	団体運営費補助				
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県輸出支援体制機能強化補助金交付要綱				
補助金等の交付先(最終交付先)	一般社団法人山形県国際経済振興機構				
補助金等の算出方法	補助対象経費に掲げる管理運営に係るすべての経費（上限額：19,046 千円）				
補助対象経費	補助対象経費	細目	内容		
	管理運営費	人件費	常務理事又は 事務局長）及び事務員（1名の給与、手当等		
		運営費	事務所賃借料、光熱水道費・空調代、常務理事活動費、来客用駐車場代等		
事業費	県内産業の国際化、活性化のための事業推進費	情報収集、海外現地調査、取引支援・販路開拓費、海外取引の促進に要する経費等			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
	予算額	18,990	19,038	19,094	19,110
	決算額	18,990	17,954	18,098	—

	(財源)	一般財源	18,990	17,954	18,098	—
		国庫	—	—	—	—
		その他	—	—	—	—
	交付先数		1	1	1	—
	決算額÷交付先数		18,990	17,954	18,098	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	①海外取引企業数 ②輸出定番化学品目数			
目標値及び成果実績 ①海外取引企業数		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	目標値	216	224	232
	成果実績	226	256	調査中
②輸出定番化学品目数	目標値	120	130	140
	成果実績	99	116	112

(監査の結果)

(1) 補助金額の水準について

当補助金は一般社団法人山形県国際経済振興機構（以下、「機構」という。）の団体運営費補助として交付されているものである。機構全体の貸借対照表は下表のとおりであった（大科目以下の中科目、小科目については一部の科目について省略した）。

(単位：千円)

資産の部	平成30年度	平成29年度
流動資産		
現金預金	24,582	18,965
未収金	9,871	2,746
流動資産合計	34,453	21,711
固定資産		
基本財産	0	0
特定資産	10,335	8,605
その他固定資産	1,184	1,209
固定資産合計	11,520	9,814
資産合計	45,972	31,525
負債の部		
流動負債	7,941	9,312
固定負債	10,335	8,605
負債合計	18,276	17,917
正味財産の部		
指定正味財産	0	0
一般正味財産	27,696	13,608
純資産合計	27,696	13,608
負債及び正味財産合計	45,972	31,525

民間企業の損益計算書にあたる正味財産増減計算書は、下表のとおりである（大科目以下の中科目、小科目については一部の科目について省略した）。

（単位：千円）

一般正味財産増減の部	平成30年度	平成29年度
経常増減の部		
経常収益		
受取会費	6,230	6,150
事業収益	76,765	65,045
受取補助金等	35,672	35,551
雑収益	1	1
経常収益計	118,668	106,746
経常費用		
事業費	104,508	102,553
経常費用計	104,508	102,553
当期経常増減額	14,160	4,193
当期一般正味財産増減額	14,160	4,193
法人税等	72	72
一般正味財産増減額	14,088	4,121

正味財産増減計算書の一般正味財産増減額（最下部）を見ると、平成29年度は4,121千円、平成30年度は14,088千円が計上され、民間企業でいう当期純利益が計上されていることを意味する。また、事業収益は約95%を委託料収入が占めているが、その大部分は県からの事業委託である。受取補助金等については、そのすべてが県からの補助金で構成されている。

当補助金のように団体運営費補助金が交付されている法人で、多額の余剰金が発生することは、補助金の削減余地があるのではないかとの疑念を持たれかねない。

県の回答では、平成29年度から余剰金が発生しており、それまでは収支均衡するような運営状態が続いており、今回の余剰金も自主事業に使用するなど、法人の設立目的に沿った形で使用されている、とのことである。

しかし、収入の大部分を県からの委託料や補助金で構成されている団体において、計画された自主事業の実施や、団体の円滑な運営のための資金繰りに必要な財源を大きく上回る余剰金を保有する必要はないと考えられる。また、多額の余剰金を保有すると、必ずしも必要ではない経費の支出など、事業の不効率を招くことも考えられる。

以上のことから、団体の健全かつ円滑な運営を図るため、余剰金の状況を確認しつつ、補助金額の水準等を検討されたい。【意見】

38 シルバー人材センター連合会支援事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	シルバー人材センター連合会支援事業費補助金			
所管部課	商工労働部雇用対策課			
創設年度	不明			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	平成 28 年度（国の交付要綱の改正に合わせて）			
補助金等の目的	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 44 条第 1 項に基づき同法第 45 条で準用する同法第 42 条第 1 項の業務を行うものとして指定された公益社団法人山形県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）が事業活動を促進するため			
補助対象事業の概要	シルバー人材センター連合会が高齢者の就業機会の確保・開拓を行うとともに、会員等の能力開発・技能向上に向けた講習の開催などを行う。			
補助金等の分類	団体運営費補助・その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業）交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	公益社団法人山形県シルバー人材センター連合会			
補助金等の算出方法	補助対象経費の 2 分の 1 の額とし、上限額を人件費 4,251,000 円、管理費 3,330,000 円、事業費 2,200,000 円とする			
補助対象経費	国が定める高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）交付要綱（平成 13 年 11 月 1 日付け厚生労働省発職高第 170 号）別表のうち、本年 4 月 1 日以降の運営費（人件費、管理費）及び事業費（高齢者活用・現役世代雇用サポート事業）の経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	9,781	9,781	9,781	9,781
決算額	9,781	9,781	9,781	—
(財源)				
一般財源	9,781	9,781	9,781	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—

	交付先数	1	1	1	—
	決算額÷交付先数	9,781	9,781	9,781	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	シルバー人材センター就業延べ人員 (千人日)			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	944	1,001	1,006
	成果実績	901	917	860

(監査の結果)

該当なし。

### 39 グリーン・ツーリズム推進事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	グリーン・ツーリズム推進事業費補助金		
所管部課	観光文化スポーツ部観光立県推進課		
創設年度	不明		
終期年度	未設定		
補助金見直しを行った年度	該当なし		
補助金等の目的	県内の農林水産業の活性化を図ることを目的とし、農山漁村地域における滞在型余暇活動を推進するため		
補助対象事業の概要	農山漁村地域における滞在型余暇活動を推進するため、都市住民に地域のイベントや実践者の取組について情報発信するとともに、実践者の活動の課題解決に向けた取組を進める		
補助金等の分類	団体運営費補助・その他事業費補助		
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県グリーン・ツーリズム推進事業費補助金交付要綱		
補助金等の交付先(最終交付先)	山形県グリーン・ツーリズム推進協議会		
補助金等の算出方法	補助対象経費の上限額と経費の実支出額のいずれか低い額		
補助対象経費	補助対象経費	補助金の額	
	1 グリーン・ツーリズム推進事業	補助対象経費の欄に掲げる事業に要	

	(1) 情報発信力強化事業 ①リーフレット発行費 ②ホームページ及びデータベース管理運営費	する経費又は1,361,000円のいずれか低い額			
	(2) 誘客促進事業 ①スタンプラリー開催経費				
	2 グリーン・ツーリズム推進体制支援事業 (1) 人件費 (給料、手当、共済費等)	補助対象経費の欄に掲げる事業に要する経費又は4,357,000円のいずれか低い額			
	3 グリーン・ツーリズム推進県大会開催支援事業 (1) 人件費 (給料、手当、共済費等) (2) 人件費以外の県大会開催に要する経費	補助対象経費の欄に掲げる事業に要する経費又は2,293,000円のいずれか低い額			
補助金等の実績と財源(千円)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額		7,912	7,930	8,011	7,339
決算額		7,912	7,930	8,011	—
(財源)	一般財源	7,912	7,930	8,011	—
	国庫	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
交付先数		1	1	1	—
決算額÷交付先数		7,912	7,930	8,011	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	グリーン・ツーリズム交流人口(万人)			
目標値及び成果実績		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	目標値	—	1,050	1,100
	成果実績	—	984	1,020

(監査の結果)

(1) 先進事例を活用したモデルケース形成について

当補助金は、県内の農林水産業の活性化を図ることを目的に、山形県グリーン・ツーリズム推進協議会(以下、「協議会」という。)が行うグリーン・ツーリズム推進事業に対して交付されているものである。

本事業では、農山漁村地域における滞在型余暇活動を推進し、都市住民に地域のイベントや実践者の取組について情報発信するとともに、実践者の活動の課題解決に向けた

取組を進めている。事業実績報告書によれば、主な活動内容としては、①リーフレット「やまがたグリーン・ツーリズム NEWS」の発行（年5回）、②ホームページおよびデータベースの管理運営、③スタンプラリーの実施（80か所参加）、④グリーン・ツーリズム推進テーマ別検討会の開催である。これだけの事業を事務局長を含め、3名で実施している。

県において、つや姫や米沢・山形牛、さくらんぼなど、全国的にも有名な農産物が生産されており、農林水産業は重要な産業のひとつとして位置づけられる。グリーン・ツーリズムは、こうした農林水産業から生産された個々の製品と観光サービスを結びつけ、農林水産業を発展させる概念と理解している。そのため、県における農林水産業をさらに推し進め、経済的な効果だけでなく、農林水産業の就労人口を増加させるためにも、国内外のグリーン・ツーリズムの先進事例を研究し、県内の農林水産資源を活用したモデルケースを形成していただきたい。【意見】

そのためには現状の人員体制を拡充し、国内外の視察なども含めた予算措置が必要であると考える。

## (2) 実績報告の審査について

当補助金は、前述のとおり、協議会に対して交付されているが、本協議会は法人格を有するものではなく、県内会員によって構成された任意団体である。

当補助金の交付対象である事業に関しては、毎年度実績報告書を受領し、事業の成果等を確認するとともに、使用された経費等に関する支払証憑の確認も行っている。任意団体であることもあり、決算は収支計算書を作成しているのみであるが、繰越金が約4百万円程度あり、次年度に繰り越されている状況にある。

本協議会において、県からの補助金は収入の大きな割合を占めていることから、財産が適正に保管、管理されていることを確認するため、支払証憑の確認だけでなく、繰越金が預金で保管されているのであれば、通帳で確認するなどの審査手続きも検討されたい。【意見】

## 40 山形県観光物産協会運営費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県観光物産協会運営費補助金
所管部課	観光文化スポーツ部観光立県推進課
創設年度	不明
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	山形県の観光と物産事業の振興を図り、併せて国

	際観光の振興を促すと共に、観光施設の整備運営を図るため				
補助対象事業の概要	山形県の観光データの提供、観光物産情報センターの運営、観光ボランティアガイド支援のほか、教育旅行の誘致活動などを実施する				
補助金等の分類	団体運営費補助				
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県観光物産協会運営費補助金交付要綱				
補助金等の交付先(最終交付先)	公益社団法人山形県観光物産協会				
補助金等の算出方法	補助対象事業ごとの上限額と経費の実支出額のいずれか低い額の合計額				
補助対象経費		対象事業			
	1	(公社) 山形県観光物産協会の運営事業			
	2	山形県観光データ提供事業			
	3	山形県観光事業功労者表彰事業			
	4	山形県観光物産情報センターの運営事業			
	5	山形県観光ボランティアガイド支援事業			
	6	山形県奥の細道観光資源保存会事業			
	7	山形県スキー場誘客推進協議会事業			
	8	日本観光振興協会との共同事業			
	9	観光人材養成事業			
	10	伝統芸能を活用した観光プロモーション支援事業			
	11	事業管理費			
	12	教育旅行誘致事業			
	13	スキー修学旅行対策事業			
	14	教育旅行誘客活動・受入態勢整備事業			
	15	教育旅行組織体制・誘致活動強化事業(人件費)			
	16	教育旅行組織体制・誘致活動強化事業(事業費)			
17	教育旅行助成事業				
補助金等の実績と財源(千円)		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額		91,076	91,326	96,370	91,138
決算額		86,701	89,945	93,758	—
(財源)	一般財源	84,201	89,945	93,758	—
	国庫	2,500	—	—	—

	その他	—	—	—	—
	交付先数	1	1	1	—
	決算額÷交付先数	86,701	89,945	93,758	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	観光客入込数（万人）			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	4,620	4,660
	成果実績	—	4,512	4,651

(監査の結果)

(1) 事業費の区分について

当補助金に係る事業計画書において、平成 30 年度山形新幹線事業管理事業として、補助金が交付され、対象経費として通信運搬費や会計監査人委託料などが計上されている。

県の説明によれば、公益社団法人山形県観光物産協会（以下、「協会」という。）では、県補助金等を原資として、JR 東日本に対して、山形新幹線新庄延伸工事にかかる無利子貸付を行ったことで、決算上、多額の負債が生じることとなり、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令」にて会計監査人を設置する必要性が生じたため、その費用及び貸付事業にかかる諸経費に対して補助を行っているとのことである。

つまり、新幹線新庄延伸工事により、借入が増加し、公益認定法の規定に基づき、会計監査人が必要となったことから、本事業費の中で負担するということと考える。

しかし、会計監査人の監査意見は、本事業のみを対象とするのではなく、協会の財務諸表に対して監査意見を付するものであるから、特定の事業費に対して発生するものではないと考える。

よって、事業計画書の事業から選択するとすれば、「山形県観光物産協会の運営事業」の費用として含めるべきものであると考える。【意見】

(2) 今後の協会のあり方に関する検討について

県では、協会の自主性・独立性を確保し、自立的な経営に向けて、平成 30 年度末から協会と県で協議する場（年 4 回）を設け、今後の協会のあり方に関する検討を始めている。

しかし、見直しの方針の具体化については検討段階となっており、県から具体的な説明を聞くことはできなかった。

本協会に対しては、多額の補助金が交付されており、仮に事業の見直しなどを検討しているのであれば、検討の間も事業費が発生しており、それに対する補助金が交付され

ていることになる。今後早期に見直しの方針決定を行うように期待する。【意見】

(3) 現地調査の実施方法について

当補助金の交付先である協会には、当補助金だけでなく、複数の補助金が交付されているのに加えて、当補助金は非常に多岐にわたる事業に係る経費が交付対象となっている。当補助金に係る現地調査は、実績報告書で事業成果等を確認するとともに、事業ごとに作成された事業収支決算書にて補助金で支払った費目を確認し、現地で保管されている帳簿等を確認している。

同一の団体に対して複数の補助金が交付され、かつ、交付対象経費が多岐にわたる事業に使用される場合、補助金別、かつ、事業別に支出される経費が明確に区分されていなければならない。県では、現地調査の際にその点も含め確認しているとのことであるが、それを第三者が確認するような形で現地調査の証跡が残されていない。

現地調査は住民が納得する形で厳格に実施する必要があるため、その実効性を担保するためにも、他の部を参考にして、当補助金に合った検査・確認項目を記載したチェックリストを作成するなどして、現地調査にあたっていただきたい。【意見】

41 ロケ誘致促進事業費補助金  
(補助金等の概要)

補助金等の名称	ロケ誘致促進事業費補助金
所管部課	観光文化スポーツ部観光立県推進課
創設年度	平成 21 年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	平成 22 年度、平成 24 年度
補助金等の目的	山形県内における映画等のロケーション撮影の誘致を促進することにより、本県経済の活性化を図るとともに、当該映画等の上映による歴史・自然・風土等の情報発信を通じた本県の知名度向上並びに本県への観光誘客等を図るため
補助対象事業の概要	山形県内におけるロケーション撮影の誘致を促進するため、映画製作費の一部の補助を行う
補助金等の分類	その他事業費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県ロケ誘致促進事業費補助金 交付要綱
補助金等の交付先(最終交付先)	公益社団法人山形県観光物産協会
補助金等の算出方法	該当する映画等を製作する法人もしくは団体又は

	県内ロケを支援する法人もしくは団体に対して、県内ロケ経費又は県内ロケ経費を補助する事業を行う場合に当該経費に対して10分の1以内の額、もしくは映画等作品の種類ごとに定められた上限額のいずれか低い額。事務費については、映画等作品の種類ごとに定額			
補助対象経費	補助対象経費			
	1 補助事業者が映画制作委員会等の行う県内ロケに要する経費に対して補助する場合における当該経費 又は 補助事業者がロケ支援団体等が県内ロケ経費を補助する事業を行う場合に要する経費に対して補助する場合における当該経費	スタッフ人件費	監督、演出、照明技師、録音技師、助手及びカメラマン等。ただし、山形県内在住者に限る。	
		キャスト出演費	俳優、声優及びエキストラ等。ただし、山形県内在住者に限る。	
		ロケーション等費	旅費、現地交通費、宿泊費、日当、渉外費、現地機材運搬費、通信連絡費、車両費、美術費等	
	2 補助事業者が上記補助を行うために必要となる事務費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	20,180	20,180	20,180	20,030
決算額	20,180	20,180	20,180	—
(財源)				
一般財源	10,090	10,090	10,090	—
国庫	10,090	10,090	10,090	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	20,180	20,180	20,180	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	県内延べ宿泊数(千人)			
目標値及び成果実績		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	目標値	—	6,100	6,150
	成果実績	—	5,311	5,431

(監査の結果)

該当なし。

42 地域資源活用交流促進事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	地域資源活用交流促進事業費補助金	
所管部課	観光文化スポーツ部 観光立県推進課	
創設年度	平成 27 年度	
終期年度	未設定	
補助金見直しを行った年度	該当なし	
補助金等の目的	本県の観光振興を図ることを目的とし、本県の歴史・文化等の情報発信を通じた知名度向上並びに本県への観光誘客を図るため	
補助対象事業の概要	本県にゆかりの多い戦国武将をモチーフとして、本県の歴史・文化・物産等の情報発信を通じて知名度向上並びに本県への観光誘客を図る「愛の武将隊」の活動費の助成を行う	
補助金等の分類	団体運営費補助	
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県地域資源活用交流促進事業費補助金交付要綱 (やまがた愛の武将隊)	
補助金等の交付先(最終交付先)	公益社団法人山形県観光物産協会 (最終交付先: 株式会社オニキス)	
補助金等の算出方法	補助対象経費の上限額と経費の実支出額のいずれか低い額	
補助対象経費	補助対象経費	補助金の額
	1 やまがた愛の武将隊が本県の知名度向上並びに観光誘客のため県内外のイベント等で行う演武等の活動に必要な経費のうち以下に定める経費 ・人件費 (キャスト、スタッフ) ・事務費 (管理費、通信費、消耗品費) ・活動費 (研修費、旅費交通費) ・賃借料 (音響・車両レンタル費、家賃) 等	当該経費に相当する額又は 15,000,000 円のいずれか低い額
	2 補助事業者が上記補助を行	当該経費に相

		うために必要となる事務費		当する額又は 90,000 円のい ずれか低い額	
補助金等の実績と財源(千円)		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	15,090	15,090	15,090	15,090
	決算額	15,090	15,090	15,090	—
	(財源)				
	一般財源	15,090	15,090	15,090	—
	国庫	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	交付先数	1	1	1	—
	決算額÷交付先数	15,090	15,090	15,090	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	平均宿泊数			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	1.33	1.33	1.34
	成果実績	1.29	1.29	1.32

(監査の結果)

(1) 成果指標の見直しについて

当補助金は、最終的に県内外で活躍されている「愛の武将隊」を運営する企業に交付されている。また、当補助金の交付目的は「本県の歴史・文化等の情報発信を通じた知名度向上並びに本県への観光誘客を図るため」であることから、観光誘客の一指標として、現在の成果指標を用いるのは理解できるが、当該指標だけでは、知名度向上に必ずしも寄与しているとまでは言えず、当該指標だけで当補助金の成果を測定するのは難しいと考える。

そのため、より直接的に当補助金の成果を測定できる成果指標の追加を検討されたい。具体的には、「愛の武将隊」が活躍すればするほど、県の知名度が向上するのであれば、「愛の武将隊」のイベント参加数、やホームページのアクセス数、SNS のフォロワー数などが考えられる。【意見】

43 山形県国際交流協会事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県国際交流協会事業費補助金
所管部課	観光文化スポーツ部インバウンド・国際交流推進課

創設年度	平成 3 年度			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	公益財団法人山形県国際交流協会（以下、国際交流協会）が県民の国際理解の促進や在住外国人の支援、在外県人会の支援事業等を行う場合において、県民の国際交流と海外発展を推進し、県民の福祉増進と地域文化の向上に寄与するもの			
補助対象事業の概要	協会が県民の国際理解の促進や在住外国人の支援、在外県人会の支援事業等を行うもの			
補助金等の分類	団体運営費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県国際交流協会事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	国際交流協会			
補助金等の算出方法	補助対象経費の総額又は予算で定める額のいずれか低い額			
補助対象経費	下記事業の運営に係るすべての経費 (1)国際交流協会運営管理事業 (2)在外県人会運営支援事業 (3)在伯県人会青年部日伯交流事業補助事業			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	10,341	10,164	10,196	10,368
決算額	10,341	10,164	10,196	—
(財源) 一般財源	10,341	10,164	10,196	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	10,341	10,164	10,196	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	—	—
	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	指定管理者となっている山形県国際交流センター			

	(以下、国際交流センター)と切り離して、国際交流協会単独として考えた際に、具体的な成果指標の設定が困難であるため。
--	---

(交付先との関係)

他の補助金等の有無	無	—
業務委託契約の有無	有	国際交流センターの指定管理を委託している。平成 30 年度の指定管理料を含んだ受託事業収益は 25,336 千円である。
人的関係の有無	有	県職員の退職者が理事長、常務理事に就任している。

(監査の結果)

(1) 成果指標の設定について

当補助金は、国際交流協会の運営費補助である。平成 30 年度の 10,196 千円の内訳は、協会の運営費補助が 8,716 千円（人件費が 7,968 千円、管理費が 748 千円）、在外県人会の事業費補助が 1,480 千円であった。

終期が設定されていない補助金であるため、その永続性を確かめるため効果測定が重要である。

事前調査票への回答では成果指標を設定していない旨の記載となっており、ヒアリング時に「指定管理者となっている国際交流センターと切り離して、国際交流協会単独として考えた際に、具体的な成果指標の設定が困難であるため」との回答があった。

国際交流協会と国際交流センターは同じ建物の同じフロアに拠点を構え、業務も類似しているから、両者の業務を明確に分離して成果指標を設定することの困難さも理解できるが、まず在外県人会の事業費補助については、経営計画に示されている在外県人会の会員数や世帯数により評価することも可能と考える。

一方、協会の運営費補助に充当されている 8,716 千円については、大半が理事長・常務・日々雇用者の人件費に充てられているが、現状成果指標の設定が行われていないことは、交付先の業務が見える化されていないことに起因するものと思慮する。交付先の業務を整理し、県民の国際理解の促進や在住外国人の支援につながっていると考えられる成果指標を設定する必要がある。国際交流協会では業務が多岐に渡るため、複数の指標により測定することも考えられる。経営計画によれば、国際交流協会の HP のホームページのアクセス数、賛助会員数、サポーターの登録者数・活動件数など、成果指標として採用しうる材料は散見されるため、検討されたい。【意見】

(2) 役員人件費を補助対象とする必要性、公益性の整理・検討について

当補助金の補助対象経費には、常勤役員である理事長及び常務理事の人件費が含まれており、平成 30 年度は当該対象経費に対する補助金として 6 百万円が交付されている。

国では、行政改革の取組みとして、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定、平成 18 年 6 月 16 日一部改正）において、公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、特段の理由があるものを除き、一律に廃止することとしている。

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定、平成 18 年 6 月 16 日一部改正）「Ⅲ. 補助金等の見直し」より抜粋

（中略）

3. 役員報酬に対する助成

(1) 基本的考え方

公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、公益法人に対する補助金等による助成は、特段の理由のあるものを除き、一律に廃止するとともに、今後これを行わないこととする。

地方公共団体である県が国の当該計画に直接的に従う義務はないと考える。しかし、運営費補助は、団体の維持・存続が県民全体の利益に資するという公益性があることを前提として、団体の財務状況等から補助の必要性を検討し、かつ、交付先自身が自主財源の確保など自立的な経営に向けた努力を行っていることを確認して必要額の補助を行うべきものである。

そのため、役員人件費に対する補助により自立的経営が阻害され、本来は団体自らの財源で運営費を賄うべきところがインセンティブが働かず、結果として運営費補助が本来の必要額以上となる場合には公益性の観点から問題となるものとする。

よって、運営費補助において役員人件費を補助対象とする必要性、公益性を整理検討するとともに、財務状況等を考慮して補助の必要額を算出することを検討されたい。【意見】

なお、国際交流協会の経営及び財務状況は次表のとおりであり、平成 30 年度の正味財産増減額は 7 百万円のマイナスを計上しているものの、正味財産は 366 百万円となっている。

正味財産増減計算書（要約）（単位：千円）

科目	決算額
<b>I 一般正味財産増減の部</b>	
経常増減の部	
(1) 経常収益計	55,695
うち事業収益	25,336
うち受取補助金等	10,489
うち受取寄付金	5,500
(2) 経常費用計	56,942
事業費	37,702
管理費	19,240
当期経常増減額	△ 1,246
当期一般正味財産増減額	△ 1,246
<b>II 指定正味財産増減の部</b>	
当期指定正味財産増減額	△ 6,270
うち一般正味財産への振替額	△ 5,589

貸借対照表（要約）（単位：千円）

資産の部	決算額
流動資産	4,357
うち現預金	4,351
固定資産	366,584
(1) 基本財産	365,113
うち投資有価証券	331,438
(2) 特定資産	1,429
(3) その他固定資産	41
資産合計	370,941
<b>負債の部</b>	
流動負債	2,712
固定負債	1,429
負債合計	4,141
<b>正味財産の部</b>	
指定正味財産	365,113
一般正味財産	1,686
正味財産合計	366,800
負債及び正味財産合計	370,941

### (3) 自主財源の確保について

当補助金は運営費補助であり、当該交付先の維持・存続を補助する前提として、自主財源確保のための取組みについて指導する必要があると考える。

具体例として賛助会員を増やし、受取会費を増額することが挙げられる。種類別の賛助会員数及びそれぞれの年会費の金額は以下のとおりである。

	団体	個人	学生
年会費	10,000 円	3,000 円	1,000 円
平成 28 年度	40 団体 (46 口)	93 名	4 名
平成 29 年度	41 団体 (47 口)	119 名	7 名
平成 30 年度	42 団体 (45 口)	102 名	14 名

上表から分かるように、特に団体の金額が個人・学生と比較すると高いため、いかに団体会員の口数を増加できるかが鍵である。会員数が増加することは財源としてプラスとなるのみならず、本協会の公益性を向上させることにもつながるため、外国人の雇用が多い業種へのアプローチなど、団体会員増加に向けた取組みが必要と考える。【意見】

#### 44 博物館共催事業負担金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	博物館共催事業補助金
所管部課	観光文化スポーツ部県民文化スポーツ課
創設年度	平成 19 年度
終期年度	未設定

補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	県立美術館を持たない本県において、県民が良質な文化芸術に触れる機会を担保するもの			
補助対象事業の概要	知事は、公益財団法人山形県生涯学習文化財団と連携して、要綱で定め、かつ知事が共催を承認した事業につき予算の範囲内で負担金を交付するもの			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	文化芸術基本法、山形県文化基本条例 平成30年度山形県博物館共済事業負担金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	山形美術館、本間美術館、致道博物館、齋藤茂吉記念館			
補助金等の算出方法	負担対象経費の総額に8分の3を乗じた額又は別に予算で定める額のいずれか低い額			
補助対象経費	負担対象経費は大きく人件費等、展示関係経費、印刷宣伝費に分類される。補助金額の8割弱を受給する山形美術館の予算書では、対象経費54,030千円の大半である46,680千円は展示関係経費と印刷宣伝費で占めており、人件費は7,350千円となっている。			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	23,625	23,625	23,625	23,625
決算額	23,625	23,625	23,625	—
(財源)				
一般財源	23,625	23,625	23,625	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	4	4	4	—
決算額÷交付先数	5,906	5,906	5,906	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	県内の主要な美術館・博物館等の入場者数		
目標値及び成果実績 (単位：人)	平成28年度	平成29年度	平成30年度
目標値	230,000	230,000	230,000
成果実績	234,707	223,192	220,299

(監査の結果)

(1) 適切な成果指標の設定について

現在、当補助金に係る成果指標として、県内の主要な美術館・博物館等の入場者数を設定しているが、当補助金は各美術館等で開催される企画展が対象であり、交付申請書でも対象となる企画展は明示されている。また、各美術館等からの実績報告書では、各企画展の入場者数や収支の予実比較表が添付されている。

現状の成果指標である「県内の主要な美術館・博物館等」とは具体的に山形美術館、本間美術館、致道博物館、齋藤茂吉記念館、山形県芸文美術館、山形交響楽協会が該当する。

当補助金の対象に含まれていない山形県芸文美術館と山形交響楽協会が含まれている数値を採用することは成果指標として適切でないと同時に、対象となる美術館等でも常設展等を含めた全体の入館者数を採用することは、企画展の事業費補助という性格に照らして改善の余地がある。補助対象となる企画展に係る入場者数や収支の予実比など、より補助対象である企画展に近い成果指標を設定することが望ましい。【意見】

45 山形県芸文美術館運営費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県芸文美術館運営費補助金
所管部課	観光文化スポーツ部県民文化スポーツ課
創設年度	不明
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	県民に美術作品等の発表及び鑑賞の場を提供し、もって本県の文化振興を図る。
補助対象事業の概要	山形県芸術文化協会が株式会社七日町再開発ビルとの賃貸借契約に基づき実施する山形県芸文美術館の運営に係る事業である。
補助金等の分類	団体運営費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	文化芸術基本法、山形県文化基本条例 平成 30 年度山形県芸文美術館運営費補助金交付要綱
補助金等の交付先(最終交付先)	山形県芸術文化協会
補助金等の算出方法	補助対象経費の総額又は 21,952,104 円のいずれか低い金額以内の額
補助対象経費	補助対象経費はアズ七日町に係るフロア賃借料

		(共益費含む)			
補助金等の実績と財源(千円)		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額		23,611	21,944	21,952	22,111
決算額		23,611	21,944	21,952	—
(財源)	一般財源	23,611	21,944	21,952	—
	国庫	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
交付先数		1	1	1	—
決算額÷交付先数		23,611	21,944	21,952	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	県内の主要な美術館・博物館等の入場者数			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	230,000	230,000	230,000
	成果実績	234,707	223,192	220,299

(交付先との関係)

他の補助金等の有無	無	—
業務委託契約の有無	無	—
人的関係の有無	有	県職員の退職者が勤務している。

(監査の結果)

(1) 使用料収入の増大に向けて

当補助金は運営費補助であり、当該交付先の維持・存続を補助する前提として、自主財源確保のための取組みについて指導する必要があると考える。当該交付先が事業収入増加の取組みを行おうとする場合、自らの裁量で増やすことが出来る収入は使用料収入である。使用料収入はギャラリーごとの1日の使用料が決められており、使用期間に応じて使用料収入を得ることとなるため、利用率を上げることが重要である。

ギャラリー別の使用料及び平成30年度の利用率は次の表のとおりである。なお、使用方法、使用者の特性に応じて利用料は加算・減免される。

ギャラリー	1	2	3	4	5
広さ (㎡)	269	180	111	86	73
1日の使用料 (円)	11,000	9,000	4,000	3,500	3,000
利用率 (%)					

4月	100.0	100.0	48.3	58.6	31.0
5月	92.3	73.1	0.0	3.8	3.8
6月	64.3	75.0	17.9	7.1	35.7
7月	51.9	51.9	25.9	3.7	3.7
8月	77.8	22.2	0.0	11.1	100.0
9月	57.1	75.0	71.4	75.0	89.3
10月	83.9	83.9	96.8	90.3	83.9
11月	86.2	89.7	72.4	89.7	86.2
12月	76.0	80.0	60.0	24.0	24.0
1月	22.7	54.5	63.6	18.2	50.0
2月	76.9	76.9	76.9	76.9	76.9
3月	64.3	64.3	71.4	64.3	75.0
年間平均	72.1	71.2	50.9	45.1	55.8

(注) 利用率は利用日数÷開館日数により算出している。

ギャラリーの月別利用率は、春から夏にかけて利用率が低い傾向が見られる。年間を通じた利用率向上のため、村山エリア外の団体や、市内の小規模グループへの働きかけなど潜在ニーズの掘り起こしを今後とも継続することが必要であると考え。【意見】

なお、ギャラリー別の利用率では、特にギャラリー3及びギャラリー4が年間を通じて45%から55%強に止まっている。これは5つのギャラリーの配置や、利用者のニーズとの兼ね合いによりやむを得ない面もあるが、例えばギャラリーの空き状況の周知により利用促進を促す等の取組みが考えられる。

## (2) 適切な成果指標の設定について

現在、当補助金に係る成果指標として、県内の主要な美術館・博物館等の入場者数を設定しているが、具体的には山形美術館、本間美術館、致道博物館、齋藤茂吉記念館、山形県芸文美術館、山形交響楽協会が該当する。

当補助金は山形県芸文美術館の運営費を補助することにより、県民に美術作品等の発表及び鑑賞の場を提供するための補助金であることから、補助対象に含まれていない美術館等を含めた入場者数を採用することは成果指標として不適切である。

まずは対象を山形県芸文美術館に絞ったうえで、入場者数、利用率等のより適切な成果指標を設定される必要がある。【意見】

なお、県では、全館の利用率を算出する際に、ギャラリー1～5のいずれかが使用されていれば全館利用されているものとみなしている。これはギャラリー1～5をつなぎ、同一の展示を複数のギャラリーに渡って開催することも多いという実態に即した指標になっている。一方で、1～3のギャラリーが使用されているときに4、5のギャラリ

一が未使用である状態は機会損失が発生していることとなるため、経営効率を測る指標としてギャラリーごとの利用率も考慮することを検討されたい。

46 芸術文化団体育成費補助金  
(補助金等の概要)

補助金等の名称	芸術文化団体育成費補助金			
所管部課	観光文化スポーツ部県民文化スポーツ課			
創設年度	平成 19 年度			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	公益財団法人山形県生涯学習文化財団と連携して本件芸術文化の普及及び振興に資する芸術文化団体を育成するため、公益社団法人山形交響楽協会が芸術文化活動を行う場合に、補助金を交付する。			
補助対象事業の概要	公益社団法人山形交響楽協会が実施する芸術文化創作発表事業及び芸術文化普及啓発事業			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	文化芸術基本法、山形県文化基本条例 平成 30 年度山形県芸術文化団体育成費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	公益社団法人山形交響楽協会			
補助金等の算出方法	補助対象経費の総額に 8 分の 3 を乗じた額又は 30,000 千円のいずれか低い額			
補助対象経費	平成 30 年度の事業費が対象であり、主に出演・音楽・文芸費、会場・舞台・設営費、謝金・旅費・宣伝費等である。			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	30,000	30,000	30,000	30,000
決算額	30,000	30,000	30,000	—
(財源)				
一般財源	30,000	30,000	30,000	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	30,000	30,000	30,000	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	県内の主要な美術館・博物館等の入場者数			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	230,000	230,000	230,000
	成果実績	234,707	223,192	220,299

(監査の結果)

(1) 適切な成果指標の設定について

現在、当補助金に係る成果指標として、県内の主要な美術館・博物館等の入場者数を設定しているが、具体的には山形美術館、本間美術館、致道博物館、齋藤茂吉記念館、山形県芸文美術館、山形交響楽協会が該当する。

当補助金は山形交響楽協会が実施する創作発表活動及び普及啓発活動に係る事業費補助を目的としていることから、補助対象に含まれていない美術館等を含めた入場者数を採用することは成果指標として不適切である。

また補助対象事業は、平成 30 年度であれば 4 つの事業（①定期演奏会、②スクールコンサート、③ユアタウンコンサート、④特別演奏会）と決められていることから、これら 4 事業の入場者数を成果指標とすることが適切と考える。【意見】

補助対象となる活動ごとに観客数の対計画比や前期比等を成果指標として設定することが一案として考えられるが、より実態に即した指標を検討することが必要である。

47 県民文化振興事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	県民文化振興事業費補助金
所管部課	観光文化スポーツ部県民文化スポーツ課
創設年度	不明
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	本県の芸術文化の振興を図るため、公益財団法人山形県生涯学習文化財団と連携して、芸文美術館における自主事業の開催及び県民に美術作品等の発表及び鑑賞の機会の提供を担保するための補助金である。
補助対象事業の概要	山形県芸文美術館の管理並びに同館を活用して協会が実施する芸術及び文化の振興等を図る事業である。

補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	文化芸術基本法、山形県文化基本条例 平成 30 年度山形県県民文化振興事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	山形県芸術文化協会			
補助金等の算出方法	補助対象経費の総額から使用料収入を控除した額に4分の3を乗じた額又は5,625千円のいずれか低い金額			
補助対象経費	管理費と事業費から構成される。管理費は人件費、光熱水費、使用料等多岐にわたり、事業費はイベント・広報費により構成される。平成30年度の収支清算書によれば、当補助金5,625千円を含む収入合計9,844千円のうち、半分近い4,781千円は人件費として支出されている。			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	5,625	5,625	5,625	5,625
決算額	5,625	5,625	5,625	—
(財源)				
一般財源	5,625	5,625	5,625	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	5,625	5,625	5,625	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	県内の主要な美術館・博物館等の入場者数		
目標値及び成果実績 (単位：人)	平成28年度	平成29年度	平成30年度
目標値	230,000	230,000	230,000
成果実績	234,707	223,192	220,299

(監査の結果)

- (1) 使用料収入の増大に向けて【意見】
- (2) 適切な成果指標の設定について【意見】

No. 45 「山形県芸文美術館運営費補助金」参照。

48 国民文化祭派遣事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	国民文化祭派遣事業費補助金			
所管部課	観光文化スポーツ部県民文化スポーツ課			
創設年度	不明			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	国民文化祭で発表する機会を提供することにより、文化団体の創作活動意欲を促進させ、文化を通じた人づくりを推進し、もって本県における芸術文化活動の振興及び本件文化の全国への発信を図る。			
補助対象事業の概要	参加を認められた文化団体が、平成 30 年度国民文化祭事業に出演者を派遣する事業が対象である。			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	文化芸術基本法、山形県文化基本条例 平成 30 年度国民文化祭派遣事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	国民文化祭参加団体及び個人			
補助金等の算出方法	各文化団体における当該事業への出演者 1 名あたり 10,000 円に人数を乗じた額又は 1 団体あたり 10 万円のいずれか低い額			
補助対象経費	交通費(グリーン料金を除く)、宿泊料、その他の出演に要する費用			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	0	70	60	950
決算額	0	70	60	—
(財源)				
一般財源	0	70	60	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	0	1	1	—
決算額÷交付先数	0	70	60	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない
-----------	---------

目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	—	—
	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	国民文化祭の開催地が毎年異なり、参加団体数が予測不能であるため。			

(監査の結果)

該当なし。

#### 49 モンテディオ山形ホームタウン活動事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	モンテディオ山形ホームタウン活動事業費補助金
所管部課	観光文化スポーツ部県民文化スポーツ課
創設年度	平成 26 年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	株式会社モンテディオ山形が J リーグの会員として地域社会と一体となったクラブづくりや、サッカーをはじめとするスポーツの普及・振興活動を充実させ、地域の魅力づくりや地域活性化につなげる。
補助対象事業の概要	株式会社モンテディオ山形が取り組む次の事業を対象とする。 (1) 地域貢献・地域振興事業 ・学校や地域イベントにクラブの選手、指導者、マスコット等が参加し、交流を図る。 ・地域貢献活動等をホームページに掲載し、クラブのホームタウン活動を広く紹介する。 (2) サッカーをはじめとするスポーツの普及・振興事業 ・ホームゲームの開催運営 ・子供たちがサッカーに触れ合えるコーナーの設置 ・ホームゲームで各市町村を PR するブースの設置 ・映像・音響設備を活用し、誰もが楽しめる環境

	の整備（大型ビジョン、スタジアムDJ、シャトルバス等） ・警備員や誘導員の手配による選手及び観客の安全性確保			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県モンテディオ山形ホームタウン活動事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	株式会社モンテディオ山形			
補助金等の算出方法	補助対象経費の総額と 40,000 千円のいずれか低い額以内とする。			
補助対象経費	補助対象事業として平成 30 年度に実施するものに係るすべての経費を対象とする。			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	40,000	40,000	40,000	40,000
決算額	40,000	40,000	40,000	—
(財源)	一般財源	40,000	40,000	40,000
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	40,000	40,000	40,000	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	ホームゲーム 1 試合平均入場者数			
目標値及び成果実績 (単位：人)		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	—	6,905
	成果実績	6,254	6,582	6,766

(交付先との関係)

他の補助金等の有無	無	—
業務委託契約の有無	有	総合運動公園の指定管理を委託している。補助対象経費が業務委託等に係る対象経費と明確に区別されていることは現地調査時に確認している。
人的関係の有無	有	観光文化スポーツ部部長が交付先の非常勤取締役であるが、無報酬である。

(監査の結果)

(1) 運営経費部分に対する補助の見直し

当補助金の算出方法は、補助対象経費の総額と 40,000 千円のいずれか低い額以内と定められている。直近3年間の決算額は 40,000 千円で推移しており、実質的に定額の補助金となっている。平成30年度の実績によれば補助対象経費 62,255 千円に対して、40,000 千円の補助金は 64%の補助割合であった。

当補助金の補助対象経費はホームゲームの警備や音響等演出の業務委託費、ホームゲーム時のイベント費、ホームページの管理委託費で 90%超を占めているが、これらの費用はJリーグの他チームの半数以上は自己資金で賄っているものである。当補助金の目的である、地域貢献・地域振興及びサッカーをはじめとするスポーツの普及・振興については、Jリーグの理念に基づき本来チームが負担すべき費用である。

この点、県は、株式会社モンテディオ山形の安定した収支は、戦力に直結するチーム人件費で調整することで成り立っていると考えられ、当補助金を縮減すれば、人件費を削減してホームゲーム開催経費を捻出することとなり、成績不振、観客動員数減少を招き、ひいては本県の地域活力の低下に繋がるおそれがあるため、補助金の維持が必要であると考えている。

確かにチーム成績と観客動員数に一定の比例関係はあると考えられるが、当補助金の目的は事業計画書等に記載された地域貢献・地域振興及びサッカーをはじめとするスポーツの普及・振興のための事業費の一部を補助するものであるため、株式会社モンテディオ山形のチーム強化とは一線を画して補助の必要性を検討することが必要である。

事業費補助は、事業に県民全体の利益に資する公益性があるものに対する補助であるが、補助対象経費の一部にホームゲームの開催運営や警備委託といった事業者が本来負担すべき内容が含まれているため、運営費補助的な性格を有しているものとする。目的に公益性がある事業に対する事業費補助部分と補助交付団体の維持・存続のための運営費補助を区別して、以下、運営費補助の必要性について検討する。

運営費補助については、交付先の維持・存続が県民全体の利益に資する公益性があることを前提として、①団体の財務状況等から補助の必要性を検討し、必要な場合には、②交付先自身が自主財源を確保するための取組みや効率的な運営に向けた努力を行っていることを確認したうえで補助を行うべきである。

①団体の財務状況について、株式会社モンテディオ山形の直近3期間の業績及び純資産の状況は次のとおりである。

(単位：百万円)

	2017年1月期	2018年1月期	2019年1月期
売上高	1,497	1,576	1,698
当期純利益	3	22	12
純資産	101	123	134

(出典：Jリーグホームページ「Jクラブ個別経営情報開示資料」)

2019年1月期はホーム戦全21試合のうち18試合でマッチスポンサーを獲得したことを主因として広告料収入が40百万円増加するなどにより前年に引き続き増収であり、当期純利益も3期連続黒字を計上している。純資産も、2015年度にJ1昇格した際に広告料収入等により当期純利益78百万円を計上して大きく増加し、その後も順調に伸ばし、134百万円を計上し安定した経営状況にある。過去、株式会社として配当を行った実績はないが、業績が好調で純資産が十分あるため配当を行うことも可能と思われる。

このような状況においても運営費部分に対する補助が適正であるか、チームのJ1昇格・定着も見据えた補助金交付の必要性と併せて検討する必要がある。【意見】

## (2) 交付先の自主財源確保に向けた検討の指導について

②交付先自身の自主財源を確保するための取組みについて、先に述べた広告料収入の増加等、実際に取り組んでおり成果を出しているものと理解している。そのほかにも、株式会社モンテディオ山形は県の公の施設のうち「山形県総合運動公園」「西蔵王公園」「悠創の丘」「山形県ふるさと交流広場」について、指定管理者（一部は企業共同体）となっている。

指定管理者制度については、平成30年度の山形県包括外部監査結果報告書114ページで意見として記載されている「指定管理事業に係る消費税等の負担」を考慮する必要がある。現在、県は前年度の包括外部監査結果を踏まえて「指定管理者制度導入手続等に係るガイドライン」の改正や指定管理料の算定方法の見直しなども検討している。これら指定管理の所管と補助金交付の所管は異なる部局であるが、団体自身の自主財源の確保について助言することが望ましい。【意見】

## 50 スポーツ振興21世紀協会運営体制強化事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	スポーツ振興21世紀協会運営体制強化事業費補助金
所管部課	観光文化スポーツ部県民文化スポーツ課
創設年度	平成29年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	公益社団法人山形県スポーツ振興21世紀協会(以下「21世紀協会」という。)が、山形県におけるスポーツの振興を図るため実施している育成部門の強化のほか、県民の健康づくりやスポーツを通し

	た交流の拡大に向けた取り組み等、新たな事業展開を進めていくための運営体制を強化するもの			
補助対象事業の概要	補助対象は 21 世紀協会への常務、事務局長の設置である。			
補助金等の分類	団体運営費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県スポーツ振興 21 世紀協会運営体制強化事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	公益社団法人山形県スポーツ振興 21 世紀協会			
補助金等の算出方法	平成 30 年度に実施する補助対象事業に係るすべての経費とし、補助金の額は補助対象経費の総額又は 9,387 千円のいずれか低い額以内の額とする。			
補助対象経費	補助対象職員設置費が補助対象経費であり、具体的には常務及び事務局長の基本給、通勤手当、福利厚生費が補助対象となる。(平成 30 年 8 月から専務理事も対象となっている)			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	—	4,472	15,479	15,563
決算額	—	4,472	15,479	—
(財源)				
一般財源	—	4,472	15,479	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	—	1	1	—
決算額÷交付先数	—	4,472	15,479	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	—	—
	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	運営費(人件費)補助であるため。			

(交付先との関係)

他の補助金等の有無	有	正会員の会費として県が 20,000 千円を負担している。
-----------	---	-------------------------------

業務委託契約の有無	無	—
人的関係の有無	有	県職員の退職者が所属している。

(監査の結果)

(1) 21世紀協会の経営状況について

21世紀協会の平成30年度の財政状態及び事業成績は次のとおりである。

平成30年度末貸借対照表 (要約) (単位：千円)

資産の部	平成30年度	平成29年度
流動資産	15,533	18,668
うち現預金	8,265	7,375
うち未収金	6,191	10,683
固定資産	94,922	102,933
その他の固定資産	94,922	102,933
うち構築物	88,022	96,033
資産合計	110,455	121,601
負債の部		
流動負債	30,523	15,765
うち未払金	27,833	10,636
固定負債	49,745	57,701
うち長期借入金	49,745	57,701
負債合計	80,268	73,466
正味財産の部		
指定正味財産	33,562	38,998
一般正味財産	△ 3,374	9,136
正味財産合計	30,187	48,134
負債及び正味財産合計	110,455	121,601

平成30年度正味財産増減計算書内訳内訳表 (要約) (単位：千円)

	決算額	公益事業			法人会計
		総合SC	その他	小計	
経常収益					
会費収入	47,650	—	47,650	47,650	—
事業収入	74,878	453	74,425	74,878	—
寄付収入	5,500	—	5,500	5,500	—
補助金収入	71,955	11,145	36,194	47,339	24,616
うち県補助金	14,051	—	—	—	14,051
うち指定正味財産より	5,436	5,436	—	5,436	—
雑収入	6,275	21	1,460	1,481	4,794
経常収益 計	206,259	11,620	165,229	176,849	29,410
経常費用					
減価償却費	13,411	13,411	—	13,411	—
その他	205,360	3,502	165,719	169,221	36,168
経常費用 計	218,771	16,913	165,719	182,632	36,138
収支	△ 12,511	△ 5,293	△ 490	△ 5,783	△ 6,728

21世紀協会は直近の決算書によれば2期連続して12百万円超の赤字を計上してお

り、指定正味財産の取崩し（5,436千円／年）を加味しなければ、2期連続して17百万円超の赤字を計上している。平成31年1月末の正味財産期末残高は30,187千円であることから、このペースで進めば、令和3年1月末の決算では債務超過の状態となる。

この赤字の内訳は、法人会計の赤字6,728千円と総合型SC事業の赤字5,293千円（指定正味財産からの振替額がなければ10,729千円）である。

総合型SC事業の赤字の要因は、グラウンドの芝生（構築物）に係る償却負担13,411千円であり、これ自体は資金繰りに影響を与えないものの、当該資産取得時に半分程度を金融機関からの借入により調達しており、平成31年1月期は7,956千円の返済支出がある。正味財産増減計算書上、資金収支がない指定正味財産からの振替、減価償却費を除けば、4,536千円の資金不足となり、これに借入金返済支出を加えると12,492千円の資金不足となる。

「公益法人会計基準について（平成20年4月11日 内閣府公益認定等委員会、平成21年10月16日改正）別紙公益法人会計基準」によれば、公益法人も民間企業のように継続事業の前提に関する注記が求められる。「公益法人の継続事業の前提について」

（平成25年1月15日改正 日本公認会計士協会）において、注記が必要な場合とその対応について、次のとおり記載されている。

「公益法人の継続事業の前提について」（平成25年1月15日改正 日本公認会計士協会）より抜粋

Q4 継続事業の前提に関する注記としてはどのような注記をすればいいのでしょうか。

A

1. 継続事業の前提が適切であるかどうかを総合的に評価した結果、貸借対照表日において、単独で又は複合して継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、継続事業の前提に関する事項として、以下の事項を財務諸表に注記する。

- ①当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ②当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④財務諸表は継続事業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨

Q1 平成20年基準では、公益法人に継続事業の前提に関する注記が求められませんが、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が認められるときはどのような場合なのか教えてください。

A 貸借対照表費において、単独または複合して継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況としては、例えば、以下のような項目が考えられる。

〈財務指標関係〉

- ・ 経常収益の著しい減少
- ・ 継続的な評価損益等調整前当期経常増減額のマイナス又は事業活動によるキャッシュ・フローのマイナス
- ・ 重要なマイナスの当期経常増減額又は当期一般正味財産増減額の計上
- ・ 重要なマイナスの事業活動によるキャッシュ・フローの計上
- ・ 債務超過

このままの経営状態を継続した場合、債務超過のみならず、資金不足により法人が継続できない可能性もあり、県が公益性があると判断した 21 世紀協会の事業はもとより、その上にトップチームとして存在する株式会社モンテディオ山形の事業継続性にも影響を与える可能性がある。

当補助金は 21 世紀協会の団体運営費補助である。交付先団体の維持・存続が県民全体の利益に資するという公益性があると認めたため補助を行っているものであるが、団体の維持・存続のために必要な額が補助されているのか検討が必要と考える。ただし、補助額が団体の維持・存続のために不足しているとして単純に増額が必要と判断すべきではなく、団体が自立的な経営を行うために自主財源を確保するための取組みや効率的な事業運営に向けた計画を策定・実行するよう指導する、又は仕組みづくりに協力していくことが必要であると考え。

また、県は、当該補助の他に毎年 20 百万円を正会員費として負担し支援を行っており、これらを含めて、今後どのように事業を継続していくのか、全体的な検討が必要であると考え。【意見】

## (2) 成果指標の設定について

当補助金について、運営費（人件費）補助であることを理由として成果指標が設定されていない。しかし、運営費補助であっても、補助金である以上、目的の公益性と補助の必要性があるか、補助が有効かどうかについて継続的に評価することが必要であり、その効果を測定するためには定量的な指標を目標として設定して毎年比較を行うことが重要である。

県は、今後の支援等にかかる全体的な検討を行う際に補助の必要性・有効性を説明するためにも、当運営費補助について測定可能な成果指標を設定し、効果測定及び評価を行うことを検討されたい。【意見】

(3) 実績確認時における証憑書類の検証について

当補助金は常務、事務局長、専務の3名に対する人件費に係る補助であるため、現地調査ではなく実績報告書に添付されている挙証資料の確認のみとしている。それ自体に問題はないものの、挙証資料を確認したところ、出勤簿と賃金台帳は確認しているが、実際に対象者に送金している事実を確認している書類は見当たらず、県では送金の確認までは行っていないとのことであった。

勤務実態や送金の事実がない人件費である可能性もゼロではないことから、挙証資料を収集するには送金の事実が確認できる資料の入手も必要である。【意見】

51 公益財団法人やまがた農業支援センター活動強化事業費補助金  
(補助金等の概要)

補助金等の名称	公益財団法人やまがた農業支援センター活動強化事業費補助金
所管部課	農林水産部農業経営・担い手支援課
創設年度	平成23年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	親元就農や新規参入、雇用就農など多様な新規就農者を確保・育成し、県農林水産業の活性化や生産力の向上を図る
補助対象事業の概要	<p>公益財団法人やまがた農業支援センターが行う次の事業に要する経費に対して補助を行う。</p> <p>(1) ワンストップ窓口の設置 新規就農等を対象とした相談窓口の設置</p> <p>(2) 新規就農者確保推進活動 就農ガイドブックの作成、就農相談活動の実施、農業短期体験プログラムの実施、コーディネーターの設置、新規就農希望者への情報発信</p> <p>(3) 新規就農者育成支援活動 新規就農者フォーラム、独立就農者育成研修、定着支援助成金、定着支援アドバイザー</p> <p>(4) 女性農業者のネットワークづくり支援活動 女性農業者のためのワンストップ相談窓口の設置及び相談対応、地域ごとの学習会・研修会の開催、山形県農村生活研究グループ協議会事</p>

	務局運営、嘱託職員の配置			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度公益財団法人やまがた農業支援センター活動強化事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	公益財団法人やまがた農業支援センター (新規就農者等)			
補助金等の算出方法	(1) ワンストップ窓口の設置 事業に要する経費の 10 分の 10 以内若しくは 1,987 千円のいずれか低い額 (2) 新規就農者確保推進活動 事業に要する経費の 10 分の 10 以内若しくは 27,400 千円のいずれか低い額 (3) 新規就農者育成支援活動 事業に要する経費の 10 分の 10 以内若しくは 4,566 千円のいずれか低い額 (4) 女性農業者のネットワークづくり支援活動 事業に要する経費の 10 分の 10 以内若しくは 2,977 千円のいずれか低い額			
補助対象経費	上記事業に要する経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	45,840	41,893	36,930	44,094
決算額	43,698	40,972	35,529	—
(財源)				
一般財源	43,698	40,972	35,529	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	43,698	40,972	35,529	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	新規就農者数			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	300 人	340 人	340 人
	成果実績	300 人	309 人	344 人

(監査の結果)

(1) 成果指標の設定について

県は、本県の農林水産業における取組みを示す第3次農林水産業元気再生戦略（平成29年3月作成、平成31年4月見直し）において、「基本戦略1 多様な人材が活躍できる農業経営の実現」のため、「新たな担い手育成確保支援プロジェクト」を策定している。当該プロジェクトの目標指標として「新規就農者数」を設定し、取組みの一つが当補助金となっている。

そのため、当補助金の成果指標としても新規就農者数を設定しており、実績は平成28年度から4年連続で300人以上を確保し、東北6県で4年連続1位となっている。

当該実績は、確かに目標をほぼ達成し、補助金は有効であると評価できる。しかし、当補助金を含むプロジェクトの目的は、新規就農者の確保・定着であると考えれば、新規就農者数だけではなく離農者に関する情報も成果指標として追加設定し、両者の結果を考慮して補助金の有効性を検討することが必要であるとする。【意見】

なお、県では毎年新規就農者動向調査を実施しており、就農後5年間調査し、離農者数や離農率（下表参照）、離農した理由等も聞き取りにより把握しており、これらを補助金の効果測定・評価に利用することを検討されたい。

(単位：人)

就農年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
新規就農者数	264	280	300	309	344	1,497
離農者数	60	51	48	72	18	249
割合	23%	18%	16%	23%	5%	17%

(2) 補助金に係る消費税仕入控除税額の確認について

補助事業者が消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の課税事業者である場合、補助事業等に係る課税仕入れに伴い、消費税仕入控除税額が発生することとなる。そのため、仕入控除税額と補助金交付が重複しないよう、課税仕入れに係る消費税等相当額について、補助対象経費から減額する必要がある。

県では、上記のような場合について、「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」（平成22年3月30日財第314号総務部長通知別紙）で、補助金交付要綱に次のような条項を規定することを注意喚起している。

「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」（平成22年3月30日財第314号総務部長通知別紙）18 その他より抜粋

【規定例】

(交付の申請)

2 補助事業者等は、前項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費

税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付決定の通知）

2 知事は、前項による交付決定に当たっては、前条第 2 項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第〇条第 2 項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助事業等実績報告）

2 補助事業者等は、実績報告書の提出に当たり、第〇条第 2 項ただし書の、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第〇条 補助事業者等は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告の規定により減額した補助事業者等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第△号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

当補助金の補助金交付要綱には、「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」（平成 22 年 3 月 30 日財第 314 号総務部長通知別紙）で例示されている補助金に係る消費税仕入控除税額について報告を求める等の条項が規定されていない。

補助金交付要綱に規定されていない場合には、県から補助事業者等に補助金に係る消費税仕入控除税額の有無を確認する必要があるが、監査実施日において、県では当該確

認を行っていなかった。【指摘事項】

なお、その後県が補助事業者を確認した結果、平成 30 年度の当補助事業に係る仕入控除税額はなかった。

(3) 消費税仕入控除税額に係る事項の補助金交付要綱への明記について

上記(2)に記載したとおり、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金交付要綱に規定されていない場合でも、県から補助事業者等に積極的に確認することにより仕入控除税額と補助金交付の重複を防止することはできる。

しかし、確認することを失念する可能性を防止し、仕入控除税額がないことを文書により確認することができるように、補助金交付要綱に所定の事項を記載することを検討されたい。【意見】

52 山形県農業法人人材確保・育成支援事業費補助金  
(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県農業法人人材確保・育成支援事業費補助金
所管部課	農林水産部農業経営・担い手支援課
創設年度	平成 28 年度
終期年度	令和 2 年度
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	農業法人が雇用就農希望者を継続的に雇用・育成することで新規就農者の確保を図るとともに、経営体質の強化を図り安定的に農業生産を継続・拡大していくことを支援し、県農林水産業の活性化や生産力の向上を図る
補助対象事業の概要	一般社団法人山形県農業会議が行う次の事業に要する経費に対して補助を行う。 (1)雇用就農促進事業 ①農業法人等が、農林水産省所管の「農の雇用事業」の対象とならない 45 歳以上の雇用就農希望者に対して行う研修を行う。ただし、交付対象者は申請時から 5 年以内に売上高を 10%以上増加する計画を持つ意欲ある農業法人等とする。 ②雇用就農促進事業を実施するために必要となる農業会議の事務を行う。

	(2) 農業法人就農相談会開催事業 農業法人等と雇用就農希望者が情報交換等を行う就農相談会を開催する。			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県農業法人人材確保・育成支援事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	一般社団法人山形県農業会議			
補助金等の算出方法	(1) 雇用就農促進事業 ① 事業に要する経費の 10 分の 10 以内若しくは 11,050 千円のいずれか低い額(ただし 1 農業法人あたり、同じ雇用就農者 1 人に対して 1 年目が月額 100 千円以下、2 年目が月額 50 千円以下とする。) ② 事業に要する経費の 10 分の 10 以内若しくは 180 千円のいずれか低い額 (2) 農業法人就農相談会開催事業 事業に要する経費の 10 分の 10 以内若しくは 112 千円のいずれか低い額			
補助対象経費	(1) 雇用就農促進事業 ① ・農業法人等の指導者が研修を実施する際の指導に要する経費に対する助成及び各種資格取得に向けた講習費、テキスト購入費、受験料への助成 ・研修を実施する農業法人等以外の先進的な農業法人等や専門的な知識を有する者が、雇用就農者に対して指導を行う際の謝金 ・指導者が、人材育成等の向上に必要な知識を習得するための研修の受講及び資格取得に必要な交通費等 ② 事業を実施するために必要となる農業会議の旅費、消耗品費、役務費等 (2) 農業法人就農相談会開催事業 相談会を開催するために必要な謝礼、消耗品費、役務費、使用料等			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	8,150	10,461	11,342	11,092

	決算額		8,050	10,461	10,469	-
	(財源)	一般財源	8,050	10,461	10,469	
		国庫				
		その他				
	交付先数		1	1	1	-
決算額÷交付先数		8,050	10,461	10,469	-	

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	認定農業者（法人）数（※）			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	-	530	610
	成果実績	446	484	515
成果目標を設定していない理由	-			

(※) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づき 5 年後の経営改善目標を記載した農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた農業者をいう。

(監査の結果)

(1) 成果指標の設定について

県は、本県の農林水産業における取組みを示す第 3 次農林水産業元気再生戦略（平成 29 年 3 月作成、平成 31 年 4 月見直し）において、「基本戦略 1 多様な人材が活躍できる農業経営の実現」のため、「農業経営力向上支援プロジェクト」を策定している。当該プロジェクトの目標指標として「農業法人数（認定農業者）」を設定し、取組みの一つが当補助金となっている。

そのため、当補助金の成果指標として認定農業者（法人）数を設定しているが、実績は毎年 30 法人以上が増加しているものの目標には達していない。その一方で、県の調査によると、要件としている「法人の売上高の増加」について、平成 25 年度から平成 29 年度に当事業を活用した法人の 2 年後の売上高は、全体の 95%が増加しており、さらに全体の 70%が 10%以上増加している。

当該プロジェクトの方向性として「経営力の向上」と「農業経営の法人化」を掲げ、本補助事業や別の法人化支援事業を実施していることから、当補助金の効果測定・評価にあたって「農業法人数」だけでなく、経営力向上の結果である「法人の売上高増加」に関する情報も成果指標として追加設定し、両者の結果を考慮して補助金の有効性を検討することが必要であると考え。【意見】

(2) 補助金に係る消費税仕入控除税額の確認について

補助事業者が消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の課税事業者であ

る場合、補助事業等に係る課税仕入れに伴い、消費税仕入控除税額が発生することとなる。そのため、仕入控除税額と補助金交付が重複しないよう、課税仕入れに係る消費税等相当額について、補助対象経費から減額する必要がある。

県では、こうした場合について、「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」（平成 22 年 3 月 30 日財第 314 号総務部長通知別紙）で、補助金交付要綱上、交付申請や実績報告、消費税及び地方消費税の申告後の各段階で、補助金に係る消費税仕入控除税額の報告を求める条項を規定することを注意喚起しているが、当補助金の交付要綱では規定されていない。

補助金交付要綱に規定されていない場合には、県から補助事業者等に補助金に係る消費税仕入控除税額の有無を確認する必要があるが、監査実施日において、県では当該確認を行っていなかった。【指摘事項】

なお、その後県が補助事業者を確認した結果、平成 30 年度の当補助事業に係る仕入控除税額はなかった。

### (3) 消費税仕入控除税額に係る事項の補助金交付要綱への明記について

上記(2)に記載したとおり、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金交付要綱に規定されていない場合でも、県から補助事業者等に積極的に確認することにより仕入控除税額と補助金交付の重複を防止することはできる。

しかし、確認することを失念する可能性を防止し、仕入控除税額がないことを文書により確認することができるように、補助金交付要綱に所定の事項を記載することを検討されたい。【意見】

## 53 学校給食における地産地消推進事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	学校給食における地産地消推進事業費補助金
所管部課	農林水産部 6 次産業推進課
創設年度	平成 20 年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	平成 23 年度、平成 26 年度、平成 29 年度
補助金等の目的	子ども達の食育と地域の農業に対する理解の促進、地産地消の推進を図る
補助対象事業の概要	市町村が学校給食において県産農林水産物の利用を増やすために支出する次の経費に対して補助を行う。 (1)郷土料理による食育実施支援事業

	<p>主たる食材として県産農林水産物を利用し、地域で親しまれている伝統的な郷土料理を提供する事業</p> <p>(2) 県産農林水産物利用増加支援事業 原則として、毎月 19 日を含む「地産地消ウィーク」(月～金)の期間中に、平成 27 年度を上回って県産農林水産物を使用したおかずを提供する事業</p> <p>(3) 県産加工品導入支援事業 県産ヨーグルト(県産の生乳を使い県内で加工されたもの)を 1 人に 1 個ずつ容器ごと提供する事業</p>																		
補助金等の分類	その他事業費補助																		
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県学校給食における地産地消促進事業費補助金交付要綱																		
補助金等の交付先(最終交付先)	市町村																		
補助金等の算出方法	<p>各事業における補助対象経費の実支出額と次に掲げる補助基準額を比較して、いずれか低い方の額に補助率 10 分の 10 を乗じた額の合計額とする。</p> <p>(1) 郷土料理による食育実施支援事業 実際に提供する食数(4 回を上限とする。)に、次の表に定める 1 食あたりの単価を乗じた額</p> <table border="1" data-bbox="724 1323 1334 1424"> <tr> <td></td> <td>小学校</td> <td>中学校</td> </tr> <tr> <td>1 食あたりの単価</td> <td>26 円</td> <td>26 円</td> </tr> </table> <p>(2) 県産農林水産物利用増加支援事業 実際に提供する食数(25 回を上限とする。)に、次の表に定める 1 食あたりの単価を乗じた額</p> <table border="1" data-bbox="724 1565 1334 1666"> <tr> <td></td> <td>小学校</td> <td>中学校</td> </tr> <tr> <td>1 食あたりの単価</td> <td>13 円</td> <td>17 円</td> </tr> </table> <p>(3) 県産加工品導入支援事業 実際に提供する食数(4 回を上限とする。)に、次の表に定める 1 食あたりの単価を乗じた額</p> <table border="1" data-bbox="724 1807 1334 1908"> <tr> <td></td> <td>小学校</td> <td>中学校</td> </tr> <tr> <td>1 食あたりの単価</td> <td>33 円</td> <td>33 円</td> </tr> </table>		小学校	中学校	1 食あたりの単価	26 円	26 円		小学校	中学校	1 食あたりの単価	13 円	17 円		小学校	中学校	1 食あたりの単価	33 円	33 円
	小学校	中学校																	
1 食あたりの単価	26 円	26 円																	
	小学校	中学校																	
1 食あたりの単価	13 円	17 円																	
	小学校	中学校																	
1 食あたりの単価	33 円	33 円																	
補助対象経費	(1) 郷土料理による食育実施支援事業 郷土料理を提供するために増加することとな																		

		る経費 (2) 県産農林水産物利用増加支援事業 平成 27 年度を上回って県産農林水産物を使用したおかずを提供するために増加することとなる経費 (3) 県産加工品導入支援事業 県産ヨーグルトを提供するために増加することとなる経費			
補助金等の実績と財源(千円)		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	54,399	50,637	49,088	46,223
	決算額	43,646	41,677	41,413	—
	(財源)				
	一般財源	43,646	41,677	41,413	—
	国庫	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	交付先数	27	28	28	—
	決算額÷交付先数	1,616	1,488	1,479	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	学校給食における県産農林水産物(※1)の使用割合(重量ベース)			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—(※2)	—(※2)	—(※2)
	成果実績	43.2%	45.8%	45.1%

(※1) 米・牛乳は 100%のため、除外して算定している。

(※2) 目標値は年度ごとには設けておらず、令和 2 年度に「55%」を目標としている。

(監査の結果)

(1) 実績報告の期限内提出について

「平成 30 年度山形県学校給食における地産地消促進事業費補助金交付要綱」第 9 条によれば、補助事業者である市町村は、補助事業が完了し、市町村の支払額が確定した日から起算して 20 日を経過する日又は平成 31 年 4 月 10 日のいずれか早い日までに実績報告書を県に提出する必要がある。

しかし、実績報告書に係る県の受理日付が、3つの市町について 4 月 15 日以降、3つの市町について 5 月上旬となっており、補助金交付要綱で定められた期限を過ぎた提出となっていた。

「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」(平成 22

年3月30日財第314号総務部長通知別紙)によれば、実績報告の提出期限を設定する意味は次のとおりである。

「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」(平成22年3月30日財第314号総務部長通知別紙) 14 実績報告より抜粋

補助事業等の交付目的に沿った適正な執行を確保するため、実績報告に係る審査等を徹底することが求められています。補助事業等が確実に執行されたことを確認する十分な書類の審査期間や現地調査の期間等を確保するため、無理のない提出期限を設定するよう留意する必要があります。

県は、補助事業等が確実に執行されたことを確認する十分な書類の審査時間や現地調査の期間等を確保するため、補助金交付要綱で定められた期限内に実績報告を提出するよう補助事業者である市町村に指導する必要がある。【指摘事項】

#### 54 食産業王国やまがた推進事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	食産業王国やまがた推進事業費補助金
所管部課	農林水産部6次産業推進課
創設年度	平成25年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	平成26年度、平成28年度
補助金等の目的	県内食品製造業者の商品開発力向上や事業規模拡大に必要な設備導入を支援することで、県産農林水産物の利用拡大を通し、農林水産業を起点とした食産業の振興を図る
補助対象事業の概要	食品製造業者が、県産農林水産物の利用拡大のために行う食品加工設備・施設の整備及びこれに付随して行う事前の調査・検討に要する経費に対して補助を行う。 事業者は、次の5つの要件すべてを計画期間内(3カ年)に満たす目標を設定したプロジェクト計画を策定し、事前にやまがた食産業クラスター協議会等による助言・指導を受けたうえで、審査会の審査を受ける必要がある。 (1)農林水産業を起点として産出額が増加する

	(2) 県産農産物の使用量（重量又は価格）が現在より増加する (3) 県産農産物の使用割合を増加する (4) 県内の農林漁業者等との取引を拡大する (5) 1.5名(375人日)以上の雇用を拡大する			
補助金等の分類	施設整備費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度食産業王国やまがた推進事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	食品製造業者			
補助金等の算出方法	補助対象経費又は5千万円のいずれか低い額に、次表に掲げる要件に応じた補助率を乗じた額			
	要件		補助率	
	上記要件の全てを満たす事業		3分の1以内	
	上記要件の全てを満たし、かつ要件(3)を満たす県産農林水産物の使用量（重量又は価格）のうち、県内農林漁業者等と書面により複数年契約する契約取引が5割以上の事業		2分の1以内	
補助対象経費	食品加工設備・施設の整備及びこれに付随して行う事前の調査・検討に要する経費（税抜価格）			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	19,797	21,659	27,000	23,000
決算額	16,666	21,375	27,000	—
(財源)				
一般財源	16,666	21,375	27,000	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	3	3	—
決算額÷交付先数	16,666	7,125	9,000	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	食品製造業等における県産農林水産物の使用割合（重量ベース）			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	40%	40%	41%

	成果実績	39.2%	40.1%	40.5%
--	------	-------	-------	-------

(監査の結果)

(1) 一者随意契約による調達に係る理由の相当性検討及び事前承認の必要性

当補助金は施設整備費補助であり、施設整備に係る調達コストが低ければ補助金額も下がり、効率的な補助が可能となる。そのため、県は「食産業王国やまがた推進事業実施要領の運用について」の中で次のとおり定め、ホームページで公表したうえで採択決定時に書面で競争入札等の実施を指導し、価格決定時に適時に結果報告を受け、完了検査時に入札・見積合わせの実施状況及び結果を確認している。

「食産業王国やまがた推進事業実施要領の運用について」より抜粋

第3 事業の着工等

1 事業実施の事務取扱い等

(2) (中略) なお、原則として競争入札を行ったうえで業者を選定するものとするが、相当の理由により競争入札によりがたい場合は、随意契約によることができるものとする。

この場合、随意契約の理由を明らかにしておくこととする。

平成30年度に採択した3件については、2件は見積合わせを実施し、1件は一者随意契約により契約を締結していた。一者随意契約により調達した1件について、県は契約締結前に随意契約理由書の提出を受けているが、当該理由書について起案書等による事前承認を行っていない。

随意契約理由書の内容は、「性能や納品体制、操作性、信頼性において、他に同等の性能や条件を有している機種・会社がないため、入札による購入が困難と判断」したというもので、プロジェクト計画を達成するためには厳格な性能等が要求されることは理解できるが、一方で、県の補助金を受ける以上、公正かつ効率的な調達を図ることも必要である。

よって、県は補助事業者が随意契約による調達を行う場合には、その理由が相当かを検討し、事前に承認する仕組みを構築することを検討されたい。【意見】

具体的には、「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」(平成22年3月30日財第314号総務部長通知別紙)における次の例示が参考になると考える。

「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」(平成22年3月30日財第314号総務部長通知別紙) 11規則第7条第2項の規定に基づいて付する条件より抜粋

【例11-3 施設整備補助金の場合に付する条件の例】

(交付の条件)

第〇条 規則第7条第2項の規定に基づき付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を遂行するために行う契約については、原則として競争入札により契約の相手方及び契約金額を決定しなければならない。ただし、競争入札に適しないと認められる合理的な理由があると知事が認めた場合はこの限りではない。
- (2) 前項ただし書きの規定により、競争入札によらずに契約の相手方及び契約金額を決定する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(2) 成果指標の設定について

県は、本県の農林水産業における取組みを示す第3次農林水産業元気再生戦略（平成29年3月作成、平成31年4月見直し）において、「基本戦略4 県産農林水産物の魅力の向上と販売促進」のため、「6次産業化推進基盤確立プロジェクト」を策定している。当該プロジェクトの目標指標として「食品製造業等における県産農林水産物の使用割合（重量ベース）」を設定し、取組みの一つが当補助金となっている。

そのため、当補助金の成果指標としても当該使用割合を設定しており、指標自体も毎年ほぼ目標を達成している。しかし、当補助金による県産農産物の使用量と成果指標の算定基礎となる県産農産物使用量とでは規模が大きく異なり、前者の結果が後者にどの程度影響を与えるか疑問である。

補助金の成果指標として、事業の基となる基本戦略に係る目標と整合していることはもちろん必要であるが、成果指標により効果測定・評価を行うためには、補助金の効果が指標に反応する感応度を備えることが必要であると考え。よって、県は補助金の成果指標として、事業要件としたプロジェクト計画の成功率合い等、補助金の効果が反応する成果指標の設定を検討されたい。【意見】

なお、実際に、県ではプロジェクト計画の要件とした県産農産物の使用量や使用割合の増加や雇用拡大などの観点について、毎年外部者を含む評価委員会による評価を行い、計画どおり進捗していない場合には改善計画の策定指導や専門家による助言等を行っている。その結果、事業実施に伴い、大幅に販売額を伸ばしている案件がある等年々実績が積みあがっていると評価している。

(3) 処分制限の対象となる財産の確認について

当補助金の交付要綱において、本事業により取得した取得価格30万円以上の機械器具及び施設は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまで処分が制限され、仮に処分する場合には県の事前承認を得たうえで補助金を一部返還することを求めることができる。また、その期間は、県が定める様式の財産管理台帳を整備・保管することが必要である。

平成 30 年度食産業王国やまがた推進事業費補助金交付要綱より抜粋

(財産処分の制限)

第 9 条 本事業により取得した取得価格が 30 万円以上の機械器具及び施設は、規則第 22 条第 2 号及び第 3 号に規定する知事が指定する財産とする。

2 規則第 22 条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

3 規則第 22 条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（別記様式第 9 号）に理由書を添えて知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(帳簿の備付け等)

第 10 条 規則第 21 条に規定する帳簿及び証拠書類は、事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。ただし、本事業により取得した財産で前条第 2 項に規定する処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（別記様式第 10 号）その他関係書類を保管しなければならない。

山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和 35 年 8 月 9 日山形県規則第 59 号）より抜粋

(財産処分の制限)

第 22 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で知事が指定するもの

(3) その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

上記規定を受けて、県では、事業完了後の確認検査時に導入設備現物を目視確認し、実績報告審査の段階で財産管理台帳が整備されていることを確認している。また、当補助金においては、事業実施の翌年度から 3 年間の事業成果報告を義務づけており、県は確認のヒアリングの際、場合によっては現地を訪問し、その都度、事由の変更等がある

場合には速やかに相談するよう説明している。

しかし、当補助金の対象とする施設・設備は耐用年数が7年～10年のものがあり、導入3年後以降の年度については県から積極的な確認は行っていない。確かに、規定上は県からの確認等特段の手続は要求されておらず、所有者である補助事業者が責任をもって財産を管理し、処分制限期間にわたり補助金交付要綱等を遵守する必要がある。

一方で、全く確認を行わない場合、処分制限期間内に財産が処分され又は遊休化している可能性を看過し、補助金の効果が失われてしまう結果となる可能性がある。よって、県の事務負担とのバランスを考慮した上で、定期的な利用状況の文書による確認や必要性・重要性に応じた現物調査等の実施、又は処分制限期間経過時点での確認を行うこと等を検討されたい。なお、これらの確認を実施するために、財産管理台帳の集約・データベース化などが考えられる。【意見】

55 やまがた食産業クラスター協議会運営費補助金  
(補助金等の概要)

補助金等の名称	やまがた食産業クラスター協議会運営費補助金
所管部課	農林水産部6次産業推進課
創設年度	平成18年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	県産農林水産物や地域資源を有効に活用した山形ならではの新品開発や販路開拓、新たなビジネス化、農業の6次産業化などにより、農林水産業を起点とした新たな食産業の振興を図る。
補助対象事業の概要	やまがた食産業クラスター協議会に対して運営費補助を行う。 当協議会は、農林水産物の生産、加工、流通、販売に関わる企業や農林漁業者等、さらには、関連産業、大学・研究機関、関係機関等の垣根を越えた幅広い交流・連携を進め、県産農林水産物を活用した山形ならではの新品開発や新たなビジネス化を支援し、「食」と「農」が連携した食産業クラスターを創造するとともに、地域資源を活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化等、総合化に向けた取組みを支援することを目的とする団体である。
補助金等の分類	団体運営費補助

根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度やまがた食産業クラスター協議会運営費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	やまがた食産業クラスター協議会 (県民(農業者、食品製造業者))			
補助金等の算出方法	補助対象事業に要する経費又は 34,632 千円のいずれか低い額以内の額			
補助対象経費	当協議会の次の事業運営に要する経費 (1)コーディネーター等設置 (2)商談会等開催・出展支援 (3)優良事例顕彰・販売促進 (4)食についての情報発信			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	34,241	37,524	34,632	33,912
決算額	30,948	36,860	31,556	—
(財源)				
一般財源	23,960	34,549	29,367	—
国庫	6,988	2,311	2,189	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	30,948	36,860	31,556	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない。			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値		—	—	—
成果実績		—	—	—
成果目標を設定していない理由	運営費補助のため。			

(交付先との関係)

他の補助金等の有無	無	—
業務委託契約の有無	有	6次産業ビジネス・スクール展開事業他
人的関係の有無	有	県職員の退職者が団体等の役員に就任又は職員として勤務

(監査の結果)

(1) 成果指標の設定について

当補助金について、運営費補助であることを理由として成果指標が設定されていない。しかし、運営費補助であっても、補助金である以上、目的の公益性と補助の必要性があるか、補助が有効かどうかについて継続的に評価することが必要であり、その効果を測定するためには定量的な指標を目標として設定して毎年比較を行うことが重要である。

よって、県は、当運営費補助についても測定可能な成果指標を設定し、効果測定及び評価を行うことを検討されたい。【意見】

なお、団体の運営目的は一般的に1つではないため、複数の成果指標を設定し、総合的に有効性を検討することが考えられる。補助金の効果に関する県の回答においても、成果指標となる候補があり、これらを参考にされたい。

【県が当補助金について有効と考える理由】

当協議会を設立した平成18年度と平成28年度の県内総生産額を比較すると、全産業では△1,401億円だが、農水産業と食料品製造業を合わせた県内総生産額は453億円の増となっており、増加寄与率も32.3%で産業の中でトップである。また、「第2次やまがた6次産業化戦略推進ビジョン」で定める成果指標でも産地直売所販売額や農産加工所販売額などは、堅調に推移し、目標を概ね達成している。これは、当協議会のこれまでの活動が大きく寄与していると考えられる。

(2) 自立的な経営に向けた助言指導の実施について

当補助金の交付先団体の平成30年度収支決算によると、団体は県からの受託事業収入5,777千円と当補助金を財源として運営している。このうち受託事業収入は国庫を財源とする事業の運営委託で同額の事業費支出があるため、団体の運営は、実質的には100%、当補助金に依存している状況である。

団体の維持・存続について県民全体の利益に資するという公益性がある場合でも、一個の独立した団体である以上、基本的に自主性・独立性を確保し、自立的な経営を目指して活動する必要がある。また、県の立場からも、団体が自立的な経営に向けて努力することで、運営費補助の金額を抑制することができ、最少の経費で補助効果を得ることが可能となる。よって、県は、自立的な経営に向けた自主財源の確保や効率的な運営等について助言指導を行う必要がある。【意見】

なお、自主財源の確保について、「やまがた食産業クラスター協議会規約」第9条に基づき会費の徴収が考えられる。

「やまがた食産業クラスター協議会規約」より抜粋

(会費)

第9条 クラスター協議会の運営に係る経費の一部については、年会費として徴収す

ることができる。

2 会費の額等については、総会において議決する。

しかし、団体運営の独立性を妨げる可能性や会費徴収を理由とした会員流出・規模縮小により本来の目的である食産業の振興のためのクラスター形成が達成できなくなるおそれがあるため、会費徴収は困難であると県では考えている。会員の理解が得られず、会費の徴収が困難である場合には、団体が実施している事業に係る受益者から負担金を徴収することを検討されたい。

56 米需給調整推進費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	米需給調整推進費補助金
所管部課	(事業) 農林水産部県産米ブランド推進課 (交付事務) 各総合支庁農業振興課
創設年度	平成 16 年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	「生産の目安」に沿った米生産が行われることにより、県産米の米価安定及び農家所得の維持向上につながる
補助対象事業の概要	県が設定する「生産の目安」に沿った米生産が行われるために、市町村が行う米の需給調整に係る事業に要する経費に対して補助を行う。
補助金等の分類	その他事業費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県米需給調整推進費補助金交付要綱
補助金等の交付先(最終交付先)	市町村 (各市町村及び各地域農業再生協議会)
補助金等の算出方法	定額
補助対象経費	(1) 「生産の目安」算定及び配分基準単収の設定に要する経費 (謝金、職員旅費、庁費、委託費) (2) 米の生産調整方針の作成等に関する助言・指導に要する経費 (職員旅費、庁費) (3) 米の生産調整方針の適切な運用に関する助言・指導に要する経費 (職員旅費、庁費) (4) 地域農業再生協議会の事務に要する経費 (助成金)

補助金等の実績と財源(千円)		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額		46,417	46,417	46,417	46,417
決算額		46,417	46,417	46,417	—
(財源)	一般財源	46,417	46,417	46,417	—
	国庫	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
交付先数		35	35	35	—
決算額÷交付先数		1,326	1,326	1,326	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	需給調整の達成 (米の作付面積を「生産の目安」以下とする。)			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	57,275ha	56,661ha	56,666ha
	成果実績	56,800ha	56,400ha	56,400ha

(監査の結果)

(1) 定額補助の見直しについて

当補助金は平成 28 年度から平成 30 年度まで定額となっており、かつ、平成 29 年度と平成 30 年度は各市町村に対する補助額も同額となっている。これは、当該事業が過去国庫補助事業であった時には算定基礎が示されていたが、国庫補助事業ではなくなり算定基礎もなくなったため、その額で固定化したものであり、定額であることについて合理性はないものとする。

定額補助は、補助金ありきの経費支出につながる可能性があり、適切な補助対象経費の積上げにより補助金の必要額を決定し、その範囲内で金額を決定することが必要であるとする。【意見】

なお、県では新たな方法で算出することを含め、補助金額を見直すことを検討している。

(2) 補助対象経費の適切な解釈運用について

村山総合支庁管内の町において、当補助金の対象経費に、海外や東京での果樹の販売促進活動時の出張旅費を含めていた。当該出張では果樹の販売促進活動と合わせて市場調査・市場との意見交換会を行っており、町では次のとおり、米の生産調整に関連した経費であると認識している。

日時	場所	内容
11月29日～12月3日	フィリピン	市場調査、果樹販売促進活動

目的
当町では米の生産調整として、稲作から果樹への転作（生産調整）が進んできた経過がある。果樹は、国内に限らず、海外へも輸出しており、海外市場の調査、販促を通じ消費者が何を求めているか、今後の転作（生産調整）の方針を作成するにあたり、どのような施策が必要か調査し、生産調整の拡大又は適切な運用について助言・指導を行っていく。

日時	場所	内容
10月8日～10月9日	東京	市場との意見交換会、果樹販売促進活動
目的		
当町では米の生産調整として、稲作から果樹への転作（生産調整）が進んできた経過がある。国内の市場の動向も調査し、今後の転作振興、生産の目安の作成について助言を実施していく。		

しかし、補助金の目的に照らした場合、当補助金交付要綱で補助対象経費として定める「米の生産調整方針の作成等に関する助言・指導に要する職員旅費」「米の生産調整方針の適切な運用に関する助言・指導に要する職員旅費」とは、生産調整方針の作成・運用主体である米穀の生産者の組織する団体、集荷の事業を行う者の組織する団体、米穀の生産者等（農業法人、農業協同組合、生産者等）に対する助言・指導を行う場合の経費を指すものとする。

よって、果樹の販売促進・市場調査に係る旅費は、当補助金の補助対象経費として不適切と考える。県は実績報告に係る確認検査において、補助対象経費について帳簿や領収書等を1件ずつ突き合わせて内容確認等を行っているが、支出内容については、補助金の目的に照らして適切かという観点で厳格に解釈し、市町村に対して指導を行うべきである。【指摘事項】

### (3) ソフトウェアの財産管理に係る条項の補助金交付要綱への追加について

置賜総合支庁管内の町において、取得価格 353,160 円の水田管理システム初期導入費用を補助対象経費として計上している。

当補助金の交付要綱によれば、市町村の長は、補助事業により取得し、又は効用を増加させた財産について、取得財産等管理台帳を備える必要があり、財産処分制限に関する条項と合わせて考慮すると、台帳整備の対象は1件 30 万円以上の機械及び器具であると考える。

平成 30 年度山形県米需給調整推進費補助金交付要綱より抜粋 (財産の管理) 第 8 条 市町村の長は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下
---

「取得財産」という。)について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 規則第22条第1項第2号の規定により知事が指定する財産は、取得価格又は効用の増加額が1件30万円以上の機械及び器具とする。

当該対象経費の内容は、機械及び器具ではなくシステム初期導入費用であるが、ソフトウェアの導入等により効用を増加させる場合には、補助事業完了後も財産として管理し、財産処分を制限することが必要であると考えられる。よって、県は、ソフトウェアの導入等についても、補助金交付要綱の財産処分の制限に係る条項に追加することを検討されたい。【意見】

山形県補助金等の適正化に関する規則(昭和35年8月9日山形県規則第59号)より抜粋

(財産処分の制限)

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で知事が指定するもの
- (3) その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

なお、当該対象となったシステム初期導入費用の内訳は、次のとおりである。

内容	金額(円)
①現行システムからのデータ変換作業	100,000
②操作指導	100,000
③セットアップ作業	82,000
④ライセンス料	45,000
⑤消費税	26,160
計	353,160

ソフトウェアについて、企業会計上も一定の要件を満たす場合には無形固定資産として資産計上するルールとなっているが、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関

する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 12 号) 第 16 項によれば、データをコンバートする費用やトレーニングのための費用は資産計上額に含めないことになっている。当該取扱いを財産処分の制限対象の計算においても適用した場合には、①②を取得価額に含めないこととなり、機械及び器具の金額基準である 30 万円を下回ることとなる。補助金交付要綱でソフトウェアに係る条項を追加する場合には、合わせて金額基準についても検討する必要がある。

「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 12 号) より抜粋

(その他の導入費用の会計処理)

16. ソフトウェアを利用するために必要なその他の導入費用については、次のとおり処理する。

(1) データをコンバートするための費用

新しいシステムでデータを利用するために旧システムのデータをコンバートするための費用については、発生した事業年度の費用とする。

(2) トレーニングのための費用

ソフトウェアの操作をトレーニングするための費用は、発生した事業年度の費用とする。

(4) 実績報告書に係る深度ある確認検査の実施について

最上総合支庁管内の町において、当事業に従事する臨時職員に対する賃金の実際支出額と補助対象経費計上額が異なるものがあった。内容は、臨時職員が複数の業務に従事しており、業務日誌に基づき当事業に従事した時間のみを集計し、当該臨時職員の時間単価を乗じて補助対象経費を算出したものであり、適切に算定されていた。

しかし、県では、確認検査時は、実績報告書と根拠書類の「補助対象経費」列に記載された金額の照合を行い、「補助対象経費」列の隣の「負担兼命令額」列との差異について理由の聞き取り等を行わなかったため、補助対象経費の算出過程を把握していなかった。

実績報告書に係る確認検査の際、領収書等の客観的な証拠書類がない賃金等の科目については、金額の根拠をより慎重に検討し、補助対象経費として適切かを確認する必要がある。【意見】

## 57 安全安心エコ農産物認証支援事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	安全安心エコ農産物認証支援事業費補助金
所管部課	農林水産部農業技術環境課

創設年度	平成 20 年度			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	県産農産物の安全確保の取組み、環境保全型農業の取組みを促進することにより、県産農産物の安全性水準の向上、県農業の持続性の確保、地域環境の保全等に繋がる			
補助対象事業の概要	<p>公益財団法人やまがた農業支援センターが県と連携して行う次の認証業務に要する経費に対して補助を行う。</p> <p>(1)やまがた農産物安全・安心取組認証業務 (2)有機農産物認証業務 (3)特別栽培農産物認証業務</p> <p>各種認証制度は受益者負担により運営されているが、認証取得にかかる農業者の負担軽減を目的として補助金を交付している。</p>			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県安全安心エコ農産物認証支援事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	公益財団法人やまがた農業支援センター (農家)			
補助金等の算出方法	定額。ただし、17,101 千円を上限とする。			
補助対象経費	上記認証業務に係る人件費及び健康診断料			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	16,665	17,374	17,102	17,235
決算額	16,523	17,156	17,065	—
(財源)				
一般財源	16,523	17,156	17,065	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	16,523	17,156	17,065	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	環境保全型農業直接支払交付金の取組面積
-----------	---------------------

目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	8, 249ha	8, 937ha	9, 625ha
	成果実績	7, 120ha	7, 584ha	6, 271ha

(監査の結果)

(1) 定額補助の見直しについて

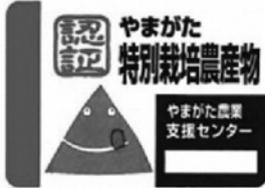
当補助金は、受益者負担により運営されている各種認証制度について、認証取得にかかる農業者の負担軽減を目的とした事業費補助であるが、補助金額は、理事1名・担当職員4名の年間人件費等相当額から年間の認証審査手数料等(受益者負担額)を控除して算出されており、運営費補助に近い性質の定額補助となっている。

認証業務の実施状況(次表参照)から考慮すると、当該認証業務の審査・検査に職員以外に非常勤担当者が従事しており、その他にも認証委員会の外部委員に対する謝金・旅費、認証シール購入費等の当該業務に直接必要となる経費が発生していると考えられる。一方で、理事は当該認証業務以外にセンター全体の運営管理を所管しており、これには当該認証業務に直接的には関係しない業務が一定程度含まれると考えられる。

事業費補助金については、補助目的に照らして適切な補助対象経費を設定し、その合計額に必要な補助率を乗じる形で算出することが必要である。当該認証業務は、認証審査手数料と県補助金によって運営されているが、県補助金の算出にあたっては、理事の業務内容を精査するとともに、センター負担分を再度整理することが必要であると考えられる。

【意見】

項目	有機農産物認証業務	特別栽培農産物認証業務	やまがた農産物安全・安心取組認証業務
位置づけ	JAS法に基づく登録認証機関	県要綱に基づく第三者認証機関	県要綱に基づく第三者認証機関
平成30年度の認証状況	事業者数：13件 農家数：37人 面積：64.3ha	認証件数：428件 申請者数：11,079人 認証面積：15,110ha	団体数：39 出荷集団数：1,377 農家数：25,601人
審査手数料等(税除く)	新規認定 60,860円 年次調査 28,660円 他審査費用(旅費)	5haまで7,000円、5haを超える分70円/10a加算 (認証シール交付：大5円、小3円/毎)	基本料金 2,857円＋ (171円×出荷集団数)
業務体制	事務局担当1名 審査員7名 (職員1名、非常勤6名)	事務局担当1名 検査員17名 (職員2名、非常勤15名)	事務局担当1名 検査員6名 (職員2名、非常勤4名)
認証委員会	年3回 判定委員5名(外部委員)	年6～7回 審査委員5名(外部委員)	年1回 審査委員3名(外部委員)

認証マーク			
備考	-	環境保全型農業直接支援対策の採択要件、つや姫生産者認定の栽培要件	-

(出典：公益財団法人やまがた農業支援センター「平成30年度農産物認証業務の実施状況」)

## (2) 持続可能な業務体制に係る支援について

当該認証業務に従事する常勤職員4名のうち3名は県職員の退職者である。これは、交付先が、当該業務の遂行には県技術職としての長年の経験と蓄積した知識が必須と認識しているためである。しかし、最近では当該業務の遂行に適する人材を確保することが困難になってきているとのことである。

県は、今後、事業の必要性和補助の必要性も確認しながら、当該業務を持続していくことができるよう計画的な人材育成・配置等の検討を支援する必要があると考える。【意見】

## 58 有機農業ネットワーク構築支援事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	有機農業ネットワーク構築支援事業費補助金
所管部課	農林水産部農業技術環境課
創設年度	平成20年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	平成21年度、平成23年度、平成24年度、平成25年度
補助金等の目的	有機農業をはじめとする環境保全型農業を推進する
補助対象事業の概要	有機農業に対する消費者理解の促進及び生産者と消費者並びに生産者同士の交流・ネットワークの拡大を図るためのイベント「やまがたオーガニックフェスタ」の開催に要する経費に対して補助を行う。
補助金等の分類	その他事業費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	平成30年度山形県有機農業ネットワーク構築支援事業費補助金交付要綱

補助金等の交付先(最終交付先)	山形県有機農業者協議会			
補助金等の算出方法	補助対象経費の2分の1以内の額と、300千円とのいずれか低い額。ただし、補助対象事業に係る参加料収入等がある場合には補助対象経費から当該収入を控除した額により算定する。			
補助対象経費	「やまがたオーガニックフェスタ」における講師等の謝金及び旅費、職員旅費、印刷製本費(パンフレット、チラシ等)、消耗品費、通信運搬費、保険料、使用料(会議室等賃借料、レンタル料等)、手数料(振込手数料)等			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	300	300	300	300
決算額	300	300	300	—
(財源) 一般財源	300	300	300	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	300	300	300	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	環境保全型農業直接支払交付金における有機農業の取組面積			
目標値及び成果実績		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	目標値	755ha	814ha	873ha
	成果実績	713ha	709ha	602ha

(監査の結果)

(1) 成果指標の見直しについて

県は、本県の農林水産業における取組みを示す第3次農林水産業元気再生戦略(平成29年3月作成、平成31年4月見直し)において、「基本戦略4 県産農林水産物の魅力の向上と販売促進」のため、「有機農産物生産拡大・ブランド化プロジェクト」を策定している。当該プロジェクトの目標指標として「有機農業の取組面積」を設定し、取組みの一つが当補助金となっている。

そのため、当補助金の成果指標としても当該取組面積を設定しているが、当該指標とする環境保全型農業直接支払交付金における有機農業の取組みが生産者にとってメリットが大きくないため、目標に対して実績が伸びていない。また、イベント開催による

消費者理解の促進や生産者等のネットワーク構築の効果が有機農業の取組面積にどの程度影響を与えるか疑問である。

補助金の成果指標として、事業の基となる基本戦略に係る目標と整合していることはもちろん必要であるが、成果指標により効果測定・評価を行うためには、補助金の効果が指標に反応する感応度を備えることが必要であると考え。当補助金はイベント運営に対する補助であり、イベントの出店、来場者数等により効果を判定することが合理的であると考え。県は補助金の成果指標として、補助金の効果が反応する指標の設定を検討されたい。【意見】

なお、当該イベントの最近5年間の開催実績は次のとおりであり、これらの定量的情報と来場者からのアンケート調査による定性的情報等により効果測定及び評価を行うことを検討されたい。

年度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
開催日	11月3日	11月3日	11月3日	11月5日	11月3日
会場	山形ビッグウィング				イオンモール天童
出店数	47団体	42団体	30団体	34団体	24団体
来場者数	3,600人	3,750人	2,760人	2,800人	1,824人

#### 59 園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金
所管部課	(事業) 農林水産部園芸農業推進課 (交付事務) 各総合支庁農業振興課
創設年度	平成29年度
終期年度	令和2年度
補助金見直しを行った年度	平成29年度、平成30年度
補助金等の目的	園芸農業の産出額の拡大と競争力の高い経営体の育成により園芸品目の産地づくりを支援する
補助対象事業の概要	次の実施主体が行う事業について市町村が補助する場合に、当該市町村に対して補助を行う。 (1) 実施主体 農業を営む法人、農業者が組織する団体、農協同組合連合会又は農業協同組合 (2) 事業 収益性向上に係る次のいずれかの成果目標を設

	<p>定した計画を策定した事業で、当該目標の実現が見込まれるもの</p> <p>①生産コストの10%以上の削減</p> <p>②販売額又は所得額の10%以上の増加</p> <p>③契約栽培の割合の10%以上増加かつ50%以上の契約割合</p> <p>④販売金額又は所得額が現状以上かつ新たな雇用を創出（労働環境設備整備のみ）</p> <p>ただし、「大規模園芸団地化計画」に基づく取り組みである場合、承認されていること</p>			
補助金等の分類	施設整備費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成30年度園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	市町村（農業法人、農業者団体等）			
補助金等の算出方法	<p>当該事業に要する経費の3分の1以内に相当する額に、市町村が実施する支援と同等の額を加算した額。</p> <p>ただし、当該事業に要する経費の12分の5を上限とする。（「大規模園芸団地化計画」に基づく取り組みである場合、当該事業に要する経費の15分の7以内に相当する額。また、市町村が実施する支援は、当該事業に要する経費の15分の2以上の額とする。）</p>			
補助対象経費	<p>(1)栽培施設整備、機械・資材の導入、小規模な土地基盤整備、気象変動対策整備、労働環境設備整備に要する経費</p> <p>(2)栽培技術導入（技術・機械の実証、新規栽培者研修等）に要する旅費、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等</p>			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	—	249,998	298,838	357,346
決算額	—	249,998	298,838	—
(財源)				
一般財源	—	249,998	298,838	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	—	22	24	—

	決算額÷交付先数	—	11,363	12,451	—
--	----------	---	--------	--------	---

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	補助対象先における事業実施年度の2年後の販売額合計			
目標値及び成果実績		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	目標値	—	2,037百万円	4,492百万円
	成果実績	—	1,640百万円	4,160百万円

(監査の結果)

(1) 補助金額の算出方法に係る各総合支庁の取扱いの共通化について

補助事業者が消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の課税事業者である場合、補助事業等に係る課税仕入れに伴い、消費税仕入控除税額が発生することとなる。そのため、仕入控除税額と補助金交付が重複しないよう、課税仕入れに係る消費税等相当額について、補助対象経費から減額する必要がある。

当補助事業の実施主体は農業者団体、農業法人、農業協同組合等であり、消費税本則課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者のいずれも補助金交付対象となっている。そのため、各総合支庁では仕入控除税額と補助金交付が重複しないよう、次のとおり対応している。

総合支庁	対応方法
村山	消費税込の金額により補助対象経費を算出している申請の場合、課税事業者ではないことを確認のうえ、補助金額を算出している。 (なお、平成30年度は消費税込の金額による申請はなく、全て消費税抜の金額により補助対象経費を集計し、補助金額を算出している。)
庄内	本則課税事業者については消費税抜の金額により、簡易課税事業者及び免税事業者については消費税込の金額により補助対象経費を集計し、補助金額を算出している。
置賜	
最上	

確かにいずれの方法によっても消費税仕入控除税額と補助金交付の重複は防止することができる。また、村山総合支庁の方法の場合、本則課税事業者かを確認する必要がないため事務処理を省力化でき、かつ、数多くの事業主体が当補助金を活用できる可能性がある。一方で、他の3支庁の方法による場合、農業者団体を構成する個人ごとに課税事業者か否かを確認することが必要となるが、免税事業者や簡易課税事業者等の補助金に係る仕入控除税額が発生しない事業主体が、実際に支出した金額に基づき補助を受けることができる。

以上のとおり、両者いずれの方法にもメリット・デメリットがあるが、公平性の観点

から、山形県全体として同じ対応方法により補助金額を算出するべきである。交付事務所管課である総合支庁と事業所管課である県庁所管課で協議を行い、補助金額の算出方法について共通化されたい。【指摘事項】

(2) 消費税本則課税事業者の確認結果の明記について

庄内、置賜、最上の各総合支庁では、補助金額を算出するにあたり、消費税本則課税事業者は税抜金額を、簡易課税事業者及び免税事業者は税込金額を補助対象経費としている。各事業主体がいずれのステータスになっているかは、事業実施計画承認の段階で、農業者団体を構成する農家個人ごとに市町村にヒアリングにより確認しているが、確認結果について事業実施計画書に明記されていない。

事業実施計画の承認後、入札の結果により補助対象経費は計画時から変わるため、額の確定の段階で、補助金額を必ず算出し直す必要がある。確認検査の担当者や上席者等が補助金額を確認することができるようにするためにも、例えば、事業実施計画書「4 構成員の状況」の各人別情報の記載箇所に、本則課税事業者に該当するか否かという情報を明記することが必要であると考え。【意見】

(3) 実績報告の期限内提出について

「平成 30 年度園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金交付要綱」第 6 条によれば、市町村は、補助事業が完了の日から起算して 30 日を経過する日又は平成 31 年 4 月 12 日のいずれか早い日までに実績報告書を県に提出する必要がある。

しかし、最上総合支庁の 3 件について事業完了日から実績報告書受理日まで 30 日を超えており、補助金交付要綱で定められた期限を過ぎた提出となっていた。

「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」（平成 22 年 3 月 30 日財第 314 号総務部長通知別紙）によれば、実績報告の提出期限を設定する意味は次のとおりである。

「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」（平成 22 年 3 月 30 日財第 314 号総務部長通知別紙） 14 実績報告より抜粋

補助事業等の交付目的に沿った適正な執行を確保するため、実績報告に係る審査等を徹底することが求められています。補助事業等が確実に執行されたことを確認する十分な書類の審査期間や現地調査の期間等を確保するため、無理のない提出期限を設定するよう留意する必要があります。

県は、補助事業等が確実に執行されたことを確認する十分な書類の審査時間や現地調査の期間等を確保するため、補助金交付要綱で定められた期限内に実績報告を提出するよう補助事業者である市町村に指導する必要がある。【指摘事項】

#### (4) 処分制限の対象となる財産の確認について

当補助金の交付要綱において、本事業により取得した取得価格 30 万円以上の機械及び装置は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過するまで処分が制限され、仮に処分する場合には県の事前承認を得たうえで補助金を一部返還することを求めることができる。また、処分制限期間の間は、県が定める様式の財産管理台帳を整備・保管することが必要である。

上記規定を受けて、県では、事業完了後の確認検査時に現物を目視確認し、実績報告審査の段階で財産管理台帳が整備されていることを確認している。また、当補助金においては、事業実施年度から 5 年間（ただし果樹等の収穫まで相当の期間を要する品目は 7 年間）の事業実施状況報告を義務づけており、補助金により導入した設備、事業の成果（販売額、所得、生産コスト等）及び市町村の評価等を毎年、県でも確認しており、処分制限の対象となる財産の状況を把握している。

しかし、当補助金の対象とする施設・設備は耐用年数が 7 年～10 年のものがあり、事業実施年度から 5 年後以降の年度については県から積極的な確認は行っていない。確かに、規定上は県からの確認等特段の手続は要求されておらず、所有者である事業主体が責任をもって財産を管理し、又は補助事業者である市町村が事業主体とともに、処分制限期間にわたり補助金交付要綱等を遵守する必要がある。

一方で、県が全く確認を行わない場合、処分制限期間内に財産が処分され又は遊休化している可能性を看過し、補助金の効果が失われてしまう結果となる可能性がある。よって、県の事務負担とのバランスを考慮した上で、定期的な利用状況の文書による確認や必要性・重要性に応じた現物調査等の実施、又は処分制限期間経過時点での確認を行うこと等を検討されたい。なお、これらの確認を実施するために、財産管理台帳の集約・データベース化などが考えられる。【意見】

#### (5) 各総合支庁が開発した交付事務に係るツール等の情報共有について

当補助金については、「補助金交付要綱」の他にも「実施要綱」「実施要領」「実施要領の運用について」等が整備され広範かつ詳細な規定が定められている。各総合支庁では、実施要件や補助金の算出方法等の合規性を漏れなく確認・検査するため、それぞれ独自でチェックリストやツールを作成し、交付事務を行っている。なお、監査人が個別ヒアリングで提供を受け、又は現地視察により運用を確認した資料は次のとおりである。

総合支庁	名称	内容
村山	園芸大国やまがた産地育成支援事業チェックリスト	事業計画承認の可否審査に使用。各規定の条文とともに事業内容や実施計画書、添付書類のチェックポイントや具体的な確認内容を明記している。
	園芸関係補助金に係る現地調査	確認検査に使用。入札等、契約、検査、支払、

	表（ハード）	会計処理の状況、施設・機械等調査、管理状況、財産管理台帳の有無等を記入して確認検査復命書に添付している。
置賜	補助金算定シート	消費税本則課税事業者か否かを選択することで税抜又は税込金額で自動計算し、かつ、施工費の上限等も自動計算して補助対象経費を算出するシートであり、額の確定の際に必要なに応じて使用している。
	規模決定根拠シート	機械の型式、理論作業量や1日の作業面積、作業可能日数等に基づき導入設備の必要台数を算出するシートであり、事業実施計画の添付書類として実施主体に作成してもらっている。
	事務検査チェック表	事務検査に使用。事業の進捗、入札状況等を記入し、経理状況確認調査調書に添付している。
	完成確認検査チェックシート	完成確認検査に使用。契約・工事の状況、会計処理、現地確認の状況を記入し、確認検査復命書に添付している。
庄内	確認（事務）検査チェックシート	確認検査に使用。手続、検査状況、通帳管理、事業実施に係る手続及び意思決定状況、入札等執行状況及び契約内容を確認し、完成確認検査復命書に添付している。
最上	機械導入決定根拠シート	機械の型式、作業幅・速度等に基づく実作業量と作業可能日数から必要な導入台数を算出するシートで、計画申請時に使用している。

内容を類型化すると、確認検査のためのチェックシート（調査表、チェック表）は、各総合支庁がほぼ同様のものを作成している。事業計画審査のためのツールとしては、村山総合支庁の事業計画承認用チェックリスト、置賜総合支庁の規模決定根拠シート、最上総合支庁の機械導入決定根拠シートがあり、審査の効果的な実施に有用であるが、それぞれ開発した総合支庁でのみ運用されているものである。補助金額の算定については、他の総合支庁では同様の計算を手計算で実施しているが、置賜総合支庁では必要に応じて補助金算定シートを使用し、効率化を図っている。

補助金交付に係る審査等の事務は、取り扱う総合支庁が異なっても同質・同水準の有効性が必要であるが、一方で、本庁と総合支庁との事務・権限移譲により総合支庁が担当する業務は増加しながら人員数は減少していることから、リスクを考慮してポイントを絞った効率的な事務が求められるものと考ええる。よって、事業を所管する本庁所管課

は、必要に応じて現在の状況に応じたリスク判断を行い、効果的かつ効率的な交付事務運営となるよう各総合支庁のノウハウやツールについて情報共有・共通化を検討されたい。【意見】

60 山形県和牛繁殖雌牛増頭事業費補助金  
(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県和牛繁殖雌牛増頭事業費補助金			
所管部課	(事業) 農林水産部畜産振興課 (交付事務) 各総合支庁農業振興課			
創設年度	平成 23 年度			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	和牛繁殖雌牛を増頭し、「山形生まれ・山形育ち」の総称山形牛の生産を拡大することにより、国際的な経済連携の進展などに伴い激化する産地間競争を勝ち抜く競争力の高い肉用牛産業の振興を図る			
補助対象事業の概要	優良な和牛繁殖雌牛を導入し、増頭を図ろうとする意欲が高い畜産農家に対して、奨励金として交付する。			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県和牛繁殖雌牛増頭事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	農業協同組合 (生産者)			
補助金等の算出方法	1 頭当たり繁殖雌牛の購入価格の 6 分の 1 以内又は 100 千円のいずれか低い額			
補助対象経費	繁殖雌牛の導入に要する経費 (家畜運搬等の諸経費を含む)			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	20,000	17,000	17,000	17,000
決算額	19,993	16,705	16,974	—
(財源)				
一般財源	19,993	16,705	16,974	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—

	交付先数	11	13	9	—
	決算額÷交付先数	1,817	1,285	1,886	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	和牛繁殖雌牛頭数			
目標値及び成果実績		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	目標値	6,320頭	6,630頭	6,940頭
	成果実績	6,720頭	7,220頭	7,690頭

(監査の結果)

(1) 自家保留牛に係る交付対象要件見直しの検討について

畜産農家が、自らの農場で生まれた和牛雌子牛を繁殖用雌牛とするため自家保留する場合で、かつ、当補助金を受けようとする場合、当該雌子牛を家畜子牛市場に上場し自ら落札している。

これは、「和牛繁殖雌牛増頭事業実施要領」において、「交付対象とする和牛繁殖雌牛は、家畜子牛市場に上場取引された牛であり、血統登録証明書を有するものとする。」という要件が定められているためである。

当該要件により、市場で落札され購入金額が確定し、補助金額を客観的に算出することができるようになっているのは事実である。しかし、自ら上場し自ら落札することで、市場までの運搬費や市場に対する手数料等の経費が発生しており、補助金交付要件を満たすという目的のために、優秀な血統の雌子牛により和牛繁殖牛の増頭を図ろうとする畜産農家に対する奨励金としての補助金の効果が薄まっていると考える。

県が実施している全国の同種補助金に関する調査資料によると、高知県では、自家保留を促進する取組みに対する補助金の制度があり、直近2回の県内家畜市場における和牛雌子牛平均価格等に基づいて補助金額を算出している。

他県のこうした取組みを参考にして、補助金の目的をより効果的に達成するため、自家保留牛に係る補助金交付の要件や補助対象経費の算出方法の見直しを検討されたい。

【意見】

#### 61 山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金
所管部課	(事業) 農林水産部森林ノミクス推進課 (交付事務) 各総合支庁森林整備課

創設年度	平成 22 年度			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	平成 25 年度、平成 27 年度			
補助金等の目的	住宅建築分野における県産木材の需要拡大を図ることにより、県内の森林資源の循環利用促進及び木材関連産業の活性化に資する			
補助対象事業の概要	やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度により産地証明された木材（A材）を基準値（延べ床面積×0.1）以上使用した新築の住宅の施主に補助金を交付する。			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	建築主			
補助金等の算出方法	定額（20 万円）			
補助対象経費	-			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	28,700	29,000	22,000	18,000
決算額	28,700	29,000	22,000	-
(財源)				
一般財源	28,700	29,000	22,000	-
国庫	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
交付先数	163	159	110	-
決算額÷交付先数	176	182	200	-

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	県内の木材需要に対する県産木材（A材）の供給割合		
目標値及び成果実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目標値	-	-	-
成果実績	76.6%	77.2%	67.5%

(監査の結果)

該当なし。

62 公募型支障木伐採事業費補助金

(補助金等の概要)

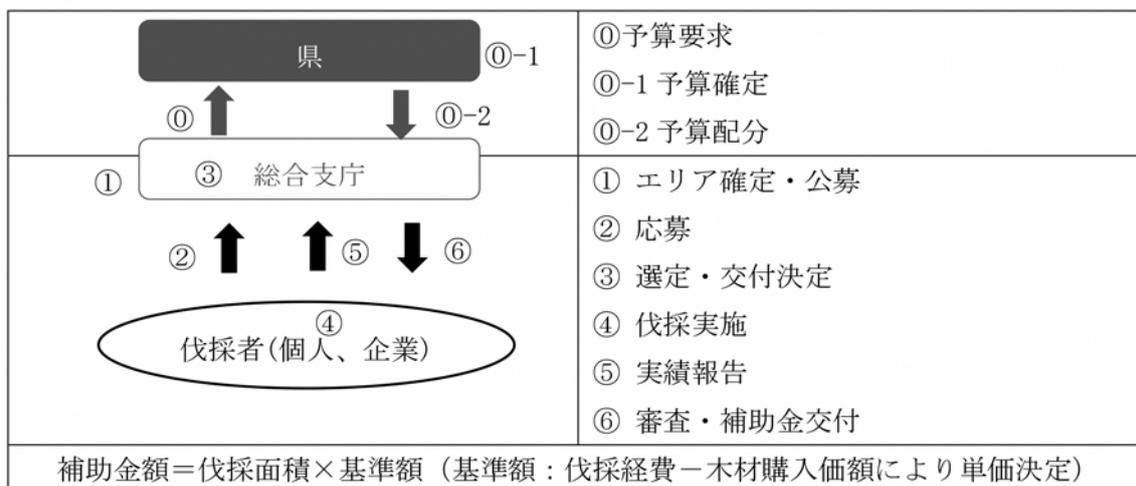
補助金等の名称	公募型支障木伐採事業補助金			
所管部課	(事業) 県土整備部河川課 (交付事務) 各総合支庁河川砂防課			
創設年度	平成 19 年度			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	平成 20 年度～平成 22 年度、平成 24 年度～平成 30 年度			
補助金等の目的	河川区域内における支障木伐採利用者の条件悪地に係る伐採利用に要する経費の一部支援			
補助対象事業の概要	支障木伐採利用事業の条件悪地での伐木・集積及び搬入路整正に要する経費			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度県管理の河川区域内における支障木伐採利用に係る事業補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	個人 9 名、団体 1 組、法人 3 社 計 13 先			
補助金等の算出方法	伐採面積 100 m <sup>2</sup> 当たりの伐採量等により定める下表の基準額に伐採面積を乗じて得た額以内の額			
	100 m <sup>2</sup> 当たりの伐採量	基準額 (1 m <sup>2</sup> 当たり)		
	0.6 m <sup>3</sup> 未満	160 円		
	0.6 m <sup>3</sup> 以上 0.7 m <sup>3</sup> 未満	150 円		
	0.7 m <sup>3</sup> 以上 0.8 m <sup>3</sup> 未満	140 円		
	0.8 m <sup>3</sup> 以上 0.9 m <sup>3</sup> 未満	130 円		
	0.9 m <sup>3</sup> 以上 1.0 m <sup>3</sup> 未満	120 円		
	1.0 m <sup>3</sup> 以上 1.1 m <sup>3</sup> 未満	111 円		
	1.1 m <sup>3</sup> 以上 1.2 m <sup>3</sup> 未満	91 円		
	1.2 m <sup>3</sup> 以上 1.3 m <sup>3</sup> 未満	81 円		
	1.3 m <sup>3</sup> 以上 1.4 m <sup>3</sup> 未満	73 円		
	1.4 m <sup>3</sup> 以上 1.5 m <sup>3</sup> 未満	71 円		
	1.5 m <sup>3</sup> 以上	61 円		
補助対象経費	条件悪地での伐木・集積及び搬入路整正に要する経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	12,199	8,728	11,191	20,500

	決算額		11,473	8,683	11,086	—
	(財源)	一般財源	11,473	8,683	11,086	—
		国庫	—	—	—	—
		その他	—	—	—	—
	交付先数		9	10	13	—
決算額÷交付先数		1,274	868	852	—	

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	目標値	—	—	—
	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	伐採を公募する河川区域や繁茂の程度は毎年変わり現場条件が常に一律ではないため、応募者側の判断で応募が見送られる場合があることから、補助金単位での目標は設定しない。			

(補助金の概略図)



(監査の結果)

(1) 実績報告における収支報告書添付の徹底

村山総合支庁（北村山地域振興局）、庄内総合支庁において、交付先の実績報告書に収支報告書が添付されておらず、したがってこれに係る調査が行われていなかった。

この点、補助金交付要綱第12条（実績報告）では、事業実績報告書と合わせ、「別に定める関係書類」を提出することを求めているが、当該関係書類が何を指しているか規定等は存在せず不明確である。

(実績報告)

第 12 条 支障木伐採利用者の代表者は、事業が完了したときは、その日から起算して 20 日を経過した日又は平成 31 年 4 月 10 日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（別記様式第 7 号）と別に定める関係書類を、知事に提出しなければならない。

一方、補助金交付要綱第 11 条（検査等）、第 13 条（補助金の額の確定）、および第 16 条（補助事業の経理等）において会計帳簿の整備、保存を前提としている。

(検査等)

第 11 条 知事は、補助金の交付の適正を期するため必要があるときは、支障木伐採利用者の代表者に報告を求め、又は職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の額の確定)

第 13 条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、報告に係る伐採利用の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、支障木伐採利用者の代表者に対して、補助金確定通知書（別記様式第 8 号）により通知するものとする。

2 知事は、前項の審査にあたり、必要があるときは、支障木伐採利用者の代表者に対して報告を求め、又は職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ、その報告にかかる事業が適正に行われたかどうか調査することがある。

(補助事業の経理等)

第 16 条 支障木伐採利用者の代表者は、補助事業についての会計帳簿を備え、事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。この場合、他の経理と区分して行うか又は内容表示等をもって行うかは選択できるものとする。

2 支障木伐採利用者の代表者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の会計帳簿とともに補助事業の完了した日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

以上より、県は補助金交付要綱に収支報告書の提出が必ず行われるよう改訂し、収支報告書の適時適切な調査を確実にを行い、補助金が適正に使用されていることを確かめるべきである。あわせて、補助金交付要綱第 11 条（検査等）、第 13 条（補助金の額の確定）第 2 項の県職員による帳簿書類の検査に関する「必要があるとき」という曖昧な表現についても修正すべきである。【指摘事項】

(2) 補助金の効果測定の必要性について

現時点、効果測定が行われていない補助金である。これについて、県は「伐採を公募する河川区域や繁茂の程度は毎年変わり現場条件が常に一律ではないため、応募者側の判断で応募が見送られる場合があることから、補助金単位での目標を設定しない。」と回答している。

一方で、当補助金の公益性は、交付先に対するもののほか、支障木の伐採による近隣住民に対する安全確保という側面にもあると考える。

県は、実質的な効果測定を継続して行うことにより補助金による経済効果を明確にし、さらに総合支庁ごと複数年度における傾向を分析することにより有効な予算配分に活用していく必要があるものとする。【意見】

参考までに、監査人は業務委託で同事業を実施した場合に比してどれほど少ない経費で同一の伐採を行うことができたのかを当補助金の経済効果と考え、これに係る平成30年度の分析結果を以下に記載する。

表：公募型支障木伐採事業補助金による経済効果

	置賜	西置賜	北村山	庄内	計
A 補助金額（千円）	2,658	1,951	2,000	4,476	11,086
B 業務委託の場合の 推定委託料(千円)(※)	8,040	10,686	8,750	18,200	45,676
補助金による効果 C=B-A	5,382	8,735	6,750	13,724	34,590
D 伐採面積（㎡）	18,600	19,000	12,500	30,745	80,845
単位面積あたり効果 C/D（円/㎡）	289	459	540	446	427

(※)各総合支庁所管課が、同面積を業務委託したと仮定した場合の積算又は近隣での実際の業務委託費をもとに算定を行った金額である。

63 保安施設検査業務費補助金

(補助金等の概要)

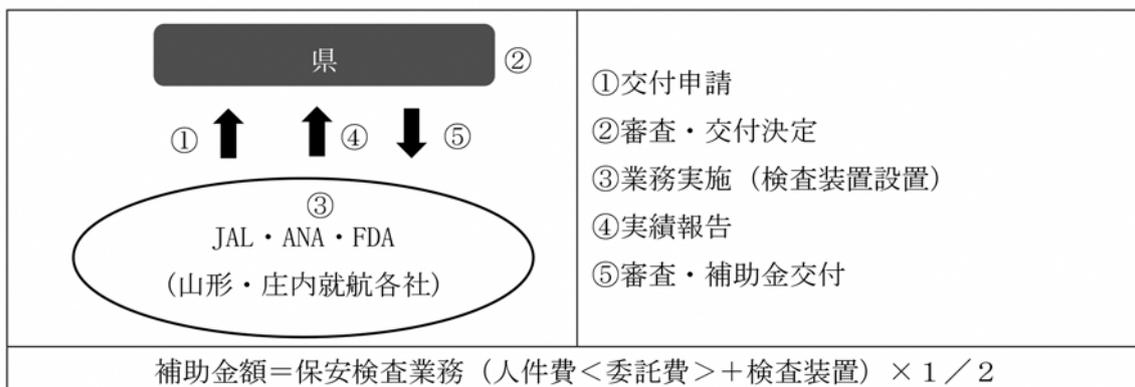
補助金等の名称	保安施設検査業務費補助金
所管部課	県土整備部空港港湾課
創設年度	平成18年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	山形空港及び庄内空港における搭乗者の安全を図

	るため			
補助対象事業の概要	日本航空、フジドリームエアラインズ、全日本空輸が実施する保安施設検査業務及びこれに要する検査装置更新に係る経費			
補助金等の分類	施設整備費補助、その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県空港保安施設検査業務費等補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	日本航空、フジドリームエアラインズ、全日本空輸			
補助金等の算出方法	補助対象経費の 2 分の 1 の額、または予算額のいずれか低い額			
補助対象経費	(1) 保安施設検査業務に従事する職員の人件費 (2) 空港に設置している検査装置を購入、設置するための経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	53,778	61,993	62,345	75,620
決算額	53,575	61,639	61,465	—
(財源)				
一般財源	53,575	61,639	61,465	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	3	3	3	—
決算額÷交付先数	17,858	20,546	20,488	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	ハイジャック件数		
目標値及び成果実績	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値	0	0	0
成果実績	0	0	0

(補助金の概略図)



(監査の結果)

(1) 補助金の効果測定における成果指標の検討

当補助金は終期が設定されていない補助金であるが、その成果指標について県はハイジャック件数としている。ハイジャック件数は起こる可能性が極めて低い指標と考えられ、補助金の効果測定のための成果指標として相応しいか疑問が残る。

この点、県は「国土交通省からの要請に基づき空港管理者として補助を行っており、事業目的や現在の世界情勢など勘案して起こりうるものとして対応が求められるため、成果指標として適当」と考えている。

監査人としては、国からの要請であるか否かにかかわらず、県単独事業である以上、補助金の効果に係る成果指標の設定が必要と考える。当補助金の成果指標としてハイジャック件数0とすることは究極目標と考えられるが、当補助金の対象は空港における保安検査に係る事業であることから、搭乗者に対する検査実績やそれによる危険物の検出実績など、補助対象事業に直接関連し把握可能な数値に基づく指標もあわせて把握し分析することが望ましいと考える。【意見】

64 がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金

(補助金等の概要)

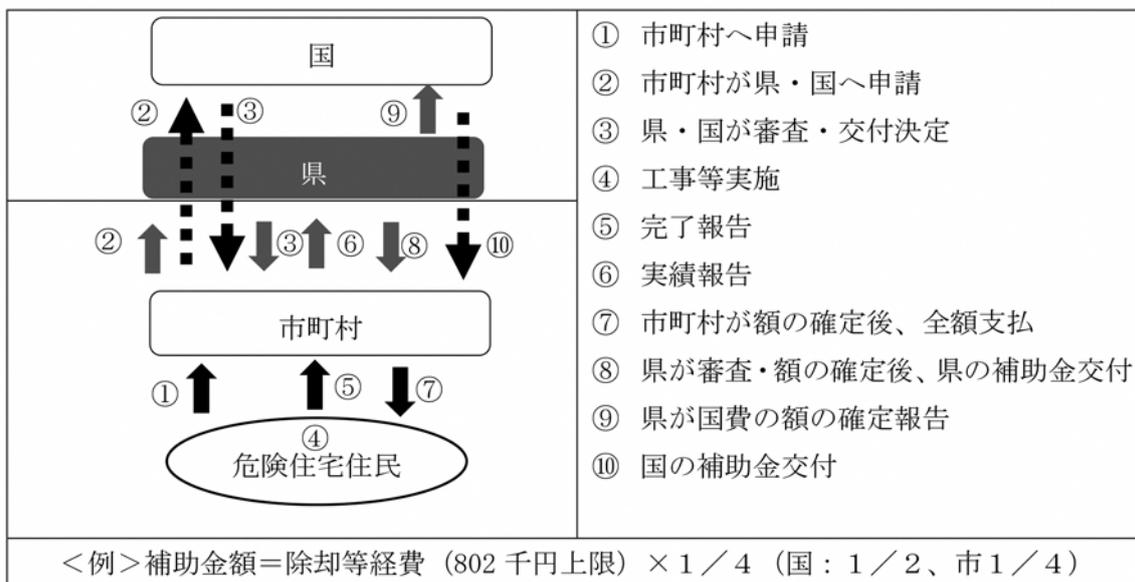
補助金等の名称	がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金
所管部課	県土整備部建築住宅課
創設年度	昭和 49 年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	平成 30 年度
補助金等の目的	市町村ががけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の移転を行う者に補助金を交付する場合に市町村に

	補助金を交付する			
補助対象事業の概要	①国が定める社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき社会資本整備総合交付金の交付対象となる事業 ②移転先が知事が指定した土砂災害警戒区域内である場合の危険住宅除却事業			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	市町村（住宅所有者）			
補助金等の算出方法	別表に掲げる補助対象額の欄に定める額に、同表の補助率の欄に定める率を乗じて得た額以内			
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険住宅の除却等に要する経費</li> <li>危険住宅に代わる住宅の建設、購入に要する経費</li> </ul>			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	2,596	3,075	801	4,717
決算額	2,596	3,075	801	—
(財源)				
一般財源	2,596	3,075	801	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	4	6	3	—
決算額÷交付先数	649	512	267	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	なし			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値		—	—	—
成果実績		—	—	—
成果目標を設定していない理由	個人の移転の意向が基本となるため			

(補助金の概略図)



(監査の結果)

(1) 移転未了物件数の把握と危険住宅に係るリスク管理の必要性

効果測定が行われていない補助金ではあるが、国、都道府県、市町村および住民が関わる案件であり、主な管理主体は市町村である。県としては、主な管理主体である市町村の申請に対し不備なければ補助する立場にある。

現在の移転未了物件数を正確に把握することが望ましいが、昨今の環境変化を考慮すると、土砂災害特別警戒区域の区域外でも危険な住宅も存在している。今後、当補助金の範囲が土砂災害警戒区域にまで広がった場合をあらかじめ想定した対象物件の把握分析や、これに伴い必要となる予算の試算など県として実施可能なリスク管理を行っていく必要があると考える。【意見】

65 住宅リフォーム総合支援事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	住宅リフォーム総合支援事業費補助金
所管部課	県土整備部建築住宅課
創設年度	平成23年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	平成24年度、平成27年度～平成30年度
補助金等の目的	住宅の質の向上及び住宅投資の波及効果による県内経済の活性化を図るとともに、人口減少対策及び空き家対策と融合した住まいづくりを推進する

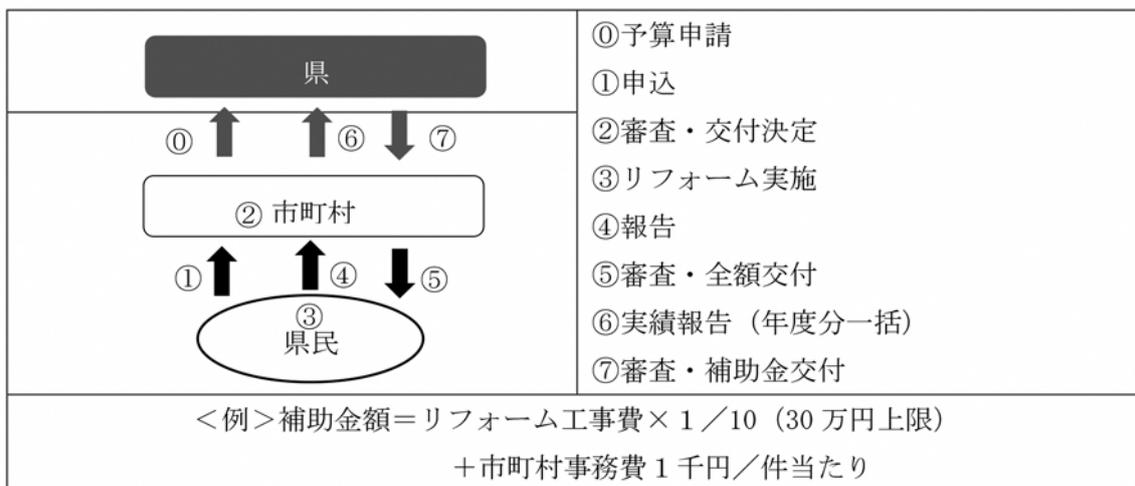
	ため 地震発生時における住宅の被害軽減を図るため				
補助対象事業の概要	市町村が住宅等の①リフォーム等工事②耐震改修工事を行う者に対して補助金を交付する場合において市町村に補助金を交付する				
補助金等の分類	その他事業費補助				
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付要綱				
補助金等の交付先(最終交付先)	市町村（住宅所有者）				
補助金等の算出方法	①リフォーム等工事に要する費用の 10 分の 1 の額または 20 万円(または 30 万円)のいずれか低い額、ほか ②耐震改修工事に要する費用の 4 分の 1 の額または 40 万円のいずれか低い額				
補助対象経費	リフォーム等工事費用、耐震改修工事費用				
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
予算額	672,840	674,400	614,628	599,958	
決算額	619,714	618,204	561,244	—	
(財源)	一般財源	619,714	618,204	561,244	—
国庫	—	—	—	—	
その他	—	—	—	—	
交付先数	35	35	35	—	
決算額÷交付先数	17,706	17,662	16,035	—	

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	住宅リフォーム市場規模			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値		426 億円	432 億円	438 億円
成果実績		366 億円	487 億円	509 億円

達成すべき成果指標	三世帯同居・近居リフォーム補助件数（累計）			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値		—	1,100 件	1,400 件
成果実績		728 件	1,050 件	1,350 件

(補助金の概略図)



(監査の結果)

(1) 補助金交付の除外要件に関する必要性について

当補助金は、市町村が県民に対してリフォーム等工事費に対する補助金を交付する場合に、県がその市町村補助金を一部負担するためのものである。したがって、市町村補助金を前提とした補助金と考えられるが、補助金交付要綱に県補助金等の適正化に関する規則第6条の2で定める「補助金等の交付の除外要件」いわゆる暴力団排除の条項が規定されていない。また、サンプルで入手した山形市の同補助金についても、「山形市補助金等の適正化に関する規則」(昭和52年3月30日規則第10号)では同条項が規定されているが、補助金交付要綱および申込関連資料には、当該規定その他の明記はなかった。

(補助金等の交付の除外要件)

第6条の2 知事は、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるもの
- (3) 法人でその役員のうち前2号のいずれかに該当する者のあるもの

当補助金は間接補助であり直接の申請者は市町村ではあるが、最終受益者が不特定多数の個人であることを考慮すると、県の補助金交付要綱において、申請者だけでなく最終受益者も対象に加えたうえで、認定の除外要件である暴力団排除の規定を追加することを検討されたい。また、当補助金の入口と考えられる市町村補助金の交付認定は市町

村により行っていることを考慮すると、県は、市町村の補助金交付要綱及び申込関連資料にも明記することを指導する必要があると考える。【意見】

(2) 補助金の現地調査に関する網羅性の検討

県による現地調査は、担当者複数人が各総合支庁に赴き市町村が持参した疎明資料を閲覧しているとのことだった。これを2月に実施しているため、毎年2～3月分の交付先について抽出調査の対象から漏れていることとなる。

補助金が適切に使用されていることを確かめるために、翌年度調査時であっても前年度2～3月分を合わせて抽出調査の対象としてフォローすることが望ましいと考える。【意見】

66 山形の家づくり利子補給補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形の家づくり利子補給補助金
所管部課	県土整備部建築住宅課
創設年度	平成14年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	平成18年度、平成21年度、平成23年度、平成27年度、平成29年度、平成30年度
補助金等の目的	県民の県産木材の利用促進及び人口減少対策と融合した住まいづくりの推進に資するため
補助対象事業の概要	県産木材を使用し、耐久性、省エネルギー性能及び耐雪性等を有する住宅を建設する資金を金融機関から借り入れる者に対し利子補給金を交付する
補助金等の分類	その他事業費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	平成30年度山形の家づくり利子補給金交付要綱
補助金等の交付先(最終交付先)	住宅建築または購入により借り入れする県民
補助金等の算出方法	下記融資金額の借入金残高に応じ、借入金残高に対して0.5パーセントの割合で計算した額以内の額
補助対象経費	住宅建設等に要する資金融資またはフラット35等のうち、住宅の建設工事等に要する額かつ、融資金額が2,500万円(三世代同居型は3,000万円)以下であるときの借入利息

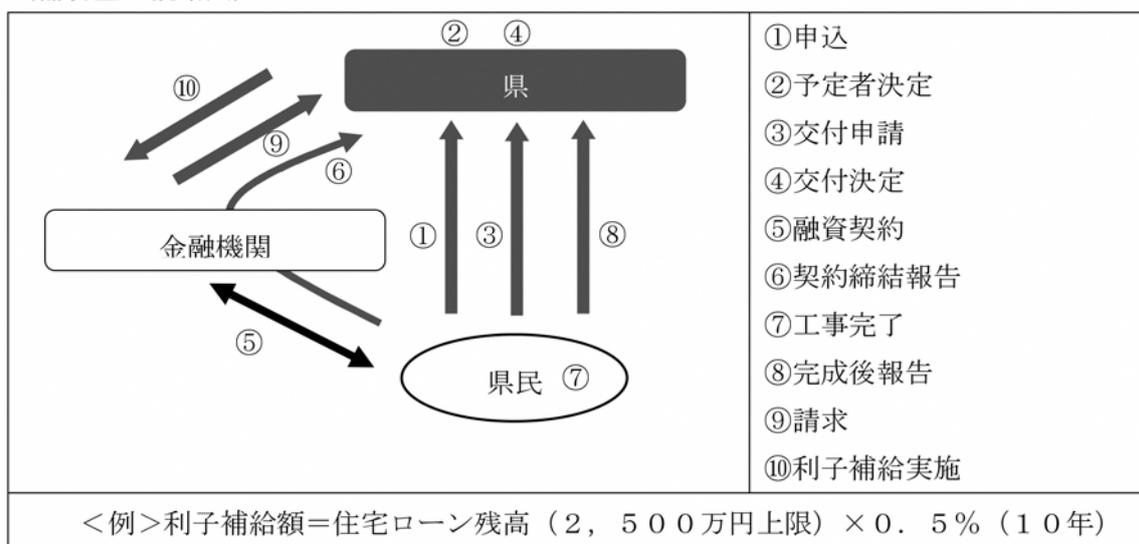
補助金等の実績と財源(千円)		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額		227,862	219,420	208,795	212,493
決算額		227,370	218,969	208,240	—
(財源)	一般財源	227,370	218,969	208,240	—
	国庫	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
交付先数		2,142	2,247	2,364	—
決算額÷交付先数		106	97	88	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	JAS 製品の出荷量			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	39,400 m <sup>3</sup>	50,800 m <sup>3</sup>	62,200 m <sup>3</sup>
	成果実績	30,000 m <sup>3</sup>	60,000 m <sup>3</sup>	77,000 m <sup>3</sup>

達成すべき成果指標	新築住宅(持家)に占める省エネ性能の高い住宅割合			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	—	24%
	成果実績	—	—	25%

(補助金の概略図)



(監査の結果)

(1) 低割合区分の補助事業に係る予算の柔軟かつ有効な利用の検討

当補助金は、平成 30 年度後期分（9 月から 2 月）より新しい制度にて運用している（次表参照）。

表：平成 30 年度後期 利子補給の対象となる住宅

	県産木材多用型	寒さ対策・断熱化型	子育て支援型（三世帯・近居）	移住促進型	子育て支援型（一般）	耐震建替型
県産木材の使用割合等	100%かつ15㎡以上	50%以上			70%以上	
耐久性基準・省エネ基準	○	○	○	○	○	○
世帯要件	—	—	三世帯同居又は近居	県外からの移住世帯	子育て世帯	—
その他の基準	—	やまがた健康住宅認証	床面積165㎡以上（三世帯のみ）	—	—	旧耐震住宅の解体
利子補給対象額の上限	2,500万円				1,500万円	
利子補給率	0.5%				0.4%	
利子補給額	最大約100万円（上限10万円/年×10年間）				最大約50万円（上限5万円/年×10年間）	
募集戸数（平成31年度通年募集戸数）	35戸（110戸）				80戸（160戸）	

令和元年度においても同様の制度にて運用しているが、高割合の区分は早くに募集戸数の110戸達成しており、低割合の区分は11月時点でも募集戸数の50%あまりしか達していない。もし補助金実績が予算未達となることでその後の補助金予算の削減に繋がってしまうと、県民の利益に反するおそれがある。

判断は難しいかもしれないが、予算内であれば区分間での柔軟な運用も許容されるのではないかと考える。【意見】

67 むらやま子育てサポートふれあい体験事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	むらやま子育てサポートふれあい体験事業費補助金
所管部課	村山総合支庁子ども家庭支援課
創設年度	不明
終期年度	未設定

補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	近い将来子育てを担う高校生が乳幼児やその親とのふれあい交流を通じて結婚観・家庭観を醸成することにより、将来の子育ての不安感の軽減を図るとともに、子育て支援体験を通して保育の仕事を志す人材の育成につなげることを目的とする。			
補助対象事業の概要	高校生を対象とした子育て体験及び子育て支援体験事業の実施。			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度むらやま子育てサポートふれあい体験事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	子育て支援団体			
補助金等の算出方法	下記基準額と、実支出額から寄付金その他収入額を控除した額を比較して少ない額			
	実施グループ数	金額		
	1 グループ	26,000 円		
	2 グループ	41,000 円		
	3 グループ	56,000 円		
	4 グループ	70,000 円		
補助対象経費	事業実施に必要な経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	252	217	263	230
決算額	252	217	263	—
(財源)				
一般財源	252	217	263	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	4	5	5	—
決算額÷交付先数	63	43	52	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	なし			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値		—	—	—
成果実績		—	—	—
成果目標を設定していない理由	結婚観・家庭観の醸成や子育てへの安心感を高め			

	ること等を目的とした事業であり、成果の測定は困難であるため
--	-------------------------------

(監査の結果)

(1) 補助金交付要綱への仕入控除税額の確認に関する条項の追加について

補助事業者が消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の課税事業者である場合、補助事業等に係る課税仕入れに伴い、消費税仕入控除税額が発生することとなる。そのため、仕入控除税額と補助金交付が重複しないよう、課税仕入れに係る消費税等相当額について、補助対象経費から減額する必要がある。

県では、「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」（平成 22 年 3 月 30 日財第 314 号総務部長通知別紙）で、補助金交付要綱上、交付申請や実績報告、消費税及び地方消費税の申告後の各段階で、補助金に係る消費税仕入控除税額の報告を求める条項を規定することを注意喚起している。

当補助金の交付要綱には、交付申請や実績報告の段階での確認条項は記載されているが、消費税及び地方消費税の申告後の段階で報告を求める条項が記載されていない。

「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」（平成 22 年 3 月 30 日財第 314 号総務部長通知別紙）18 その他より抜粋

**【規定例】**

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第〇条 補助事業者等は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告の規定により減額した補助事業者等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第△号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

当補助金の実際の交付先を確認したところ、課税事業者と考えられる交付先も存在するため、仕入控除税額と補助金交付の重複を防止するため、補助金交付要綱に「消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還」に係る条項を追加することを検討されたい。【意見】

68 山形県離島航路補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県離島航路補助金
---------	------------

所管部課	庄内総合支庁			
創設年度	平成6年度			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	離島航路の維持改善を図り、もって離島住民の生活の安定と福祉の向上に資する。			
補助対象事業の概要	酒田市が離島航路整備法に基づき実施する、酒田と飛島を連絡する離島航路事業			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	離島振興法 平成30年度山形県離島航路補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	酒田市			
補助金等の算出方法	次に定める方法により査定した欠損額から前年度国が交付する国庫補助額を差し引いた額又は20,160千円のいずれか低い額 「欠損額の査定方法」 (1) 国が前年度に実施した国庫補助航路事業の監査により算出した欠損額 (2) 知事が(1)のほかに特に必要と認め査定した額			
補助対象経費	補助金等の算出方法を参照			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	19,840	19,920	20,160	20,080
決算額	19,840	19,920	20,160	—
(財源)				
一般財源	19,840	19,920	20,160	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	19,840	19,920	20,160	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成28年度	平成29年度	平成30年度
目標値		—	—	—
成果実績		—	—	—
成果目標を設定していない理由	対象年度欠損額への補助であるため。			

(監査の結果)

(1) 成果指標の設定について

現状、対象年度欠損額への補助であるということで成果指標の設定及び効果測定につき該当がない旨の回答を受けている。この点、当航路は国の「地域公共交通確保維持改善事業」から支援を受けており、その場合「酒田～勝浦航路確保維持協議会」自らが毎年事業評価を行うことが求められている。

当該事業評価の中では旅客人数の目標と実績及び達成状況の分析、今後の改善事項等が記載されており、これらを参考に当補助金についても成果指標を設定することが望ましい。【意見】

なお、平成 30 航路年度（平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月）の事業評価での目標設定、成果実績及び分析は下記のとおりである。

成果目標：旅客人数	分析
目標値：22,521 人 実績値：23,298.5 人 達成率：103.5%	旅客人数の増加は、テレビCMによる告知の実施、子ども無料キャンペーンの実施期間拡張、好天による就航数増が要因と考えられる。

69 山形県県産貝類安全対策事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県県産貝類安全対策事業費補助金
所管部課	庄内総合支庁
創設年度	平成 16 年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	平成 29 年
補助金等の目的	食中毒や貝毒の危険性がある県産貝類の食の安全性の確保及びブランドの維持のため、検査実施の必要性がある。
補助対象事業の概要	山形県漁業協同組合が実施する県産貝類安全対策事業が対象である。
補助金等の分類	その他事業費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県県産貝類安全対策事業費補助金交付要綱
補助金等の交付先(最終交付先)	山形県漁業協同組合
補助金等の算出方法	補助対象経費の 3 分の 1 以内の額とする。
補助対象経費	上記補助対象事業における、海水モニタリング検

	査費、貝毒検査費、ノロウイルス検査費等が補助対象経費である。			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	344	360	367	367
決算額	344	360	367	—
(財源)				
一般財源	344	360	367	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	344	360	367	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	県産イワガキとイガイによる食中毒事件の発生件数		
目標値及び成果実績	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値	0	0	0
成果実績	0	0	0

(監査の結果)

該当なし。

## 70 新聞を活用した教育活動への支援事業補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	新聞を活用した教育活動への支援事業補助金
所管部課	教育庁総務課
創設年度	平成 29 年
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	郷土愛の醸成を主な目的とし、併せて読解力の向上、教育格差の是正を図るもの
補助対象事業の概要	県内の市町村が、市町村立小中学校（義務教育学校を含む）において、小学校にあっては5学年及び6学年、中学校にあっては1学年から3学年までを対象とし、新聞を活用して郷土愛の醸成、読解力の向上等に資する教育活動を推進する事業

補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	新聞を活用した教育活動への支援事業補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	県内市町村			
補助金等の算出方法	新聞購読料実支出額の 1/2			
補助対象経費	新聞を活用して郷土愛の醸成、読解力の向上等に資する教育活動に取り組む各学級に新聞 1 紙を 9 か月以内の期間配置するために要する新聞の購読料			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	—	8,497	10,014	12,285
決算額	—	8,497	10,014	—
(財源)				
一般財源	—	8,497	10,014	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	—	32	34	—
決算額÷交付先数	—	265	294	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	全国学力・学習状況調査において、①地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある、②授業や課外活動で地域のことを調べたり、地域の人と関わったりする機会があった、と回答した児童生徒の割合			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	対前年比増	対前年比増
	成果実績	—	①67.4%(小) 66.0%(中)	①67.9%(小) 66.6%(中)
			②73.0%(小) 57.6%(中)	②76.3%(小) 75.8%(中)

(監査の結果)

該当なし。

71 山形県指定文化財管理費補助金  
(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県指定文化財管理費補助金				
所管部課	教育庁文化財・生涯学習課				
創設年度	不明				
終期年度	未設定				
補助金見直しを行った年度	該当なし				
補助金等の目的	県指定文化財の適正な維持管理を図るもの				
補助対象事業の概要	<p>(1) 建造物に設置した自動火災報知設備、消火設備、避雷設備等の設備及びこれらに準ずる防災関係機器の保守点検等事業</p> <p>(2) 建造物等の維持管理のための差し茅、防虫及び雪降し等の小修理事業</p> <p>(3) 荒廃等の危機にさらされている名勝等庭園、天然記念物及び民家の屋敷構え等の適正な環境を維持するための防虫、殺虫、施肥、剪定等整備事業</p>				
補助金等の分類	その他事業費補助				
根拠法令・交付要綱等の名称	<p>山形県文化財保護条例</p> <p>山形県指定文化財管理費補助金交付要綱</p>				
補助金等の交付先(最終交付先)	県指定文化財の所有者又は管理団体(市町村を除く)				
補助金等の算出方法	補助対象事業の実施に要する経費の1/3以内				
補助対象経費	<p>(1) 自動火災報知設備保守(消防機関へ通知する火災報知設備を含む)・消火設備・避雷設備等の保守点検等に要する経費</p> <p>(2) 建物等の維持管理のために行う小修理等に要する経費、雪害等による不測の事態を回避するために行う雪降し・除雪等の作業に要する経費</p> <p>(3) 名勝等庭園、天然記念物の荒廃等防止及び民家の環境整備に要する経費</p>				
補助金等の実績と財源(千円)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算額	2,634	1,161	1,058	1,041
	決算額	1,952	799	669	—
	(財源)				
	一般財源	1,952	799	669	—
	国庫	—	—	—	—

	その他	—	—	—	—
	交付先数	13	9	8	—
	決算額÷交付先数	150	88	83	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	—	—
	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	文化財保護を目的としているため			

(監査の結果)

該当なし。

## 72 山形県中学校体育連盟補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県中学校体育連盟補助金
所管部課	教育庁スポーツ保健課
創設年度	不明
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	毎年度実施
補助金等の目的	本県中学校におけるスポーツの競技力の向上を図るもの
補助対象事業の概要	東北中学校体育大会又は全国中学校体育大会その他の全国的な規模の競技会に係る選手強化事業及び選手派遣事業
補助金等の分類	その他事業費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県中学校体育連盟補助金交付要綱
補助金等の交付先(最終交付先)	山形県中学校体育連盟
補助金等の算出方法	(1) 東北及び全国大会トップ強化事業 補助対象経費の実支出額又は 2,740 千円のいずれか低い額 (2) 中学校スポーツ強化基礎づくり事業 補助対象経費の実支出額又は 1,260 千円のい

	<p>ずれか低い額</p> <p>(3) 全国中学校駅伝大会強化事業 補助対象経費の実支出額又は 200 千円のいずれか低い額</p> <p>(4) 東北及び全国大会選手派遣事業 次の算式により算出した額又は 4,064 千円のいずれか低い額</p> <p>【算式】 東北中学校体育大会に係る正規の登録メンバーの人数×3,000 円+全国中学校体育大会・その他全国的な規模の競技会に係る正規の登録メンバーの人数×4,000 円</p>			
補助対象経費	<p>(1) 東北及び全国大会トップ強化事業 旅費（交通費、宿泊費）、報償費、役務費及び会場使用料、傷害保険料</p> <p>(2) 中学校スポーツ強化基礎づくり事業 旅費（交通費、宿泊費）、報償費、役務費及び会場使用料、傷害保険料</p> <p>(3) 全国中学校駅伝大会強化事業 旅費（交通費、宿泊費）、報償費、役務費及び会場使用料、傷害保険料</p> <p>(4) 東北及び全国大会選手派遣事業 出場選手（マネージャーを含む）のうち正規の登録メンバーの宿泊費</p>			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	17,563	8,515	8,264	8,156
決算額	17,209	8,515	8,212	—
(財源)				
一般財源	17,209	8,515	8,212	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	17,209	8,515	8,212	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値		—	—	—

	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	スポーツを通じた生徒の健全育成が目的であるため			

(監査の結果)

(1) 補助金交付の効果測定に係る成果指標の設定の検討について

補助金交付による効果を測定するためには、具体的な成果指標を設定する必要があり、当該指標の設定により、補助金交付の有効性や必要性の検証が可能となる。

当補助金については、具体的な成果指標は特に設定していない。県では、当補助金は、本県中学校におけるスポーツを通じた健全育成が主目的であることから、山形県高等学校体育連盟補助金のように、達成すべき成果指標として全国大会等の入賞者数を設定することは、補助効果を測定するための成果指標としては馴染まないと考えている。

しかし、補助金交付による費用対効果を重視する観点からは、原則として補助効果測定のための成果指標を調査・設定し、補助金交付による効果の把握に努める必要がある。

県は、補助金の交付により補助目的が達成又は推進されたことを具体的に示す成果指標を設定する、あるいは直接の補助効果を把握することは困難であっても、間接的・部分的に補助効果を示すと考えられる成果指標を設定し、補助金交付の有効性・必要性について検証していくことが望ましい。

例えば、山形県高等学校体育連盟補助金同様、全国大会等の入賞者数といった定量的指標を用いること、または当補助金の最終受益者となる生徒や指導者を対象としたアンケート調査を実施することにより、当補助金による満足度を測定し、その結果を定性的指標として用いることなどについて検討されたい。【意見】

(2) 交付申請時に添付する収支予算書の作成指導について

当補助金の交付申請時に添付された補助事業ごとの収支予算書と、実績報告時に添付された補助事業ごとの収支精算書について、中学校スポーツ強化基礎づくり事業及び全国中学校駅伝大会強化事業で、当初予算額と決算額が大きく乖離していた。

県の説明によれば、一部種目で当初想定していた事業に要する経費と実支出額に大きく開きがあったこと、予算設定時の宿泊費・交通費の単価設定や人員設定が曖昧であったことが原因とのことである。

これらの事業に対する補助金交付額は、いずれも補助上限額が設定されており、上限額を上回る部分については、山形県中学校体育連盟の自主財源又は生徒の自己負担金等で賄われているため、実際支給された補助金額に影響はない。

しかし、実現可能性の低い予算設定は、事業の進捗状況の把握を困難にするだけでなく、予算実績差異分析にあたり、有用な情報を提供することができず、予算作成の意義が失われてしまう。

県は、交付先に対し、交付申請時に添付する収支予算書の作成について、より確度あ

る情報に基づき作成するよう指導していく必要がある。【意見】

(3) 軽微な変更の判定基準の補助金交付要綱への記載について

中学校スポーツ強化基礎づくり事業及び全国中学校駅伝大会強化事業の決算額について、事業ごとにみれば、いずれも予算設定時の補助事業に要する経費の10分の2を超える増減となっている。しかし、交付先から事業計画変更承認申請書の提出はなされていない。これは、当補助金の補助対象事業全体としてみれば、補助事業の10分の2を超える増減とはなっていないことが理由であると推察され、これ自体に何ら問題は無い。

補助金交付要綱第4条第1項に定める軽微な変更に関するか否かの基準となる「補助事業に要する経費の10分の2」という値が、補助対象事業全体として判定すべきものなのか、補助対象となる事業ごとに判定すべきものなのか、補助金交付要綱の記載からは明らかでない。

県は、軽微な変更に関するか否かの判定について、補助対象事業全体として判定するのか、あるいは補助対象となる事業ごとに判定するのかについて、補助金交付要綱へ明確に記載する必要がある。【意見】

73 山形県高等学校体育連盟補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県高等学校体育連盟補助金
所管部課	教育庁スポーツ保健課
創設年度	不明
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	毎年度実施
補助金等の目的	本県高等学校におけるスポーツの競技力の向上を図るもの
補助対象事業の概要	東北高等学校体育大会又は全国高等学校体育大会その他の全国的な規模の競技会に係る選手強化事業及び選手派遣事業
補助金等の分類	その他事業費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県高等学校体育連盟補助金交付要綱
補助金等の交付先(最終交付先)	山形県高等学校体育連盟
補助金等の算出方法	(1) 全国大会派遣事業 次の算式により算出した額又は8,983千円のいずれか低い額

	<p>【算式】 全国高等学校総合体育大会・全国高等学校競技別選手権大会（県外開催のもの）に係る正規の登録メンバーの人数×13,050円＋全国高等学校定時制通信制体育大会に係る正規の登録メンバーの人数×4,350円</p> <p>(2) 全国高校駅伝大会強化事業 補助対象経費の実支出額又は400千円のいずれか低い額</p> <p>(3) 高校新人指定選手・チーム強化事業 補助対象経費の実支出額又は1,700千円のいずれか低い額</p> <p>(4) 全国大会入賞特別強化事業 補助対象経費の実支出額又は3,700千円のいずれか低い額</p>			
補助対象経費	<p>(1) 全国大会派遣事業 出場生徒（マネージャーを含む）のうち正規の登録メンバーの宿泊費</p> <p>(2) 全国高校駅伝大会強化事業 講師の旅費（交通費及び宿泊費）及び謝金、顧問教職員、コーチ及び生徒の旅費（交通費及び宿泊費）、大会等参加料、会場使用料、消耗品費（単価20千円未満）並びに傷害保険料</p> <p>(3) 高校新人指定選手・チーム強化事業 講師の旅費（交通費及び宿泊費）及び謝金、顧問教職員、コーチ及び生徒の旅費（交通費及び宿泊費）、大会等参加料、会場使用料、消耗品費（単価20千円未満）並びに傷害保険料</p> <p>(4) 全国大会入賞特別強化事業 ①強化事業として招聘した講師等の旅費（交通費及び宿泊費）及び謝金 ②強化事業として遠征及び合宿等を実施した顧問教職員、コーチ及び生徒の旅費（交通費及び宿泊費）、大会参加料、会場使用料、消耗品費（単価20千円未満）並びに傷害保険料</p>			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	46,459	51,493	14,783	13,066

	決算額	46,080	50,063	14,696	—
	(財源)				
	一般財源	46,080	50,063	14,696	—
	国庫	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	交付先数	1	1	1	—
	決算額÷交付先数	46,080	50,063	14,696	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	全国高等学校総合体育大会の入賞者数			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	35～40	35～40	35～40
	成果実績	32	60	45

(監査の結果)

(1) 補助事業実施状況報告書の提出期限の遵守について

補助金交付要綱第7条によれば、当補助金の補助事業実施状況報告書は、平成30年11月30日現在の状況について、平成30年12月21日までに提出することが規定されているが、山形県高等学校体育連盟から提出されたのは、提出期限経過後の平成30年12月26日であった。

「山形県補助金等の適正化に関する規則」(昭和35年8月9日山形県規則第59号)では、補助事業等を円滑に執行するため、必要と認める場合には補助事業等の進捗状況に関し、補助事業等実施状況報告書を徴することとしており、県は、交付決定の内容に沿って補助事業等が遂行されていることの把握に努める必要がある。

当補助金の補助事業実施状況報告書は、状況報告の基準日(平成30年11月30日)から提出日(平成30年12月21日)までの期間がタイトなものとなっているが、補助金交付要綱に定めている以上、県は交付先に対して提出期限を遵守するよう指導する必要がある。【指摘事項】

(2) 交付先を通じた最終受益者に対する速やかな事業実施報告の指導について

補助事業実施状況報告書には、実施状況調書(別記様式第6号)を添付することとされている。当該調書には事業の遂行状況について出来比率(実施済み事業費/総事業費)を記載することとなっているが、状況報告基準日(平成30年11月30日)現在、既に事業の実施が完了している全国高校駅伝大会強化事業及び全国大会入賞特別強化事業について、出来比率がそれぞれ0%、78.0%で報告されていた。これは、当補助金の最終受益者となる高等学校、各種競技団体から山形県高等学校体育連盟に対する事業実施報告書の提出が遅れている、あるいは事業実施報告書に不備があり、修正依頼をしている

るためとのことであった。

既に完了している事業について実施状況が正しく報告されていない現状は、県が交付決定の内容に沿って補助事業等が遂行されていることを把握するという補助事業等実施状況報告書の目的が達成されていないことになる。

県は、交付先を通じて最終受益者となる高等学校、各種競技団体等に対して、事業完了後速やかに事業実施報告書を提出するよう指導することが望ましい。【意見】

#### 74 山形県体育協会運営費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県体育協会運営費補助金			
所管部課	教育庁スポーツ保健課			
創設年度	不明			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	本県におけるスポーツを振興し、県民の体力向上とスポーツ精神の高揚を図るもの			
補助対象事業の概要	公益財団法人山形県体育協会（平成31年4月1日付で「公益財団法人山形県スポーツ協会」に名称変更）の行う事業活動の円滑な推進を図るため、その運営に要する経費を補助するもの			
補助金等の分類	団体運営費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	公益財団法人山形県体育協会運営費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	公益財団法人山形県体育協会			
補助金等の算出方法	役職員の設置に要する経費の10/10以内の額とし、上限額10,815,251円			
補助対象経費	役職員の設置に要する経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	10,749	10,788	10,816	12,042
決算額	10,749	10,788	10,815	—
(財源)				
一般財源	10,749	10,788	10,815	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	10,749	10,788	10,815	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	—	—
	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	人件費補助のため			

(監査の結果)

該当なし。

## 75 山形県競技スポーツ強化費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県競技スポーツ強化費補助金
所管部課	教育庁スポーツ保健課
創設年度	平成 4 年
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	国民体育大会をはじめとする各種全国大会等において優秀な成績を収めることを目的とするもの
補助対象事業の概要	<p>(1) 基礎強化事業 競技団体活性化、戦術・戦略対策推進、指導者研修会開催・派遣</p> <p>(2) 指導者特別レベルアップ事業 トップチーム等への派遣、トップ指導者等への派遣</p> <p>(3) 国体候補選手強化事業 優秀指導者招聘、優秀チーム招聘、トレーナー招聘、選手委託強化、日常強化練習、県内合宿、県外・海外遠征、スポーツ医・科学測定</p> <p>(4) 女性アスリート育成強化事業 優秀指導者招聘、優秀チーム招聘、トレーナー招聘、選手委託強化、日常強化練習、県内合宿、県外・海外遠征、スポーツ医・科学測定</p>
補助金等の分類	その他事業費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県競技スポーツ強化費補助金交付要綱

補助金等の交付先(最終交付先)	県内各競技団体																				
補助金等の算出方法	補助対象経費の実支出額又は知事が別に定める額のいずれか低い額																				
補助対象経費	<p>(1) 基礎強化事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業細目</th> <th>補助対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競技団体活性化 戦術・戦略対策推進 指導者研修会開催・派遣</td> <td>報償費 交通費(実費) 宿泊費(実費) 消耗品費 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料 試合(大会)・講習会参加料</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 指導者特別レベルアップ事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業細目</th> <th>補助対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トップチーム等への派遣 トップ指導者等への派遣</td> <td>報償費 交通費(実費) 宿泊費(実費) 講習会参加料</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 国体候補選手強化事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業細目</th> <th>補助対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優秀指導者招聘 優秀チーム招聘 トレーナー招聘 選手委託強化</td> <td>報償費 交通費(実費) 宿泊費(実費) 消耗品費 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料</td> </tr> <tr> <td>日常強化練習 県内合宿 県外・海外遠征</td> <td>報償費 交通費(実費) 宿泊費(実費) 消耗品費 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料 試合(大会)・講習会参加料</td> </tr> <tr> <td>スポーツ医・科学測定</td> <td>診断料及び測定料 交通費(実費) 使用料及び賃借料</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 女性アスリート育成強化事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業細目</th> <th>補助対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優秀指導者招聘 優秀チーム招聘</td> <td>報償費 交通費(実費)</td> </tr> </tbody> </table>	事業細目	補助対象経費	競技団体活性化 戦術・戦略対策推進 指導者研修会開催・派遣	報償費 交通費(実費) 宿泊費(実費) 消耗品費 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料 試合(大会)・講習会参加料	事業細目	補助対象経費	トップチーム等への派遣 トップ指導者等への派遣	報償費 交通費(実費) 宿泊費(実費) 講習会参加料	事業細目	補助対象経費	優秀指導者招聘 優秀チーム招聘 トレーナー招聘 選手委託強化	報償費 交通費(実費) 宿泊費(実費) 消耗品費 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料	日常強化練習 県内合宿 県外・海外遠征	報償費 交通費(実費) 宿泊費(実費) 消耗品費 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料 試合(大会)・講習会参加料	スポーツ医・科学測定	診断料及び測定料 交通費(実費) 使用料及び賃借料	事業細目	補助対象経費	優秀指導者招聘 優秀チーム招聘	報償費 交通費(実費)
事業細目	補助対象経費																				
競技団体活性化 戦術・戦略対策推進 指導者研修会開催・派遣	報償費 交通費(実費) 宿泊費(実費) 消耗品費 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料 試合(大会)・講習会参加料																				
事業細目	補助対象経費																				
トップチーム等への派遣 トップ指導者等への派遣	報償費 交通費(実費) 宿泊費(実費) 講習会参加料																				
事業細目	補助対象経費																				
優秀指導者招聘 優秀チーム招聘 トレーナー招聘 選手委託強化	報償費 交通費(実費) 宿泊費(実費) 消耗品費 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料																				
日常強化練習 県内合宿 県外・海外遠征	報償費 交通費(実費) 宿泊費(実費) 消耗品費 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料 試合(大会)・講習会参加料																				
スポーツ医・科学測定	診断料及び測定料 交通費(実費) 使用料及び賃借料																				
事業細目	補助対象経費																				
優秀指導者招聘 優秀チーム招聘	報償費 交通費(実費)																				

	トレーナー招聘 選手委託強化	宿泊費（実費） 消耗品費 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料			
	日常強化練習 県内合宿 県外・海外遠征	報償費 交通費（実費） 宿泊費（実費） 消耗品費 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料 試合（大会）・講習会参加料			
	スポーツ医・科学測定	診断料及び測定料 交通費（実費） 使用料及び賃借料			
補助金等の実績と財源(千円)		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額		39,244	41,180	39,786	38,404
決算額		40,704	41,180	39,766	—
(財源)	一般財源	40,704	41,180	39,766	—
	国庫	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
交付先数		41	41	41	—
決算額÷交付先数		993	1,004	970	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	国民体育大会の得点・順位			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	900 点以上 20 位台	900 点以上 20 位台	900 点以上 20 位台
	成果実績	929.00 点 26 位	873.50 点 31 位	817.25 点 34 位

(監査の結果)

(1) 交付先団体の財務状況のモニタリングについて

県は、当補助金の交付先団体となる各種競技団体の繰越金の有無など財務状況については特に把握をしていない。県の説明によれば、各種競技団体は公益財団法人山形県体育協会（以下「県体育協会」という。）に加盟しており、県体育協会が各種競技団体の

財務状況を把握しているためとのことである。

団体運営費補助であれば、交付先団体の財務状況が良好であり、自主財源によって補助対象事業の遂行が十分に可能であると判断される場合、補助金を減額するといった措置も考えられる。当補助金については、事業費補助であることから、交付先の財務状況が良好であり、潤沢な財産を有しているということをもって、即時に補助金を減額するといった措置が取られることは考えにくい。しかし、補助対象事業の中には、各競技団体に一律 70,000 円を交付している基礎強化事業があり、財務状況が良好な団体に対してまで一律に補助金を交付していた場合、補助金の減額措置も検討すべきと考えられる。

県は、交付先団体の財務状況を適時に把握し、適正な補助金額を算出するため、交付先団体の決算書類を入手し、継続的に財務状況をモニタリングしていくことを検討されたい。【意見】

なお、県では、令和元年度より県体育協会を通して交付先団体の決算書類を入手し、財務状況の継続的なモニタリングを実施していくことを予定している。

## (2) 交付先団体に対する現地調査の実施及び調査結果の文書化について

「補助金等に係る事務の適正な執行の徹底について」（平成 22 年 3 月 30 日財第 314 号総務部長通知）によれば、以下のような記載がある。

### 補助事業等の実績確認について

補助事業等の実績報告に係る審査等の徹底については、「補助金等に係る事務の適正な執行について」（平成 20 年 3 月 26 日財第 271 号総務部長通知）で通知しているところだが、現地調査による確認等について不十分な面もあるので、一層の徹底を図ること。

なお、証拠書類等の提出により補助事業等の実績を確認できるものについては、必ずしも現地調査を行うことを要しないが、その場合にも事業実績の確認は確実にすること。

当補助金の実績確認については、交付先である各種競技団体より提出された実績報告書に係る関係書類、事業成績書（別記様式第 1-1・2・3 号）、収支精算書（別記様式第 2-1・2・3 号）、参加者名簿（兼）経費内訳書（別記様式第 3 号）、事業実績報告書（別記様式第 8-1・2 号）による書面上での事業の履行確認と提出された領収証等の写しといった証憑書類の確認を行い、不明な点等があれば、各種競技団体へヒアリングを行い実績報告に係る審査を実施している。

県担当者が、交付先である各種競技団体へ出向き、補助対象事業の執行状況の確認をすることや、補助対象経費に係る総勘定元帳や証憑書類の原本を閲覧するといった現地調査は実施していないとのことであった。

補助事業の実績確認については、補助対象経費等の実績確認を精緻化する観点から、

原則として補助対象事業に係る証憑書類等(支出事実・内容を証明する領収証、帳簿等)については原本を確認するとともに、補助対象事業に係る執行状況について写真等によって確認を行うなど、補助対象事業の性質に応じた個別的な対応を実施し、現地調査における実施事項及びその結果について文書として保管することが望ましい。【意見】

なお、県では、交付先団体に対する現地調査について、現在その実施に向けて具体的な検討を開始しているとのことである。

当補助金は交付先が約 40 団体、交付対象となる事業単位でみた場合、約 90 事業にも及ぶものである。また、現地調査を行う人的資源には限りがあり、毎年全交付先に対して現地調査を実施することにも限界がある。そこで、現地調査手法の具体的な検討に際しては、補助金額の金額的重要性を勘案しつつ、何年かの周期で全交付先を回るようにする等、限られた人員体制の下での、効果的かつ効率的な調査の実施が求められる。

### (3) 軽微な変更の判定基準の補助金交付要綱への記載について

山形県補助金等の適正化に関する規則(昭和 35 年 8 月 9 日山形県規則第 59 号) 第 7 条第 1 項において、補助事業等に要する経費の配分の変更や補助事業等の内容の変更については、別に定める軽微な変更を除き、あらかじめ知事の承認を受けなければならない旨規定している。

#### 「山形県補助金等の適正化に関する規則」

##### (補助金等の交付の条件)

第 7 条 次に掲げる事項は、補助金等の交付を決定する場合に付する条件となるものとする。

(1) 補助事業者等は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

イ 補助事業等に要する経費の配分の変更(別に定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合

ロ 補助事業等の内容の変更(別に定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合

ハ 補助事業等中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

2 知事は、前項に定めるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

上記規則では「別に定める軽微な変更を除き」とあるように、知事の承認の必要のない軽微な変更について、補助金交付要綱に規定しておく必要がある。

当補助金については、補助金交付要綱第4条第1項において、「規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、補助事業に要する経費の10分の2を超える増減以外の変更とする。」旨の定めがある。

平成30年度において、山形県レスリング協会より、補助金交付要綱第4条第2項の定めに基づき事業計画承認申請書の提出がなされている。変更の内容は当協会が当初申請した補助対象事業（基礎強化事業、国体候補選手強化事業、女性アスリート育成強化事業）に要する経費のうち、女性アスリート育成強化事業に要する経費について、当初の予定の10分の2を超える減額が見込まれることに伴う変更であり、当協会が申請した補助対象事業のすべてに要する経費（1,278,000円）を基準に判定すると、当初の予定の10分の2を超える変更とはいえないものであった。県では、当協会から提出された事業計画変更承認申請書に基づき、計画変更の承認及び変更交付決定を行い、結果として20,306円の補助金返納を受けており、この手続き自体に何ら問題はない。

補助金交付要綱第4条第1項に定める軽微な変更該当するか否かの基準となる「補助事業に要する経費の10分の2」という値が、補助対象事業全体として判定すべきものなのか、補助対象となる事業ごとに判定すべきものなのか、補助金交付要綱の記載からは明らかでない。

県は、軽微な変更該当するか否かの判定について、補助対象事業全体として判定するのか、あるいは補助対象となる事業ごとに判定するのかについて、補助金交付要綱へ明確に記載する必要がある。【意見】

なお、当補助金の平成31年度交付要綱第4条第1項においては、「規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、各補助事業毎に要する経費の10分の2を超える増減以外の変更とする。」旨の定めがあり、軽微な変更該当するか否かについて、補助対象となる事業ごとに判定することが明記されている。

#### 76 山形県競技スポーツ強化費補助金（オフシーズン強化育成事業）

（補助金等の概要）

補助金等の名称	山形県競技スポーツ強化費補助金（オフシーズン強化育成事業）
所管部課	教育庁スポーツ保健課
創設年度	不明
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	国民体育大会をはじめとする各種全国大会等において優秀な成績を収めることを目的とするもの
補助対象事業の概要	オフシーズン強化育成事業

	優秀指導者招聘、優秀チーム招聘、トレーナー招聘、日常強化練習、県内合宿、県外・海外遠征									
補助金等の分類	その他事業費補助									
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県競技スポーツ強化費補助金（オフシーズン強化育成事業）交付要綱									
補助金等の交付先(最終交付先)	県内各競技団体									
補助金等の算出方法	補助対象経費の実支出額又は知事が別に定める額のいずれか低い額									
補助対象経費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業細目</th> <th>補助対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優秀指導者招聘 優秀チーム招聘 トレーナー招聘</td> <td>報償費 交通費（実費） 宿泊費（実費） 消耗品費 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料</td> </tr> <tr> <td>日常強化練習 県内合宿 県外・海外遠征</td> <td>報償費 交通費（実費） 宿泊費（実費） 消耗品費 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料 試合（大会）・講習会参加料 診断料及び測定料</td> </tr> </tbody> </table>				事業細目	補助対象経費	優秀指導者招聘 優秀チーム招聘 トレーナー招聘	報償費 交通費（実費） 宿泊費（実費） 消耗品費 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料	日常強化練習 県内合宿 県外・海外遠征	報償費 交通費（実費） 宿泊費（実費） 消耗品費 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料 試合（大会）・講習会参加料 診断料及び測定料
事業細目	補助対象経費									
優秀指導者招聘 優秀チーム招聘 トレーナー招聘	報償費 交通費（実費） 宿泊費（実費） 消耗品費 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料									
日常強化練習 県内合宿 県外・海外遠征	報償費 交通費（実費） 宿泊費（実費） 消耗品費 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料 試合（大会）・講習会参加料 診断料及び測定料									
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度						
予算額	10,400	10,000	10,000	9,500						
決算額	10,400	10,000	10,000	—						
(財源)										
一般財源	10,400	10,000	10,000	—						
国庫	—	—	—	—						
その他	—	—	—	—						
交付先数	18	17	23	—						
決算額÷交付先数	578	588	435	—						

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	国民体育大会の得点・順位			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度

	目標値	900 点以上 20 位台	900 点以上 20 位台	900 点以上 20 位台
	成果実績	929.00 点 26 位	873.50 点 31 位	817.25 点 34 位

(監査の結果)

(1) 交付先団体に対する現地調査の実施及び調査結果の文書化について

「補助金等に係る事務の適正な執行の徹底について」(平成 22 年 3 月 30 日財第 314 号総務部長通知)によれば、以下のような記載がある。

補助事業等の実績確認について

補助事業等の実績報告に係る審査等の徹底については、「補助金等に係る事務の適正な執行について」(平成 20 年 3 月 26 日財第 271 号総務部長通知)で通知しているところだが、現地調査による確認等について不十分な面もあるので、一層の徹底を図ること。

なお、証拠書類等の提出により補助事業等の実績を確認できるものについては、必ずしも現地調査を行うことを要しないが、その場合にも事業実績の確認は確実にすること。

当補助金の実績確認については、交付先である各種競技団体より提出された実績報告書に係る関係書類、事業成績書(別記様式第 1 号)、収支精算書(別記様式第 2 号)、参加者名簿(兼)経費内訳書(別記様式第 3 号)、事業実績報告書(別記様式第 8 号)による書面上での事業の履行確認と提出された領収証等の写しといった証憑書類の確認を行い、不明な点等があれば、各種競技団体へヒアリングを行い実績報告に係る審査を実施している。

県担当者が、交付先である各種競技団体へ出向き、補助対象事業の執行状況の確認をすることや、補助対象経費に係る総勘定元帳や証憑書類の原本を閲覧するといった現地調査は実施していないとのことであった。

補助事業の実績確認については、補助対象経費等の実績確認を精緻化する観点から、原則として補助対象事業に係る証憑書類等(支出事実・内容を証明する領収証、帳簿等)については原本を確認するとともに、補助対象事業に係る執行状況について写真確認を行うなど、補助対象事業の性質に応じた個別的な対応を実施し、現地調査における実施事項及びその結果について文書として保管することが望ましい。【意見】

なお、県では、交付先団体に対する現地調査について、現在その実施に向けて具体的な検討を開始しているとのことである。

当補助金は交付先が約 20 団体にも及ぶものである。また、現地調査を行う人的資源には限りがあり、毎年全交付先に対して現地調査を実施することにも限界がある。そこ

で、現地調査手法の具体的な検討に際しては、補助金額の金額的重要性を勘案しつつ、何年かの周期で全交付先を回るようにする等、限られた人員体制の下での、効果的かつ効率的な調査の実施が求められる。

## 77 オリンピックメダリスト育成事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	オリンピックメダリスト育成事業費補助金	
所管部課	教育庁スポーツ保健課	
創設年度	平成 29 年	
終期年度	未設定	
補助金見直しを行った年度	該当なし	
補助金等の目的	本県競技スポーツの競技力の向上を図り、オリンピックでメダルを獲得することを目的とするもの	
補助対象事業の概要	(1) オリンピックでメダル獲得が期待される競技の選手個人又は県内競技団体に補助金を交付する事業（オリンピック特別活動支援事業） (2) 県内競技団体が実施するアスリートチェック事業に補助金を交付する事業（アスリートチェック支援（検査測定）事業） (3) スポーツ医・科学支援事業 (4) 県体育団体組織強化事業	
補助金等の分類	その他事業費補助	
根拠法令・交付要綱等の名称	オリンピックメダリスト育成事業費補助金交付要綱	
補助金等の交付先(最終交付先)	公益財団法人山形県体育協会（選手個人又は県内競技団体）	
補助金等の算出方法	(1) オリンピック特別活動支援事業 当該事業に要する経費と以下の補助上限額のいずれか低い方の額	
	区分	補助上限額
	選手個人	選手個人 1 人につき、300 千円（ただし、県内競技団体が競技用備品を購入し、当該競技用備品の貸与を受けた場合は、その実支出額を控除する。）合計 4,500 千円
	県内競技団体	1 競技団体につき、4,000 千円（ただし、選手個人に貸与する競技用

	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>備品を購入した場合は、その実支出額を加える。) 合計 8,000 千円</td> </tr> </table> <p>(2) アスリートチェック支援（検査測定）事業 当該事業に要する経費と以下の補助上限額のいずれか低い方の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内競技団体</td> <td>1人につき3千円 3千円×150人=450千円</td> </tr> </tbody> </table>		備品を購入した場合は、その実支出額を加える。) 合計 8,000 千円	区分	補助上限額	県内競技団体	1人につき3千円 3千円×150人=450千円																			
	備品を購入した場合は、その実支出額を加える。) 合計 8,000 千円																									
区分	補助上限額																									
県内競技団体	1人につき3千円 3千円×150人=450千円																									
	<p>(3) スポーツ医・科学支援事業 当該事業に要する経費の実支出額と以下の補助上限額のいずれか低い方の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スポーツ医・科学推進会議開催事業</td> <td>118千円</td> </tr> <tr> <td>アスリートチェック支援（ドクター等派遣）事業</td> <td>1,307千円</td> </tr> <tr> <td>トレーナー派遣事業</td> <td>575千円</td> </tr> <tr> <td>コンディショニング&amp;リカバリーセミナー事業</td> <td>168千円</td> </tr> <tr> <td>チームサポート事業</td> <td>635千円</td> </tr> <tr> <td>コーディネーター等雇用事業</td> <td>7,582千円</td> </tr> <tr> <td>先進県調査及び収集事業</td> <td>355千円</td> </tr> <tr> <td>マルチサポートセンター運営事業</td> <td>11,129千円</td> </tr> <tr> <td>女性アスリート競技力向上セミナー事業</td> <td>600千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 県体育団体組織強化事業 当該事業に要する経費の2分の1の額と以下の補助上限額のいずれか低い方の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スポーツ指導員及び技術員設置事業</td> <td rowspan="2">5,700千円</td> </tr> <tr> <td>トレーナー帯同支援事業（東北総体・国民体育大会に限る）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助上限額	スポーツ医・科学推進会議開催事業	118千円	アスリートチェック支援（ドクター等派遣）事業	1,307千円	トレーナー派遣事業	575千円	コンディショニング&リカバリーセミナー事業	168千円	チームサポート事業	635千円	コーディネーター等雇用事業	7,582千円	先進県調査及び収集事業	355千円	マルチサポートセンター運営事業	11,129千円	女性アスリート競技力向上セミナー事業	600千円	区分	補助上限額	スポーツ指導員及び技術員設置事業	5,700千円	トレーナー帯同支援事業（東北総体・国民体育大会に限る）
区分	補助上限額																									
スポーツ医・科学推進会議開催事業	118千円																									
アスリートチェック支援（ドクター等派遣）事業	1,307千円																									
トレーナー派遣事業	575千円																									
コンディショニング&リカバリーセミナー事業	168千円																									
チームサポート事業	635千円																									
コーディネーター等雇用事業	7,582千円																									
先進県調査及び収集事業	355千円																									
マルチサポートセンター運営事業	11,129千円																									
女性アスリート競技力向上セミナー事業	600千円																									
区分	補助上限額																									
スポーツ指導員及び技術員設置事業	5,700千円																									
トレーナー帯同支援事業（東北総体・国民体育大会に限る）																										
補助対象経費	<p>(1) オリンピック特別活動支援事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>補助対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選手個人</td> <td>選手個人が実施する強化活動事業</td> <td>報償費（外部コーチ謝金等）、交通費、宿泊費、消耗品費（テーピング、サプリメント・プロテイン等）、通信運搬費、傷害保険料、使用料及び賃借料（施設利用料等）、診断料</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	補助対象経費	選手個人	選手個人が実施する強化活動事業	報償費（外部コーチ謝金等）、交通費、宿泊費、消耗品費（テーピング、サプリメント・プロテイン等）、通信運搬費、傷害保険料、使用料及び賃借料（施設利用料等）、診断料																			
区分	内容	補助対象経費																								
選手個人	選手個人が実施する強化活動事業	報償費（外部コーチ謝金等）、交通費、宿泊費、消耗品費（テーピング、サプリメント・プロテイン等）、通信運搬費、傷害保険料、使用料及び賃借料（施設利用料等）、診断料																								

		及び測定料、試合（大会）講習会参加料、用具運搬費、大会（合宿）等参加負担金、競技用備品購入費（1件あたり5万円未満に限る）
県内競技団体	県内競技団体が実施（主催）する強化活動事業	報償費、交通費、宿泊費、消耗品費、通信運搬費、傷害保険料、使用料及び賃借料、診断料及び測定料、試合（大会）講習会参加料、用具運搬費、競技用備品購入費（ただし、購入金額合計が1競技団体あたりの補助金の1/2の額を超えてはならない。）、選手個人に貸与する競技用備品購入費（1件あたり5万円以上30万円以下のもの）

(2) アスリートチェック支援（検査測定）事業

区分	内容	補助対象経費
県内競技団体	県内競技団体が強化指定する山形県の優秀選手のアスリートチェック事業	検査測定料

(3) スポーツ医・科学支援事業

区分	内容	補助対象経費
スポーツ医・科学推進会議開催事業	山形県スポーツ医・科学推進会議（年2回）、及びワーキンググループ（年4回）の開催	交通費、通信運搬費、消耗品費
アスリートチェック支援（ドクター等派遣）事業	アスリートチェックにおける選手への指導助言を行うドクター等の派遣等	報償費、交通費、宿泊費、消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料
トレーナー派遣事業	全国大会（東北総体・国民体育大会を除く）	報償費、交通費、宿泊費、傷害保険

	く) に対するトレーナーの派遣	料
コンディショニング&リハビリセミナー事業	指導者等に対して医・科学的な知識を深め、科学的根拠に基づいた指導を実践するためのセミナー開催（年2回）	報償費、交通費、宿泊費、消耗品費、印刷製本費、使用料及賃借料
チームサポート事業	大会・合宿・日常活動に対する理学療法士・作業療法士・メンタルトレーナー・栄養士等の派遣	報償費、交通費、宿泊費、傷害保険料
コーディネーター等雇用事業	山形県マルチサポートセンター（仮称）の設置に向けた準備及びスポーツ医・科学による選手のサポートを行う専任スタッフ（2名）の配置	給与、健康保険料、児童手当拠出金、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料、法定福利厚生費
先進県調査及び収集事業	山形県マルチサポートセンター（仮称）の設置に向けた先進県調査及び各都道府県の医・科学事業情報収集	報償費、交通費、宿泊費、消耗品費、通信運搬費、試合（大会）講習会参加料
マルチサポートセンター運営事業	山形県マルチサポートセンター（仮称）で医・科学による選手のサポート及び事務局運営	報償費、交通費、消耗品費、通信運搬費、使用料及び賃借料、検査測定費、備品購入費、委託料、光熱水費
女性アスリート競技力向上セミナー事業	女性アスリートに対するコーチ学・生理学・栄養学等の講習会等の開催	報償費、交通費、宿泊費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、傷害保険料、使用料及び賃借料、会議費、委託料
(4) 県体育団体組織強化事業		
区分	内容	補助対象経費
スポーツ指導員及び技術員設置事業	本県競技力向上を図るため、スポーツ指導	報酬、給与、健康保険料、児童手当拠出金、厚生年金保険料、雇用

		員及び技術員を 設置	保険料、労災保険料、 法定福利厚生費、福利 厚生費、交通費、宿泊 費、使用料及び賃借 料、試合（大会）講習 会参加料		
	トレーナー帯 同支援事業 （東北総体・ 国民体育大会 に限る）	選手のコンデ ィショニング 等、競技に万全 に期すためス ポーツトレー ナーを大会に 帯同・派遣	交通費、宿泊費、傷害 保険料		
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
予算額	—	33,098	36,201	39,473	
決算額	—	32,961	35,786	—	
(財源)	一般財源	—	32,961	35,786	—
	国庫	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
交付先数	—	1	1	—	
決算額÷交付先数	—	32,961	35,786	—	

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	国民体育大会の得点・順位			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	900 点以上 20 位台	900 点以上 20 位台
	成果実績	—	873.50 点 31 位	817.25 点 34 位
成果目標を設定していない理由	—			

(監査の結果)

該当なし。

### 第3 平成15年度包括外部監査結果に係る措置状況

#### 1 一般社団法人山形県農業会議補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	一般社団法人山形県農業会議補助金			
所管部課	農林水産部農業経営・担い手支援課			
創設年度	昭和29年度			
終期年度	未設定			
補助金等の目的	農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図り、 農業者の経済的地位の向上に寄与する			
補助対象事業の概要	一般社団法人山形県農業会議が職員を設置し、 事務所を管理運営するために要する経費に対して補 助を行う。			
補助金等の分類	団体運営費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	農業委員会等に関する法律 (昭和26年法律第88号) 平成30年度山形県農業委員会ネットワーク機構 負担金等交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	一般社団法人山形県農業会議			
補助金等の算出方法	補助対象経費から山形県農業委員会ネットワーク 機構負担金の額を控除して得た額の10分の10以 内の額			
補助対象経費	(1)平成30年4月1日以降の職員の設置に係る給 与費、法定福利費及び退職手当積立金に要する 経費 (2)平成30年4月1日以降の事務所の管理運営 (事務所賃借料、事務所管理費)に要する経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	23,593	24,495	24,354	25,604
決算額	23,593	24,495	24,354	—
(財源) 一般財源	23,593	24,495	24,354	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	23,593	24,495	24,354	—

(平成 15 年度包括外部監査結果及び県の措置状況 (平成 19 年 9 月 8 日現在))

監査 結果	補助金の内容確認について 県では、農業会議に対して交付した補助金の内容確認については、実施報告書及び添付してある支払明細及び収支精算書を査閲しているが、農業会議の帳簿等の確認までは実施していない。 (意見) 実績報告書の作成に要した資料(補助元帳など)を査閲することにより、補助金が適正に使用されているかなどを確認することが必要である。
措置 状況	平成 15 年度補助金の実績報告より確認を行う。

(措置状況を確認するために実施した手続)

平成 30 年度分に係る経理状況等の確認調書、実績報告書及び審査書類の閲覧

(手続の結果)

実績報告書審査において、元帳や証拠書類により支出の内容を確認していること、実績報告書の内容が元帳等と一致していること等を確認していることを確かめた。また、補助金交付要綱に照らして、補助対象経費として適切に使用していることを確かめた。

## 2 農業近代化資金利子補給補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	農業近代化資金利子補給補助金
所管部課	農林水産部農業経営・担い手支援課
創設年度	昭和 36 年度
終期年度	未設定
補助金等の目的	農業経営の近代化を促進する
補助対象事業の概要	農業近代化資金を貸し付ける融資機関に対して利子補給金を交付する
補助金等の分類	その他事業費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	農業近代化資金融通法(昭和 36 年法律第 202 号) 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程
補助金等の交付先(最終交付先)	農業協同組合等(農業者)
補助金等の算出方法	融資平均残高に対して農業近代化資金の種類ごとの利子補給率を乗じて算出する。
補助対象経費	利子補給金

補助金等の実績と財源(千円)		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額		27,276	26,404	33,214	43,843
決算額		26,691	26,162	32,976	—
(財源)	一般財源	26,691	26,162	32,976	—
	国庫	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
交付先数		19	19	18	—
決算額÷交付先数		1,404	1,376	1,832	—

(平成 15 年度包括外部監査結果及び県の措置状況 (平成 19 年 9 月 8 日現在))

監査結果	<p>①貸出資金の滞留について</p> <p>「山形県農業近代化資金監査事務処理基準」においては、貸付の実行後長期(概ね 3 ヶ月程度)にわたって正当な理由なく貸付金が未使用である場合は不適正事例として処理されることとされている。</p> <p>平成 14 年度の新規貸付分で融資の実行から事業費の支払までに 3 ヶ月を超えたものはなかったが、2 ヶ月超のものが 5 件(貸付金額 29,900 千円)あった。この期間は資金が借受者の口座に滞留していることになり、無駄な利子補給金を支払っていることとなる。</p> <p>(意見)</p> <p>融資の実行は事業費の支払時期に対応して行われるべきであり、資金の滞留が生じないように指導する必要がある。</p>
措置状況	<p>各総合支庁において貸付管理台帳を整備するなど事業実施状況を常に把握するとともに、不適切な事例については所要の指導等を行っていく。</p>

(措置状況を確認するために実施した手続)

- ①平成 30 年度分に係る該当事例の有無に関する質問
- ②平成 30 年貸付分の貸付管理台帳(事業実施状況の管理簿)の閲覧

(手続の結果)

各総合支庁において貸付管理台帳を整備し事業の実施状況を管理していることを確かめた。

監査結果	<p>②農業近代化資金完了報告書の提出</p> <p>「山形県農業近代化資金事務取扱要領」では、事業完了後 20 日以内に農業近代化資金事業完了報告書が融資機関に提出され、融資機関では現物確認調</p>
------	---

	<p>査を実施のうえ1ヶ月分を取りまとめて翌月20日までに県に写しを提出することとされているが、監査実施時（平成15年9月～10月）において未だ提出されていないものかなりの件数見受けられた。</p> <p>（指摘）</p> <p>定められた期間内に提出を求める必要がある。</p>
措置状況	<p>各総合支庁において貸付管理台帳を整備するなど事業実施状況を常に把握するとともに、融資機関から事業完了報告書が期間内に提出されないなど不適切な事例については、所要の指導等を徹底していくよう措置した。</p>

（措置状況を確認するために実施した手続）

- ①平成30年度分に係る該当事例の有無に関する質問
- ②平成30年貸付分の事業完了報告書の閲覧

（手続の結果）

各総合支庁において、平成30年分の事業完了報告書は全て提出されていることを確かめた。

また、所定の提出期限後の提出について、貸付管理台帳により事業完了予定日等を管理することにより平成30年分は数件のみであること、該当事案については実態調査において指摘事項として通知する等により融資機関に指導していることを確かめた。

監査結果	<p>③実態調査の実施時期について</p> <p>「山形県農業近代化資金事務取扱要領」では、農業近代化資金事業完了報告書の提出を受けて実態調査を実施することとされているが、村山総合支庁では平成15年10月下旬に実施予定ということで未だ実施されていなかった。</p> <p>（意見）</p> <p>完了報告書の提出後速やかに実施すべきである。</p>
措置状況	<p>各総合支庁において速やかに実施するよう指導する。</p>

（措置状況を確認するために実施した手続）

- ①平成30年貸付分に係る実態調査及びその添付資料の閲覧

（手続の結果）

平成30年貸付分に係る各総合支庁の実態調査の実施状況は次のとおりである。

総合支庁	貸付件数	実態調査の実施状況
------	------	-----------

村山	67 件	平成 30 年 9 月から開始し、令和元年 8 月に実施完了している。
最上	3 件	完了報告書提出の翌月に実施完了している。
置賜	30 件	資料を閲覧した令和元年 12 月中旬の時点で未実施。 令和 2 年 1 月 15 日から開始し、令和 2 年 2 月までに実施完了 予定。
庄内	14 件	令和元年 6 月から開始し、令和 2 年 1 月に実施完了予定。

上記のとおり、各総合支庁の実態調査の実施時期は一定ではなく、また、置賜総合支庁については業務量と配置人員数の制約により、平成 30 年貸付分について、資料閲覧を行った令和元年 12 月中旬の時点で実態調査を実施していない。ただし、毎年 12 月から 3 月にかけて実施しており、平成 29 年分については平成 30 年 12 月下旬から実態調査を開始し、平成 31 年 3 月に実施完了している。

実態調査の実施時期について、「山形県農業近代化資金貸付対象事業実態調査基準」（平成 29 年 4 月 3 日最終改正 農担第 158 号）（以下、「実態調査基準」という。）では次のとおり規定されている。

「山形県農業近代化資金貸付対象事業実態調査基準」（平成 29 年 4 月 3 日最終改正 農担第 158 号）第 4 条より抜粋

第 4 条（調査の範囲）

調査は承認後一年以内の事業について行うものとする。ただし、必要があると認め  
た場合はこの限りではない。

また、実態調査で訪問する各総合支庁管内の融資機関の立場からも、完了報告書を提出する都度実態調査に対応することは事務負担が大きく、年間の特定の日に融資機関の支店ごとに集約して実態調査が行われる現在の方法の方が受け入れ易いものとなっている。

以上より、貸付実施年の翌年度中に実態調査を実施完了している現在の対応は、「完了報告書提出後速やかに実施」しているとまでは言えないが、合理的であり、合規性上も問題ないものと考えらる。

(1) 事業完了報告に係る実態調査の適切な実施について

しかし、置賜総合支庁では、平成 30 年中に実施した実態調査の際、平成 29 年貸付分の他に、同じ融資機関の支店が取り扱った平成 27 年貸付分 6 件及び平成 28 年貸付分 17 件を合わせて調査していた。これらの調査は実態調査基準第 4 条の規定に則っておらず、貸付年の翌年度中に調査を実施するべきである。【指摘事項】

(2) 各総合支庁の実態調査方法に関する情報共有と手続共通化について

各総合支庁の実態調査書及びその添付資料を閲覧したところ、実態調査の方法について、次の点が相違していた。

総合支庁	現地確認	調査用チェックリスト	チェック項目「目的外使用」	チェック項目「借受者への事後指導」※
村山	実施する	独自様式「チェックリスト」	あり	なし
最上	実施しない	独自様式「近代化資金実態調査チェック表」	なし	なし
置賜	他の補助金の完了検査で確認済の場合は省略可	独自様式「農業近代化資金実態調査チェックリスト」	あり	あり
庄内	実施する	独自様式「確認事項リスト」	あり	あり

※「借受者への事後指導」：「山形県農業近代化資金事務取扱要領」三の3(1)の規定に基づき融資機関が借受者の経営状況を随時把握するとともに適切な助言指導を行っているかの確認。

現地確認については、「実態調査基準」第3条で次のとおり定められており、必ず実施しなければならないものではないため、最上総合支庁では庁舎内で完了報告書の添付書類による書面審査のみ実施している。

「山形県農業近代化資金貸付対象事業実態調査基準」第3条より抜粋  
第3条（調査の場所）

調査は、原則として、対象とする借受者等に係る融資機関の事務所及び事業実施場所等において行うものとする。ただし、必要に応じて知事（農業経営・担い手支援課、総合支庁）が指定する場所において行うことができる。

また、各総合支庁は、実態調査に際して、それぞれ独自に開発したチェックリストに基づく確認を行っており、基本的には「実態調査基準」及び「山形県農業近代化資金監査事務処理基準」に沿った確認項目となっているが、「目的外使用」「借受者への事後指導」は、総合支庁によって確認項目に含まれていないものもあった。

実態調査について、事業所管課である本庁農業経営・担い手支援課は、当該事務に関する統一的な手引きを作成し、貸付管理台帳の整備及び管理について標準化しているが、時期・方法等の具体的な点については、業務量や他の業務実施時期との兼ね合いで、各総合支庁に任せているのが現状である。

実態調査は、取り扱う総合支庁が異なっても同質・同水準の有効性が必要である。この点、本庁農業経営・担い手支援課では、年1回、全総合支庁担当者を対象にした研修会及び意見交換会を実施している。

一方で、本庁と総合支庁との事務・権限移譲により総合支庁が担当する業務は増加しながら、総合支庁農業振興課の職員数は、平成15年度と平成30年度を比較した場合、次のとおり減少している。

	村山	最上	置賜	庄内
平成 15 年度	30 人	15 人	20 人	24 人
平成 30 年度	21 人	14 人	17 人	15 人

こうした状況では、規定で定められていても物理的に実施できないことが生じうるものとする。

人口減少社会の中で働き方改革を実現していくため、本庁事業所管課が主導し、状況変化に応じた業務上のリスク評価の見直しを行い、リスクに重点を置いた実態調査等の事務を実施できるよう、具体的な実態調査の手続や各総合支庁が独自開発したチェックリスト等のツールについて情報共有・共通化等を検討されたい。【意見】

### 3 青果物価格安定対策事業費補助金 (補助金等の概要)

補助金等の名称	青果物価格安定対策事業費補助金
所管部課	農林水産部園芸農業推進課
創設年度	昭和 46 年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	昭和 59 年度、昭和 62 年度、平成 5 年度、平成 8 年度、平成 13 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度、平成 26 年度、平成 30 年度
補助金等の目的	青果物の需給及び価格の安定を図る
補助対象事業の概要	(1) 野菜等銘柄産地育成価格安定対策事業に係る生産者補給金交付準備金を造成する事業 (2) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る生産者補給金交付準備金を造成する事業
補助金等の分類	その他事業費補助 (国庫補助に基づく補助)
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県青果物価格安定対策事業費補助金交付要綱
補助金等の交付先(最終交付先)	公益社団法人山形県青果物生産出荷安定基金協会 (農業者)
補助金等の算出方法	(1) ①当該事業により造成された生産者補給金交付準備金の 2 分の 1 に相当する額以内の額 ②当該事業の実施に要する事務的経費 (2) 当該事業により造成された生産者補給金交付準備金のうち

	①特定野菜供給産地育成価格差補給金に係るものの3分の1に相当する額以内の額 ②指定野菜供給産地育成価格差補給金に係るものの4分の1に相当する額以内の額			
補助対象経費	(1)②事務的経費の補助対象経費は、常務理事の人員費相当額である			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	4,891	9,632	11,499	20,160
決算額	4,891	9,630	11,498	—
(財源)				
一般財源	4,891	9,630	11,498	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	4,891	9,630	11,498	—

(平成15年度包括外部監査結果及び県の措置状況(平成19年9月8日現在))

監査結果	<p>①特定野菜等供給産地育成価格差補給金造成事業に該当する特定野菜について</p> <p>特定野菜等供給産地育成価格差補給金造成事業に該当する特定野菜の要件は「特定野菜のうち出荷が行われるものの数量の合計の当該特定野菜の出荷量に対する割合が概ね1/2を超えているか超える見込みが確実であること」となっているが、すいかについて、出荷が行われるものの数量の合計の当該特定野菜の出荷量に対する割合は、平成13年度で37%、平成14年度で33%となっている。</p> <p>(指摘)</p> <p>すいかについては、平成12年度より実績が40%を下回っており、平成14年度において「特定野菜のうち出荷が行われるものの数量の合計の当該特定野菜の出荷量に対する割合が概ね1/2を超えているか超える見込みが確実であること」の要件を充たしているとは言い難く、特定野菜とすべきではなかったと考えられる。なお、平成15年度において、すいかは特定野菜から除外された。</p>
措置状況	<p>実績が40%を下回ったことを受け、平成12年度に「対象産地改善計画」を作成し、平成13年度から平成15年度までの3か年計画で共同出荷率向上を図った。これは制度上、要件を充足しなければ直ちに除外するものではなく、改善計画に基づき要件を充足するよう所要の措置を講じれば継続が認められることから、取り組んだもの。平成14年度は「対象産地改善計画」の計画期</p>

	間内であり、制度上継続が認められている期間である。なお、平成 15 年度から対象品目から除外した。
--	---

(措置状況を確認するために実施した手続)

- ①定期的な要件充足の確認状況に関する質問
- ②平成 30 年度の要件充足を確認できる資料の閲覧

(手続の結果)

特定野菜等供給産地育成価格差補給金造成事業に該当する特定野菜は、にら、アスパラガス、生しいたけの 3 品目あり、作付面積や共販率で一定の要件を満たす産地が補助対象となっている。県では、毎年対象産地に供給計画書の提出を求め、要件充足を確認している。

平成 30 年度の供給計画書を閲覧し、それぞれの品目について、特定野菜の要件を充足していることを確かめた。

監査 結果	<p>②交付決定及び補助金支出の時期</p> <p>特定野菜等供給産地育成価格差補給金造成事業の対象となる品目の出荷時期は、7 月～10 月である。交付決定は 10 月に行われ、支出は 11 月となっている。また、野菜等銘柄産地価格安定対策資金造成事業費補助金は、造成時期を造成年度の翌年 5 月としている。(平成 10 年度以前の造成時期は造成年度であったが、平成 11 年度から造成時期を造成年度の翌年とした。)</p> <p>(意見)</p> <p>本来、基金の造成は対象となる品目の出荷時期前までに終了しておくべきである。</p>
措置 状況	<p>作付け状況等を踏まえた申込が可能となるよう、出荷期間に応じて申込期限を区分しているが、その都度補助金の交付を行うことは事務執行上非効率であり、一括して補助金の交付を行うため、翌年度の交付としているが、銘柄産地価格安定資金造成事業については、さらに予算年度で 1 年の遅れがあるため、財政当局と協議しながら、適切な時期に補助金が交付できるよう、対応していく。</p>

(措置状況を確認するために実施した手続)

- ①現在の基金造成状況に関する質問

(手続の結果)

県の回答は次のとおりであり、措置状況の記載に従い対応していることを確かめた。

- 野菜等銘柄産地価格安定資金造成事業について、平成 19 年度の時点では、事業実施年度の翌年度に補助金を交付し、基金を造成していた。
- 現在は、前年度の事業実績が確定し、追加で造成する額が確定し次第、速やかに補助金を交付するよう見直しており、事業実施年度内に補助金を交付し基金を造成している。(平成 19 年度と比べて、補助金交付時期を 1 年前倒ししている。)

監査結果	③事業事務費の補助額の根拠について 野菜等銘柄産地価格安定対策資金造成事業では事業事務費の補助を行っているが、その補助額は、現在青果物基金協会が常務理事の人件費として支払っている額と平成 7 年度の常務理事の人件費相当額との差額分となっている。 (意見) 運営に要する経費について、公益性の程度、経営状況及び業務の推進体制(公社等の統廃合や経営健全化といった特定課題への対応を含む)等を勘案のうえ、より合理的な根拠に基づいて算定すべきであると考え。
措置状況	県の新行財政改革大綱と改定後の公社等に関する指導指針の内容を踏まえ、来年度予算の編成時までに対応を検討していく。

(措置状況を確認するために実施した手続)

- ①事業事務費の補助に係る補助対象経費の内容に関する質問
- ②補助金交付団体の平成 30 年度事業報告・財務諸表の閲覧

(手続の結果)

事業事務費について、平成 30 年度は、常務理事の人件費として支払っている額を補助対象経費としてその全額を補助している。平成 15 年包括外部監査当時と比べて補助金額の算定方法が変更されており、その理由に係る県の回答は次のとおりである。

**【県の回答】**

青果物基金協会の運営に係る経費は、基本財産等の運用収入によって賄われているが、金利の低迷により運用収入が減少し、財務状況は厳しいものとなっていた。そこで、平成 19 年には職員数を見直し(1名減)、平成 20 年度には青果物価格安定対策事業加入者からの事務負担金の徴収を開始するなど、経営基盤の健全化を図ったが、状況が改善しなかったため、平成 22 年度から事業事務費を一部補助から全額補助に変更している。

当補助金の交付要綱によると、事業事務費の補助対象経費は「野菜等銘柄産地育成価格安定対策資金造成事業の実施に要する事務的経費として知事が別に定める額」であり、知事が別に定める額が、事務局長を兼任する常務理事の人件費相当額ということである。

一方で、補助金交付団体の平成 30 年度正味財産増減計算書内訳表を見ると、次のとおり、当補助金の交付事業である「価格対策事業」は、事業事務費に係る補助金額に近い額の黒字となっている。

《一般正味財産増減の部》

(単位：千円)

	価格対策事業	果樹関連事業	収益事業等	法人会計	合計
経常収益 (事業の部)	43,224	58,435	-	-	101,660
(管理の部)	12,508	4,472	6,100	1,533	24,615
経常費用 (事業の部)	43,224	58,435	-	-	101,660
(管理の部)	8,237	9,015	6,100	248	23,601
当期経常増減額	4,270	△4,542	-	1,285	1,013

当補助金は事業費補助であり、補助額が補助対象経費の範囲内であれば、補助金交付対象事業が黒字になること自体を否定するものではないが、平成 22 年度に補助金額の算出方法を補助対象経費の一部から全額補助に拡大する必要があったのか疑問である。

(1) 補助金交付団体の財務状況を根拠とした事業費補助の補助率変更について

事業費補助である当補助金の額の算出方法を変更した理由として、補助金交付団体自体の運営費が不足し財務状況が厳しいためという理由は合理的ではないと考える。事業費補助については、あくまで適切な補助対象経費を設定して補助金交付要綱に明記し、必要性を検証した補助率により算出する必要がある。その上で、補助金交付団体に対する運営費補助について、団体の維持・存続が県民全体の利益に資するという公益性があり、団体自体が自主財源の確保や効率的な運営を行う努力を十分実施してもなお財務状況が厳しい場合に、別の補助制度として検討するべきであると考え。【意見】

4 死亡牛BSE検査体制支援事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	死亡牛BSE検査体制支援事業費補助金
所管部課	農林水産部畜産振興課
創設年度	平成 13 年度

終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	死亡牛B S E 検査の円滑な実施を推進する			
補助対象事業の概要	死亡牛の一時保管施設である山形県家畜死体保冷保管施設の運営及び管理に要する経費に対して補助を行う。			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県死亡牛 BSE 検査体制支援事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	公益社団法人山形県畜産協会			
補助金等の算出方法	補助対象経費から保冷库利用料収入を差し引いた額又は 11,656 千円のいずれか低い額			
補助対象経費	平成 30 年 4 月 1 日以降の死亡牛 B S E 検査のため、次に掲げる施設運営管理に要する経費 (1) 検査採材補助及び保冷保管施設の管理運営に係る人件費 (2) 光熱水費 (3) 生活排水及び汚泥処理費、産業廃棄物税 (4) 保冷保管施設点検修繕費用、除雪費用等道路維持管理費用 (5) 保険料、保安協会手数料、電話料、事務用品・保冷保管施設消耗品費、事務打合せ旅費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	11,656	11,656	11,656	10,857
決算額	11,594	10,773	10,974	—
(財源)				
一般財源	10,929	10,108	10,309	—
国庫	665	665	665	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	11,594	10,773	10,974	—

(平成 15 年度包括外部監査結果及び県の措置状況 (平成 19 年 9 月 8 日現在))

監査結果	①補助金に係る消費税等の仕入控除 交付先の畜産物衛生指導協会は消費税等の課税事業者であり、県では消費税等の納税状況につき事前に確認を行ったうえで交付する必要があったが、
------	---

	<p>実施していなかった。</p> <p>(指摘)</p> <p>補助金の対象となった事業について仕入控除額が発生するのであれば、仕入控除額相当額を差し引いた金額について補助金を交付することとなるため、交付先における消費税等の納税状況につき確認する必要がある。</p> <p>なお、畜産物衛生指導協会は平成 14 年度において特定収入割合が 5% を超えており、交付額に相違はなかった。</p>
措置状況	<p>畜産物衛生指導協会は、国が示している「畜産再編統合対策事業に係る消費税の取扱いについて」で、消費税相当額を含めて交付申請ができる事業実施団体に該当することから、消費税相当額も含めて補助金交付申請を行った。</p> <p>畜産物衛生指導協会の特定収入が 5% 以上であることを、同協会の収支決算書及び収支予算書より確認した。</p>

(措置状況を確認するために実施した手続)

- ①現在の消費税仕入控除税額返還の要否確認の方法に関する質問
- ②平成 30 年度正味財産増減計算書の閲覧

(手続の結果)

質問により、県が毎年補助金交付団体の正味財産増減計算書入手し、特定収入が 5% 以上であることを確認しており、平成 30 年度も同様であるとの回答を得た。

また、平成 30 年度の正味財産増減計算書を閲覧し、受取補助金及び受取助成金の額の合計が、「一般正味財産増減の部」経常収益計と指定正味財産増減の部の当期増減額を合算した額の過半を占めていることを確かめた。

ただし、特定収入割合は、次の計算式により算定されるものである。(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 60 条第 4 項、消費税法施行令(昭和 63 年政令第 360 号)第 75 条)

$\text{特定収入割合} = \frac{\text{特定収入の合計額}}{\text{(課税売上高(税抜き) + 免税売上高 + 非課税売上高 + 国外売上高 + 特定収入の合計額)}}$
---

特定収入に含まれる補助金の額等については、正味財産増減計算書から把握することができるが、特定収入の合計額や課税売上高(税抜き)の額は実際に消費税及び地方消費税の申告を行った事業者でないと把握できず、正確な特定収入割合を正味財産増減計算書から計算することは困難と考える。

県では、「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」(平成 22 年 3 月 30 日財第 314 号総務部長通知別紙)で、補助金交付要綱上、交付申請

や実績報告、消費税及び地方消費税の申告後の各段階で、補助金に係る消費税仕入控除税額の報告を求める条項を規定することを注意喚起している。

当補助金の交付要綱には、交付申請や実績報告の段階での確認条項は記載されているが、消費税及び地方消費税の申告後の段階で報告を求める条項が記載されていない。

「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」（平成 22 年 3 月 30 日財第 314 号総務部長通知別紙）18 その他より抜粋

**【規定例】**

（消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第〇条 補助事業者等は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告の規定により減額した補助事業者等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第△号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 補助金交付要綱への仕入控除税額の確認に関する条項の追加について

特定収入を正味財産増減計算書のみから正確に把握することは困難であり、仕入控除税額と補助金交付が重複しないことを確認するための方法として、現行の方法によることに代えて、補助金交付要綱に「消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還」に係る条項を追加することを検討されたい。【意見】

5 地籍調査事業負担金

（補助金等の概要）

補助金等の名称	地籍調査事業負担金
所管部課	農林水産部農村計画課
創設年度	昭和 37 年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	地籍調査が推進されることにより、土地取引の円滑化や行政の効率化に資する
補助対象事業の概要	国土調査法の定めに基づき、市町村が行う地籍調査に要する経費に対して負担金を交付する
補助金等の分類	その他事業費補助 (国庫負担金制度に基づく負担金)

根拠法令・交付要綱等の名称	国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号） 山形県地籍調査事業負担金交付規程			
補助金等の交付先(最終交付先)	市町村			
補助金等の算出方法	補助対象経費の 4 分の 3			
補助対象経費	市町村が行う地籍調査に要する経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	359,853	382,969	328,021	156,260
決算額	235,050	259,151	235,607	—
(財源)				
一般財源	78,350	86,384	78,536	—
国庫	156,700	172,767	157,071	—
その他	—	—	—	—
交付先数	14	12	12	—
決算額÷交付先数	16,789	21,595	19,633	—

(平成 15 年度包括外部監査結果及び県の措置状況 (平成 19 年 9 月 8 日現在))

監査 結果	<p>①市町村への啓発活動について</p> <p>山形県の地籍調査の進捗度は平成 14 年度までで 45.5% (国土調整法第 19 条第 5 項指定を含む) となっている。これは、全国平均並であるが東北 6 県のなかでは最も低い水準にある。地籍調査については国より 10 ヶ年計画が策定されており、平成 14 年度でこの計画と実績とを比較すると、計画が全県で 46.9 k m<sup>2</sup> に対し実績は 32.0 k m<sup>2</sup> と下回っている状況にある。また、地域間の格差も目立ち、特に、上山市、天童市では未着手の状態である。</p> <p>(意見)</p> <p>地籍調査は国や県の意向だけで実施できるものではなく各市町村の協力を必要とするものである。このため、各市町村の協力を得られるよう、より啓発活動等に力を入れ、国の計画を達成することが望まれる。</p>
措置 状況	<p>地籍調査の目的及び重要性について、研修会等を通じて未着手・休止市町村等の意識向上に努めるとともに、関係機関と連携を強め一層の推進を図っていく。</p>

(措置状況を確認するために実施した手続)

- ①平成 30 年度に地籍調査に対する意識向上のために実施した施策に関する質問
- ②県の地籍調査進捗率の状況に関する質問及び資料閲覧

(手続の結果)

地籍調査事業実施市町村の数について、平成 21 年度末と平成 30 年度末の状況は次の

とおりであり、未着手であった上山市は平成 24 年度、天童市は平成 26 年度から事業に着手し、事業実施中の 1 町が令和元年度に事業完了見込みである。

進捗状況	平成 21 年度末	減少	増加	平成 30 年度末
完了	4			4
緊急地域完了(※)	6		1	7
事業実施	11	△4 (完了1、休止3)	5 (再開3、着手2)	12
休止	12	△3	3	12
未着手	2	△2		0

(※) 優先的に地籍を明確にすべき地域が完了した状態をいう。

地籍調査対象面積に占める調査済面積の割合である地籍調査進捗率は、平成 21 年度末の 47.6%に対し、十箇年計画では平成 31 年度末で 56%を目標としているが、平成 30 年度末現在 49.2%となっている。また、国全体では目標 57%に対して平成 30 年度末 52%であり、国全体平均より若干下回っている状況である。

調査済面積では国全体平均や県の十箇年計画目標より下回っているが、未着手市町村がゼロとなり、また再開市町村もあることから、状況は改善しているものとする。

さらに、県では、平成 30 年度、次の事業を実施し、引き続き地籍調査事業の推進を図っていることを確かめた。

- 地籍調査事業実施概要の冊子及び概要図を作成し、全市町村へ配布し、地籍調査に対する意識向上を図っている。
- 休止市町村に対して、地籍調査に関する最新技術や活用事例が掲載されている機関誌の配布を行い、事業の早期再開を促している。
- 予算要求時、休止市町村に調書作成を依頼し、状況を把握のうえ再開の検討をお願いしている。
- 5月に国主催の国土調査研修を全市町村へ案内し、人材育成を通じた地籍調査事業の推進を図っている。(市町から7名の参加)
- 9月に国主催の制度運用研修会を全市町村へ案内し、調査精度の向上や最新技術の習得を図っている。(市町村から18名の参加)

## 6 山形県土地改良負担金償還平準化事業利子補給補助金 (補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県土地改良負担金償還平準化事業利子補給補助金
所管部課	農林水産部農村計画課

創設年度	平成 23 年度			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	土地改良事業に係る農家負担金の軽減を図る			
補助対象事業の概要	土地改良負担金償還平準化事業（国事業）に定める資金を土地改良区等に融通する融資機関に対して、締結した利子補給契約書に基づき利子補給を行う場合の経費に対して補助を行う。			
補助金等の分類	その他事業費補助 （国庫補助に基づく補助）			
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県土地改良負担金償還平準化事業利子補給補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	土地改良事業団体連合会			
補助金等の算出方法	1月1日から12月31日までの期間における平準化資金の融資平均残高に対して一定の割合で計算した金額の合計額から全国土地改良事業団体連合会が行う利子補給金の合計額を控除した額以内の額			
補助対象経費	上記利子補給金			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	21,645	16,034	11,075	7,543
決算額	21,645	15,323	10,716	—
(財源)				
一般財源	21,645	15,323	10,716	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	21,645	15,323	10,716	—

（平成 15 年度包括外部監査結果及び県の措置状況（平成 19 年 9 月 8 日現在））

監査結果	<p>①支払証憑の徴収について</p> <p>土地連より各土地改良区等が平準化資金として借入れた金融機関に支払いをしているが、県はその支払証憑等の写し等を徴収していない。</p> <p>（意見）</p> <p>支払いの事実及び正確さを確認するため、支払証憑等の写しを徴収すべきと考える。</p>
------	---

措置 状況	今後は、支払証券等の写しを徴収する。
----------	--------------------

(措置状況を確認するために実施した手続)

①平成 30 年度分に係る実績報告書及び添付資料、現地調査等審査書類の閲覧

(手続の結果)

実績報告書の添付資料として、交付先が金融機関に対して支払う利子補給金に係る支払証券として振込処理結果の写しを徴収していることを確かめた。

## 7 園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金

(補助金等の概要)

No. 59「園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金」は、平成 15 年度包括外部監査の対象となった「やまがた園芸農業拡大推進事業費補助金」の後継補助金である。

ただし、あくまで別個の補助金であるため、対象事業や交付要件等は異なる部分もある。措置状況監査においては、現行補助金に共通する部分について確認を行う。

(平成 15 年度包括外部監査結果及び県の措置状況 (平成 19 年 9 月 8 日現在))

監査 結果	<p>①営農集団への補助金の交付について</p> <p>営農集団が省力化・低コスト化機械設備導入推進事業の補助金を受ける場合、新たな営農集団が多数設立されている。</p> <p>(意見)</p> <p>本来、営農集団は各農家が集まって、より大規模で効率的な農作業を行うことや栽培技術を向上させるなどの目的で設立されるものである。補助金を受けるために営農集団が次々設立されるとなると、営農集団の趣旨から乖離してしまう可能性があると思われる。</p> <p>できる限り既存の営農集団を活用し、本来の目的から乖離してしまうような営農集団が増加しないようにすることが望ましい。</p>
措置 状況	今後はできる限りそうした営農集団が増加しないよう指導する。

(措置状況を確認するために実施した手続)

①営農団体の設立の状況に関する質問

(手続の結果)

現行の補助金制度が創設された平成 29 年度以降、補助金申請年度に設立された営農団体はあるが、省力化・低コスト化機械設備導入のための補助金を受けるためでなく、新たな品目や栽培技術等に取り組む目的での設立であり、措置状況で想定している営農団体の増加は認められない。

監査 結果	②投資効果の判断について 事業実施要件として、事業実施要領第 5 事業の実施方針 2 において「投資に対する効果が適正か否かを判断するため、整備する施設等の導入効果について、分析を行うものとする。」となっているが、投資に対する効果が適正か否かの判断基準は明確にされていない。また、県は、事業実施計画書及びヒアリングによって総合的に判断しているとのことであるが、その資料等は残されていない。 (改善策) 事業実施が適切であるかどうかを判断するためには、事前に判断基準を明確にしたうえで導入効果を分析し、その経過を書類として整理・保存しておく必要がある。
措置 状況	ヒアリングの段階で費用対効果を採択の重要な基準として設定し、事業計画書の内容に従い判断基準を明確に数値化して採否を決定することとしている。平成 16 年度からはヒアリングの資料や分析経過を書類として整理・保存する。

(措置状況を確認するために実施した手続)

- ①現行補助金の事業計画審査における投資効果の検討状況の質問
- ②事業計画書及び計画審査資料等の閲覧

(手続の結果)

現行補助金においては、次のとおり、判断基準を明確に数値化して採否を決定していることを確かめた。

- 補助要件として明確な成果目標を設定することとしている。
- 市町村に対する事前ヒアリングの段階で、総合支庁担当者や農業技術普及課の技術職員が事業計画の実現可能性について検討している。
- 必要に応じて上記検討内容は文書化している。

監査 結果	<p>③補助対象となった設備の使用状況の把握について</p> <p>補助金を受けた営農集団が適切に補助対象となった設備を使用しているか、また営農集団自体が活動しているかを確認するために「やまがた園芸農業拡大推進事業実施状況報告書」を提出させているが、組織の活動状況等の記載があまりなされていないケースや事業の効果等について十分記載されているとは言い難いものがある。</p> <p>(意見)</p> <p>補助対象となった設備の利用状況、営農集団自体の活動状況が具体的に確認できるよう十分な記載を指導する必要があると考える。</p>
措置 状況	<p>事業実施状況報告への記載について徹底させるため、総合支庁と連携しながら指導する。</p>

(措置状況を確認するために実施した手続)

- ①現行補助金の事業実施状況報告への記載状況の質問
- ②事業実施状況報告の閲覧

(手続の結果)

現行補助金においては、事業実施状況報告に事業内容、販売額・所得額・生産コスト・契約割合・農業販売額・研修生・雇用人数等を具体的に記載する様式とし、組織の活動状況を記載するようにしていることを確かめた。

監査 結果	<p>④事業状況の把握について</p> <p>事後的に事業状況を把握するために、事業実施要領の第10報告等1において「市町村長は、やまがた園芸農業拡大推進事業の実施状況について、農林水産部長が定めるところにより知事に報告するものとする。」、2において「知事は、1の報告を受けた場合は、第5の事業の実施方針に沿って、事業目標の達成度等の評価を行うこととし、必要に応じ、この評価結果を踏まえて、事業実施主体に対し、指導を行うものとする。」となっている。</p> <p>総合支庁において事業実施主体からの実施状況報告書は入手しているが、事業の達成度等の評価について取りまとめられている資料が作成されていない。</p> <p>(改善策)</p> <p>平成13年度から事業を実施していることを考えると実施状況の把握、評価が遅れているものと思われる。補助金の効果を上げるために事業実施主体に対して指導を行っていくには、事業の達成度等の評価を取りまとめ、必要に応</p>
----------	---

	じその内容を検討する必要がある。
措置 状況	平成 16 年度からは事業実施状況報告書への記載について、徹底させるとともに達成度等の評価を集約、検討し、事業実施主体に対して指導を行う。

(措置状況を確認するために実施した手続)

- ①事業実施状況報告に基づく達成度等の評価及び指導の状況に関する質問
- ②事業実施状況報告の閲覧

(手続の結果)

事業実施状況報告は、毎年、事業実施主体から市町村へ4月30日まで提出され、市町村が事業の状況や改善方法等について評価した上で、5月31日までに県に提出される。県が市町村から提出を受け、評価の集約・検討・指導を行っていることを確かめた。

監査 結果	⑤農業協同組合に対して補助金を交付する場合の提出資料について 農業協同組合に対して補助金を交付した場合、農業協同組合は最終受益者からの利用料を低減して徴収することになるが、県では補助金を交付したことによって利用料が適切に低減され、補助金の効果が最終受益者に還元されているかどうかを把握していないものがある。 (意見) 補助金を受けた施設について、その効果が最終受益者に還元されていることがわかるような資料を報告させるなど、補助金の効果が最終受益者に還元されているか確認できるようにすることが望ましい。
措置 状況	今後は農業協同組合に対し、実施計画段階で利用料算定に係る資料を提出させ、受益者に還元されるものであることを確認する。

(措置状況を確認するために実施した手続)

- ①現行補助金における利用料算定に係る資料の確認状況の質問

(手続の結果)

現行補助金においては、事業主体が農業協同組合かどうかに限らず、事業計画に共同利用機械・施設の管理運営に関する規程を添付することとし、内容を審査していることを確かめた。

監査 結果	<p>⑥採択要件の基準について</p> <p>事業の採択要件は、「概ね3,000㎡以上」のようになっているが、それぞれの基準数値以下でも事業が採択されている。これは、概ねを8割以上として取り扱っているためである。</p> <p>(意見)</p> <p>概ねを8割以上として取り扱うのであれば、採択基準を現在の8割にまで引き下げるなどして、裁量の余地を少なくすることが望ましい。</p>
措置 状況	<p>平成16年度の採択要件から概ねという表現を削除した。</p>

(措置状況を確認するために実施した手続)

①現行補助金における補助要件の確認

(手続の結果)

「園芸大国やまがた産地育成支援事業実施要綱」を閲覧し、補助の要件に概ね等のあいまいな表現がないことを確かめた。

#### 第4 平成21年度包括外部監査結果に係る措置状況

(平成21年度包括外部監査結果及び措置状況に関する県の回答-抜粋・要約)

監査結果	措置状況（平成22年12月末現在）
<p>(意見)</p> <p>補助金事故防止対策について、次の点について改善されたい。</p> <p>③審査会を開催した事実を審査会議事録等で記録し、誰が審査の責任を負うのかを明確すること。</p> <p>④審査会が要領に従い網羅的に実施されたことを保証するため、異なる部署の人員によるモニタリングを行うこと。</p> <p>⑤現地調査および審査会に、専門家を招へいすること。また、専門家の判断で別途調査が必要となった場合は、専門家の調査を実施すること。</p>	<p>補助事業が目的どおりに実施されるよう指導等を十分に行っていく。</p> <p>審査会等について、異なる部署の職員も交えた審査会の開催や審査結果についての出席者の押印による決裁など、要領に従って適正に行っていく。</p> <p>現地調査、審査会への専門家の招へいについては、専門家の判断を仰ぐ必要のある案件が発生した場合に検討する。</p>

(措置状況を確認するために実施した手続)

##### ①次の事項に関する質問

- 審査会の構成
- 審査会議事録等の有無
- 交付先の決定方法及び決裁承認過程等

##### ②次の資料の閲覧

- 補助金交付要綱
- 審査会設置要領等
- 審査実施に関する資料、審査会議事録等
- 交付決定に係る起案書等

#### 1 3R研究開発事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	3R研究開発事業費補助金
所管部課	環境エネルギー部循環型社会推進課
創設年度	平成18年度
終期年度	未設定
補助金等の目的	県の循環型産業の創出育成を図る

補助対象事業の概要	事業者等が、バイオマス、廃プラスチック、汚泥等をはじめとした廃棄物分野において地域の特性を活かした3R（リデュース〈発生抑制〉、リユース〈再使用〉、リサイクル〈再生利用〉）技術の研究開発を事業者等が行う場合に要した経費に対して補助を行う。			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成30年度山形県3R研究開発事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	民間事業者			
補助金等の算出方法	(1) 先導的研究開発事業 補助対象経費の実支出額の合計額に3分の2を乗じて得た額と10,000千円のいずれか低い額以内の金額 (2) 研究開発・事業化調査事業 補助対象経費の実支出額の合計額に2分の1を乗じて得た額と2,500千円のいずれか低い額以内の金額			
補助対象経費	原材料費、機械装置・工具器具費、外注加工費、謝金、費用弁償、検査分析・試験等に関する委託費、共同研究費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	9,800	6,786	15,592	20,325
決算額	9,681	3,094	11,831	—
(財源)				
一般財源	—	—	—	—
国庫	—	—	—	—
その他	9,681	3,094	11,831	—
交付先数	2	3	5	—
決算額÷交付先数	4,840	1,031	2,366	—
申請先数	2	3	6	—

(審査会に関する状況)

審査会設置要領等の名称	山形県循環型産業事業評価委員会設置要綱		
審査会等の構成	有無	構成員の状況	
他部局等の職員の参加	無	①委員長 大学院教授	

	同部局内の他の所管課の職員の参加	無	②委員	大学教授
	外部専門家の参加	有	③委員	大学院教授
			④委員	公益財団法人職員（経営支援）
			⑤委員	公益財団法人職員（研究員）
			⑥委員	税理士
	上記いずれも無の場合、その理由		-	
審査基準等の設定状況			評価基準及び評価方法が設定されている。	
審査内容の文書化の状況			審査会における審査の内容は、議事録を作成し、記録している。	
審査結果及び交付先決定に係る決裁の状況			審査結果について、審査会における採択の可否を踏まえ、環境エネルギー部長の決裁により最終的に決定している。	
審査結果の不交付先への報告状況（アドバイス等の共有等）			該当なし	

（監査の結果）

（1）評価委員に利害関係がある場合の評価委員会運営について

平成 30 年度に開催された第 1 回評価委員会において応募のあった 4 件のうち 3 件が、評価委員が共同研究者を務める研究開発事業の提案であった。なお、当委員会で提案された 4 件については、全て採択されている。

当委員会による評価方法は、第 1 次評価で個々の事業内容について 5 段階評価による個別評価を行い、第 2 次評価では第 1 次評価結果を基に総合的に必要な調整を行うことを主眼とした合議評価となっている。

共同研究者である評価委員は、利害関係のない 1 件については評価を実施し、利害関係のある 3 件については評価を実施していない。しかし、第 1 次評価、第 2 次評価の場に同席し、議事録によると、第 2 次評価では発言も行っている。

利害関係がある提案に評価委員が同席している状況について、県では次の回答のとおり、公平な評価が行われていると認識している。

【県の回答】

1 次評価・2 次評価での同席はあるものの、共同研究者であるため審査及び評価の権限はなく、発言はあってもオブザーバーとしての発言である旨審査員全員が共通理解のもと、評価を行っている。

該当する委員は委員長でなく、また、共同研究者となっている事業でも不採択となる場合もあり、評価は公平に行われているものと認識している。

確かに、当委員会による評価は、競合する提案から選定する評価ではなく各提案事業

内容の個別評価であり、かつ1次評価は評価者による平均点による評価であるため、県の回答のような共通理解のもと評価が行われている場合、公平な評価が行われるものとする。しかし、第2次評価は合議評価であり、オブザーバーとしての発言であるとしても、同席することにより評価に影響を与える可能性があるとする。

よって、外観的にも疑義を与えず、より公平な評価・選定を行うため、利害関係がある評価委員は、該当する提案を評価しないだけでなく、当該案件に係る評価委員会自体を欠席してもらい、その評価委員が知見を有する分野に係る他の専門家に出席を求める等の方策を検討されたい。【意見】

「山形県循環型産業事業評価委員会設置要綱」第5条より抜粋  
 (会議)  
 第5条 委員長は、評価委員会の会議の議長となる。  
 2 委員長は、評価委員会の運営に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

募集案内によれば第1回評価委員会は、3月30日までに申請されたものを4月26日に評価実施するスケジュールであり、申請案件の内容と評価委員の利害関係を把握してから委員以外の専門家を探す十分な時間があるものとする。

なお、県では、評価の更なる公平性確保のため、次期の委員改選時(令和2年度当初)にあっては、共同研究者となる可能性の低い研究者(他県を活動拠点とする研究者等)に新たに委嘱する方向で検討している。

## 2 やまがた若者チャレンジ応援事業費補助金 (補助金等の概要)

補助金等の名称	やまがた若者チャレンジ応援事業費補助金
所管部課	子育て推進部若者活躍・男女共同参画課
創設年度	平成25年度
終期年度	未設定
補助金等の目的	若者の主体的な取組みの実現化の機会を提供し、若者の県づくりへの参加を促進し、若者が力を発揮できる環境づくりを進める
補助対象事業の概要	若者グループ(高校生～30歳代の若者2名以上)が地域課題の解決や地域の元気創出に資する次の事業を行う場合に要する経費を補助する。 (1)一般型

	地域の課題を解決する、又は地域の元気を創出し、地域や山形県全体の活性化につながる事業 (2) 県政課題対応型 県が捉えている様々な地域課題について、若者自ら企画し実行解決することで、地域の元気を創出する事業			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度やまがた若者チャレンジ応援事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	若者グループ等			
補助金等の算出方法	補助希望額(査定後)(100万円以内)			
補助対象経費	講師等に係る謝金及び旅費、若者グループ構成員旅費、印刷製本費、消耗品及び材料購入費(燃料費代を含む。)、通信運搬費、委託費、保険料、使用料、人件費(ただし、補助金額の3割以内)、工事請負費(ただし、補助金額の5割未満)、備品購入費、広告費、手数料、負担金			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	10,000	10,000	9,000	6,480
決算額	9,208	9,401	8,859	—
(財源)				
一般財源	9,208	9,401	8,859	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	13	11	11	—
決算額÷交付先数	708	854	805	—
申請先数	13	26	32	—

(審査会に関する状況)

審査会設置要領等の名称	やまがた若者チャレンジ応援事業審査委員会設置要綱		
審査会等の構成	有無	構成員の状況	
他部局等の職員の参加	有	①委員長(民間) 大学教授	
同部局内の他の所管課の職員の参加	無	②民間委員 地域振興サポート企業代表	
外部専門家の参加	有	③民間委員 NPO法人事務局長	
		④行政委員 教育庁社会教育担当	

		⑤行政委員 子育て推進部若者活動支援担当
	上記いずれも無の場合、その理由	-
審査基準等の設定状況		設置要綱において、審査項目、審査にあたってのポイント、採点方法及び採点の基準が定められている。
審査内容の文書化の状況		審査会における審査の内容は、議事録を作成し、記録している。
審査結果及び交付先決定に係る決裁の状況		審査結果について課長決裁のうえ、知事に協議している。
審査結果の不交付先への報告状況（アドバイス等の共有等）		書面により不採択の通知を行い、審査委員からのアドバイス等を添付している。

(監査の結果)

該当なし。

### 3 介護のお仕事プロモーション事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	介護のお仕事プロモーション事業費補助金
所管部課	健康福祉部長寿社会政策課
創設年度	平成 28 年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	県民や県内の学生等の介護職への理解を促進し、興味関心を高め、また、介護職が進路・就職先の選択肢の一つとして認識されるようにする。
補助対象事業の概要	介護職に関する情報を、県民や県内の学生等、特に介護職に興味関心のない層を含む若年層及びその保護者、教員等に向けて分かりやすく発信するために要する経費に対して補助を行う。
補助金等の分類	その他事業費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県介護のお仕事プロモーション事業費補助金交付要綱
補助金等の交付先(最終交付先)	民間
補助金等の算出方法	補助対象経費の実支出額又は 150 万円のいずれか低い額と、総事業費から寄付金その他の収入額を

	控除した額とを比較して少ない方の額とする。			
補助対象経費	謝金、旅費、印刷製本費、食糧費、消耗品・材料購入費、自動車燃料費、保険料、通信運搬費、委託料（補助総額の3分の2以内）、使用料、人件費（補助総額の2分の1以内）、研修費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	8,644	8,100	7,433	8,000
決算額	7,804	7,732	7,190	—
(財源)				
一般財源	—	—	—	—
国庫	—	—	—	—
その他	7,804	7,732	7,190	—
交付先数	9	8	6	—
決算額÷交付先数	867	966	1,198	—
申請先数	15	8	6	—

(審査会に関する状況)

審査会設置要領等の名称	平成30年度介護のお仕事プロモーション事業に係る審査方法について	
審査会等の構成	有無	構成員の状況
他部局等の職員の参加	無	①委員長 担当課長 ②委員 担当課長補佐 ③委員 課長補佐（地域包括ケア推進担当） ④委員 課長補佐（介護事業担当）
同部局内の他の所管課の職員の参加	無	
外部専門家の参加	無	
上記いずれも無の場合、その理由		効果的に介護の魅力発信ができるかどうかの判断となるため、介護業務に精通している所管課により審査を行っている。
審査基準等の設定状況	審査項目、審査にあたってのポイント、配点及び配点の基準が定められている。	
審査内容の文書化の状況	書類審査のため議事録は作成していない。ただし、審査委員からの意見については別途取りまとめ、各交付団体に伝えている。	
審査結果及び交付先決定に係る決裁の状況	審査結果について課長決裁により決定している。	
審査結果の不交付先への報告状況（アドバイス等の共有等）	該当なし	

(監査の結果)

該当なし。

#### 4 NPO活動促進事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	NPO活動促進事業費補助金			
所管部課	観光文化スポーツ部県民文化スポーツ課			
創設年度	平成20年度			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	山形県社会貢献活動促進基金を活用し、NPO等による県民生活の向上など公益増進に資する活動を支援する			
補助対象事業の概要	NPO等が実施する次の事業に要する経費に対して補助を行う。 (1) 団体支援助成事業 (2) 協働助成事業（一般型-重点課題部門/県政課題部門/自由提案部門、テーマ希望型）			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県社会貢献活動促進基金条例 平成30年度山形県NPO活動促進補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	NPO等			
補助金等の算出方法	山形県NPO推進委員会で審査・採択した額以内の額（ただし、一団体への補助金は1,000万円を上限とする。）			
補助対象経費	講師等に係る謝金、旅費、印刷製本費、消耗品及び材料購入費、通信運搬費、保険料、人件費（ただし、補助金額の3割以内）、委託費（ただし、補助金額の2割以内）、備品購入費、修繕費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	28,248	25,441	28,558	37,000
決算額	20,914	25,117	28,317	—
(財源)				
一般財源	—	—	—	—
国庫	—	—	—	—
その他	20,914	25,117	28,317	—

	交付先数	37	40	33	—
	決算額÷交付先数	565	627	858	—
申請先数		52	49	35	—

(審査会に関する状況)

審査会設置要領等の名称		山形県NPO推進委員会設置要綱 やまがた社会貢献基金審査部会運営要領			
審査会等の構成	有無	構成員の状況			
他部局等の職員の参加	無	①協働部会長（学識経験者） 大学教授			
同部局内の他の所管課の職員の参加	無	②委員（学識経験者） 大学教授			
外部専門家の参加	有	③委員（経済界代表） 金融機関職員			
		④委員（NPO活動実践） NPO法人理事			
		⑤委員（NPO活動実践） NPO法人理事			
上記いずれも無の場合、その理由		—			
審査基準等の設定状況		募集要項において、審査方法、選考ポイント等が定められている。			
審査内容の文書化の状況		審査会における審査の内容は、議事録を作成し、記録している。			
審査結果及び交付先決定に係る決裁の状況		山形県NPO推進委員会において審査を行い、審査結果（出席委員、議事録含む）に基づき、観光文化スポーツ部長決裁により決定している。			
審査結果の不交付先への報告状況（アドバイス等の共有等）		採択先への通知書面には、委員のアドバイスを記載している。不採択先への通知書面には委員のアドバイスの記載は行っていないが、口頭により連絡している。			

(監査の結果)

該当なし。

5 元気な6次産業化ステップアップ支援事業費補助金（小規模6次産業化施設整備支援事業）

(補助金等の概要)

補助金等の名称	元気な6次産業化ステップアップ支援事業費補助金（小規模6次産業化施設整備支援事業）
所管部課	農林水産部農政企画課

創設年度	平成 29 年度			
終期年度	平成 30 年度			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	地域の特産農産物等を活用し農産加工に取り組む生産者等を支援することにより、県内で生産される農林水産物を原材料とした付加価値の高い農産加工商品開発を推進する。			
補助対象事業の概要	地域の特産農産物等を活用した加工商品の開発又は生産量の拡大のための小規模な農産加工施設の整備、加工機器の導入等に要する経費に対して補助を行う。 (応募要件) 事業に係る販売額が3年後に現状の1.2倍以上となるもの			
補助金等の分類	施設整備費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県元気な6次産業化ステップアップ支援事業費補助金交付要綱(小規模6次産業化施設整備支援事業)			
補助金等の交付先(最終交付先)	農林漁業者			
補助金等の算出方法	補助対象経費(その額が300万円を超えるときは300万円)の3分の1以内の額			
補助対象経費	既存設備改造等に係る建設工事費、委託料、加工機器購入経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	—	8,000	2,153	—
決算額	—	7,073	2,137	—
(財源)				
一般財源	—	7,073	2,137	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	—	11	3	—
決算額÷交付先数	—	643	712	—
申請先数	—	11	3	—

(審査会に関する状況)

審査会設置要領等の名称	山形県元気な6次産業化ステップアップ支援事業(小規模6次産業化施設整備支援事業)審査会要領
-------------	---

審査会等の構成	有無	構成員の状況
他部局等の職員の参加	無	①外部委員 経営支援アドバイザー ②外部委員 団体総務課 ③外部委員 食ビジネスプランナー ④内部委員 農業総合研究センター研究員 ⑤内部委員 農林水産部農政企画課長
同部局内の他の所管課の職員の参加	無	
外部専門家の参加	有	
上記いずれも無の場合、その理由	-	
審査基準等の設定状況		審査会要領及び審査会審査基準表により、審査方法、配点、採択の基準等が定められている。
審査内容の文書化の状況		書類審査のため議事録は作成していない。ただし、審査委員提出の審査票及び集計結果等を記録として保管している。
審査結果及び交付先決定に係る決裁の状況		各審査委員提出の審査票集計後の審査結果について農林水産部長の決裁により決定している。
審査結果の不交付先への報告状況（アドバイス等の共有等）		該当なし

(監査の結果)

該当なし。

## 6 元気な6次産業化ステップアップ支援事業費補助金（6次産業化施設整備支援事業）

(補助金等の概要)

補助金等の名称	元気な6次産業化ステップアップ支援事業費補助金（6次産業化施設整備支援事業）
所管部課	農林水産部農政企画課
創設年度	平成29年度
終期年度	平成30年度
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	農家所得の向上や雇用の創出、地域内の連携・協働による地域の活性化を図る
補助対象事業の概要	農林漁業者自ら又は直売所や加工所を核とした地域の6次産業化に向けたプロジェクト計画を策定した場合、当該プロジェクト計画に必要な施設整備や機械導入等に要する経費に対して補助を行

	う。 (プロジェクト計画の要件) ① 5年後の事業目標が次のいずれの要件も満たす 取組みであること ・ 導入施設等に関する産出額が現状の2倍以上 ・ 雇用創出 375 人日以上 ② 事業費が 300 万円以上			
補助金等の分類	施設整備費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県元気な6次産業化ステップアップ支援事業 費補助金交付要綱(6次産業化施設整備支援事業)			
補助金等の交付先(最終交付先)	農林漁業者			
補助金等の算出方法	補助対象経費と上限額(個人:3千万円、団体:1 億円)のいずれか低い額の3分の1に相当する額 以内の額			
補助対象経費	プロジェクト計画の目標実現に直接的に必要な事 業であって、事業実施計画に基づく事業に要する 経費(土地の取得及び賃借に係る経費、人件費及 び原則として主たる目的が単に肥育の用に供する 家畜の購入費を除く。)			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	—	84,021	81,095	—
決算額	—	46,584	81,571	—
(財源)	一般財源	46,584	81,571	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	—	8	10	—
決算額÷交付先数	—	5,823	8,157	—
申請先数	—	9	10	—

(審査会に関する状況)

審査会設置要領等の名称	山形県元気な6次産業化ステップアップ支援事業 (6次産業化施設整備支援事業)プロジェクト計 画審査会要領		
審査会等の構成	有無	構成員の状況	
他部局等の職員の参加	無	①外部委員 大学教授	

同部局内の他の所管課の職員の参加	無	②外部委員 一般社団法人理事 ③外部委員 民間企業社長 ④外部委員 金融機関職員 ⑤外部委員 研究機関理事 ⑥内部委員 農林水産部技術戦略監 ⑦内部委員 農林水産部農政企画課長
外部専門家の参加	有	
上記いずれも無の場合、その理由	-	
審査基準等の設定状況	プロジェクト評価基準表により、評価項目、着眼点、配点及び配点基準等が定められている。	
審査内容の文書化の状況	審査会における審査の内容は、議事録を作成し、記録している。	
審査結果及び交付先決定に係る決裁の状況	各審査委員提出の審査票集計後の審査結果について農林水産部長の決裁により決定している。	
審査結果の不交付先への報告状況（アドバイス等の共有等）	該当なし	

(監査の結果)

該当なし。

#### 7 元気な6次産業化ステップアップ支援事業費補助金（スモールビジネス創出支援事業）

(補助金等の概要)

補助金等の名称	元気な6次産業化ステップアップ支援事業費補助金（スモールビジネス創出支援事業）
所管部課	（事業）農林水産部農政企画課 （交付事務）各総合支庁地域産業経済課
創設年度	平成29年度
終期年度	平成30年度
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	農山漁村の多様で豊富な農林水産物や地域資源を活かし、女性や若者等の新たなチャレンジにより付加価値や雇用を生み出す地域内起業を推進する
補助対象事業の概要	女性や若者等が主体となった団体・組織が次の取組みを行う場合、当該事業に要する経費に対して補助を行う。

	(1) チャレンジ段階の取組み ①商品開発に向けた事業プランづくり ②加工品・雑貨・小物の試作 ③食品等成分分析 ④市場調査 ⑤料理・体験メニューの開発 ⑥その他、目的達成のため知事が特に適当と認める活動 (2) ビジネス化段階の取組み ①加工商品等のデザインやパッケージの開発 ②試作品等のブラッシュアップや販売促進活動 ③地域活性化につながるイベントの企画開発や試行 ④その他、目的達成のため知事が特に適当と認める活動			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県元気な6次産業化ステップアップ支援事業費補助金交付要綱（スモールビジネス創出支援事業）			
補助金等の交付先(最終交付先)	農林漁業者			
補助金等の算出方法	補助対象経費の実支出額又は300,000円のいずれか低い金額			
補助対象経費	旅費、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、物品購入費、委託料			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	—	6,500	3,216	—
決算額	—	6,146	2,627	—
(財源)				
一般財源	—	3,073	1,314	—
国庫	—	3,073	1,313	—
その他	—	—	—	—
交付先数	—	38	17	—
決算額÷交付先数	—	161	154	—
申請先数	—	38	17	—

(審査会に関する状況)

審査会設置要領等の名称	山形県元気な6次産業化ステップアップ支援事業
-------------	------------------------

		(スモールビジネス創出支援事業及び商品・販売力向上支援事業) 事業企画提案審査会開催要領
審査会等の構成	有無	構成員の状況
他部局等の職員の参加	無	①委員長 (各総合支庁) 産業経済部長
同部局内の他の所管課の職員の参加	有	②委員 (各総合支庁) 地域産業経済課長
外部専門家の参加	無/ 一部有	③委員 (各総合支庁) 農業振興課長
		④委員 (各総合支庁) 農業技術普及課長
		⑤委員 (各総合支庁) 農村計画課長
		⑥委員 (各総合支庁) 森林整備課長
		⑦外部委員 (村山総合支庁のみ) 公益財団法人職員
上記いずれも無の場合、その理由		-
審査基準等の設定状況		計画審査表により、評価項目、要件、審査内容、審査基準等が定められている。
審査内容の文書化の状況		審査会議事録としては作成していないが、審査会における質疑応答について審査会概要として作成している。
審査結果及び交付先決定に係る決裁の状況		各審査委員提出の審査表集計後の審査結果について、開催要領別紙様式第1号で定められている様式により取りまとめ、各総合支庁産業経済部長の決裁により決定している。
審査結果の不交付先への報告状況 (アドバイス等の共有等)		該当なし

(監査の結果)

該当なし。

8 元気な6次産業化ステップアップ支援事業費補助金(商品・販売力向上支援事業)  
(補助金等の概要)

補助金等の名称	元気な6次産業化ステップアップ支援事業費補助金(商品・販売力向上支援事業)
所管部課	(事業) 農林水産部農政企画課 (交付事務) 各総合支庁地域産業経済課
創設年度	平成29年度
終期年度	平成30年度
補助金見直しを行った年度	該当なし

補助金等の目的	農産加工等の既存商品のブラッシュアップや新商品開発、販路拡大に取り組む生産者等を支援することにより、農業者の6次産業化事業への定着や拡大を促進する			
補助対象事業の概要	<p>生産者等が次の事業を行う場合、当該事業に要する経費に対して補助を行う。</p> <p>(1) 商品等のブラッシュアップや開発活動</p> <p>①商品試作やレシピづくり</p> <p>②商品のデザインやパッケージの開発</p> <p>③食品等の成分分析や保存試験</p> <p>④市場調査やテストマーケティングの実施</p> <p>⑤その他、目的達成のため知事が特に適当と認める活動</p> <p>(2) 販路開拓やPR活動</p> <p>①販売促進活動</p> <p>②商談会への出展</p> <p>③商品PR活動</p> <p>④その他、目的達成のため知事が特に適当と認める活動</p>			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県元気な6次産業化ステップアップ支援事業費補助金交付要綱（商品・販売力向上支援事業）			
補助金等の交付先(最終交付先)	農林漁業者			
補助金等の算出方法	補助対象経費の2分の1以内の額（上限額は50万円）			
補助対象経費	謝金及び旅費、委託料、印刷製本費、消耗品及び材料購入費、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料、商談会等出展経費、備品購入費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	—	2,000	1,548	—
決算額	—	1,334	1,220	—
(財源)				
一般財源	—	667	610	—
国庫	—	667	610	—
その他	—	—	—	—
交付先数	—	6	6	—
決算額÷交付先数	—	222	203	—

申請先数	-	6	8	-
------	---	---	---	---

(審査会に関する状況)

審査会設置要領等の名称		山形県元気な6次産業化ステップアップ支援事業 (スモールビジネス創出支援事業及び商品・販売力向上支援事業) 事業企画提案審査会開催要領		
審査会等の構成	有無	構成員の状況		
他部局等の職員の参加	無	①委員長 (各総合支庁) 産業経済部長		
同部局内の他の所管課の職員の参加	有	②委員 (各総合支庁) 地域産業経済課長		
外部専門家の参加	無/ 一部有	③委員 (各総合支庁) 農業振興課長		
		④委員 (各総合支庁) 農業技術普及課長		
		⑤委員 (各総合支庁) 農村計画課長		
		⑥委員 (各総合支庁) 森林整備課長		
		⑦外部委員 (村山総合支庁のみ) 公益財団法人職員		
上記いずれも無の場合、その理由		-		
審査基準等の設定状況		企画提案審査表及び審査基準表により、審査項目、要件、審査内容、採点基準等が定められている。		
審査内容の文書化の状況		審査会議事録としては作成していないが、審査会における質疑応答について審査会概要として作成している。		
審査結果及び交付先決定に係る決裁の状況		各審査委員提出の審査表集計後の審査結果について、開催要領別紙様式第1号で定められている様式により取りまとめ、各総合支庁産業経済部長の決裁により決定している。		
審査結果の不交付先への報告状況 (アドバイス等の共有等)		該当なし		

(監査の結果)

該当なし。

9 食産業王国やまがた推進事業費補助金

(補助金等の概要)

No. 54 「食産業王国やまがた推進事業費補助金」参照

(審査会に関する状況)

審査会設置要領等の名称		食産業王国やまがた推進事業プロジェクト計画審査会要領
審査会等の構成	有無	構成員の状況
他部局等の職員の参加	無	①外部委員 公益財団法人職員（経営支援関係）
同部局内の他の所管課の職員の参加	無	②外部委員 金融機関職員（企業支援関係）
外部専門家の参加	有	③外部委員 公益財団法人職員（6次産業化推進） ④内部委員 農林水産部次長 ⑤内部委員 農業総合研究センター研究員
上記いずれも無の場合、その理由		-
審査基準等の設定状況		評価基準表により、評価項目、着眼点、配点及び配点基準等が定められている。
審査内容の文書化の状況		審査会における審査の内容は、業務報告書を作成し、議事録及び採点表集計結果を記録している。
審査結果及び交付先決定に係る決裁の状況		審査結果について、審査会における採択の可否を踏まえ、農林水産部長の決裁により最終的に決定している。
審査結果の不交付先への報告状況（アドバイス等の共有等）		該当なし

(監査の結果)

該当なし。

10 農業水利施設保全合理化事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	農業水利施設保全合理化事業費補助金
所管部課	農林水産部農村計画課
創設年度	平成24年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	農業水利施設の機能を効率的に保全する
補助対象事業の概要	土地改良区等が、次の事業を実施した場合、事業の実施に要する経費に対して補助を行う (1) 施設計画策定事業 (2) 水利用調整事業

	(3)管理省力化施設整備事業			
補助金等の分類	その他事業費補助 (国庫補助に基づく補助)			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県水利施設等保全高度化事業費 補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	市町村、土地改良区			
(うち審査会開催分)	吉野川土地改良区			
補助金等の算出方法	(1)施設計画策定事業 補助対象経費の 100 分の 100 以内 (2)水利用調整事業 補助対象経費の 50%以内 (3)管理省力化施設整備事業 ①農業用排水施設の整備並びに農業用排水 施設に附帯する施設の整備 補助対象経費の 54%以内 ②農業用排水施設に附帯する安全施設の整備 補助対象経費の 65%以内			
補助対象経費	(1)施設計画策定事業 及び(2)水利用調整事業 調査・調整費(賃金、報償費、旅費、需用費、 役務費、委託費、使用料及び賃借料、備品購入 費、技術員手当等、共催費、補償費、資材購入 費、機械賃料) (3)管理省力化施設整備事業 工事費(純工事費、測量設計費、用地費及び補 償費、船舶機械器具費)			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	10,180	81,810	107,100	40,400
決算額	10,180	81,810	77,100	—
(うち審査会開催分)	—	—	20,000	—
(財源)				
一般財源	—	—	—	—
国庫	10,180	81,810	77,100	—
その他	—	—	—	—
交付先数	6	11	8	—
(うち審査会開催分)	—	—	1	—
決算額÷交付先数	1,697	7,437	9,638	—
申請先数	6	11	8	—

(審査会に関する状況)

審査会設置要領等の名称		山形県置賜総合支庁産業経済部補助金等適正化審査会設置要領
審査会等の構成	有無	構成員の状況
他部局等の職員の参加	無	①審査会長 置賜総合支庁産業経済部長 ②副会長 置賜総合支庁地域産業経済課長 ③審査員 置賜総合支庁産業経済部各課長
同部局内の他の所管課の職員の参加	有	
外部専門家の参加	無	
上記いずれも無の場合、その理由		-
審査基準等の設定状況		農林水産部所管補助事業等計画審査チェックリストにおいて審査項目が定められている。
審査内容の文書化の状況		上記チェックリストに基づく審査結果を「補助事業等計画審査に関する意見書」とともに審査会の開催記録として保管している。
審査結果及び交付先決定に係る決裁の状況		「補助事業等計画審査に関する意見書」における審査員の押印による決裁で決定している。
審査結果の不交付先への報告状況（アドバイス等の共有等）		該当なし

(監査の結果)

該当なし。

